

滑川町告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第238回滑川町議会定例会を招集する。

令和5年8月25日

滑川町長 大塚 信 一

記

- 1 招集日 令和5年9月5日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	松	本	幾	雄	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	内	田	敏	雄	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	吉	野	正	浩	議員

不応招議員（なし）

令和5年第238回滑川町議会定例会

令和5年9月5日（火曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 5 認定第 1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
 - 6 認定第 2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
 - 7 議案第46号 滑川町立図書館の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第47号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第48号 滑川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第49号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第50号 滑川町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第51号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 13 議案第52号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定について
 - 14 議案第53号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
 - 15 議案第54号 令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
 - 16 議案第55号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について
 - 17 議案第56号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
 - 18 議案第57号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
 - 19 議案第58号 町道路線の廃止について
 - 20 議案第59号 町道路線の認定について

- 2 1 請願第 2号 国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願書
- 2 2 請願第 3号 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める件に関する請願書
- 2 3 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	田島百華

録 音 松 葉 良 次

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各員には大変ご多用のところ、第238回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第238回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

5番 阿部弘明 議員

6番 西宮俊明 議員

7番 北堀一廣 議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議をいただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○議会運営委員長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。3番、瀬上邦久です。議長の命によりまして、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る8月29日午前10時から開催いたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員6名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議いたしました。

その結果、会期は本日から9月13日までの9日間と決定いたしました。本日は、諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、一般質問を行います。

明日6日は、午前10時から一般質問を行います。

7日は、午前10時から一般質問、決算認定議案の説明、審査報告、総括質疑を行い、決算審査特別委員会を設置し、決算認定議案の付託を行います。

8日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催し、終了後、文教厚生常任委員会を開催いたします。

9日、10日は、休日休会といたします。

11日は休会とし、午前9時から決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査を行います。

12日、13日は午前10時から議案審議を行いまして、全議案審議、全日程終了次第、閉会といたすことと決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月13日までの9日間をしたいと思っております。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今議会には決算審査報告等のため、吉野正和代表監査委員に出席をいただいておりますので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第5号 宗教によって差別されることのない、公平公正な行政サービスを求める件に関する陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率に関する報告書及び寄附報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会から令和5年度教育委員会点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和5年6月、7月、8月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報

告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議、研修等につきましては、報告書を配付しておりますので、ご了承願います。

次に、比企広域市町村圏組合議会定例会の報告を内田敏雄議員にお願いします。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） おはようございます。13番、内田敏雄です。議長の命により、令和5年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会の報告を申し上げます。

8月9日に東松山市役所議場で令和5年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会が開催され、滑川町議会として吉野議長と内田が出席しましたので、報告させていただきます。

会期は、8月9日、1日間で開催されました。

次に、常任委員会の構成の変更がありました。常任委員会の委員長に、嵐山町の森一人議員、副委員長に吉見町の神田隆議員、厚生常任委員会委員長に川島町、道祖土証議員、副委員長にときがわ町の小島利枝議員がそれぞれ選任されました。

上程された議案は、報告1件と13議案でした。

報告第3号 令和4年度比企広域市町村圏組合消防特別会計事故繰越繰越計算書は、防火衣購入事業において納品が遅れ、年度を越えたことによるものです。

議案第18号 専決処分について（比企広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）は、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけ変更に伴う人事院規則の一部改正に伴う比企広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したもので、令和5年7月1日に施行しています。

議案第19号は人事案件で、議会選出の監査委員の選任については、滑川町の吉野議長が選任されました。

議案第20号 火災予防条例の一部を改正する条例制定については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等を鑑み、また異なる法令への対応も必要となるため、所要の規定を整備したものです。

議案第21号 令和5年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出に242万5,000円を追加し、総額7,092万5,000円としたものです。

議案第22号 令和5年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出に5,491万2,000円を追加し、総額36億8,391万2,000円としたものです。

議案第23号 令和5年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計補正予算（第1号）について、繰越金として1,677万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,277万8,000円としたものです。

議案第24号 令和5年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予

算（第1号）について、繰越金として309万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を7,409万9,000円としたものです。

議案第25号 令和5年度比企広域公平委員会特別会計補正予算（第1号）について、前年度繰越金として18万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140万5,000円としたものです。

議案第26号ないし議案第30号は、令和4年度比企広域市町村圏組合一般会計のほか4特別会計決算の認定についてです。全ての議案が原案のとおり可決されました。

以上で終わります。なお、関係書類につきまして事務局にありますので、後で御覧になっていたきたいと思います。

以上で簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） ありがとうございます。

次に、小川地区衛生組合議会定例会の報告を小澤実議員、お願いします。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） おはようございます。8番、小澤実です。議長の命により、報告いたします。

初めに、令和5年第2回小川地区衛生組合議会臨時議会の報告を申し上げます。去る6月26日、小川町の議場において、滑川町からは町長、吉野議長、それに私の3名が出席いたしました。会期は1日です。

議案審議は2件です。議案番号第8号は、小川地区衛生組合監査委員の選任であります。当滑川町議会選出の瀬上邦久議員が、令和5年4月30日に組合議員を辞職になったことに伴い、組合監査委員に欠員が生じたため、新たに吉野正浩議員を選任することについて審議され、議会全員の賛成により吉野正浩議員が小川地区衛生組合監査委員に選任されました。

次に、議案番号第9号は、小川地区衛生組合代表監査委員の梅澤邦夫氏の任期が令和5年7月26日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて審議され、議員全員の賛成により梅澤邦夫氏が小川地区衛生組合監査委員に選任されました。

以上で、令和5年小川地区定例組合議会第2回臨時会の報告といたします。

続きまして、令和5年第2回小川地区衛生組合定例議会の報告を申し上げます。去る8月7日、小川町の議場において、滑川町からは町長、吉野議長、それに私の3名が出席をいたしました。会期は1日でした。

議案審議は2件です。議案番号第10号は、令和5年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億5,264万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を17億3,883万7,000円にするもので、繰越額が決定し、議員全員の賛成により可決されました。

次に、議案番号第11号は、令和4年度小川地区衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入総額は17億7,242万7,350円、歳出総額は15億9,977万9,721円で、繰越額は2億2,135万

5,147円でした。本件も議員全員の賛成により可決されました。

以上で、令和5年第2回小川地区衛生組合定例議会の報告といたします。なお、詳細につきましては、議案書を事務局で保管しておりますので、随時閲覧をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、行政報告を行います。

大塚町長より挨拶並びに一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。町長の大塚ですが、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たっての挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第238回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご健勝にて出席を賜り、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算並びに水道事業会計決算の認定をはじめ、16案件の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり承認、議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

この夏も全国各地で異常気象による様々な災害に見舞われました。記憶に新しいところでは、8月15日に本州に上陸した台風7号は各地に土砂災害や床下浸水などの大きな被害をもたらしました。特に西日本の広い範囲で大雨となり、多いところでは総降水量が700ミリを超える記録的な大雨となりました。県内でも寄居町で突風被害が発生し、屋根瓦の落下や窓ガラスが割れるなど被害が出ました。被災をされた地域の方々にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をご祈念申し上げます。引き続き滑川町でも頻発、激甚化する台風などの災害、さらには予測のつかない首都直下型地震などに対して速やかに対応できるよう、職員一同気を引き締めて災害対策に取り組んでまいります。

それでは、一般行政報告を申し上げます。6月11日、恒例となっている町内の環境美化運動では、環境委員さんを中心に地域住民の方々が自主的に取り組んでいただき、3.5トンを超えるごみを回収していただきました。滑川町の美しい環境を守るために毎年継続して美化運動にご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

次に、あの痛ましい第二次世界大戦の終結から78年を迎えました。悲惨な戦争の記憶を風化させないという強い気持ちで毎年開催している写真パネル展「戦争と平和を考える2023」を、8月3日から19日間にわたりコミュニティセンターで開催し、多くの方々にご来場をいただきました。

また、8月17日は、平和を見詰めるピースバスツアーを実施し、14名の皆様にご参加をいただきました。予科練平和資料館では、出陣を間近に控えた若者の様子を聞くなど、参加者と共に平和の尊さを考える事業を実施することができました。また、同日、エコミュージアムセンターでは、文化財保護委員の大澤謙司氏を講師に迎え、「松山飛行場（唐子飛行場）について」と題しまして、戦跡を通して平和について考える講演会を実施いたしました。

次に、6月に埼玉県が「統計からみた埼玉县市町村のすがた2023」を発行いたしました。その中で、滑川町は年少人口の割合が15.3%で県内1位、合計特殊出生率が1.48で県内1位となるなど、喜ばしい結果となりました。

次に、健康長寿に取り組む滑川町にとって誠に喜ばしいことに、6月11日には山田の鈴木良介さんが100歳を迎えられました。町として一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところです。

9月3日には、自主防災会、各防災関係機関をはじめ町民の多くの皆様に参加をいただき、防災体制の充実と防災意識の高揚を図ることを目的として、第11回滑川町地域防災訓練を実施いたしました。参加者は1,280名でした。議員各位におかれましてもご協力を賜り、ありがとうございます。

夏の間はスポーツ行事も多く行われており、郡民体育大会におきましても各競技において素晴らしい成績を収められております。選手の皆さんの日頃の練習の成果のたまものとお喜びとお祝いを申し上げます。

教育関係につきましては、後ほど教育長より詳しく報告があるかと思えます。

以上、簡単でございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 続いて、馬場教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 改めて、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項を申し上げさせていただきます。

本年度につきましては、7月20日に1学期の終業式、9月1日に2学期の始業式を行いました。大きな事故等もなく、無事に夏休みを終えることができました。今年度は、6月下旬から暑い日が続く、教育活動を実施する上で配慮が必要な日が多くありましたが、子どもたちが安全に過ごせる環境となるよう留意しながら、各学校で工夫をして教育活動を進めてまいりました。依然として暑い日が続いておりますが、子どもたちの安全を最優先に教育活動を継続してまいります。

学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、居場所やセーフティーネットとしての役割も担っておりますので、教育委員会も学校への支援に最大限努めてまいります。

学期初めに当たりまして、児童生徒、園児の健康面、精神面に配慮しつつ、通常の教育活動並び

に学校園の行事を子どもたちの成長を考えながら充実したものにしていくよう、全教職員が全ての子どもたちを見守っていくことを再確認いたしました。特に学校教育活動の効果的な継続的、基本的な感染症等の対策及び熱中症対策の徹底、具体的な教育場面ごとの配慮、心のケア、教職員のメンタルヘルス対策など、これまでも各校で丁寧に行っていましたが、再度徹底するよう指示をいたしました。

学力向上につきましては、4月、5月に行いました全国及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、個々の課題を明らかにし、課題に応じた効果的な指導を進めてまいります。また、GIGAスクール構想もスタートしてから2年がたち、昨年より効果的な使用方法を検討し、使用したほうが有効な場面の検討を継続して進めている状況でございます。また、家庭への持ち帰りの機会を検討し、学校だけでなく、家庭での活用も進め始めているところでございます。さらに全国県の学力・学習状況調査は、本年度より紙ではなく、パソコンを使用するオンラインによるCBTを選択して実施をさせていただきました。この点も含め、本年度に関してはパソコンの利活用方法及びその場面の検討、実践を継続しながら、情報モラルについても確実に身につけさせるように情報教育を進めてまいります。

また、本年度の学校行事につきましては、制限のある中での学校生活の3年間のノウハウを生かし、行事の目的や子どもたちの心情等を踏まえたポストコロナ時代の行事の在り方を考え、実施しております。議員の皆様には、来賓としてご臨席いただき、学校の状況や子どもたちの様子を御覧いただき、ご指導いただければ幸いです。

次に、教育委員会関係でございますが、令和4年度に実施しました取組を教育委員会の事務点検評価といたしまして、去る8月1日に有識者であります評価委員の皆様からご意見をいただき、報告書としてまとめさせていただきました。本議会に提出いたしますとともに、公表してまいりますので、ご指導のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

学校教育関係でございますが、夏季休業に入りまして中学校の総合体育大会、県大会がございました。男女のソフトテニス、卓球女子、剣道男女、陸上、水泳等多くの生徒が県大会に出場いたしました。また、吹奏楽部も西部地区の吹奏楽コンクールの勝ち抜き、県大会に出場いたしました。美術部につきましても、森林公園と連携し、西口に階段アートを展示させていただきました。

また、夏季休業中の7月28日には、全教職員の資質向上を図るために町内全教職員を対象に研修を実施いたしました。内容は、小中学校の連携についての協議及びストレスマネジメントについての講演を聞き、今後の指導、改善、教職員の意識向上を図りました。さらに子どもたちの豊かな心と健やかな体を育成するために、引き続き管理職のリーダーシップの下、生徒指導体制及び教育相談体制の整備、充実を図ってまいります。

いじめや不登校、問題行動への対応につきましても、これまでと同様に真摯に丁寧に学校一丸となって取り組み、早期対応、早期解決に努めてまいります。特に9月は、長期休業明けということ

もあり、生徒指導上の問題が出てくることが予想されます。そこで、福祉課の家庭総合支援拠点をはじめとする関係機関と情報共有、連携の強化を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、まちの相談員等と連携して、不登校やいじめ、不安を抱えている児童生徒、保護者に対する相談など、様々な対応を一丸となって実施してまいります。子どもたちの小さな変化も見逃さず、それを共有するとともに、保護者との連携、地域の力をお借りしての支援など、本町の子どもの健全な育成に全力を上げてまいります。

ポストコロナ時代においても、町の子どもは町で育てることを基本に据え、子どもたちに今必要とされていることを見失うことなく、教育活動を行ってまいります。

続きまして、各校園の施設整備状況について報告をさせていただきます。6月補正で予算措置いただきました滑川幼稚園のバスに設置する車内置き去り防止装置についてですが、学期中に設置が終わり、活用することができました。引き続き園児の安全に配慮するとともに、事故のないよう努めてまいります。

本議会に上程した歳入予算では、宮前小学校校舎増築事業に係る公立学校施設整備費国庫負担金を、建築単価改正により増額分として475万4,000円を追加計上させていただいております。歳出予算につきましては、主に当初予算編成時に減額調整した科目と、今後の執行見込みにより補填が必要と思われるものを中心に予算計上させていただいております。

宮前小学校では、主なものとして教職員が使用する校務用パソコンのリース期限が満了となるため、そのリプレースとパソコン借上料を264万円計上させていただいております。また、計画的に入替えを行っていた体育館の折り畳み椅子の購入を200脚分として360万1,000円計上させていただいております。

次に、福田小学校では、主なものとして建築基準法の改正に伴う耐震基準の変更によるエレベーターの耐震対策改修工事を行うため、326万7,000円を計上させていただいております。

次に、月の輪小学校では、校舎2階、プールへ向かう屋上通路のウッドデッキに腐食が見られたため、修繕費として154万円を計上させていただいております。

次に、滑川中学校では、楽器の修繕費等の173万3,000円と消防設備点検で指摘があった遮光式の救助袋の交換等やエレベーターの防御盤内の電源装置交換等で合計332万7,000円を計上しております。また、プールサイドの滑り止めシートが経年劣化のため、プールサイドマットの購入費といたしまして101万5,000円を計上させていただいております。

また、教材費として、教育学習活動に使用するための実験用薬品ですとか紙等62万7,000円を計上しております。さらに各学校におきまして、学校行事に合わせ、バスの借上料を追加計上させていただいております。今後も厳しい財政状況を鑑みつつも、安全面へ配慮を最優先とし、学習内容や指導方法並びに変化する社会情勢に適正に対応するべく、必要な予算を確保してまいりたいと思っております。

続きまして、生涯学習関係でございます。高齢者のための寿学級を6月から開始させていただきました。現在まで11地区において開催させていただき、203名の方々にご参加をいただきました。社会教育指導員の「滑川郷土かるたの旅、郷土の誇り人物編」の講話に始まり、人権学習としてDVD「夕焼け、ケアラー～だれもが尊重される社会～」を上映いたしました。9月6日から残りの地区で行ってまいります。

また、滑川中学校の「ひまわりの里づくり」活動に協力し、各小中学校、図書館、谷津の里を中心をお願いして、ヒマワリの種を植えました。特に中尾の集会所前の道路沿いですとか谷津の里のヒマワリは見事に咲き、見る人の目を楽しませました。また、中学生が役場に参りまして、ヒマワリの種を配布いたしましたり、各課の窓口においていただき、町民の皆様にご協力を呼びかけました。

平和啓発事業としましては、先ほど町長よりあったとおりに、埼玉県平和資料館より展示資料を借用しまして、「戦争と平和を考える2023」をコミュニティセンター1階ラウンジで開催をさせていただきました。

中学生対象のボランティア育成講座は、社会福祉協議会と共催で実施し、開校式と予定している12の活動のうち、6つの活動を終了いたしました。2月まで実施をさせていただきます。

8月5日、6日には、森林公園で親子ナイトハイクを実施させていただきました。小学校低学年とその保護者60組が参加をしていただきました。夜間には、森林公園内を散策しながら、昼とは違う夜の森の雰囲気を楽しむ、神秘的なセミの羽化やカラスウリの開花に感動し、小さな生き物や植物の生態を観察させていただきました。

福田小学校では、令和4年度から開催しております放課後子ども教室を行い、延べ206名の参加がありました。本年度は、1学期内に11回開催し、夏休みには特別教室として万華鏡を作ろうという教室を行いました。今後の事業といたしましては、小学生を対象にした「チャレンジキッズ！なめがわ」を9月から低学年、高学年、各3回ずつ実施を予定しております。

前期の公民館教室5教室は、8月中に無事終了いたしました。後期の公民館教室は、現在エクササイズ、コーヒーの楽しみ方、スマホ教室、歌と健康、クリスマスハーバリウムの5教室を実施予定でございます。

公民館講演会につきましては、10月1日にテレビ朝日に気象キャスター出演しております気象予報士の依田司氏を講師に、開催に向け準備をしておるところでございます。

第45回文化祭につきましては、11月1日から3日、サークル団体、福祉施設及び一般の方々から作品を募集し、展示を行う予定で準備を進めております。

生涯スポーツ関係でございます。令和5年6月17日、滑川町マレットゴルフ大会を開催いたしました。合計で113名という大勢の皆さんに参加いただき、楽しんでいただきました。

続きまして、5月より開催されております第57回比企郡民体育大会でございますが、町長からあ

ったとおりに大変滑川町も活躍をしていただきました。本年度は、滑川町を幹事町村とさせていただいて、それぞれで熱い戦いを繰り広げております。町につきましては、柔道と9人制バレーボールの会場地となり、どちらも総合体育館で実施をさせていただきました。

また、今年度の第39回町民スポーツ祭につきましては、関係機関と協議した結果、種目を減らすなど開催内容を工夫し、5年ぶりに開催することを決定いたしました。町民や各団体の皆様のお力添えをいただきまして、久しぶりの開催となる町民スポーツ祭を盛り上げたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、町民の皆様の健康増進のために、そしてスポーツを通じて地域の触れ合いや仲間との交流を深めるために、今後もより多くの住民が参加できるようなスポーツ事業を展開していきたいと考えております。

続きまして、文化財保護担当でございますが、文化財関係では6月から8月にかけて、開発工事に伴う埋蔵文化財の試掘調査を3件実施しました。また、7月8日には、生涯学習担当と連携しまして公民館教室として、文化財の旅を実施しました。文化財保護担当が講師となりまして、昨年度発行しました「滑川町文化財マップ、滑川の史跡周遊」内に紹介しておりますモデルコース、愚禪和尚の足跡と窯跡を巡るコースに基づき、羽尾地区の文化財を徒歩で巡りました。参加者は、馬頭尊や興長禅寺といった愚禪和尚ゆかりの地をはじめ、県指定史跡五厘沼窯跡群や町指定史跡花気窯跡といった、6世紀、7世紀初頭にかけての須恵器を焼いていた生産遺跡に触れ、興味深く見学をされておりました。

また、昨年土塩の個人宅の蔵より発見されました町へ寄贈された明治政府の意向を記した札である太政官札高札を町の新指定文化財候補とすることとなり、資料をそろえ、町教育委員会に諮ることといたしました。

また、8月17日には、先ほど町長からもあったとおりに文化財保護委員である大澤謙司氏による松山飛行場についての講演会を実施させていただきました。

続きまして、エコミュージアムセンター関係でございますが、ミヤコタナゴでございますが、3月29日より行った人工繁殖により合計959匹の稚魚が成長しました。その一部を現在エコミュージアムセンター展示ホールで展示させていただいております。また、ミヤコタナゴに関しましては、保護繁殖、先進地域の視察といたしまして6月30日に栃木県矢板市生涯学習館を訪問し、自然放流の状況を視察してまいりました。

地域の自然環境保全、滑川町里山プロジェクトの一連の活動報告を7月17日に森林公園内で行われました公園文化の集いで町職員と柳谷沼ボランティアの中学生2人で発表をさせていただきました。

また、8月1日から6日にかけて、センターにてザリガニ釣りにチャレンジを開催いたしました。

8月26日には、第10回全国タナゴサミット in 手賀沼に参加し、シンポジウム内において滑川町でのミヤコタナゴ保護の取組についてポスター発表を行ってまいりました。

さらに里山プロジェクトの一環として、毎月第4土曜日には森林公園内の沼におきまして生き物水質調査を継続して行っております。

7月22日には、イベントとして外来種捕獲大作戦を実施しました。これは、アメリカザリガニの捕獲を通しまして、外来種を捕獲する意味、昔からあった生物が暮らしやすい自然環境を学び続ける大切さをみんなで考えながら行うイベントで、合計240匹のアメリカザリガニを捕獲いたしました。

今後も町の誇りである自然文化、文化財等を活用し、文化継承のための取組と自然保護の活動に努めてまいります。

最後に、図書館関係でございますが、図書館ではボランティアの協力を得ておはなし会を開催しております。月3回行っているおはなし会でございますけれども、4月から8月までに149名の参加がありました。また、さらに出張おはなし会を実施しておりまして、現時点では18回実施し、約700名が参加しております。

また、夏休みには、小学生の図書館員体験を実施させていただきました。4日間で16名の子どもたちに図書館の仕事を体験してもらいました。

さらに各施設に図書を巡回させる団体貸出しを9月より行います。町内の幼稚園1か所、保育所6か所、学童10か所に今年の9月から来年3月まで、本のセットを巡回貸出しいたします。

次に、本年度もお薦めの本を絵や文字で紹介するポップコンテストを実施いたします。実施に伴いまして、ポップの書き方教室を立正大学の協力の下、2日間行い、小中学生合わせて21名の参加がありました。

さらに今年度初めての事業といたしまして、読書感想文教室を8月5日に実施しました。午前中は小学生の1年生から3年生まで、午後は4年生から6年生を対象に実施をさせていただきました。多数の参加のために、会場の関係で抽せんで28名の方に参加をしていただきました。

最後に、比企広域電子図書館、比企eライブラリが今年9月1日で開館1周年となります。現時点の登録者数は2,009名となっております。10月から11月に7市町合同で電子図書館広報活動を兼ねた、電子書籍を使用したおはなし会や電子図書館の操作説明会を実施する予定でございます。

今後もおはなし会をはじめとするイベントや図書館及び電子図書館の周知に力を入れ、図書館利用者の増加とともに、本好きの人を増やすべく努めてまいりたいと思っております。

以上、大変雑駁でございますが、教育関係の報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、行政報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、認定第1号から日程第20、議案第59号まで、16議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 本定例会に提出させていただきます認定及び議案の提案理由の説明をいたします。

初めに、認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第46号 滑川町立図書館の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については、既存の図書館協議会委員の任命基準を改正するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第47号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の施行に伴い、滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

議案第48号 滑川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の施行に伴い、滑川町子ども・子育て会議条例の一部改正を行うものでございます。

議案第49号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律に関する法律の施行に伴い、滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正を行うものでございます。

議案第50号 滑川町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第51号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、放課後児童健全育成事業者に対し、新たな義務及び努力義務を課すことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第52号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,584万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ79億4,743万

4,000円とするものでございます。保育所保育実施委託料や公共施設整備基金への積立て、公共施設等適正管理推進事業舗装の実施費用が主なものでございます。

議案第53号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,526万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億5,124万円とするものでございます。一般被保険者保険税還付金、一般保険者還付加算金の増額が主なものでございます。

議案第54号 令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,512万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億2,512万1,000円とするものでございます。令和4年度決算額確定による過不足額の精算、主に償還金、繰越金の増額を行うものでございます。

議案第55号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ744万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,650万9,000円とするものです。予備費の増額が主なものでございます。

議案第56号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定については、第3条の収益的収入を3億8,452万8,000円とし、支出を3億7,173万9,000円とするものでございます。また、第4条の資本的支出においては3億2,865万3,000円とするものでございます。水道料金減免システム対応委託料、コンビニ収納データ代行受信委託料の増額が主なものでございます。

議案第57号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定については、第3条の収益的収入を5億9,096万3,000円とし、支出を5億8,595万6,000円とするものでございます。公共下水道事業費用、農業集落排水事業費用、浄化槽事業費用の増額が主なものでございます。

議案第58号 町道路線の廃止については、町道1267号線の一部払下げ計画に伴い、道路法の規定に基づき廃止をお願いするものでございます。

議案第59号 町道路線の認定については、町道1267号線の一部払下げ計画に伴い、道路法の規定に基づき払下げ対象外の道路部を町道として認定をお願いするものでございます。

以上、認定2件及び議案14件を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（吉野正浩議員） 日程第21、請願第2号 国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願書についてを議題とします。

本請願は、阿部弘明議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 請願、国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願書。

請願者住所、埼玉県比企郡ときがわ町玉川923-4、埼玉土建一般労働組同比企西武支部、支部長、岩澤和男。紹介議員、阿部弘明。滑川町議会議長、吉野正浩様。

請願文を読み上げて、説明に代えさせていただきます。

滑川町議会議長、吉野正浩様。

代表団体、埼玉県比企郡ときがわ町玉川923-4、埼玉土建一般労働組同比企西部支部、支部長、岩澤和男。

賛同団体、埼玉県比企郡滑川町月の輪6-18-3、全日本年金者組合滑川支部、支部長、高橋泰明。

国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願書

1、意見書提出を求める要旨

政府は2023年6月に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。しかし、誤登録や情報漏洩、「資格無効」と表示されるなど、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

厚生労働省は5月12日、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証をめぐり、別人の情報を間違えて本人の資格情報にひも付ける「誤登録」が2021年10月から2022年11月までの1年2カ月間に7,000件以上見つかったと発表しました。

オンライン資格確認システム導入の義務化、現行の健康保険証の廃止は、取得が任意であるはずのマイナンバーカードを事実上義務化させることになり、選択の自由と国民皆保険制度を壊しかねません。

国民皆保険制度は、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、日本国内で等しく医療が受けられるのであります。健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的医療診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民のいのちと健康が脅かされています。

障がいのある方、寝たきりの方や認知症の方など、いわゆる弱い立場の方々にとっては、マイナンバーカードの取得や更新手続き、病院の受診など非常に困難で問題は山づみです。

現行の健康保険証は原則交付とし、マイナンバーカードを保険証として使うかどうかは個々の国民の任意とするべきです。

よって、健康保険証の廃止は行わず現在の健康保険証が引き続き使用できること、国の責任においてこれまで通りの医療が受けられることを求め、以下の事項を請願いたします。

記

「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」を国に提出すること

以上

よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 請願内容の説明は終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号につきましては、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定いたしました。

◎請願第3号の上程、説明、委員会付託

○議長（吉野正浩議員） 日程第22、請願第3号 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める件に関する請願書についてを議題とします。

本請願は、阿部弘明議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める件に関する請願書。

請願書住所、滑川町みなみ野3-10-15、里山の豊かな自然と景観を守る会、代表者、山元早苗、同鈴木智子、同上野晃敬、同井出浩美、同小林治、同岡久博。紹介議員、阿部弘明。滑川町議会議長、吉野正浩様。

請願文を読み上げまして、説明に代えさせていただきます。

滑川町議会議長、吉野正浩様

件名 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を以下のように求める意見書を滑川町に提出する件

請願の要旨

① 滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例について、その設置を許可しないことのできる保護区域の条項を設けること。

② 保護区域は、災害の発生する恐れのある区域、良好な景観・環境が保たれている区域、日本農業遺産に認定された、ため池・里山の自然環境の保全に必要な区域、周辺地域に著しい影響を及ぼす恐れがある区域を含むこと。

請願の理由

滑川町は多くの自然が残されており、首都圏のオアシスとして多くの方が移住しております。

令和4年度には「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」が日本農業遺産に認定されました。これは雨水のみを水源とするため池の水を使った栄養価の高い谷津田米や多品目の野菜が作られており、ため池やその周辺にはミヤコタナゴや多様な動植物が生息しており、貴重な生態系の維持が評価されたものです。

ところがこのような自然に恵まれた丘陵地帯に太陽光発電設備が設置され続けており豊かな自然が壊されています。一度壊された自然をもとに戻すには長い年月を要します。しかも、その建設を許可しないという判断をとることのできる法的根拠を滑川町は有していません。「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の基本理念・第2条に「町の生活環境、ため池を含む里山景観その他自然環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民等の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない」とあるにもかかわらず太陽光発電設備の設置を止めることができず、実質、事業者からの届出があれば町はこれを拒否できないのが現状であります。

太陽光発電設備の設置については森林の伐採や除草剤の散布などその自然環境・周辺の生態系に及ぼす影響が多大にあると考えられ今回、日本農業遺産にも認定された「谷津沼農業システム」の存続にもかかわる問題であります。気候変動の危機が叫ばれている中、再生可能エネルギーの普及が大事と考えていますが森林や田畑などの自然を壊さないで住宅や工場、学校の屋根などに設置することを求めます。

ため池を含む豊かな里山の景観や自然環境こそ滑川町の特色であり、魅力であります。100年先の未来に残していくべき町の固有財産であり、町は子どもたちに引き継いでいく責務があります。

したがって、地方自治法第124条の規定により「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を以下のように求める意見書を滑川町に提出することをお願いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 請願内容の説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号につきましては、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定いたしました。

暫時休憩とします。再開は午前11時15分とします。

休 憩 （午前11時06分）

再開 (午前11時15分)

○議長(吉野正浩議員) 再開します。

◎一般質問

○議長(吉野正浩議員) 日程第23、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は演壇にて、通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問しないものは再質問できないものとします。

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長(吉野正浩議員) 通告順位1番、議席番号9番、赤沼正副議員、ご質問願います。

[9番 赤沼正副議員登壇]

○9番(赤沼正副議員) 9番、赤沼正副。通告に基づき、質問をさせていただきます。

最初に、質問事項の1、認知症の人が暮らしやすい地域づくりについてを質問いたします。2023年(令和5年)6月に共生社会の実現を推進するための認知基本法が成立をいたしました。法の趣旨は、急速な高齢化に伴い、認知症の人が増加している現状に対し、認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ、社会の一員として尊重される共生社会の実現を図るというものでございます。そこで、認知症に関する事業や取組について質問をさせていただきます。

1として、町が把握できている65歳以上の人口の中での認知症数及び割合について伺います。できれば過去数年について伺います。

2として、現在の第8期滑川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、第4章、基本目標の達成に向けた取組、第2節、医療や介護などのサービスを活用しながら安心して暮らせる町づくりの中に認知症施策推進事業があり、現在施策の事業が展開されておりますが、来年3月の改定に向けて今までの取組をどのように総括し、今後の取組の方向性をどのように考えているのか、伺います。

3として、物忘れ予防検診(認知症予防検診)におけるメリット、デメリット及び検診の実施の有無について伺います。

続きまして、質問事項の2、相続登記の義務化についてを質問いたします。現在相続登記を申請するかどうかは相続人の任意とされていますが、2024年(令和6年)4月1日から義務化する法律が施行されます。相続登記が義務化された背景には、所有者不明土地の問題があります。所有者不明土地は、公共事業を進める上での妨げになるだけでなく、雑草の繁茂やごみの不法投棄などの問題が生じ、公衆衛生に悪影響を及ぼすおそれもあります。この所有者不明土地(登記簿で所在不明

・住所変更の未登記)は、国土交通省の調査によると日本の国土の20%に上ると推定されております。所有者不明土地が発生する大きな要因の一つで、相続登記の未了が挙げられています。そこで、相続登記の義務化について質問をさせていただきます。

1として、町内における所有者不明土地で課税されていない土地の現状について伺います。

2として、相続登記について、(1)、相続登記されていない固定資産の現状(相続人代表者に課税している土地、所有者と納税義務者が異なる土地)等について伺います。

(2)、相続登記の義務化の周知と推進のための行政施策について伺います。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(吉野正浩議員) 順次、答弁願います。

質問事項1、認知症の人が暮らしやすい地域づくりについてを篠崎高齢介護課長に、質問事項2、相続登記の義務化についてを島田税務課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

[高齢介護課長 篠崎美幸登壇]

○高齢介護課長(篠崎美幸) 高齢介護課長、赤沼議員のご質問のうち、質問事項1、認知症の人が暮らしやすい地域づくりについて答弁をさせていただきます。

初めに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法について触れさせていただきます。認知症に関する初の法律で、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるように、国や自治体の取組を定めたものです。目的としては、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会、共生社会の実現を推進することとなっております。国、地方公共団体は、認知症施策を策定、実施する責務を有し、国民は認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めなければなりません。政府は、認知症施策を実施するため必要な法政上、または財政上の措置を講ずるとあり、そのほかに保健医療福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業所などは認知症施策に協力するとともに、事情に支障のない範囲で認知症の人に必要配慮をするよう求められております。

基本的な施策としては、認知症の人に関する国民の理解の増進、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保、意思決定の支援及び権利、利益の保護等があり、認知症当事者とともこの法律がつくられたことがうかがわれます。政府は、認知症施策推進基本法基本計画を策定し、都道府県、市町村はそれぞれ都道府県計画、市町村計画の策定が努力義務とされています。基本法に定められた内容は、私たち自治体は認知症施策として、既に地域に適したやり方で取り組んでいることとさせていただきます。

今回国、公共団体、政府、関係事業所、そして国民の責務を明らかにすることにより、国全体で認知症施策に取り組んでいくということは、高齢者になったときの認知症に対する不安が軽減され、

また365日24時間、認知症の方を介護しているご家族、介護施設、医療機関等の関係機関の職員の方々の心身の負担軽減にもつながると考えます。町としまして、この基本法に基づきまして、より一層認知症施策事業を推進してまいります。

それでは、質問1の町が把握できている認知症数及び割合についてでございますが、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われております。令和5年4月1日現在、滑川町の65歳以上の人口は4,538人でありますので、仮にこの5人に1人を当てはめると、統計上では約900人の認知症がいると推定されます。実際認知症の数を正確に把握することは非常に難しいことであります。認知症であっても、受診をしていない方もおりますし、また認知症の程度も多少の物忘れがあっても、日常生活がほぼ自立している方から、徘徊、失禁等、常時介護が必要な方まで様々です。

町では、介護保険申請を受けると、主治医から主治医意見書を提出していただきます。主治医意見書には、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準があります。判定基準は、ほぼ自立している状態のランク1から、常に目を離すことができない状態のランク4まであります。認知症基本法における認知症の定義は、日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とありますので、判定基準のランク2以上の方に当たります。令和4年度に介護認定を受けた方が497名おまして、ランク2以上の方は288名でした。申請者の58%の方が日常生活に支障を来す認知症を有している方と言えます。実際町として把握できる数は、先ほどの5人に1人と想定した場合の900名からは大変少ない数となります。認知症があっても、医療的なケアのみで介護保険を申請していない方、また介護が必要であっても申請をしていない方などは、人数には含まれておりません。

ちなみに令和元年度からの認知症判定基準ランク2以上の方を見ますと、令和元年度281名、令和2年度185名、令和3年度240名、そして令和4年度が288名となります。令和2年度と3年度の人数が少ないのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から臨時的な取扱いとして、要介護、要支援認定の更新申請の方は有効期間を12か月延長する運用を行ったためであります。いわゆる職権による更新となりますので、認定を行った数が少なくなっております。

次に、質問2の第8期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における認知症施策の取組の総括と今後の取組の方向性についてでございますが、赤沼議員のおっしゃるとおり、現在第9期介護保険事業計画の策定中でございます。滑川町の第8期介護保険事業計画における認知症施策推進事業は、ほぼ計画どおりに実施されていると考えております。従来から認知症状があっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制を構築しておりまして、第8期においては認知症状の発症を遅らせ、認知症状があっても希望を持って生活できる社会を目指し、認知症状のある人や家族の意見を踏まえ、共生と予防を進めることが大切と考え、事業を継続的に進めております。

具体的には、相談体制として、地域包括支援センターに専門職の配置、認知症専門医による高齢者の心の相談、ふれあい大笑庵に委託しております認知症ケア相談室、認知症の方や家族の交流の場として埼玉森林病院主催の認知症カフェとしてのオレンジカフェ、認知症介護に関する正しい知

識の普及のために認知症サポーター養成講座や家族介護教室の開催等を実施しております。第9期に向けての方向性につきましては、これから介護保険運営協議会の中でしっかりと検討してまいります。今までの事業をより実情に合った内容に変えながら継続していくとともに、特に認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組に重点を置く必要があると考えます。また、今後より多くの認知症の人や家族等が、町の政策形成過程に参画できるような社会の実現も必要と考えます。

最後に、質問3、物忘れ予防検診、認知症予防検診についてでございます。物忘れ予防検診、認知症予防検診は、現在滑川町では実施しておりません。埼玉県では、認知症検診事業として令和4年度は63市町村のうち15市町村が実施しております。認知症検診は、医療機関や集団健診の場を活用して、認知症チェック表を使用し、医師が問診を行い、判定する認知症のスクリーニング検査であります。認知症簡易スクリーニングとして3つの質問と見本の図形と同じものを書き写す検査、そして物取られ妄想や徘徊などの行動、心理症状のチェックリストにより判断されます。スクリーニング検査の結果、認知機能の低下が疑われた方は専門医療機関へつなぎ、認知機能の低下がなしと判断された方は市町村が行う介護予防事業の紹介を行います。

令和4年度の埼玉県の検診結果を見ますと、それぞれ市町村によって対象年齢は違いますが、対象者のうち受診した方は8.7%で、そのうち認知機能の低下があると判断された方は4.4%、その方のうち専門医療機関受診へつながった方は14%で、受診者全体で見ますと0.6%の方が治療へつながっております。検診の目的としては、認知症の早期発見、早期診断、早期治療であります。

メリットとデメリットについて説明をいたします。メリットとしては、専門医への相談や確定診断を受けるきっかけとなり、現在の健康状態を確認することができます。もし認知症の診断がされた場合にも、早期発見により治療や介護サービスの準備など早期の対応が可能となり、将来の安心につながると言われております。また、認知機能の低下がなかった方には、介護予防事業や健康増進事業を紹介し、健康な状態をより長くしていくことが可能となります。住民の健康寿命を延ばすとともに、将来の介護費用や医療費の削減にもつながるなどのメリットがあると考えられます。

デメリットとしては、認知機能の低下ありと判断された方のフォロー体制をしっかりと整えておかなければ、人によってはネガティブになり、被害妄想や自信喪失というマイナスの方向に働く場合があります。より不安をまおり、症状が悪化する可能性もあります。

滑川町は、現在認知症予防検診は実施しておりませんが、月に1回、高齢者の心の相談を実施しております。この事業は、町内にあります埼玉森林病院の認知症専門医の協力をいただき、認知症のご本人や家族の相談を受け、早期発見、早期診断、早期治療へつながり、継続的なフォローを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、赤沼議員のご質問、質問事項2、相続登記の義務化について答弁させていただきます。

初めに、所有者不明土地とは何かを説明させていただきます。まず、相続登記がされないこと等により、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、次に所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地を所有者不明土地といたします。赤沼議員のおっしゃるとおり、所有者不明土地により様々な問題が発生しております。法務省民事局の資料によりますと、例えば土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧、復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず、放置され、隣接する土地への悪影響が発生するなどの問題があります。全国における所有者不明土地の割合は、令和3年国土交通省調査では24%とされ、その解決は喫緊の課題とされています。

それでは、令和6年4月1日から法律施行される相続登記申請の義務化に至った経緯について説明をさせていただきます。相続が発生しても、それに伴った相続登記がされない原因として、1つ目はこれまで相続登記の申請は任意とされており、かつその申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったこと。2つ目は、相続した土地の価値が乏しく、売却の困難であるような場合には、費用や手間をかけてまで登記の申請をする意欲が湧きにくいことが指摘されています。そのため相続登記の申請を義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとするものです。

次に、義務化の内容について説明させていただきます。基本的なルールにつきましては、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないとされています。また、正当な理由がないのに義務に違反した場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。

ご質問1、町内における所有者不明土地で課税されていない土地の現状につきましては、土地が10筆でございます。内訳といたしまして、宅地8筆、畑1筆、山林1筆で、該当面積は5,124.71平方メートルで、税額相当は7万399円で、もともとの所有者は7名でございます。

次に、ご質問の2、相続登記について、(1)、相続登記されていない固定資産の現状につきましては1,697筆で、面積は106万1,840.44平方メートル、キロに直しますと約1.06平方キロメートルでございます。

次に、(2)、相続登記の義務化の周知と推進のための行政施策につきましては、令和5年度の固定資産税の納税通知書送付時に同封しておりますお知らせのQ&Aに、「親が亡くなったが、土地や建物の手続はどうすればいいの」の答えとして、「土地登記されている建物については、法務局で相続登記の手続をお願いします」とお知らせをしております。また、窓口におきましては、埼玉地方法務局、埼玉司法書士会作成の「未来につなぐ相続登記 相続登記はお済みですか 次の世代への務めです」のチラシと、法務省民事局、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会

発行の「令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます」のリーフレットを窓口において設置、配布しております。町といたしましては、町民の皆様には周知を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問をお願いします。

○9番（赤沼正副議員） 丁寧かつ詳細にわたる答弁、ありがとうございました。

認知症の人が暮らしやすい地域づくりについてでございますけれども、再質問をさせていただきます。町でも認知症対策をより一層充実したものにしていこうと取り組まれていることはよく理解ができました。本年度中に作成される次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、施策を総合的に推進するという認知症基本法の目的を明記していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員の再質問に対して答弁させていただきます。

第9期介護保険事業計画におきましては、認知症基本法の目的などを含めまして、計画の策定委員会であります介護保険運営協議会の中で十分に検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。協議会での議論を期待しております。

続いて、質問をいたします。愛知県大府市を皮切りに、いわゆる認知症条例を制定する自治体が増えております。大府市においては、平成29年に条例が制定されております。このような認知症施策をめぐる他の自治体の動向に対し、どのような認識を持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員の再質問に答弁させていただきます。

認知症条例を制定する自治体が増えていることは承知しております。町におきましても、他の自治体の動向を参考にしながら、国の認知症施策推進大綱等を踏まえて、認知症の人が尊厳を保持しつつ、社会の一員として尊重される共生社会の実現が図られ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるよう、町民に対して認知症施策を総合的に推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。認知症の人が尊厳を保持しつつ、地域で自分らし

く生活を続けられるよう、よろしく願いをいたします。

続いて、質問をいたします。令和4年度に介護認定を受けた方の日常生活に支障を来している認知症を有している人、認知症判定ランク2以上の人が58%とのことですが、急速な高齢化に伴い、認知症の人が増加している現状を踏まえると、早期発見、早期診断が大切になってまいります。アメリカで承認されたアルツハイマー病の治療薬も先月21日に日本でも承認をされました。この薬は、アルツハイマー病の進行を緩やかにする画期的な薬と言われております。全てのアルツハイマー病に効くわけではなく、症状が出始めた初期段階か、認知症に移行する前の軽度認知障害、MCIの患者が対象と言われております。アルツハイマー病の早期発見が必須となります。

物忘れ予防検診、認知症予防検診について、認知機能の低下の判断後のフォロー体制が大変だということは理解をいたしました。しかし、今後認知症のやはり早期発見や早期診断のために、どうしても物忘れ検診あるいは認知症予防検診も必要になってくると思いますので、専門医等と協議をして、有効な物忘れ予防検診ができるよう検討していただきたいというふうに思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員の再質問に答弁をさせていただきます。

物忘れ予防検診、認知症予防検診につきましては、今後町内の認知症専門医や医療機関から様々な意見を聞きながら、協議、検討させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。認知症の予防対策について、様々な施策が実効性あるものになることを願い、認知症の人が暮らしやすい地域づくりについての質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、相続登記の義務化についてでございますが、相続登記されていない土地、相続人対象者に課税されている土地等については約1,700筆、約1平方キロメートルとのことですが、今後はこれらの土地についても相続登記の申請の義務化の対象となります。所有者が相続人の1代前とかであれば何とかなるかと思えますけれども、所有者が何代も前の場合は相続人の数も多数になり、相続人同士会ったことも話をしたこともなく、どこに住んでいるかも分からない現状もあります。また、家督相続したままの土地も存在をいたします。

このような土地について、相続登記は現実問題としてお金と時間が相当かかりますので、これは不可能に近いというふうに考えます。相続登記をされていない土地については、今後土地の利活用の阻害要因だけでなく、固定資産税の課税、徴収についても様々な問題が生じてきます。今後所有者不明土地にしないための相続登記の義務化は、国の施策ではありますが、所有者が特定されれば町も様々な事務事業において手続の時間も短縮できるし、町民が相続登記を忘れて過料を科される

こともないように、相続登記の義務化について国とか法務局のそういった啓発のパンフレットやリーフレット等を利用して、今後も機会あるごとに周知、啓発をしていただきたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、赤沼議員の再質問に答弁させていただきます。

赤沼議員おっしゃるとおり、固定資産税の課税や徴収に様々な問題が生じております。所有者の死亡による相続人の特定には、戸籍、住民票等の調査が必要であり、調査により判明した相続人が多数に及ぶこともあり、相当な期間と労力が必要になることもあります。今後このような事例が増加することが懸念されますので、法務局等と協力、連携し、町民の皆様に各種制度の広報、周知、啓発を行って、所有者不明土地の発生予防と解消に取り組んでまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 丁寧な答弁、そして前向きな答弁、ありがとうございます。

以上で9番、赤沼正副、一般質問を終わりにいたします。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時49分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位2番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 11番、谷嶋稔です。議長より発言の許しをいただきましたので、通告順に従い、一般質問させていただきます。

滑川町地域防災計画について。近年では、短時間に多量の雨をもたらし、集中豪雨が発生し、全国的に洪水や土砂災害などが発生しております。2つ質問したいと思います。

1、河川の整備はしておりますか。

2、平成27年の大雨のときには、市野川の水位が上昇しました。滑川町では、急傾斜地、土砂災害警戒区域についてどのような対策を立てておられますか。

次に、地震対策計画についてお聞きしたいと思います。今年に入ってから、震度6強が1回、進

度5が7回発生しています。今年5月5日に起きました石川県珠洲市、震度6強、5月6日、土砂災害の危険により1,630人に避難指示が出されました。建物倒壊、全壊30棟、半壊116棟。滑川町地域防災計画によると、町の最大震度6強に予測されています。避難所（長期避難場所）が8施設あります。緊急避難場所（広域避難所）が12か所あります。5つ質問したいと思います。

1、長期避難場所施設に犬、猫などを連れていくことはできるのですか。現在犬、猫と生活している人はどのように避難したらよいですか。滑川町でも近年犬、猫を飼っている家が多くなってきているように思われます。

2、避難所では、1人1畳ぐらいの収容スペースを考えているのですか。どのぐらいのスペースお考えですか。

3、家が倒壊して家に住めない人、または家にいると危険と思われる人は避難場所に避難します。家が大丈夫でも、大きな地震が起きたら、取りあえず避難所に向かったほうがよいのでしょうか。

4、みなみ野十三塚の避難場所は、月の輪小学校体育館、滑川町文化スポーツセンター、埼玉県立滑川総合高等学校体育館に指定されております。みなみ野十三塚は、近年多くの家が建てられております。人口も増加しております。みなみ野十三塚は傾斜地が少ないので、水害は起きにくいと思われます。建物も1981年以降に建てられた家が多いように思われますが、地震が起きた場合は避難場所ができるだけ近いほうがよいと思われます。高齢者にとって長い距離を歩くのは大変です。みなみ野十三塚に新たに避難場所、避難所を考えておりますか、考えをお聞かせください。

5、水害、地震に町民は日頃どのような備えをしておいたほうがよいですか。

2、森林公園南口駅前通り街路樹ハナミズキについて。森林公園南口ハナミズキは、白、赤、ピンクの花を咲かせ、地域の住民の目を楽しませてくれます。最近ハナミズキが枯れているのが目につきます。ハナミズキが枯れた場所は、今後どのようにお考えになっておりますか。ハナミズキを植えるのですか。コンクリートで塞いだところもありますが、下から切って根本を残している箇所もあります。枯れないように手入れすることは難しいのでしょうか。ハナミズキの枯れ木が増えてくるように思われます。

以上の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、滑川町地域防災計画についてのうち①、河川整備についてと質問事項2、森林公園南口駅前通り街路樹ハナミズキについてを稲村建設課長に、質問事項1、滑川町地域防災計画についてのうち②、土砂災害対策についてと地震災害対策についての質問を篠崎総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、谷嶋議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、滑川町地域防災についてのうち①、河川整備はしているかについてでございますが、滑川町内を流れる河川としては、南部を流れる市野川、町の中央を流れる滑川、北部の熊谷市境を流れる和田川の3河川が1級河川となり、この3河川は全て埼玉県が管轄し、管理しており、国直轄の河川はございません。また、町の中央を流れる準用河川の中堀川、普通河川のかさはら川は滑川町が管理しております。滑川町が管理している中堀川、かさはら川につきましては、河川整備は完了しております。今後も樹木の繁茂等の支障物につきましては、引き続き注意を払いながら、河川の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、質問事項2、森林公園南口駅前通り街路樹ハナミズキについてでございますが、森林公園駅南口の東西道路、町道116号線の南の区間の街路樹としてハナミズキを植栽しており、谷嶋議員の質問にあるように、地域の住民の皆さんに花を楽しんでいただけていることにうれしく思っております。このハナミズキは、森林公園駅南土地区画整理事業により歩道部分に植栽し、完成から25年近くが経過しております。毎年滑川町シルバー人材センターに剪定のみを委託しており、本来であれば剪定だけではなく、専門業者による施肥、防除等を含んだ管理が望ましいことは承知しておりますが、財政的に難しいところがございます。

このハナミズキにつきましては、街路樹の植えてある付近の住民から、枝葉の繁茂、毛虫等の害虫、落ち葉の処理など苦情、要望も多くいただいております。街路樹が枯れた際は、付近に居住されている住民の方の意向を尊重して、対処してきたところでございます。そういったことから、今まで街路樹の植え替えを見送ってきております。昨年行政区から、町道116号線のハナミズキの並木の改善との要望がございました。その際も、ハナミズキの枝葉の剪定や落ち葉、毛虫等の発生など、対象とする街路樹付近の住民からの苦情、要望があり、植え替えを見送ってきた経緯を説明し、近隣住民のご理解と、今後剪定や害虫駆除等の維持管理を地域の皆様でご協力していただけるようであれば、植え替えも含めて検討していきたい旨を回答させていただいております。このようなことから、地元住民のご協力をいただければ、植え替え等につきましても検討をさせていただきたいと思っております。街路樹は、良好な景観、住環境を維持するために有効であります。引き続き維持管理に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、谷嶋議員の質問に答弁させていただきます。

質問事項1の滑川町地域防災計画についてのうち、②、町では急傾斜地土砂災害警戒区域についてどのような対策を立てているのかでございますが、土砂災害指定区域内の世帯に対し防災行政無線の戸別受信機を設置し、災害時の避難情報等を提供しております。また、大雨警報発令の際には、

町職員や消防団などによる指定区域の巡視など、警戒活動を実施しております。土砂災害警戒区域については、そのほとんどが市有地であり、町による土砂災害の対策工事を推進できない箇所も多いため、引き続き急傾斜地崩壊危険箇所の周知、危険箇所の把握、巡視体制及び警戒、避難態勢の維持に努めてまいります。

次に、地震対策等について答弁いたします。まず、①、長期避難施設への犬、猫などを連れていくことはできるかでございますが、滑川町では地震や風水害における災害対策、防災対策に関し、滑川町地域防災計画を策定し、整備を図っております。この計画書の第7章、災害救助保護計画に避難者と共に避難した動物の取扱いを定めており、ここには避難者と共に避難した動物、盲導犬、聴導犬、介護犬を除くについては、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を行うことから、居室への持込みは原則禁止とし、敷地内に飼養専用スペースを設置するとしております。

また、避難施設に別棟の倉庫等がある場合など、収容能力に余裕がある場合には、避難所で生活する避難者同意の下、居室以外に専用スペースを設けて飼養するとし、また給餌、排せつ物の処理、清掃等はペットの持ち主が全責任を負うとしております。

ペットの災害対策に関しては、東日本大震災や熊本地震で大きくクローズアップされた課題であると認識しておりますが、飼い主にとってはペットは家族同様大切な一員であると思っておりますが、一方で動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方もおられます。町としては、多くの方が避難生活を送る避難所においては、ペットに関するトラブルが生じないように、当分の間は先ほど答弁させていただきました防災計画に基づき、対応を図ってまいります。今後も国、県、他自治体の動向を注視してまいりたいと考えます。

次に、②、避難所での1人当たりのスペースはどのくらいを想定しているのかでございますが、現状1人当たり1.5から2.5平方メートルぐらいで想定をしております。ただし、定員を超える避難者や避難所内の環境なども考慮し、施設管理者と調整しながら指定場所以外の施設の開放も念頭に入れ、十分なスペースの確保に努めてまいります。

次に、③、地震が起きたら取りあえず避難所に向かったほうがよいのかでございますが、自宅が安全であることが確認できれば、在宅避難も有効であると考えます。避難所では、環境の変化によって体調を崩される方も少なくありません。事前に住宅の耐震化を行い、日頃から食料や水などの生活必需品を備え、可能な限り在宅避難ができる体制を整えておくことも大切と考えております。ただし、町からの支援や情報提供については、基本的に指定避難所での実施となることから、支援や情報収集が必要な際は避難所に行く必要があると考えます。

次に、④、みなみ野十三塚地域に新たな避難場所の考えはあるのかでございますが、現在みなみ野十三塚地区における指定避難所は、文化スポーツセンター及び滑川総合高校体育館となっております。みなみ野十三塚地区につきましては、現在も住宅開発が進んでおり、大規模災害時においてはこの両施設を指定避難所として開放しても、全ての避難者の受入れが困難なことが予想されます。

しかしながら、現状みなみ野十三塚地区においては、指定避難所として活用のできる公共施設等もないことから、町としても避難所の指定に関して苦慮しているところでございます。

一方で、みなみ野十三塚地区に所在しております森林ホテルが組合員となっている埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合と埼玉県との間で、災害時における宿泊施設の提供等に関する提供を締結していることから、災害時には森林ホテルから施設の提供が受けられるものと考えております。このように、災害時には民間事業者の協力が必要不可欠となることから、町としても独自の協定等が締結できるように民間事業者に働きかけ、協力を得ながら、引き続き避難者の受入れ態勢の確保に努めてまいります。

最後に、⑤、水害、地震に対し、町民は日頃どのような備えをしたらよいかでございますが、災害発生直後は国や県、町からの公的支援がすぐに届かないことを想定し、食料や水などについては最低3日分、できれば1週間分を各家庭で備蓄することを推奨しております。また、災害時には、家族と連絡が取りづらくなることを想定し、被災時の集合場所や連絡方法などを家族で事前に取り決めておくことも重要と考えます。さらに水や電気といったライフラインも止まってしまうことも想定されるため、携帯トイレやウエットティッシュなどの衛生用品を備蓄していくことも必要と考えます。また、生活用水としての浴槽の水などを活用するなどの工夫も必要なことと考えます。

このほかにも住民それぞれで必要となってくるものは異なりますので、国や県、町からの公的支援が届くまでの間、いかに生活できるかをそれぞれで考えていただき、災害に備えていただくことが重要と考えます。町としては、広報紙やホームページ等、様々な媒体を通じて周知、啓発に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

今のお話ですと、森林ホテルは避難所として使用できるということなののでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、谷嶋議員の質問に答弁いたします。

森林ホテルにつきましては、先ほど答弁したように、県と森林ホテルで協定を結んでいるということでございます。町としては、まだ協定等は結んでおりませんので、避難所として活用できるかということに関しましては今のところまだ未定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 答弁ありがとうございました。森林ホテルが避難所になりますと、みなみ野

十三塚の住民にとってもとても安心できる、喜ばしいことであると思います。できる限り早く協定を結んでいただきまして、避難所としてみなみ野十三塚住民が利用できるようにしていただきたいと思ひます。そのことをよろしくお願ひします。

次に、森林公園南口の街路樹に關しまして……

○議長（吉野正浩議員） すみません。谷嶋さん、今のは、その前にお話したのは要望ですか。お答え必要ですか。

○11番（谷嶋 稔議員） 要望です。

○議長（吉野正浩議員） 要望ですね。分かりました。

○11番（谷嶋 稔議員） 森林公園南口の街路樹に關しまして、私がハナミズキの本数を数えましたところ、今あるハナミズキの残っている本数は57本、枯れてしまったハナミズキの本数は44本になっております。今すぐの問題ではありませんので、一番よい方法を考へていただき、花を植えるですとか、何か考へていただけたらと思ひます。

それを要望しまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、谷嶋稔議員の一般質問を終わります。

◇ 中西文寿議員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位3番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願ひします。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

大きく2点質問がありますが、まず1点目ですが、小学生の遠距離通学についてです。当面の対策として、スクールバスの運行が始まりましたが、今年是非常に暑い日が多くありましたので、早急に対応していただき、非常によかったと思ひます。しかし、その反面、いろいろな課題も明らかになってきたのではないかとと思ひます。町の南部については、やはりこれは暫定的な対応でありまして、根本的な解決策は別途考へる必要があるのではないかとこのうふうに考へているところでございます。本件に關しまして、以下の点についてご回答をお願ひいたします。

1点目でございますが、スクールバスにつきましては大きく分けると、和泉などと福田小学校との間の巡回小型バスの1台、羽尾などと宮前小学校との間の巡回バス小型バス1台、森林公園駅から宮前小学校までの大型バス2台の3つに分けられると思ひますが、それぞれの利用者数と契約金額が幾らになったのか、教えてください。6月時点では再見積中とのことでしたが、もう確定していると思ひますので、お教へいただきたいと思ひます。

2点目でございますが、前回の議会の一般質問で、小学生の遠距離通学と区画整理事業について

質問をさせていただきました。その内容につきまして、簡単に整理しますと、次のとおりだったと思います。

まず、1点目としまして、小学校までの3キロ以上ある地域についても都市計画法34条11号の区画指定を行い、住宅地開発を推進している。その一方で、小学校を新設する計画はなくなっているということだったと思います。この内容ですと、住宅地開発が進むほど遠距離通学対象者が増えていくことになると思います。住宅地開発とそこに居住する子どもの通学をどうするかについてはセットで考えるべきものであるというふうに考えておりますが、町の計画についてはその一貫性がなないように思います。町では、遠距離通学についてはどのように考え、どのように対応していこうとしているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

大きな2点目でございますが、分室等の設置についてでございます。近年の若者の車離れや自動車免許の返納が進んできておりまして、なるべく役場へ行かずに用事を済ませられるようにしていくことが求められています。そこで、以下の点についてご回答いただきたいと思います。

1点目、「広報なめがわ」、議会だよりなど、町からのお知らせはどこで入手できるのでしょうか。入手できるところが少ないというお話もありますが、薬局やコンビニ等、比較的多く店舗のあるところに置いてもらうことはできないのでしょうか。また、駅にも置いてあることは承知しておりますが、改札の中にありますので、その改札の中に入ってということは少しハードルが高いという面もありますので、改札の外側に置いていただくという交渉をしていただくことはできますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） ちょっと待ってください、地震があるので。ちょっと待ってください。少し町のほうで地震の調査をするので、暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時28分）

再 開 （午後 1時33分）

○議長（吉野正浩議員） 中西議員の質問を再開したいと思います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） それでは、質問を続けさせていただきます。

次に、証明書自動発行機についてですが、この自動交付機が置かれているのは役場とつきのわ駅構内の2か所だけですが、これを森林公園駅や文化スポーツセンター等に拡大することはできないのでしょうか。

2点目の質問です。例えば老人会の補助金申請は、活動報告書の提出依頼から始まり、補助金の振込確認依頼に至るまで何回も書類の行き来があると聞いております。高齢者でもインターネットの利用を問題なくこなす方は大勢いらっしゃいます。本件に限らず、希望者にはインターネットを利用した手順の簡素化を推進することはできないでしょうか。

3点目でございます。コロナ禍における在宅勤務を契機といたしまして、ズーム等を利用したりリモート会議や面談が一般化しております。この仕組みを流用した窓口業務のリモート化を進めれば、役場へ出向かずに済ませることができるようになります。導入検討はしないのかどうか、ご答弁いただきたいと思っております。

以上で答弁をお願いして、終わりにさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、小学校の遠距離通学についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、分室等の設置についてのうち1、「広報なめがわ」の入手場所についてと3、手続の簡素化の推進についてと4、窓口業務のリモート化についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、分室等の設置についてのうち1、「議会だより」の入手場所についてを岩附議会事務局長に、質問事項2、分室等の設置についてのうち2、証明書自動交付機の拡大についてを會澤町民保険課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

スクールバスの運行経路別の乗車人数及び契約額のご質問ですが、最初に運行経路別の乗車人数になりますが、福田小学校の和泉地区からの乗車希望者は8人でございます。また、宮前小学校の東金光地、伊古地区の運行経路については、東金光地が11人、伊古地区が3人の合計14人でした。また、みなみ野、都、羽尾、両家等地区の運行経路につきましては96人ということになります。

次に、運行経路別の契約額でございますが、この滑川町立小学校スクールバス運行業務委託の起案時における積算方法は、国土交通省が定める輸送の安全を確保するための貸切りバス選定利用ガイドライン、こちらに基づき行っており、運賃についてもこのガイドラインに規定されている運行距離に応じた1キロ当たりのキロ制運賃と、運行等時間に応じた1時間当たりの時間制運賃、これを合計した額で関東運輸局長が公示する価格の上限額を基に算定をしております。また、今回は貸切りバスではなく、スクールバスとしての契約になりますので、国土交通省自動車局旅客課長通知による一般貸切り旅客自動車運送業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取扱いについて及び一般貸切り旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合における運賃及び料金について、こちらの両通知に基づき運賃及び年間契約の計算方法を適用し、積算、委託料の積算を行っております。

これらの基準に基づき起案した当該委託業務について、令和5年5月8日に入札を行い、業者が決定しておりますが、この契約及び入札に関しては一般貸切り旅客自動運送業によるものではなく、特定旅客自動車運送業の許可取得、こちらを前提とした応札を委託業務仕様書並びに入札の質疑応答書、こちらの中でも明記して入札のほうを実施しております。これにより、国土交通省及び関東

運輸局長が定める公示価格に制限されることなく積算し、入札することが可能となるため、より一層の経費の削減を見込むことができるとしたためにこの方法を採用しております。

今回の受注者である花園観光バス株式会社もこの点を確認し、入札を行っているため、運賃については先ほどお話しした、バスの種類別に1回運行するごとに運行時間と運行距離から運賃を算出して合算して積算するのではなく、バスの種別ごとに設定された運行日数を契約期間の間運行するという形で考え、バスの調達、確保と運転手や添乗員等の人材を雇用する経費、またそれらに係る諸経費を積み上げて積算し、入札をしています。

今回当初の仕様書からの主な変更点ですが、森林公園の駅から宮前小学校、ここの往復に係る乗車人数が減りましたので、大型2台、小型バス2台のピストン輸送が2回から1回になり、福田小学校の登下校時における巡回コースから山田地区がなくなり、和泉地区のみとなった点、こちらの2点が主な変更点となっています。そのため、当初の契約の仕様書からは変更はあるものの、調達するバスの台数、運行の日数に変更がないため、入札額の積算基礎となる事項にも変更がなく、したがって契約金額は変更しないので、変更契約は必要ないこととなります。

前回の議会で、「利用者数の変更、それに伴うバスの運行回数、運行経路の変更等が生じておりますので、これらを反映した仕様に見直しを行い、運行前に変更契約を締結すべく、現在受託業者と協議、調整中です」と答弁をいたしました。しかし、受注者と協議し、入札の内容を確認した結果、今お話ししたとおり、変更契約を行う必要がないということが分かりましたので、今回の答弁の中で説明させていただくとともに、前回の答弁を訂正させていただきたいと存じます。特定旅客自動車運送の認識が十分でなく、前回の答弁を訂正することになりましたこと、改めておわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

そこで、改めて質問にあります運行経路別の契約額についてですが、受注業者に確認をしたところ、特定旅客自動車運送は発車地点、到着地点が運行する区域内であれば、運行経路を固定する必要がないということもあり、運行経路別の契約額は算出していないということでした。先ほどお話ししたとおり、特定旅客自動車運送業に基づき契約しているため、例えば森林公園から学校までの登校時の運行が1往復であっても2往復であっても、必要なバスの台数とそれを運行する日数、こちらに変更がなければ、契約額には変更が生じないということでございます。ただし、この2往復が例えば10往復、20往復と極端に距離が延びるようなことがあれば、また燃料代や車両の損耗等生じますので、その際には委託料について協議が必要になります。

したがって、先ほどの運行経路別の契約額、こちらは参考とはなりますが、当初契約の起案に基づき、今回の運行の変更内容、こちらを反映した仕様で設計書を町のほうで再度作成し、その金額に基づき実際の契約額で案分をしました。そうしますと、契約総額1億8,172万8,800円、この内訳として福田小学校の和泉地区の運行経路は3,796万6,677円、宮前小学校の羽尾、東金光地、伊古地区の運行経路は4,065万3,487円、みなみ野、都、羽尾、両家等地区の運行経路は1億310万8,636円

となります。年間にしますと、和泉地区については年間およそ700万円程度、羽尾、東金光地、伊古地区については800万円程度、みなみ野、都、羽尾、両家地区については年間2,000万円程度ということになります。これが5年間の契約総額に対する運行経路別の契約額の目安になるかと考えております。

続いて、質問の2、町での遠距離通学の考え方について答弁をさせていただきます。文部科学省では、遠距離通学について明確に定義をしているわけではございません。ただし、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きや義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、これらにより学校施設整備の観点から通学距離に対する考え方が示されております。これらによりますと、公立小中学校の通学距離については小学校でおおむね4キロ以内、中学校でおおむね6キロ以内としております。その上で各市町村において新たに学校配置を検討する際には、通学路の安全確保の状況や地理的条件を加味し、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれるとし、さらに各地域の抱える課題や実情は様々であることから、通学距離や通学時間について機械的に手引きの考え方を適用することは適当ではないとし、各地域における主体的な検討が重要であるとしております。

このことを踏まえ、町では町長の公約をきっかけにスクールバス導入という町独自の施策を展開し、通学の負担軽減策を図っています。しかも、通学距離については3キロ以上を基準とし、より多くの児童がスクールバスの乗車対象となるように設定し、今年度より皆様ご存じのとおり、スクールバスの運行をスタートしております。町としては、今後もこのスクールバスの運行を継続することで、通学の負担を図ってまいります。

また、前回の議会におけるご質問でも答弁させていただきましたが、町が土地区画整理や大規模な分譲住宅などの事業計画を策定する際には、将来の計画人口を見込み、学校用地を確保するものと考えます。その上で、当該事業地域の学区内の児童が増加し、既存校の施設規模では適正な教育環境が維持できない状況となり、既存校を分離申請する諸条件が整った場合には、町として確保した学校用地に学校建設を検討することとなります。これは、現在の都市計画法第34条第11号の区域指定により、住宅開発が進み、児童数が急激に増加した場合も同様であると考えます。この区域指定は、主に宮前小学校の学校区ですが、可能性とすれば短期間での児童数の急増による教室不足という分離新設の条件に該当した場合が想定されます。しかし、みなみ野地区や月輪地区での区画整理事業のように、広範囲での開発が行われ、短期間での人口流入が生じない限り、そのような状況にはなりがたいと考えています。

現状では、当面の間、今回実施した増築等による対応により、宮前小学校の施設規模であれば適正な教育が行われる環境であるということから、今は学校建設を考える時期ではないと町は判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、分室等の設置についてのうち、1、広報を薬局やコンビニ、駅の改札の外に置いてもらえないかでございますが、広報の配布は自治会を通して行っています。その他の配布方法として、施設の窓口等での配布を行っています。町の施設では、図書館、エコミュージアムセンター、保健センター、コミュニティセンターで配布しています。その他の施設では、森林公園駅、つきのわ駅、福田郵便局、月輪簡易郵便局で配布しています。そのほかに施設用として医療機関や保育所等、34の施設に配布しています。

駅での配布場所は、森林公園駅は改札の中、つきのわ駅は改札の外で配布しています。森林公園駅に確認したところ、改札の外での配布はラックを置くスペースの都合で難しいとのことでした。広報8月号の残部をそれぞれの駅に確認したところ、8月18日時点で森林公園駅が3部、つきのわ駅が25部でした。広報を必要とする方は、上旬に取りに来ると思われまますので、駅での配布部数はおおむね足りていると考えています。

薬局やコンビニ等での広報の配布については、協力をお願いすることで置いていただける施設もあると思いますが、1か所に20部配布すると仮定しても、かなりの部数が必要となります。現在は、パソコンやスマートフォン等からも広報を見ることができますので、そうした方法を利用したの閲覧をお願いしたいと考えています。自治会に加入しておらず、広報が配布されない世帯は、新たに転入してこられた世帯が多いと思われまます。平成30年度から令和4年度までの5年間の年代別の転入者数は、ゼロ歳代から50歳代までが92.8%、60歳代が3.7%、70歳代が1.9%、80歳代が1.0%、90歳代が0.4%でした。転入者に占める割合は、現役世代が圧倒的に多く、大部分の方がインターネットを利用して広報を閲覧することができると考えています。

次に、3、希望者にはインターネットを利用した手続の簡素化を推進できないかでございますが、総務省が策定した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画の重点取組事項の一つに、自治体の行政手続のオンライン化が記載されています。取組方針として、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、原則全自治体で特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすると記載され、具体的にはデジタル社会の実現に向けた重点計画において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続とされている手続のうち、市町村対象手続は子育て関係、介護関係等の27手続です。このほかにマイナンバーカードを活用せずに処理件数も多く、オンライン化の推進による住民等の利便性向上や業務、効率、効果が高いと考えられる手続も示されております。

本町においても、埼玉県と県内市町村で共同運用している電子申請システムを導入しており、各担当が電子申請の作成等を行っております。令和3年度からは、犬の死亡届、登録事項変更届の電

子申請を行っております。また、イベントやアンケート、選挙の不在者投票請求等の申請にもこのシステムを活用しております。電子署名が必要になる手続についても、児童手当現況届等の一部ではありますが、マイナポータルのぴったりサービスと連携し、実施しております。今後も利便性の向上が見込まれる申請手続について、各課と検討を行いながら、さらなる電子申請の拡充を行っていきます。

次に、4、コロナ禍における在宅勤務を契機とした窓口業務のリモート化について導入、検討はしないのかでございますが、コロナ禍において民間企業では在宅勤務が増加しておりますが、本町は在宅勤務を行っておりません。中西議員がおっしゃるとおり、会議や研修、民間事業者との打合せ等については、ウェブ会議が一つの手段として確立されております。当町においても、インターネット用パソコンやカメラ、スピーカーを使用し、ズーム等を活用し、ウェブ会議ができる環境を整備しております。ただし、ウェブ会議を開催することのできるライセンスを保有していないため、町が主催となるウェブ会議は行っておりません。導入については、業者から見積もりを取るなどの検討を始めているところです。ただし、相談業務においては、窓口に実際に来ていただくメリットもあるかと思っておりますので、最新のテクノロジーを柔軟に取り込みながら、デジタルとアナログのベストミックスを目指し、検討を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、岩附議会事務局長、答弁願います。

〔議会事務局長 岩附利昭登壇〕

○議会事務局長（岩附利昭） 議会事務局長、中西議員の質問に答弁をさせていただきます。

質問事項2、分室等の設置についてのうち、1、議会だよりを薬局やコンビニ、また駅の改札の外に置いてもらえないかのご質問でございますけれども、先ほど総務政策課長が「広報なめがわ」について答弁しておりますので、回答が重複することがありますが、ご承知願いたいと思います。

「なめがわ議会だより」は、ご存じのとおり、議会において編集、発行を行っており、発行月は5月、8月、11月、2月の年4回となります。

町民への配布につきましては、「広報なめがわ」同様、基本は自治会を通じて行っております。また、その他の入手方法につきましても広報と同様、町内にある各種施設に置くことで多くの方に読んでいただけるよう努力をしているところでございます。発行部数は、昨年より300部増やしまして5,900部を用意させていただいております。今のところ自治会と各施設から足りなくなったとの連絡があれば、十分補充できる数は確保できていると考えております。

ご質問のありました配布場所の拡大、設置場所の変更等につきましては、議会で所管する議会広報発行対策特別委員会にて検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、中西議員の質問事項のうち、質問事項2、分室等の設置についてより2の証明書自動交付機の設置場所拡大について答弁させていただきます。

結論から申しますと、現在の自動交付機の設置場所の拡大は考えておりません。しかしながら、当町で現在稼働中の自動交付機の今後の運用について、議会において度々話題となっており、関心が高いことは承知しております。設置場所の拡大を考えていない理由も含めまして、今回ご質問をいただいた機会に自動交付機運用に関する現時点での現状と今後の見通しについて若干お時間をいただきたいと思っております。

当町の自動交付機は、第1号機が平成9年度に稼働し、遅れて平成14年度につきのわ駅構内にも設置、稼働し、皆様の利便性を図ってまいりました。町民カードの申請数、自動交付機の利用者数の伸びを心配していた当初を振り返ると、現在の利用者数の多さに、全国にも先駆けた取組で導入してきたことに意義があったものと確信しているところでございます。そして、稼働から四半世紀がたったところですが、新たにマイナンバーカードによって主にコンビニエンスストアの端末機を利用することができるようになったことで、利用場所が全国規模に広がり、利用時間も大幅に延長されることになり、町単独で設置していた自動交付機も役割交代の時期を迎えたのではないかと考えているところであります。また、同様に全国の市町村で設置されている自動交付機も多くが運用を終了し、コンビニ交付へ置き換えていく流れとなってきました。

では、滑川町における今後の運用についてですが、まずこれまで皆様にご説明していた内容の概略としては、来年、令和6年11月に現行機器の保守を含めた契約の更新時期が来ること、またハード関連部品の製造が終了し、供給部品の入手が難しくなる見通しであることから、保守ができなくなるため、契約更新が困難であることなどから、契約の更新はせず、自動交付機の運用を終了する方向で検討している。ただし、自動交付機の利用状況やマイナンバーカードの普及等の情勢なども鑑みながら判断をしていくといったところだったと思っております。

現時点でマイナンバーカードの動向の影響もあり、流動的な部分も多く残ってはおりますが、ある程度の方向が固まってきております。まず、ハード面ですが、入れ替えるための機器はまだあるそうですが、製造を終了するメーカーも増えてきており、故障時の部品のストックなども製造されなくなる状況になりつつあるとのこと。そして、これを動かすためのソフトについても、販売が終了する公算が高く、あったとしても導入機器に合わせて改修する必要があり、現在運用しているシステム会社では自動交付機を設置する市町村が埼玉県内では滑川町のみになるそうです。そうなれば、これを単独で行うことは、コスト的にも現実ではないと思われるため、こちらも精査が必要であること。また、現在の機器の延命利用をしたらどうかと考えるところですが、故障時の保守部品の供給ができるかどうか不明なため、状況によっては突然運用終了ということもあり得るため、行政サービスとしては非常に不安定な問題が残ると思われること。メーカー側の保守の延長につい

でもかなり難しいと予想されております。

コスト面で言えば、コンビニ交付へ移行することで、町単独で負担していた維持管理経費も現時点での概算では3分の1程度となり、施設の維持や機器のメンテナンス、トラブル等の対応などに対する職員の負担も皆無に近くなります。さらに様々な情報収集をしている中で、最近になり判明したことです。国の方針で今年度予定されているマイナンバーカードのシステム改修を行うことで、自動交付機から住民票の証明書発行ができなくなるということです。早ければ来年度末には住民票のみ利用ができなくなるのが想定されており、詳細についてこちらについてもさらに確認を行っております。このようにハード面からもソフト面からも、自動交付機の存続が非常に難しい状況であり、さらに我々も来年11月までと置いていた期限も前倒さなくてはならない状況も出てきたことをご報告しなければならなくなりました。

一方で、自動交付機の利用率やマイナンバーカードの普及に関する現在の状況についてですが、7月末の時点で町民カードの保有者数は約9,300人、町民の約47%、マイナンバーカードは約1万3,300人、約68%です。ただし、町民カードは申請できるのは15歳以上の方のみです。自動交付機の利用率は、昨年度実績の件数で税証明を含めると約45%です。とりわけ役場閉庁時の土、日、休日と平日の夜間の利用率は約12%前後となっております。特にこの閉庁時に利用される方への利便性を広げることを目的としてきたわけなので、この利用件数の数値をどう考えるかということではないかと思えます。

一方で、マイナンバーカードによるコンビニ交付については、本年2月から稼働し、利用件数は徐々に伸びてきており、7月の利用件数は200件を超えました。先ほどの休日や平日の夜間でしか時間が取れず、役場まで来ていただいていた方も、マイナンバーカードを持っていれば通勤途中や近所のコンビニがご利用できるようになりました。さらに役場や駅までの交通手段がなかった方も、町内に10か所、近隣合わせると倍近いコンビニがあるため、利便性は格段に広がっております。さらに現在町民カードを持っている方のうち、マイナンバーカードをお持ちの方は約72%となっており、着実にコンビニでの利用ができる方も増えてきております。以上のことから、運用終了時期の見極めが新たな課題となって残ってはおりますが、町単独で運用してきた自動交付機の役目は、次の在り方へバトンタッチしてもよいのではないかと考えております。

ご質問の設置場所拡大についても、コンビニ交付へ移行することで格段に利用拠点を拡大できるため、手段や使い勝手は変わってまいります。十分に目的を果たし、役場へ行かなくても用事を済ませられるようにするというご質問の趣旨には合致するものと考えております。いずれにせよ、さきに申したとおり、流動的な情報も多々あるため、さらに精査した情報を報告できるよう検討を進めるとともに、さらにマイナンバーカード推進に向けご理解いただけるよう、またコンビニ交付の利便性などの周知も併せて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 答弁ありがとうございました。追加質問をさせていただきたいと思います。

まず、小学生の遠距離通学でございますが、スクールバスにつきまして詳細を教えてください、ありがとうございました。そうしますと、料金については人数には関係なく定まっているものであるということで理解しましたが、それで間違いないでしょうか。

また、料金を決める際にバスの台数というのは関係するように最初聞こえたのですけれども、今回宮前小学校、森林公園間については台数は1台減ったように聞こえたのですが、その辺のところをもう一度教えていただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

中西議員おっしゃったとおり、運行経路について距離は今回の特定旅客運送業の入札に関しては、発着地点と到着地点が変わらない限りは関係ございませんので、今回の契約額には影響はございません。ただ、バスの台数については影響がございます。今森林公園の駅から宮前小学校は大型バス2台で運行しておりますが、これが乗車人数が増えて大型2台では乗り切らない。朝は一緒に行きますので、2台に乗り切らない場合は大型バス3台を確保することになりますので、そうすると契約額等は変更額が生じるということで、変更契約の協議に入る状況になります。なので、2台を2往復という形であれば変更はございません。時間をずらして2往復で朝登校することが可能であれば、変更契約はしないでも済む形になります。

ただ、その場合、1回駅から出て、学校に行って、子どもたちを戻して、また駅に戻って学校に行くとなるとかなりの時間を実は要します。そうすると、最初に出発する先発の大型バスの2台はかなり早い時間になりますので、徒歩通学と変わらない時間になる見込みとなります。そういった形での運行が可能かどうかというのは、そういった人数になったときの検討事項になるかと思いますが、バスの台数についてはそのような形で契約をする形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございました。よく分かりました。

それでは、遠距離通学の件でもう少し質問させていただきたいと思います。小学校、中学校ともに適正規模については12から18クラスとなっているというのは文部科学省の中央教育審議会の指導で書かれております。ただ、最終的には市町村が教育的な観点から判断しなければならないというふうにも書かれておりまして、滑川町ではどのように定義しているのか、いま一度教えていただ

ますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁させていただきます。

学校施設を整備する際の適正規模というのは、町で独自には特に設定してございません。先ほど中西議員がおっしゃったように、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引き、また義務教育諸学校等の施設費国庫負担等に関する法律施行令、こちらに基づいた適正規模によって整備する方針でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

現在宮前小学校、滑川中学校ともに特別クラスを除きますと、共に今16クラスになっているかと思えます。適正規模18クラスまでですので、あと大規模になるまであともう少しの規模なのかなということで、一頑張りすれば大規模にはなるのかなと思えますけれども、前回の議会で補助金が出ない前提で財政的に新しく学校を造るのは難しいというお話をしていただいたのですが、補助を受けるためには学校の規模がどのぐらいになればよろしいのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時11分）

再 開 （午後 2時12分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、分離新設するしないという形になりますので、分離新設をするということと補助金がつくということとはまた別な話になりますので、まず分離新設するしないというのは学校規模によるという話でした。今も滑川中学校ですと6クラス並行になっていますので、16学級になっているので、2学級増えたところで18学級になります。18学級より増えたときには分離新設可能ということになる状況になるのです。可能になったときに、補助対象にもなるということなので、必ず分離新設しなければならないというわけでもないですし、する場合についてはほぼ補助はつく形にはなりますけれども、必ずクラスがその規模を超えたから分離新設しなければいけないというわけではないで

す。例えばそれが一時的なものであれば、当然経年したときにクラス数が減って、その施設は無駄になったりする可能性もありますので、まず分離新設するかどうかということが非常に難しい判断になるかなというふうには思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。あともう少しで可能性が出てくるのかなというふうに思いましたので、住宅地開発のほうもぜひ業者任せではなくて、主体的にもう少し開発をしていくのだということで取り組んでいただければいいなというふうに思います。

それで、先ほど適正規模ということをお話を聞いたのですけれども、そのほかに通学距離、先ほどのご説明でも小学校は4キロ、中学校については6キロというお話だったと思うのですけれども、今現在小学生4キロ以上の通学距離を歩いている子は何人ぐらいいるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をいたします。

今そちらの数字は資料がございませんので、また確認してご答弁させていただきたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。4キロ以上離れている子、単に距離だけの問題ではないと思うのですけれども、何らかの対応を考えてあげなくてはいけないのかなというふうに思いますので、それも追加のバスを考える上での課題の一つかなというふうに思いますので、その点についても考えていただければうれしく思います。

通学関係につきましては以上にさせていただきます、続けて質問よろしいでしょうか。分室化のほうでございますが、状況につきましてはよく分かりました。ただ、広報等の配布場所についてはもう少しどこで配布されているのか、定期的に知らせる方法が何か考えていただいて、ホームページでも何でもいいと思うのですけれども、もう少しどこにあるかというのを分かるようにしていただくと、町民の方も取りにいくときに助かるのかなというふうに思います。

あと、分室化を進める上で、やはり分室化という以上は場所が分散してはいけないわけですし、役場の周辺に施設が集中していると分室化というのなかなかできないわけですし、いろいろな施設を使って、その一部を分室のようにして使っていくというのが方向性としては正しいというか、今どきの方法なのだと思うので、コミセンですとかほかの施設もそうですけれども、どこに建てるのかという問題がいろいろと出てくるわけですが、こういう観点で分室とか、そういう観点でもぜひ考えていただければというふうに考えます。

それで、町としてはこれらのデジタル化の施策推進に使えるものとして、デジタル田園都市国家構想推進交付金というのがあるのですけれども、これを何らかのことで使っていこうということ

検討されているということによろしいのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画で重点取組事項があります。その取組事項、全部で6項目あるわけなのですが、そちらにつきましても情報セキュリティの改定等を行いながら、順次進めていく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

これで質問は以上にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 少々お待ちください。再度答弁があるそうなので。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） すみません。先ほど中西議員のご質問の答弁に補足の説明をさせていただきますと思います。

学校の分離新設の関係なのですが、先ほど答弁の中でお話ししたとおり、標準適正規模というのが12学級から18学級とありますが、それはあくまでも適正規模がその規模であって、それを超えて大規模になったから分離新設しなければいけないというわけではございません。宮前小学校の場合は、あの学校規模であの敷地ですので、今増築をしておりますが、これ以上の増築をする場所がなかなかございません。これ以上あそこの学区内で子どもが増えて、教室施設のキャパがオーバーして、また適正な教育環境が行えないと、そういう状況になったときに分離新設をするという形になるかと思えます。

月の輪小学校が分離新設したときが、まさしくそのとおりでして、今の宮前小学校本校舎の南側に大きなプレハブ校舎を造って、本校舎の東側にプレハブを2棟建てて、またさらに子どもたちが増える。そういった状況が見込まれたので、月の輪小学校の分離新設があったという形になりますので、必ずしも標準適正規模を超えたからといって分離新設をしなければいけない、そういう施設状況でなければ分離新設をしなくてもいいという形にもなりますので、それについて分離新設についての補足説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、中西文寿議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後2時35分といたします。

休 憩 （午後 2時20分）

再開 (午後 2時35分)

○議長 (吉野正浩議員) 再開いたします。

◇ 小澤 実 議 員

○議長 (吉野正浩議員) 通告順位4番、議席番号8番、小澤実議員、ご質問願います。

[8番 小澤 実議員登壇]

○8番 (小澤 実議員) 8番、小澤実です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

羽尾城跡地について、羽尾城、別名宮前城は、羽尾地内の打越金光地集会所南側に位置し、「滑川村史」によれば、築城は元亀3年、1572年、松山城の出城として山崎若狭守が城主となり、天正18年、1590年、豊臣秀吉の北条小田原攻めに伴い、豊臣方の前田利家軍に包囲され、激戦数十日、戦闘の攻防を繰り返したが、4月上旬、散る桜とともに陥落と言われております。また、山崎若狭守をはじめとした羽尾七騎と呼ばれる地侍の集団が詰めていたとも言われ、七騎は羽尾の地を開発した人々とも言われております。

城跡は、主に台地上南側が少し広くなり、1辺100から150メートル程度の広場の主郭と南側斜面の一部を削平して造成したと見られる小郭、南北約50メートル程度、東西70メートル程度の小さな平場などの郭が見られます。城の北側は、幅約5メートルの土塁と空堀が残っており、堀は幅約3メートル、深さ約1メートル程度で、東西方向に約100メートル程度にわたってほぼ真っすぐ掘られております。その外側に高さ1メートル程度の土塁も見られ、二重土塁となっております。また、郭の西側には約6メートル、高さ1メートルの土塁が約70メートルにわたり残されています。

現在埼玉県選定重要遺跡羽尾城を歴史に残る地域の文化財として保護し、未来にわたって継承していけるように、里山と文化遺産保護を考える会を結成し、ボランティア活動として私と原議員、その他数名で7月に地権者の了解を得て、教育委員会からの羽尾城跡環境整備の注意事項を基本としてやぶ狩り作業を実施しました。その結果、土塁の跡形も僅かながら確認ができるようになりました。

また、現在城跡本郭内の農地を、その地権者が不動産業者に売却し、一般住宅3軒が建築予定で、一部道路拡張工事等が進んでいる状況です。

以上の内容から、次の質問をします。1、土塁を削る行為が文化財保護法に該当しないか。

2、他自治体の例について。

3、罰則について。

4、土塁を破壊させないことで進入路を造らせないことはできないか。

5、県や国文化財担当者には相談ができないのか。

6、県選定重要遺跡から県指定重要遺跡の文化財にランク上げする調査はできないものか。

7、遺跡調査費用の詳細について。通常の住宅開発は、開発業者が費用負担のようですが、今回の農地転用から宅地販売の場合、費用は町で負担をすると聞いております。過去どのくらいの予算を町で使用しているのかを教えてください。

以上で答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 答弁を求めます。

質問事項1、羽尾城跡についてを澄川教育委員会事務局長に答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、小澤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

羽尾城跡についての質問1、土塁を削る行為が文化財保護法に該当しないかのご質問に答弁をさせていただきます。土塁を削る行為については、文化財保護法に基づく届出などの手続が必要となります。手続は、周知している埋蔵文化財の包蔵地内に存在しているかと、国、県などの指定を受けている史跡内に存在しているかとでは、その取扱いが大きく異なります。羽尾城跡については、県選定重要遺跡との位置づけであり、これは周知の文化財包蔵地の中から県が任意に選定しているものでございます。文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受け、官報告知により指定したり、県が県文化財保護審議会に諮問し、その答申を受け指定したりする指定史跡とは大きく異なります。羽尾城跡の場合、取扱いは周知の文化財包蔵地とほぼ同様な扱いとなり、該当するものは文化財保護法の第93条の届出が必要となります。

93条届出については、周知の文化財包蔵地内での開発等により掘削行為などを行う場合に提出する必要がある書類で、事前の試掘調査や届出の内容により、1、慎重工事、2、自治体職員の立会い工事、3、発掘調査などの指示通知が、町を通して県より事業者宛てに通知をされます。通知内容に基づき、遺構がある場合は盛土による保存などを行い、工事が適切に行われるか立会いが行われ、保存できない遺構については記録保存のための発掘調査などが行われ、開発行為が進むこととなります。93条の届出については、これを怠った場合でも罰則規定はなく、工事の中止や停止命令を行う規定もございません。

一方で、国、県の指定を受けている史跡については、自然災害などによる場合を除き、史跡の現状に物理的、作為的変更を加える一切の行為に対し現状変更の届出を行い、史跡指定者から許可を受ける必要があります。原則的に土塁の掘削など、現状破壊を伴う工事は認められることは少なく、現状変更届を提出し、許可を受けずに着工したものについては文化財保護法違反となり、過料などの罰則規定があります。これは、指定史跡が指定当時の価値を維持することを目的としており、その価値を著しく損なう行為を規制しているからでございます。なお、悪質な場合は逮捕、送検等の可能性もあり、過去には文化庁が首長を刑事告発した事例などもございます。

質問2のほかの自治体例についてです。ほかの自治体における城跡での開発行為につきましたは、

全国的に見ても様々な事例がございます。城跡の文化財的位置づけは、県選定重要遺跡に限らず様々ではございますが、一例を挙げますと、東名高速道路の拡張のために一部が破壊された静岡県静岡市の今川氏築城とされる蒲原城、2023年度、河川改修工事のため城のあった山ごと削られる岡山県倉敷市の南山城、新東名高速道路の建設により一部が破壊される神奈川県山北町の小田原北条氏の河村新城、宅地開発により消滅する兵庫県神戸市の織田信長の三田城攻めの際に改修を受け、羽柴秀吉の軍勢が入ったとされる松原城など、多くの城跡が開発により消滅するなどの影響を受けています。また、近隣ですと、嵐山町の越畑城の本丸が関越自動車道の工事の際、消失をしております。

なお、城跡ではありませんが、縄文時代の大規模集落として知られる青森県の三内丸山遺跡は、県営野球場建設の際に発見され、その重要性から既に着工されていた工事を中断し、保存したという経緯もございます。しかし、これは極めてまれなケースで、多くの場合は遺跡の調査後に破壊されているのが現状となっております。

質問3、罰則についてですが、質問1の答弁のとおり、指定史跡については罰則規定がございますが、文化財包蔵地での開発行為等については罰則規定はありません。また、県選定重要遺跡も文化財包蔵地と同様の扱いとなるため、罰則規定はありません。

質問の4、土塁を破壊させないことで進入路を造らせないことはできないかのご質問ですが、指定史跡については一定の規制をかけることは可能ですが、包蔵地であると工事や維持管理自体をさせないということはできません。羽尾城跡は、県選定重要遺跡ではありますが、指定史跡ではありませんので、位置づけは包蔵地と同様となります。包蔵地で文化財が確認された場合、保存の対応を行います。文化財の保存には、2つの種類があり、一つは現状保存、もう一つは記録保存になります。文化財保護の観点からは、現状保存がベストであると考えられており、開発によるよろないにかかわらず、教育委員会に相談いただいているものについては可能な限り現状保存いただくためのご説明をさせていただいております。その上で、開発等により破壊される場合については、写真や図面での記録保存という形を取らざるを得ないこととなります。例えば月輪古墳群については県選定重要遺跡でございましたが、月輪区画整理事業に伴い記録保存が行われた後、大半が開発により消滅しているのが現状でございます。

質問の5、県や国の文化財担当に相談はできないかのご質問ですが、今年度の4月、既に羽尾城跡奥の土地の開発については担当窓口で相談があり、県選定重要遺跡であることから県担当者に相談しております。県としては、93条の届出の提出と慎重工事や工事立会いなどの協議書を提出した後で開発を進めるようにとのことであり、開発自体を止める措置を講じるようになどの意見はありませんでした。そのため、相談に来られた業者さんには、試掘調査や93条の届出の提出を依頼しており、これら必要な手続を取っていただくこととなります。また、手続上、不備がなければ開発行為は進んでいくということになります。

質問の6、県選定から県指定へのランク上げをする調査はできないかのご質問です。羽尾城跡を県選定から県指定史跡とするためには、本格的な史跡整備のための事前調査が必要です。この調査費用が必要となるほか、調査の結果が求められ、史跡指定に相当する遺構や遺物などが確認される必要があります。また、山林となっている主郭内の伐採や調査に係る費用、その後の整備、維持費など事前調査以外にも指定史跡とするためには多額の費用が必要となります。また、各所有者の同意の確保や事業進捗のための事務処理など、現状では課題が多く、事業着手及び県指定史跡とすることは困難であるというふうに考えております。

質問の7、遺跡調査費用負担の詳細でございます。まず、開発行為を行う範囲について、必要に応じて試掘調査を行います。この費用については町で負担をいたしますが、その際試掘調査の範囲にもよりますが、1件当たりおおむね10万円程度かかります。その結果、遺構や遺物が確認された場合は、遺跡の発掘調査が必要となります。大規模な宅地分譲など民間開発は開発事業者の負担となりますが、個人住宅については個人に費用負担を求めることが難しいため、国、県の補助金を活用し、町が費用負担をしております。

個人住宅の開発行為の場合は、直近であれば令和3年9月から10月にかけて、滑川消防分署付近にある悪戸遺跡内での個人住宅の開発行為の際に発掘調査を実施しております。調査費用の内訳ですが、調査に必要な消耗品、ブルーシートや測量用のポール、カメラフィルムなど、また記録写真の現像に係る印刷製本費、発掘調査作業員の派遣費用、遺跡の記録用図面作成のための測量等委託料、表土掘削のための重機借上料、また現場に設置する仮設トイレの賃借料など、この悪戸遺跡の個人住宅の開発の場合は120万5,846円の費用がかかっております。また、これは確認される遺構、遺物の量や密度、そのときの時価、賃金などで変動いたしますが、おおむね個人住宅の場合は1軒当たり100万円から200万円前後の経費が平均的な額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 細かな説明、大変ありがとうございました。再質問させていただきます。

文化庁のホームページを見ますと、比企城館跡群というのがございました。こちらにつきまして、近隣市町村の菅谷館跡、杉山城跡、松山城跡、小倉城跡等が出ておりました。このような分類の中に、滑川町にも森林公園内にあります山田城跡、山崎城跡、それと今私がお話をしている羽尾城跡等がございますけれども、このような分類の中にはこの文化庁のホームページの中には入れてもらうようなことはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、小澤議員の質問に答弁をさせていただきます。

比企地域には、69か所の城館跡があり、関東を代表する中世城館の遺跡群が形成され、城郭の博物館とされています。比企地域の69か所の城館跡群ですが、滑川町では小澤議員がおっしゃったように、森林公園内にある山田城、それから山崎城、昨年度大河ドラマで話題になった三門館、そして羽尾城、この4か所が比企地域の69か所の城館跡に含まれております。この比企69か所の城館跡のうち、小澤議員がおっしゃった菅谷館跡、松山城跡、杉山城跡、小倉城跡の4か所が城郭規模や築城技術等の特徴、また良好な保存状態から、比企城館跡群として国の史跡として指定をされております。

羽尾城がこの比企城館跡群に編入されるには、国の指定を受けなければならないこととなります。それには、冒頭に答弁させていただいたように、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受け、官報告示による指定を受けるといった手続、段階を踏む必要がございます。そのため編入については現状では相当困難であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） もう一点、最後の質問をさせていただきます。

御城印についてお尋ねいたします。今日山城ブームと言われ、近隣の市町村では御城印を販売しております。御朱印ということは皆さん聞いたことがあると思いますけれども、御城印というのは現在は隣の嵐山町では観光協会等が力を入れて販売をしております。また、小川町、ときがわ町等でもこの御城印を販売して、現在もございます。

そこで、お聞きいたします。滑川町もこの歴史、文化に残る山城の魅力を発信したほうがよいと思いますけれども、今後このような計画があるかどうか、また現在滑川町につきましては昨年からは農業遺産の認定を受けていることとございますので、それに併せて今後この魅力をいかに発信できるかどうか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、小澤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

御城印でございますが、今小澤議員がご説明していただいたとおり、お寺や神社を参拝したときに頂く御朱印のようなもので、現在全国900城以上のお城で発行されている城巡りの記念のコレクションアイテムのようなものでございます。そのほとんどが観光目的で作成、販売されており、埼玉県でも多くのお城の御城印が作られております。比企郡内では、先ほど小沢議員おっしゃっていましたが、嵐山町では菅谷城、杉山城、小川町では腰越城、青山城、四ツ山城、安戸城、ときがわ町では大築城、小倉城がございます。御城印には、特に決まりや制限はないと思われまので、

町で作成することは可能かと思われます。ただ、それにはデザインの決定ですとか印刷等の作成、販売ルートの確保、収支管理等が必要になってくるため、実際の作成等に当たっては関係課局と十分協議の上、町としての対応を検討する必要があるというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） これを最後にいたします。よろしくお願いします。

大変細かな説明、ありがとうございました。本当に滑川町にも歴史に残る文化財が多々ありますので、今後そのような動きをしていただければと思います。また、最後に要望でございます。現在先ほどもお話をしましたように、打越金光地集会所の脇にこの羽尾城の案内図等が設置されております。それを今後来る方も結構いらっしゃいますので、羽尾城跡に立て看板のような置物が1つ設置してあるのですけれども、その隣辺りに案内看板みたいなものを設置していただけるように、これは要望として最後のお願いであります。

以上、ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、小澤実議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日6日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会いたします。

（午後 3時00分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第238回滑川町議会定例会

令和5年9月6日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	田島百華

錄 音 大 林 具 視

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第238回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎発言の訂正及び答弁の補足

○議長（吉野正浩議員） ここで、昨日、9月5日の谷嶋稔議員の一般質問に対する答弁について篠崎総務政策課長から、また同じく中西文寿議員からの一般質問に対する答弁について澄川教育委員会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

初めに、篠崎総務政策課長、発言願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） おはようございます。総務政策課長、議長のお許しをいただきましたので、昨日の谷嶋議員の再質問の答弁に対し訂正をさせていただきます。

災害時は、森林ホテルが避難場所になるのかの再質問に対し、「県と森林ホテルが締結しているものであり、町は森林ホテルとまだ締結していないため、災害時に避難できるか未定です」ということで答弁をさせていただきましたが、正しくは「森林ホテルが組合員となっている埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合と埼玉県の間で災害時における宿泊施設の提供等に関する協定を締結していることから、町が避難場所として協力をお願いすれば、森林ホテルから施設の提供が受けられるものと考えます」と訂正し、おわびをさせていただきます。今後も森林ホテルと連絡を密に取ってまいりたいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、お願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、昨日の中西議員の質問の中にありました通学距離4キロ以上の児童でスクールバスの利用の有無についての人数、こちらについて確認ができましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、宮前小学校区ですが、羽尾の十三塚に対象者が15人、そのうちスクールバスの利用が7人、未利用者が8人となっています。また、同じく宮前小学校区の都地区、こちらでは4キロ以上の児童が5人おりますが、全員スクールバスについては利用しておりません。また、福田小学校区には、現在4キロ以上の通学距離の児童はおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位5番、議席番号13番、内田敏雄議員、ご質問願います。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） 13番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

1、少子化対策について。「広報なめがわ」には、町の動きとして滑川町の前月の1日時点の人口が掲載されています。8月号には、7月1日現在として1万9,743人と掲載されていました。令和5年の2月号（令和5年1月1日現在）を見ると1万9,711人と掲載されています。少子化は、社会問題の一つとして認知されていますが、そのような中であって滑川町は人口が増加しており、滑川町の合計特殊出生率は令和2年1.75、令和3年1.48となっていて、県内最上位の合計特殊出生率を誇ってきました。しかし、人口増加数は、令和2年で268人、令和3年では115人、令和4年では34人です。このように滑川町においても、少子化対策、人口減少対策は喫緊の課題となっています。

ライフスタイルの変化や少子高齢化などもあり、育児しやすい社会環境を整えることは国家課題にもなっており、児童手当の整備や子育て世代に向けた支援などが拡充されてきています。滑川町では、令和5年4月、家庭総合支援拠点の開設をしたと広報にありました。そして、政府は子育て政策推進のため、令和5年こども家庭庁を設置しました。このような動きの中で、滑川町の子育て支援の施策についてご説明願います。

2、埼玉版スーパー・シティプロジェクトについて。埼玉県では、現在埼玉版スーパー・シティプロジェクトが進行しています。大野知事の7月の定例記者会見によれば、現在29の自治体がエントリーしているそうです。近隣では、小川町、毛呂山町、鳩山町がエントリーしているようです。埼玉版スーパー・シティプロジェクトとは、超少子高齢化社会を見据え、市町村のコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を兼ね備えた持続可能な町づくりを県が支援するプロジェクトだそうです。エントリーする場合のメリット、デメリットについて説明してください。滑川町はエ

ントリーする考えはありますか。

3、区域区分について。都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができるとされています。いわゆる市街化区域と市街化調整区域との区分のことで、埼玉県では昭和45年に当初決定を行い、現在40の都市計画区域のうち34の区域について区域区分を定めています。過去の経緯を見ると、おおむね五、六年ごとに見直しを行っているようですが、県では8回目の見直しを現在行っている最中のようなようです。この見直しとはどのような方法で、どのように決定するのかを説明願います。町としてどのようなアプローチができるのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、少子化対策についてを木村福祉課長に、質問事項2、埼玉版スーパー・シティプロジェクトについてを篠崎総務政策課長に、質問事項3、区域区分についてを稲村建設課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、内田議員のご質問のうち質問事項1の少子化対策について答弁申し上げます。

内田議員ご指摘のとおり、滑川町における人口増加率が僅かながら減少している中で、合計特殊出生率も人口の増加率に応じ減少しているところでございます。少子化対策、人口減少対策につきましては、政府におきましても少子化は日本が直面する最大の危機であると捉え、こども未来戦略会議が本年6月にこども未来戦略方針案を発表したところでございます。あわせて、物価上昇や教育費の上昇等、子育て世代には厳しい現実が押し寄せてきており、政府としても少しでも子育て世代に支援しようと、異次元の少子化対策を示しております。今後3年間の集中的な取組を加速化プランとして、多くの項目を掲げ、前倒しで取り組むとしております。

その主なものとしたしましては、多くの国民が関心を寄せます児童手当の拡充につきまして、こちらにつきましては所得制限は撤廃され、支給期間は現行の中学生までから高校生までとなります。また、第3子の支給額については、出生児から高校生まで3万円とするところとしております。さらに出産時の経済的負担を軽減するため、出産・子育て応援金を制度化することを検討し、さらに保険適用外の正常分娩出産についても保険が適用されるよう検討が進められてきております。そのほかにも、社会保険の拡充や住宅支援の強化等も盛り込まれており、今までにない少子化対策が行われようとしております。

このような国の状況の中で、滑川町におきましても国、県の支援を受けながら、様々な子育て支援を実施しているところでございます。初めに、子育て世代の経済的、心身的な負担を少しでも軽

減するため、こども医療費の支給事業に取り組んでおります。対象者の拡大の経緯につきましては、平成20年度に中学生までに、平成23年度には18歳までと拡大してまいりました。あわせて、平成22年度より近隣の市町村の協定医療機関で現金での窓口払いの廃止制度を開始し、令和4年度からは対象医療機関が埼玉県内の医療機関に拡大されたところでございます。

次に、健康づくり課所管事業でございますが、伴走型相談支援、出産・子育て応援給付金事業を実施しております。妊娠期から子育て中の方を中心に面談等で身近な相談に応じながら、切れ目なく必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施し、併せて経済的な支援として申請時点で滑川町にお住まいで妊娠の届出をされた方、または生まれたお子さんを養育する方を対象に、出産・子育て応援給付金を対象児童1人につき5万円を支給しているところでございます。

また、本年度から実施しております第1子から、全てのお子様を対象に子育て応援金5,000円の支給を開始しました。これに合わせて、埼玉県から子育てギフトが配布をされております。さらに平成23年度から給食費の無償化を実施しております。対象者は、小中学生以外に実際に給食費等で費用負担が生じている幼稚園、保育所等までとし、多くの子育て世帯が対象となっております。また、令和元年10月から3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化となっております。さらに放課後児童クラブによる子育て支援を実施しております。小学校に就学している児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、小学校の授業の終了した放課後及び長期休暇等、学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、家庭の仕事と子育てを両立、支援することを目的とし、現在町内に13か所で運営をされております。

次に、子育ての親子の交流等を図る地域子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援の拡充、子育ての不安等を緩和し、交流の場を設置しております。現在7施設が開設をしております。

最後に、内田議員のご質問にもありましたとおり、本年度より福祉課内に子ども家庭総合支援拠点を設置いたしました。子ども家庭支援員と保健師を中心に、ゼロ歳から18歳までの子どもとその家族、家庭、また妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援につなげております。子育てに悩んでいたり、もしかしたら児童虐待かもしれないなど、子どもや子育てに関することの悩みや相談に応じているところでございます。以上のように、非常に多岐にわたる子育て支援を実施しており、様々な状況に応じたきめの細かい事業を今後とも実施してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項2、埼玉版スーパー・シティプロジェクトについてでございますが、埼玉版スーパー・

シティプロジェクトは超少子高齢社会の課題に対応していくために、各市町村の持っている条件に合わせて、コンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を兼ね備えた取組を県が支援するものです。施設機能の集約を表すコンパクト、新たな技術活用によるサービス実現を表すスマート、防災や健康づくり等に持続可能性を表すレジリエントを持続可能な町づくりの基本要素としております。

令和3年度からエントリーが始まっており、令和5年7月時点で県内市町村の約半数に当たる29団体がエントリーをしており、近隣では小川町、鳩山町、毛呂山町がエントリーをしております。小川町では、住宅団地内の学校跡地に企業や住民が集う拠点を整備する地域住宅団地再生事業を実施し、鳩山町では複合施設を核としたニュータウン再生事業を実施し、毛呂山町では都市公園における地域交流活性化事業を実施しております。エントリー後は、探索、具体化、事業実施の各段階において、県からの助言を受けることができます。そのほかの支援として、プロジェクト推進補助金による財政支援、先進事例研修会の開催、応援企業とのマッチング支援等のメニューがございます。スーパー・シティプロジェクトへエントリーをするメリットは、こうした県の支援を受けられることが挙げられ、プロジェクトの応援企業が見つければ、滑川町の町づくりをより一層進めることができると考えられます。

一方、デメリットは特にはないと思われませんが、エントリーをするに当たり町の課題を整理した上で、町づくりの方向性を決める必要がございます。今後は、他自治体の取組内容を参考にしながら、エントリーに向けてコンパクト、スマート、レジリエントの視点から、滑川町に合った事業を検討してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員の質問に答弁いたします。

質問事項3、区域区分についての見直しの方法と決定、アプローチの質問でございますが、昭和43年制定の現在の都市計画法の市街化区域と市街化調整区域の区分制度は、内田議員の言われるとおり、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設による良好な市街化の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を自立していく上で根幹をなすものでございます。区域区分の見直しや都市計画決定が必要となり、滑川町における区域区分の決定は埼玉県が行います。

質問にある現在実施している区域区分の見直しは、埼玉県では第8回目の定期見直しを実施しているところでございます。その手続の概略を述べさせていただきます。まず初めに、町の総合振興計画やマスタープランに基づいた滑川町の計画案を県に申出いたします。その後、埼玉県では国をはじめとした関係機関と協議して構想案を策定し、公聴会を開催。次に、国との事前協議を経て、

案の縦覧、公告、その後町に対して意見照会があり、町の都市計画審議会に諮り、県へ意見、回答を行います。県では、町の意見等を基に県の都市計画審議会に諮った後、国との協議と同意を得て、都市計画決定と告示等を行うものでございます。

ただし、今お話しした手続の前段階として、町の計画案の申出の前に、埼玉県との下協議が必要となります。その下協議は、意向調査、ヒアリング、上位計画との整合性や農林サイドとの調整が必要となります。この下協議の段階で県や国の計画に合致していないと、先に進むことができません。現在町では、羽尾地域における町づくりの推進について検討を行っております。その中で、市街化調整区域の市街化編入による整備手法についても、埼玉県への要望、県の関連部局との継続した協議、調整を実施するなどアプローチを行っており、計画の推進に向けた検討を行ってまいりました。

しかしながら、全国的な人口減少等により、埼玉県の都市計画マスタープラン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で、令和7年市街化区域内収容可能人口を算出した結果、令和7年に必要となる住居系面積、収容可能人口、人口フレームといいますが、県南地域を除く全ての地域がマイナスという結果となっております。国及び県の計画にある人口フレーム等の問題との不整合により、住居系の市街化編入が困難な状況となっております。今後も滑川町の町づくりの推進に向けて、市街化編入による区域区分の変更等の整備手法も含めて埼玉県との協議を継続し、これからの時代に合った最適な整備手法による計画の推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 再質問を幾つかさせていただきます。

まず初めに、少子化対策についてなのですが、先日、9月号の広報が来まして、それを見たら8月1日付現在の人口が1万9,751人と非常に増加率が、また令和5年の増加はかなり少なくなるのかなというような予測になるかと思えます。滑川町は、かつて子育てしやすい町として非常に人気の高かった時期もありました。当時人口も増えていまして、その一番の要因というのは多分駅前が開発だったのだらうと思うのですが、駅前の開発によって新しい家に入ってきた若いご家族が、そこでご家族が増えるというようなことがあって、人口が増加してきたのだらうと思うのですが、それが今現在はある程度落ち着いてきた段階なのだろうなというふうに思います。

でも、当時そういう要因があった以外にも、やっぱり子育ての支援が非常に厚い町として注目されていた時期があったと思うのです。それは、先ほどの説明の中にも、課長の答弁の中にもありましたけれども、児童手当とか、そういう手当だけではなくて、こども医療費の無料化だとか、学校給食の無料化とか、そういうものが非常に注目を浴びていた時期だと。それが、多分子育てに優しい、手厚い支援が受けられるというような意味合いで知られていたのだらうなというふうに思います。でも、今現在医療費についてはまだまだ無料になっていないところも、18歳までですか、滑川

の場合は無料になっていますが、そこまでいっていない地域もまだまだ多い中を見れば、今でも充実しているのだろうなど。それは否定しません。ただ、非常に目新しいというか、目立つというか、売り物になるような子育て支援というものがなくなってきているのかなというふうに思います。

何年前に、マスコミの報道で消滅可能性都市という言葉が非常に話題を呼んだときがありました。消滅可能性都市というのは、令和26年に日本創成会議が人口の減少問題を検討する中で出てきた発表の中にあっただけのものなのですけれども、この当時から2040年までに若い女性が、若い女性というのは20から39歳までが定義されていましたが、この女性が50%以上減少するような地域は人口増加が望めないということで、消滅可能性地域というふうに定義されていました。そのとき滑川町は8%ぐらいだったので、全然対象にならない余裕の数字だったのです。

ところが、私がちょっと勝手に調べてみたのですけれども、令和2年の国勢調査の数字を基に計算してみましたところ、この数字が現在で15%、2040年ではなくて2020年でもう既にマイナス15%まで来ている。あのときの報道のあれですと、40年間で50%に減少するという定義だったのですけれども、今滑川町は10年で15%まで来ているのです。8%だったのが15%になっている。単純計算でいくと、場合によったら40年では滑川町も消滅可能性都市の仲間入りかなというふうに取れる数字なのかなと思います。

そこで、今滑川町として置かれている状態の中で、目玉となる子育て支援とか、そういうものが先ほどいろいろ課長が答弁の中で話してくれたのですが、あれはみんな国の政策の中の一部ではないかと思います。滑川町の独自の新しい政策が必要なのではないかなというふうに考えまして、今回質問させていただいたのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、内田議員の再質問に答弁を申し上げます。

内田議員ご指摘のとおり、医療費につきましては18歳まで支援をさせていただいているところでございます。さらに給食費の無償化についても、滑川町独自で実施している支援の一つとなっております。ほかの自治体と比較して、特に滑川で目立ったものというものが、その2本柱でいろいろな視察研修でお越しになる自治体もあったところでございますが、ここに来て先月の31日の知事の会見でもありましたとおり、県の施策といたしまして医療費もまだ年齢とか支給額の決定はしていないところでございますが、選挙の公約として実施してまいりたいという知事の会見もあったとおり、18歳までもし県で支援がいただければ、滑川独自の医療費の支援ということにはならないと思うのですが、いずれにいたしましても滑川町のいろんな事業につきましては、人口減少、少子化も喫緊の課題ではあるかと思うのですけれども、滑川町といたしますと現在いらっしゃいます住民の方の子育て支援として実施をしまっているところでございますので、合計特殊出生率は県内トップをキープしているところでございますが、現在お住まいのご家庭、子どもの支援ということで

子育て支援をこれからも実施してまいりたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田敏雄議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 合計特殊出生率なのですけれども、確かに1.48というのは埼玉県内ではトップクラスなのです。でも、実際に現在の人口を維持するために必要な数字というのは、2人のペアから子どもが生まれるわけで、そうすると1.4というのは少なくとも2になっていないわけで、何か統計というか、報道なんかの数字では2.07とか2.08ぐらいないと人口維持はできないというふうに載っていましたが、そうすると1.48は確かに埼玉県内ではトップクラスかもしれないですけれども、言葉は悪いですが、ドングリの背比べみたいなもので、決して自慢できる数字ではないと思うのです。

マスコミの報道の中にアンケートで一般の人、若い女の方にアンケートというか、インタビューしていた中で、少子化の子どもを育てるかどうかの考えというのは、結婚とか出産に関する考え方が昔と変わってきているという意見が1つありました。それと、やっぱり経済的な不安、先ほど物価の高騰だとかそういうことで、またこれはどっちがいいのか、よく分からないのですけれども、子どもの数が少なくなると、子どもに塾だとか、できるだけお金をかけて、子どもの幸せのために親はできることをたくさんするわけです。そういうことをするということがお金がかかるわけで、子育てにお金がかかるというのが実際問題としてあると思うのです。それと、あと核家族化、もう核家族化という言葉は死語なのでしょうけれども、お年寄りと一緒に生活している人は少ないので、若い世代が。そうすると、お母さんやお父さんが仕事に行っている間、子どもを誰が面倒を見てくれるのかというと、なかなか家庭内では面倒を見てくれる方がいらっしゃらない。あるいは、親元から離れていたり、今の日本の大体職業なんかを見ると、親元から通えるような職業に就いていない方もたくさんいらっしゃるわけで、そうすると自分が今現在生活している周りに頼れる方がいらっしゃらない。そういう現実の問題がある。こういうものが全部ひっくるめて、多分現在の出生率なのだろうと思うのです。

では、それを解決するためにどうするのかというと、先ほど課長の答弁の中にもありましたけれども、やっぱり環境整備で一番のあれは、女性や若いカップルが安心して子どもを育てられるという、そういう環境、雰囲気というか、環境が一番大切なのだろうと思うのです。テレビのインタビューで子育ての支援金が増えたからって、お金が出るから子どもを産むなんていう人はいないとインタビューに答えている人がいましたけれども、それはそうだろうなと。それはお金はあったほうがいいにこしたことはないのですけれども、現実問題としてはやっぱり安心して子どもを産んで育てられるかという、その社会がつくれられるかどうかだと私は思っています。そういうふうに考えたときに、やっぱり一番頼りになるのが地方自治体の、一番小さな単位の自治体が寄り添った形で環

境をつくっていけるかどうかというのが一番のキーポイントになるのではないかなというふうに思って、今回の質問を出したわけなのですけれども、その点いかがでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、内田議員の再質問に答弁申し上げます。

合計特殊出生率につきましては、内田議員ご指摘のとおり、1人の女子が2.07人の子どもを産めば、人口の水準が保たれるというふうに考えておるところで、滑川町の1.48が決して高い数字ではないということは認識しておるところでございます。それから、子育てがしやすい、安心して子どもが育てられる町づくりということで、ご案内のとおり、滑川町もほかの自治体と同様、両親が就労しながら子育てをしているご家庭が非常に多うございます。町内の保育所、あるいは就学後の放課後児童クラブの利用者も非常に増えてきておるところでございますので、安心して働きながら子育てができる町づくりをこれからも進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。埼玉版のスーパー・シティプロジェクトなのですが、私が考えるに、このスーパー・シティプロジェクトのコンセプトというのは、これからというか、もう現在始まっている超少子高齢化社会を見据えて、地域の特性を生かして、町民が一人一人が支え合って日常生活を安心して暮らせる、そういう町づくりをするという、それが持続的に継続できるという、町づくりをするというのが多分コンセプトなのだと思うのです。そういうふうに考えたときに、課長の答弁の中に現在課題を整理して、町づくりについて検討しているところだというような回答があったのですけれども、それは今に始まったことではないと思うのです。前から町の課題があって、それは日頃から皆さん、執行部の方が苦勞されて、町の課題をピックアップしながら、それを整理して、新しい町づくりをずっと考えていらっしゃる、ふだんからやってきたことだと思うのですけれども、それをさらにもう一回考えるということなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

確かに内田議員のおっしゃるとおり、今まで町づくりを考えてきたわけでございますけれども、改めてこのスーパー・シティプロジェクトについてエントリーをするに当たって、先ほど答弁させていただいたとおり、もう一度町の課題を整理した上で方向性を決めていくというようなことで答弁をさせていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 埼玉版スーパー・シティプロジェクトにエントリーすることによって、かなりの制約とか、そういうものが出てくるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

スーパー・シティプロジェクトに参加すること自体については、町づくりの方向性が決まれば難しくはありません。事業内容を充実させるため、県の助言も受けることもできます。しかし、プロジェクト推進交付金というのがあるのですけれども、それを受けるにはプロジェクトの推進に資するものであるか、住民や地域づくり団体と十分な協力体制が構築されているか、今後の継続的な地域づくりへの展開が期待されるか等の視点で具体的な成果、指標の設定が求められるということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） ちょっとよく理解できていないのかどうか分からないですけれども、私がインターネットですとか県の資料を見るといいことしか書いていないので、何でいいことしか書いていないのに、滑川町はエントリーしないのかなというのが素朴な疑問です。

もしそれが滑川町のためになるのであれば、特に滑川町は財政もそんなに豊かではないので、やっぱりこういうプロジェクトに参加することで県からの支援が得られるのであれば、デメリットがそんなに多くないのであれば、むしろ積極的に参加すべきではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、内田議員の質問に答弁いたします。

埼玉版スーパー・シティプロジェクトについてですが、町としてはまだそこに参加していないわけですけれども、これも中身を見る中では、要するに超少子高齢化社会を目指しているということで始まったことなのですけれども、なかなか先進的に手を挙げたところの自治体の例を見ても、それが果たしてどういうふうに向かっていくのかというのがまだ見えていないところもあるのです。そういった意味で、少し遅れを取っているところもあるのですけれども、いずれにしても私たちが心配なのは、計画は作りましょう、やりましょう、そのための支援は県がしてくれるという、その先についてのものが見えてこないのです。こういったものをつくりたい、こういうふうにやりたいといっても、そこに対しての県がどんな支援をしているか。今見えているのは、そういったことを支援してくれる企業を紹介しますよ、そのくらいしか見えてこないということで、言葉は悪いで

すけれども、計画倒れになる可能性もあるのではないかと。ただ、やはり今後の少子化の、先ほどの福祉課長の話もそうですけれども、いろんな政策をする中で、やはり新たな手を打っていかねければならないということで埼玉県が出したものだと思います。

質問の中にもありましたけれども、例えば町が今まで給食費の無償化、医療費の18歳の無料化とやってまいりました。あまり目立つものがなくなってきたというご指摘もありましたけれども、本来が埼玉県なり国がまとめてやるべきことを、私たち滑川町がやってきたということで、今だんだんとよその自治体もそこに追いついてきて、さらにそれを見て埼玉県がやっとう重い腰を持ち上げてくれたと。給食費については、国がこれから動いてくれるのではないかと、そのぐらいのところなのです。ただ、知事の考えは、埼玉県全体で各自治体がいろんな将来設計をする中で、この超少子高齢化社会をどうやっていこうかということで打ち出したものだと思うのです。ただ、何度も申し上げますけれども、その中身がやっぱりなかなか見えてこない。ただし、埼玉県知事がここで当選して、さらにこれを強く進めていくと思います。滑川町もしっかりとその中身を見据えながら、ここには参加していきたいという考えを持っていますけれども、本当に先ほどから何回も言いますが、その先がよく見えてこないところが、ちょっと今危惧しているところでございます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） ありがとうございます。よく分かりました。

次の質問に移らせていただきます。区域区分についてなのですが、都市計画が五、六年で見直しをされているというのは、多分これ国勢調査のデータをベースとして使っているのだろうなというふうに思います。都市計画を見直すときに、都市計画基礎調査というのがやられているというふうに資料に書いてあったのですけれども、多分基礎調査というのはそのために独特でやっているものではなくて、国勢調査の数字をリメイクしているような感じなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、答弁させていただきます。

都市計画基礎調査につきましては、これは国勢調査とは別に町で予算化をして、調査をしているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 都市計画調査は、町独自で調べているということの理解でよろしいでしょうか。区域区分の中で、滑川町は東松山地区として東松山市、滑川町、嵐山町、吉見町が一くくりで都市計画を計画しているようなのですけれども、その調査も東松山市と一緒に合同でやるということですか。それとも別々にやったものを持ち合わせて1個にするということなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員の質問に答弁いたします。

滑川町は、東松山都市計画の中に入っております。都市計画基礎調査につきましては、各市、町ごとに調査をして、それを埼玉県のほうに提出をしているという、そういった状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 調査は、直接県とのやり取りをしながらやっているということでもいいのですか。

都市計画というのは、住民に対しては極めて大きな影響を及ぼす事業です。何せ住民が持っている土地を勝手に線引きして、その線引きで税金の高さが変わるわけなので、住民がどのようよりも、その線をどこで引くかで、こっちの税金とこっちの税金は値段が違うということになるわけです。言わば言ってみれば、官が勝手に線引きして、税金を取っているような、悪く言えばそんなふうにも取れるわけで、都市計画は物すごく一般住民に対しては大きな影響がありますので、できるだけ住民の負担があるということを念頭に置いた上で、都市計画をつくっていただきたいというのが我々の本音でありまして、例えば先ほどもちょっと話に出ましたけれども、十三塚とか蟹山辺りのところでかなり虫食的に開発が進んでいます、現実問題として。そういうのも多分都市計画の中に本来はちゃんと計画的に入れて、進めていただければ一番いいのだと思うのですが、その辺のところは滑川町として県にアプローチはしているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

滑川町としては、先ほどもお伝えしたように、羽尾の地域につきましては市街化編入できるように埼玉県の方に要望を行っております。ただ、県といたしましては収納可能人口フレームの関係から、この圏央道の北側地域につきましては市街化の拡充はできないという回答をいただいております。そういった状況もあります。ですが、滑川町にとりましても大事な町づくりになりますので、引き続き埼玉県に要望をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） ちょっと私はよく分かっていないので、あれなのですけれども、都市計画というのは道路の計画も含まれるのでしょうか、都市計画そのものには。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、答弁させていただきます。

都市計画の中には都市計画道路等の道路の整備も含まれてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 東松山市のあそこは市ノ川線というのでしょうか、新しく道路できたところ。大谷のほうから、市民病院のほうからずっと蟹山のほうへ来る道路が新しくできました。あれが、都市計画の中で令和3年か何かのあれに載っていたと思うのですけれども、あそこまで来て止まっているのです。あそこから先は計画にはないということですか、都市計画の。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、答弁させていただきます。

あそこの接続されている東松山斎場とのところで、あそこの先から滑川分になると思うのですけれども、あそこの先につきましては県道深谷一東松山線になりますので、滑川町としての都市計画ということではございません。また、あそこを都市計画道路として決定をしているところでもございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 分かりました。ぜひとも都市計画については、やっぱり頻繁に県のほうにアピールをしていただいでやっていただくしかないということなんでしょうから、日頃から県にはアプローチをしていただいで、その辺少しでも滑川の意向を取り込んでいただけるように努力していただくようお願いいたしまして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、内田敏雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午前11時5分とします。

休 憩 （午前10時52分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◇ 瀬 上 邦 久 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位6番、議席番号3番、瀬上邦久議員、ご質問願います。

〔3番 瀬上邦久議員登壇〕

○3番（瀬上邦久議員） 議席番号3番、瀬上邦久です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問大きく3点の質問をさせていただきますが、よろしくお願いを申し上げます。

1番として、森林環境税の用途についてです。森林、里山は、人が手入れをしなければ荒廃が進み、健やかに成長することはありません。適度な間伐等を行うことで森林を管理され、倒木等の発生や土砂崩れを防ぐことだけではなくて、自然災害の抑制効果も期待されます。また、間伐等をしたことで樹木の下に生息する草木も生えやすくなり、生物多様性の豊かな森林となります。しかし、現状では間伐等に必要の人材の減少及び森林への林道（登山道）も荒廃が進み、このままでは森林は衰退してしまいます。そこで、森林、里山整備に森林環境譲与税等を使うことで森林整備が行えるのか、確認をさせていただきたいと思います。

滑川町には、国営武蔵丘陵森林公園があります。しかし、町として大きな森林整備を行ったエリアがない状況です。強いて言うならば、平成6年、町のシンボルとして二ノ宮山展望塔が建てられました。二ノ宮山は、標高131.8メートル、そして展望塔は21世紀にちなんだもので長さが21メートル、塔上からは新宿や筑波山、浅間山など遠くのほうまで見渡すことのできるすばらしいものです。しかし、すばらしいと言えるのは、残念ながら展望塔の上からの360度を見渡す遠くの景色のみです。山頂付近の一部及び散策路は、伊古の里管理組合で除草等の管理はされているものの、ほかは荒れている状況です。かつては山頂までの林道、登山道は、個人の道を含めて数か所ありましたが、今では一部の登山道は跡形もない状態でございます。滑川町のシンボルである二ノ宮山の総合的な開発により、町民が自然散策を楽しめる憩いの場となることを多くの町民が望んでいるところであります。

それでは、次のことについて質問をさせていただきます。（1）番、森林環境譲与税の基金化は、今現在使い道が特になく、基金としているのか、それとも既に計画があるのかをお聞きしたいと思います。

（2）番、私は以前、二ノ宮山の整備について質問をさせていただきましたが、答弁では散策路等の整備を行うとともに、家族で楽しんでいただけるような整備を進めていきたいと考えているとの回答でした。しかし、いまだに進められていませんが、どのように、またいつから進める予定なのか、教えていただきたいと思います。

（3）番、展望塔の塗装が至るところで剥がれていますので、補修の必要があると思います。補修の計画があるのかを教えていただきたいと思います。

2番、空き家対策について。空き家対策として、国は空家対策特別措置法を改正されました。空き家が増える要因として、固定資産税の住宅用地特例で住宅が建つ土地の固定資産税が減額する措置で、解体して更地にするより、そのままにしておくことのほうが税金が安くなることから、空き家が放置される大きな一因として指摘されてきました。このたびの改正では、特定空家に加え、それに至る前の建物を管理不全空家と規定し、解除対象となります。解除されれば、固定資産税は約6倍になる可能性があるため、負担を避けようと売却や活用が進むものと思われます。

それでは、次のことについて質問します。これまで町は、空き家バンク制度を含めた仲介となる

ような業務については考えていないとの回答でした。しかし、法が改正された今だからこそ、行政の指導が必要であるとともに、空き家バンク制度等も必要になると考えますが、町の考えをお聞かせください。

(2) 番、町の空き家件数、そのうち特定空家に指定されると思われる件数、また滑川町シルバー人材センターで管理している件数をそれぞれ教えてください。

3 番、特認校（福田小学校）について、通常住まいの住所に基づいた通学区により就学する学校を指定しています。特認校制度では、この通学区域に関係なく、希望により通学区外の学校に就学できる制度であり、令和6年度より福田小学校が特認校に指定され、スタートするわけであります。少人数で一人一人の子どもが行き届いた教育ができる点からしてすばらしい制度であるとは思いますが、次のことについて質問します。

(1) 番、特認校制度のメリット、デメリットについて教えていただきたいと思います。

(2) 番、スクールバスについては対象外とされていますが、その理由について教えていただきたいと思います。

以上の3点でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、森林環境税の用途についてを服部産業振興課長に、質問事項2、空き家対策についてのうち(1)、空き家バンク制度についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、空き家対策についてのうち(2)、町の空き家件数等についてを稲村建設課長に、質問事項3、特認校（福田小学校）についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、瀬上議員さんの質問にご答弁させていただきます。

質問事項1、森林環境税の用途についてのうち、(1)の基金化の意味及び計画についてを答弁させていただきます。森林環境譲与税の創設時であった平成31年から令和元年度にかけて、県及び産業振興課内でどのように交付される税を使えばいいか、最善なところを協議したところ、森林整備には多くの費用が必要とされること、年間に交付される金額が100万円から150万円程度と算定されていたこと、当地域のように林業経営が行われていない里山が多い地域の実施例が不明な点といった、そのようなことから、用途はある程度の金額がたまった段階で、計画的に町内に多くあるため池周辺の伐採や町内の公共施設の木質化を想定してためてございました。あわせて、実施内容についても明確化されていくだろうといった考え方もありました。現段階において、当初計画にあるため池の順番や公共施設の木質化をどの施設で行うか等については、具体的な案は決まっておりません。

続いて、環境譲与税が始まってからの県内の状況等について触れさせていただきます。滑川町と同様に埼玉県内の多くの自治体では、環境譲与税を基金化していました。これは、対象森林のない自治体や林業者のいない自治体、交付される譲与税の少ない自治体等、様々な要因によるものと思われます。この埼玉県内の基金化を行っている自治体に向け、森林環境譲与税活用を推進するための動きもありました。滑川町においても、令和3年の3月に林野庁職員が町まで出向いてきて、当時の町長へ森林環境譲与税の活用を検討していただきたいと個別の事業要請がありました。このため令和4年度事業において、森林環境譲与税を使用し、ため池周辺の枝切りや雑木の除去を1か所行っております。

次に、(2)の二ノ宮山周辺整備予定を答弁させていただきます。平成28年の9月に行われた第203回の定例議会において、周辺整備の回答をさせていただきながら、予算の都合等で伊古の里管理組合への指定管理制度によって、伊古の里でもある二ノ宮山周辺の管理を行っていただいている状況のみとなっております。現在周辺整備事業実施に森林環境譲与税及び令和6年度から始まる森林環境税が使用できるのではないかと検討を行っているところでございます。

国より森林環境譲与税を使った国内の各種事例がホームページ等で公表されてきました。この中で、里山保全活動についての事例も紹介されております。このため事例を参考として、県とも協議を行いながら、町に交付される森林関連の税を滑川町の里山保全に活用していきたいと考えております。今後の方針としまして、里づくり事業のようにエリアを決めて、里山保全活動が行えるように調査を行っており、基金化されている森林環境譲与税や新たな森林環境税を使用するための制度設計を行うように調査、研究を進めているところでございます。

今後管理されている伊古の里管理組合との整備内容の協議も行いながら進めていきたいと思っておりますが、森林の整備も含まれる二ノ宮山周辺整備には多くの予算も必要と思われておりますので、森林環境譲与税や森林環境税の使用を想定していきたいと考えております。ため池周辺の伐採や町内の公共施設の木質化と併せて交付税を使用し、事業の実施を考えていきたいと思っております。このため森林ボランティア事業として、実施に向けた制度設計と基金積立てを勘案すると、おおむね5年以内の事業着工を想定しておりますが、事業実施の内容については早急に指定管理者である伊古の里管理組合と協議を行っていただきたいと考えております。

最後に、3番の二ノ宮山展望塔の補修計画を答弁させていただきます。修繕工事は行いたいと考えており、調整中となっております。塗装修繕を過去に実施しておりますが、展望塔の入り口付近については再び塗装修繕が必要になっているのを確認しております。展望塔を設置してから約30年と年数もたっており、塗装修繕のみを行うだけではなく、経年劣化に伴う調査設計を含めた補修作業を考えております。数年前に落雷被害もあり、安全に施設運営が行えるように、展望塔施設全体を一度調査したいと考えております。施設調査、修繕といった計画を進めておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、瀬上議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、空き家対策についてのうち（1）、法改正された今だからこそ行政の指導が必要であるとともに、空き家バンク制度も必要になると考えるが、町の考えについてお答えさせていただきます。令和5年6月14日に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律では、空き家が全国的に増加している中で、所有者の責務が強化され、空き家の活用、拡大や管理の確保、特定空家の防除等が一層円滑化されております。

空き家対策の取組の一つとして、空き家所有者と活用希望者を自治体が仲介する空き家バンクがございます。令和4年3月31日現在、県内市町村のうち53市町村が設置しております。町内の空き家については、件数が横ばい傾向にあり、所有者の方から売りたい、または貸したいという相談がほぼないのが現状でございます。現時点では、直ちに空き家バンクを設置するという考えはございません。

しかし、瀬上議員のご指摘のとおり、空家法の改正により今後空き家の活用が活発化することも想定されます。県では、空き家の相談窓口として空き家コーディネーターを設置しており、専門家と連携して具体的な提案を受けられます。今後は、所有者のニーズを注意深く探りながら、県の支援事業を活用しつつ、引き続き空き家バンクの設置について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、瀬上議員の質問事項2、空き家対策についての（2）について答弁いたします。

建設課では、3年に1度程度の割合で空き家の所在と維持管理の状況等を把握するために、空き家実態調査を実施しております。この調査は、専用住宅のみを対象としており、事務所、店舗、工場、倉庫、共同住宅等は除いております。その上で税務課の課税データ等から町外在住の土地所有者、また町内在住で複数物件を所有する方、水道課の給水状況で休止されている家屋等を調査としております。また、近隣住民から苦情、相談が寄せられた家屋も対象に加えております。最終的には、建設課職員が対象家屋を現場訪問し、目視による外観調査を行い、空き家であるかの最終判断を行っているものでございます。

昨年、令和4年1月1日を基準として、空き家の実態調査を行ったその調査結果を述べさせていただきます。初めに、空き家の件数でございますが、専用住宅6,315戸、このうち136戸が空き家となっており、空き家率は2.15%の空き家率でございます。次に、特定空家の件数でございますが、

町として特定空家の指定はございません。3つ目に、シルバー人材センターの管理の件数でございますが、こちらはシルバー人材センターに確認したところ、定期管理を委託しているのが2件という報告を受けております。

空き家問題は、少子高齢化、人口減少に並ぶ社会問題となっております。建設課では、引き続き空き家の情報収集、情報提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、瀬上議員のご質問に答弁をさせていただきます。

最初に、質問1、特認校制度のメリット、デメリットについて答弁をさせていただきます。初めに、福田小学校を特認校にした経緯についてご説明いたします。今般新たな学校文化の形成として、予測できない未来に対応するためには社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合っていて関わり合い、その過程を通して一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生をつくり出していくことが重要であるとされております。学校は、社会への準備段階であると同時に、一つの社会でもあります。生まれ育った環境、障害の有無にかかわらず、様々な人と関わり合いながら、その学びを通じて自分の存在を認められることや、自分の活動によって何かを変えたり、社会をよくしたりできることなど、実感を持たせることが大切です。様々な人々と関わり合いながらの学びを実践していくには、小規模校にはデメリットがありましたが、ICT教育の普及により町にいながら様々な人と関わる環境が整ってきました。

これらのことを踏まえ、様々な人と関わり合いながら学ぶ特別な教育課程を構築して、子どもを育むことが有利であると考え、さらに関わり合いの素材として自然環境や地域文化も有効であると考えました。このことを総合的に勘案して、本町では福田小学校において特色のある特別な教育課程を組むことといたしました。このような特別な教育課程を組み、教育を実践することで、ほかの学校区からも就学の要望がある可能性を考慮し、今回福田小学校を特認校とすることとしました。また、特認校とすることで、福田小学校の児童数の増も期待できます。小規模校のメリットを持続させるため、原則学年当たり20人の定員を設けて募集を行います。そのことにより福田小学校の児童数減少、複式学級の対応を妨げる一助にもなると考えております。

それでは、次に特認校についてご説明をいたします。学校教育法施行令において、市町村の教育委員会は当該市町村の設置する小学校、または中学校が2校以上ある場合において、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校または中学校を指定しなければならないと定められております。その際に、市町村教育委員会はあらかじめ学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて

就学すべき学校を指定しています。この通学区域については、法律上の定めはございませんが、文部科学省によると就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者に不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的とし、道路や河川等の地理的条件、地域社会がつくられてきた長い歴史の経緯や住民感情等、それぞれの地域の実情を踏まえ、市町村教育委員会の判断に基づき設定されるとしております。

市町村教育委員会が就学校を指定する場合に就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることと学校教育法施行規則第32条第1項に定められております。この保護者の意見を踏まえて教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制といい、便宜的に分類すると主に5つのタイプがございます。1つは自由選択制、②としてブロック選択制、③で隣接区選択制、④で特認校制、⑤で特定地域選択制となっており、この一つが特認校制であり、これは従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるものといった制度でございます。このたび福田小学校で導入するのは、この特認校制の中の小規模特認校制度でございます。これは、自然豊かな環境に恵まれた小規模校で特色のある教育を展開することを共感し、福田小学校の教育を望む保護者、児童が学区外からでも入学することが可能となるものでございます。

それでは、小規模特認校のメリット、デメリットについて説明させていただきますが、これはそのまま福田小学校のメリット、デメリットでもございます。最初に、メリットでございます。一つは、きめ細かな指導が受けられます。1学級当たりの人数が少ないので、学習指導や生活指導において一人一人に接する時間も多くなり、丁寧できめ細やかな指導を受けることができます。また、発表の機会や実験器具などの備品等の使用機会の確保など、児童一人一人の様々な体験の機会も多くなります。

2つ目として、地域の特性を生かした特色ある教育活動が受けられます。福田地区は、自然や文化が豊かな地域であり、これを生かし、かつ地域の方々や関係者の方々と連携し、様々な体験活動ができます。例えば谷津沼農法の実体験であったり、ミヤコタナゴの自然放流に向けた環境調査、環境保全の取組であったり、放課後子ども教室による地域資源、地域人材を活用した体験活動など、地域の特性を生かした教育が受けられます。また、ICTの活用やアウトプット型教育、キャリア教育の推進についても、福田小学校における教育活動の特色として展開をしていきます。

3つ目として、人間関係の広がりが期待されます。小規模校での小さな集団では、人間関係が固定化されがちですが、ほかの地域の児童と接し、交流をすることで、表現力が向上したり、新たな人間関係を構築することを学んだりなど、学級、学校の活性化につながることを期待されます。また、縦割り活動の機会も多く、異年齢の交流により教え合い、学び合いの文化も育まれます。さらに他校や他地域の人々との交流を取り入れ、様々な人との関わりをつくります。

4つ目として、保護者や児童の希望に合う選択ができます。少人数のほうが学力を発揮できる児

童、自然や体験活動に興味、関心がある児童など、特色ある教育を希望する保護者、児童に合わせた学校選択が可能となり、児童の活躍が広がることが期待されます。

次に、デメリットですが、3点ございます。まず、1点目が通学に関する保護者負担がでございます。通学区域が広範囲となり、通学については保護者の責任において行っていただくため、車等での送迎など、通学手段の確保が必要となります。

2つ目として、自分が住んでいる地域での友人関係についてでございます。校区外から通学する児童にとっては、自分の住んでいる近所に同じ学校の友達がいない場合がございますので、地域での友人関係が希薄になる可能性が考えられます。

3点目ですが、競争心が育成されにくいといった点がございます。1学級当たりの人数が少ないので、クラス替えは行われず、6年間同じクラスメートとなります。お互いの得意なことや苦手なことをクラス全員で把握しますので、例えば算数は〇〇君が得意だよねとか、走るのは〇〇さんが速いよねとか、発表は〇〇さんが上手だよねとか、人間関係が固定化する部分があるかもしれません。反面お互いを認め合うことで、自分はこの点について認めてもらっているといった自己肯定感や、お互いを尊重する、理解するといった心が育まれるメリットとも言えます。

以上が、小規模特認校におけるメリット、デメリットとなります。このことについては、今後見学会や募集に当たっての面接等の機会において説明をまいります。特認校への就学を希望する方に、この点についても十分理解していただいた上で、就学を検討していただけるよう対応してまいります。

質問の2、スクールバスについては対象外とされていますが、その理由についてご説明させていただきます。スクールバスの導入と福田小学校の小規模特認校制度の導入は、今年度たまたま同時期となりましたが、それぞれの制度についてはその根拠と目的が違うため、同一に考えることはしておりません。スクールバス導入については、既存の学区内における通学の課題解消、負担軽減を目的として、町が独自に行うサービスの提供であり、町長の公約をきっかけにした町の施策の一つでございます。小規模特認校への通学手段として導入を検討したのではなく、その制度設計はなされておりません。

一方、小規模特認校は福田小学校で展開する教育活動に共感し、就学を希望される保護者、児童に入学を許可する制度であり、学校教育法施行規則に基づいた学校選択制の一つとして保護者や児童の意見、意向を参酌して、学校を選択することができるようにすることを目的としたものでございます。保護者、児童の意向、希望に基づいて、本来の指定校を変更するため、通学は保護者の責任において登下校の安全を確保して行っていただくこととなります。そのため小規模特認校への通学に町でスクールバスを運行する予定はございません。小規模特認校への就学については、この点にもご理解いただいた上で、就学希望、入学または転学の許可という形になります。通学手段についても、先ほどのメリット、デメリットと同様、今後様々な機会において十分に説明してまいります。

いと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） ありがとうございます。いずれも丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

続いて、何点か再質問をさせていただきたいと思います。初めに、森林環境税の用途について再質問をさせていただきます。先ほどの答弁の中で、二ノ宮山の整備については森林環境譲与税や森林環境税を基に5年ぐらいをめどに整備を進めていくとの答弁をいただき、誠にありがとうございました。整備するからには、町外からも訪れてくれるような、滑川町を代表する観光地となるように、一つ開発をお願いしたいというふうに思います。また、当然のことながら、開発するとなれば様々な問題点等も出てくるものというふうに思いますが、地域の者として微力ではございますが、ご協力をさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問でございますが、森林環境税は森林整備及びその促進に関する費用に充てられています。先ほど課長のほうからいろいろご説明がございましたが、どうも漠然としておりまして、よく私には理解できないのですが、用途について、国あるいは県のほうからこういったものについて示されているのであれば、具体的に教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、瀬上議員さんの再質問に答弁させていただきます。

県のほうから具体的な例というのは、現在決まった形ではございません。ただ、先ほどの質問の中にもお話ししたように、林野庁のホームページ等で公表されております。そうした中、私どものほうも調査研究している中で、寄居林業のほうにお話をさせていただきながら、ちょっと内容のところを、こうしたほうがいい、これでいけるかなというのをご回答させていただきたいと思っております。

要綱整備に当たって、作業エリアの決定、またそれから作業エリア内の民間の、民地に入っていきますので、その同意、そして作業機器の購入、それからこれが若干難しいかなというところが人件費です。この辺り、今調査中でございます。こちらのほうが全国展開を行っている林野庁のホームページを確認し、さらに寄居林業、そして関係各所、他自治体も含めながらの協議をしながら、確認を取りながら、そして整備しながら、要綱をつくっていきたいと思っております。今現在お話ができるようなこのような状況なのですが、なるべく滑川町の里山、こちらのところをエリアを決めながらという形にもなりますが、きれいにしていくような事業ができればなというふうには考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

次に、空き家対策について再質問をさせていただきたいと思います。特定空家件数等の認定はゼロ件ということでご回答いただきました。しかしながら、今後そういった特定空家等になる可能性は十分あるわけでございます。そうなった場合の所有者への行政指導等を行うのは大変な業務であろうというふうに思いますが、今後何課がこういったことに担当していくのか。また、どのような指導になるのかなど、簡単で結構でございますので、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時41分）

再 開 （午前11時41分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、瀬上議員の質問に答弁いたします。

今後特定空家の関係が出てきましたときには、総務政策課のほうで窓口ということにさせていただいて、管理、それから空き家の状況等は建設課、あるいは草が生い茂っているとか、そういった管理の部分については環境課というところで、町内の関係各課において対応していくということにさせていただきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） すみません。もう一点質問させていただきますが、先ほど答弁があったかもしれませんが、相続を放棄され、相続登記されていない空き家等はあるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時43分）

再 開 （午前11時43分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、瀬上議員さんの再質問に答弁させていただきます。

相続登記されていない空き家につきましては、今現在手元に数字を持っておりませんので、後で答弁をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

次に、特認校について再質問させていただきたいと思います。特認校は、100名以下の小規模な学校と認識しております。それで、募集も1クラス20人と先ほど聞きましたが、それでは令和6年度の予定される児童数、学年ごとに分かれば教えていただければと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、瀬上議員のご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年9月1日現在での令和6年4月1日の福田小学校の予定人数でございます。1年生が21人、2年生が12人、3年生が23人、4年生が16人、5年生が13人、6年生が18人、合計103名の予定でございます。ここに特認校を希望した場合、そこにプラスされるという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

もう一点質問させていただきますが、以前町内の各校に福田小学校で学びたい人を募集しますという回覧がされたかと思うのですが、これについていろいろ回覧をしますと、反響があったかと思うのですが、どんなことをいろいろ聞かれたり、意見があったりしたのでしょうか。分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、瀬上議員のご質問に答弁をさせていただきます。

説明会を7月12日、7月29日と2回開催をしました。これに向けての回覧等、町内に向けて回覧したというのは、先ほど瀬上議員がおっしゃったとおりでございます。そのとき、担当のほうにはいろいろと質問等あったというふうに聞いておりますが、申し訳ございません。今ここで私のほうで把握してございません。ただ、その説明会では、4家庭の方が説明会に来て、中学に向けて特認校に向けての説明を聞いたというふうに報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

私の質問は以上でございます。大変ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、瀬上邦久議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時48分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎答弁の補足

○議長（吉野正浩議員） 午前中の一般質問の瀬上議員の質問に対する答弁について、島田税務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

島田税務課長、発言願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 議長より発言のお許しをいただきましたので、税務課長、午前中の瀬上議員より再質問のありました、空き家で相続登記されていない件数につきまして答弁をさせていただきます。

税務課といたしましては、空き家で相続登記していない件数の把握はしておりません。ご了承をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

◇ 原 徹 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位7番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議員番号10、原徹。議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従い一般質問させていただきます。

まず、質問事項1、大規模地震災害への備えについて質問させていただきます。最近、令和元年10月の台風19号、昨年7月の集中豪雨、そして今年も8月に日本列島を襲った台風6号、7号と、大雨による被害とその対応が注目されており、水害への備えの重要性が叫ばれています。しかし、それと同時に首都圏直下型地震や東南海トラフ地震、これらの地震はそう遠くない将来、確実に発生すると言われており、大地震への備えを忘れてはならないものだと考えます。今年、関東大震災から100年に当たることもあり、地震に対する町の備えについて何点か確認をさせていただきたいと思います。

1点目です。まず、町の公共施設の耐震化率をお教えてください。

2点目、そのうち非耐震施設の災害時の役割はどう定められているのか、災害対応に支障はないのか、お聞かせください。

3点目、町内の一般住宅の耐震化率はどのようになっているか、把握している範囲でお伝えください。

4点目、一般住宅への耐震補助制度はあるのか、その概要はどのようなものとなっているのか、ご教示ください。

5点目、当該補助制度の利用実績をお知らせください。

6点目、防災計画において、災害時対応のどこまでの役割を町が担い、そしてどこからを自主防災組織が担うと想定しているのか。そして、住民は個々にどう備え、対応するべきと想定しているのかをお知らせください。

7点目です。防災備蓄品の状況、種類と数量と備蓄場所はどのようになっているのか、主なもので結構ですので、お知らせください。

8点目、防災備蓄されている食料や水は何人が避難所に避難すると考えて、何日分の量を備蓄しているのか、お知らせください。

9点目、各住民はどこまで備蓄しておくべきなのか、お知らせください。

10点目、自主防災組織、庁内各自治会に自主防災組織が設けられていると思いますが、自主防災組織に求められる備えはどの程度のものなのか、お知らせください。

11点目、自主防災組織への補助制度がどのようになっているのか、お知らせください。

12点目、住民と自主防災組織に対する啓発と支援はどのようになっているのか、ご教示いただければと思います。

続きまして、2点目の質問をさせていただきたいと思います。上水道管渠の老朽化への対応についてでございます。先月、8月4日でしたか、隣の東松山市におきまして水道管の損傷により水が勢いよく吹き上がる漏水事故がありました。そこで、町内の上水道の管渠の現状について、何点か確認させていただきます。

まず、1点目、町内の水道管の総延長と布設後の経過年数ごとの年数をお知らせください。

2点目、水道管の耐震化率はどのようになっているのか、お知らせください。

そして、3点目ですが、老朽化した管があると思いますので、老朽管の更新計画はどのようになっているのか、お知らせいただきたいと思います。

続きまして、項目3番目になります。町内の再生資源ヤードの状況についてでございます。埼玉県が本年2月に県内の市町村を対象に行った調査では、使用済みの金属などを屋外で保管するスクラップヤードが県内に229か所あり、そのうち115か所で近隣住民から悪臭や搬出入時の振動などへの苦情が上がっているという新聞記事が7月23日の読売新聞に掲載されておりました。これらのス

クラップヤードは、大抵の場合目隠しとなる鋼板で覆われており、我々住民にとっては中で何が行われているのかがい知ることでもできなく、不安な状況でございます。今回の県の調査における、町でも回答していると思うのですが、町内のスクラップヤードの状況を確認したく思います。

町内のスクラップヤードの数をお知らせください。

2点目、そのうち苦情の実績とそれに対する対応についてお知らせください。

3点目です。そして、今後の対応方針をお知らせいただきたいと思います。

続きまして、項目の4でございます。道路標示についてでございます。町内の土地区画整理事業が行われた地域内を走っていると、交差点において道路標示が場所によって異なっていることに気がつきます。また、表示線が薄くなってほとんど見えない箇所も見受けられる状況でございます。交差点ですので、交通安全に非常に大きな関わりがあるこの道路標示について、次の点を確認させていただきたいと思えます。

まず、1点目です。交差点の停止線、止まれと書いてあって実線がある場所、それと破線で表示されているところの意味の違いをお知らせください。

2点目、表示が薄くなっている場所の白線等の補修の状況がどうなっているのか、お知らせください。

3点目、交差点の場所によっては中に赤色で囲ってあるような形で表示されているところがございます。その表示の意味と設置基準をお知らせいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、大規模地震災害への備えについてのうち①、公共施設の耐震化率についてと③、一般住宅の耐震化率についてと質問事項4、道路標識についてを稲村建設課長に、質問事項1、大規模地震災害への備えについてのうち②、非耐震施設の災害時の役割についてと、⑥、災害時対応の役割分担についてと、⑦、防災備蓄品の状況についてと、⑧、防災備蓄品の対応人数、日数についてと⑨、町民に求める備えについてと、⑩、自主防災組織に求める備えについてと、⑪、自主防災組織への補助制度についてと、⑫、住民と自主防災組織に対する啓発と支援についてを篠崎総務政策課長に、質問事項1、大規模地震災害への備えについてのうち④、一般住宅への耐震補助制度についてと、⑤、この制度の利用実績についてを服部産業振興課長に、質問事項2、上水道管渠の老朽化への対応についてを宮島上下水道課長に、質問事項3、町内の再生資源ヤードの状況についてを関口環境課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、原議員の質問に答弁させていただきます。

初めに、質問事項1、大規模災害への備えについてのうち①、町の公共施設の耐震化率と③、町

内の一般住宅の耐震化率について答弁させていただきます。滑川町では、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に基づき、滑川町建築物耐震改修促進計画を定めております。この計画の中で、昭和57年以降の新耐震基準による建築物の耐震化の現状の耐震化率を回答させていただきます。①の町の公共施設の耐震化率でございますが、こちらは90%となっております。

そして、③の町内の一般住宅の耐震化率は82%となっております。

次に、質問事項4、道路標示についてでございます。警察庁では、交通規制の目的として、道路における危険防止、交通の安全の円滑を図る、道路の交通に起因する障害の防止、この3つの目的を達成するために交通規制を行っております。この交通規制の中で道路標識と道路標示でございますが、交通の安全と円滑を図るため、きめ細やかな交通規制が必要で、これらを表す手段として道路標識と道路標示がございます。道路標識は、特定の交通方法を示すための規制や指示を一定の様式化された表示方法によって表すものでございます。また、道路標示は、路面にペイントや石など、線、記号または文字を表示し、道路交通に関する規制や表示を表すものでございます。

そこで、ご質問の交差点の停止線、止まれ、実線と破線の意味の違いについて、交差点の手前には一時停止の標識と一緒に設置される路面標示の止まれに実線が引かれております。この実線は、法令により停止が規定されている横断歩道、一時停止、踏切、信号機の交通規制が行われている場所に設置されております。停止しなかった場合は取締りの対象となり、なお設置者につきましては警察の公安委員会となります。

次に、交差点の手前に破線が引かれてある場合がございます。これは、指示停止線と呼ばれるもので、法定外表示となります。主な設置場所としては、法令による規制はされていないが、住宅地や三差路など一時停止の交通規制までは必要ないが、停止して安全確認を行うことが好ましい場所に設置しております。なお、停止しなかったとしても、取締りの対象とはなりません。また、町道については、町が設置をしております。

以上のように、実線と破線の違いはありますが、2種類の路面標示についても交通安全上、車両が停止する場合の位置を示すことにより、交差点の安全性を高め、交通を円滑に図るために設置しておりますので、交通事故防止にご理解とご協力をお願いいたします。

②の表示が薄くなっている場所の白線等の補修状況でございますが、路面標示には2種類あり、1つは警察の公安委員会が設置している法令による路面標示、例えば先ほどお伝えした横断歩道、止まれ、黄色の中央線などがございます。もう一つが、道路管理者が設置する法定外の路面標示でございます。例えば破線の中央線、外側線、学童注意、徐行、スピード落とせ、指導停止線などがこちらに当たります。このうち町では、法定外の路面標示の引き直しや新設を行っており、言い換えると道路管理者の町はこの法定外の路面標示しか設置することができません。

町では、道路パトロールでの把握や、区長さんからの要望により、表示が薄くなっている場合は引き直しをしております。毎年前期と後期の2回に分けて、年間600万円程度の予算をいただき、

補修工事を実施しております。町でも幹線道路は最優先に引き直しを実施しておりますが、表示が薄くなっているなどの箇所がございましたら、区長さんを通じて申請をいただければ、順次補修工事を実施してまいります。

3つ目の質問の交差点の赤色の表示の意味とその設置基準についてでございます。これは、交差点内の赤い枠については、注意喚起のために設置しております。例えば交通量の多い交差点内や通学路などのように、危険性の高い場所に設置しております。また、設置基準については特段の定めを設けておりません。必要があれば、区長を通じて申請をいただければ、交通状況等を勘案して設置について検討をさせていただきたいと思っております。原議員のご質問にあるとおり、安全に関わる対策は最優先できるように考慮してまいります。引き続き交通事故防止、交通の円滑化のためにご理解とご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、大規模地震災害への備えについてのうち②、町の公共施設のうち、非耐震施設の災害時の役割はどう定められているかでございますが、非耐震の公共施設におきましては避難所の指定からは外れております。施設の安全が確認できれば、避難場所としての活用は想定しておりますが、避難所として長期間開設することは考えておりません。総合体育館やコミュニティセンターといった大きい施設が災害時に活用できないことは、防災拠点を確保する上で支障となり得ますが、耐震化の済んでいる公共施設の有効な活用方法を検討し、また民間の施設についてもご協力いただけるよう働きかけを行い、防災拠点の確保に努めてまいります。

次に、⑥、防災計画において、災害時対応のどこまでの役割を町が担い、どこからを自主防災組織が担おうと想定しているのか、そして住民は個々にどう備え、対応すべきと想定しているのかでございますが、災害発生時には町は専ら情報収集や伝達、インフラの機能回復や災害廃棄物の処理対応などが優先される業務となり、避難所等は開設までは対応いたしますが、長期間の避難所開設となった場合には地元の自主防災会に避難所運営を任せることとなります。また、情報収集においても、町職員のみで把握ができないことから、各地域の被災情報の収集や情報の伝達なども自主防災会に頼ることも考えられます。住民個人におかれましては、防災用品などを備えていただくこと以外に、日頃から災害を想定し、自分の住んでいる地域にどんな被害が起こるか、事前に調べ、避難所や避難経路、非常時の家族との連絡体制なども確認していただくことが必要と考えます。

次に、⑦、防災備蓄品の状況、種類と数量と備蓄場所はどうなっているのかでございますが、防災備蓄品の主なものとしたしましては、食料はアルファ米や備蓄用の缶入りパンなど6,180食分、水は2リットルのペットボトル3,000本、粉ミルクスティックタイプ1,000本を備蓄しております。

そのほか災害用毛布750枚、段ボールベッド20床、段ボールパーティション40セット、生理用品2,150枚などの生活物資も備蓄しており、備蓄場所は羽尾に所在している防災備蓄センター、旧消防滑川分署で保管をしております。町としてこれらの数量で十分と考えてはおりません。災害時には、国や県の支援のほか、民間企業にも協力いただきながら、備蓄品の確保に努めてまいります。

次に、⑧、防災備蓄されている食料や水は何人が避難すると考え、何日分の量かでございますが、防災計画では被災後3日分に相当する量を目標として、県、町、住民がそれぞれ備蓄するものとしております。県と町では、避難者用としてそれぞれ1.5日分、合計で3日以上を目標としております。現状約1,300人が避難することを想定し、1.5日分の量となっております。

次に、⑨、各住民はどこまで備蓄しておくべきかでございますが、災害発生直後は国や県、町からの公的支援がすぐに届かないことを想定し、食料や水などについては最低3日分、できれば1週間分を各家庭で備蓄することを推奨しております。

次に、⑩、自主防災組織に求められる備えはでございますが、自主防災組織において備えるものは、住民自ら備えておくことが難しく、また発生後すぐに必要となりそうな発電機などが考えられます。自主防災会ごとに必要となってくるものは異なりますので、国や県、町からの公的支援が届くまでの間、いかに生活できるかをそれぞれの自主防災会で考えていただき、災害に備えていただくことが重要と考えます。また、災害時にはすぐに公助が期待できないことを住民一人一人が念頭に置き、ふだんから自主防災会内で災害時の決まり事などを共有しておくことも重要と考えます。

次に、⑪、自主防災組織への補助制度はでございますが、滑川町自治振興団体活動費補助金の中で、各自主防災組織に対し新規設立時に上限10万円まで補助し、そのほか毎年上限3万円の補助金を支出しております。

最後に、⑫、住民と自主防災組織に対する啓発と支援はどうなっているかでございますが、毎年広報紙を通じて住民に対し防災の特集ページを掲載し、周知、啓発を図っており、ホームページにも防災情報等を随時掲載し、周知しております。また、近年では中学生の防災学習に対し、町職員を講師として派遣し、中学生の防災知識の向上に努めてまいりました。防災に関し、住民個人へ支援する制度はございませんが、各自主防災会への支援につきましては毎年上限3万円の補助金の支出をしており、自主防災会の活動に役立てていただいております。今後も引き続き様々な媒体を通じて、防災に関する周知啓発及び支援に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、原議員さんのご質問に答弁させていただきます。

最初に、質問事項1、大規模地震災害への備えについてのうち、4の一般住宅への耐震補助制度

とその概要についてを答弁させていただきます。耐震補助制度ですが、滑川町耐震住宅リフォーム補助金としてありますので、この補助金の交付要綱の概要についてご回答させていただきます。町内に住宅のある住民で税の滞納がないこと、町内業者による施工を必要とし、1回限りの申請となっており、補助対象となる住宅は4項目となっております。1として、町内にある地上2階建て以下の在来軸工法または枠組み壁工法による木造住宅、2として昭和56年5月31日以前に建築された住宅であること、3として耐震診断の結果、耐震評価点のほうが1未満と診断された住宅であること、4として一戸建て住宅または他の用途を兼ねるもので、延べ床面積の2分の1以上を住居とする一戸建て住宅であるということとなっております。

次に、工事費用となります。20万円以上を対象とし、工事費用の5%を補助しております。1,000円未満の端数は切り捨てし、補助の上限は10万円となっております。耐震工事とリフォーム工事を同時に行うことも可能ですが、それぞれが10万円が限度額となっており、上限は合わせて20万円となっております。以上の内容が補助対象の概要となっております。

次に、5のその利用実績についてを答弁させていただきます。平成22年にこの補助金交付要綱が整備されて以降、耐震に関する利用実績はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、原議員のご質問のうち質問事項2、上水道管渠の老朽化への対応について答弁いたします。

最初に、①、町内の水道管の総延長と布設後の経過年数ごとの延長でございますが、令和4年度末の町内水道管の総延長は7万9,597メートルとなっております。この総延長は、基幹管路と呼ばれる口径が250ミリメートル以上の配水本管と、250メートル以下の配水支管とに分けられており、配水本管が5,546メートル、配水支管が7万4,051メートルでございます。また、経過年数ごとの延長ですが、布設後50年以上経過した管路が本管1,948メートル、支管1万2,603メートルの合計1万4,551メートル、40年以上経過した管路が支管のみで2万3,744メートル、30年以上経過した管路が本管24メートル、支管1万13メートルの合計1万37メートル、20年以上経過した管路が本管2,562メートル、本管1万2,448メートルの合計1万5,010メートル、10年以上経過した管路が本管1,012メートル、支管1万383メートルの合計1万1,395メートル、経過年数10年未満の管路が支管のみで4,860メートルでございます。

続きまして、②の水道管の耐震化率についてお答えいたします。耐震化率とのご質問ですが、水道事業では耐震管率という形で算出をしておりますので、耐震管率としてお答えをさせていただきます。本町の令和4年度末の水道管耐震管率は34.7%となっております。こちらは、先ほどお答えさせていただいた配水管路の総延長に対して、既設管の中で耐震性のあるポリエチレン製の管路2万

5,450メートル及び令和4年度に実施した耐震化布設替え工事分2,202メートルの合わせて2万7,652メートルを耐震管として算出した数字でございます。

続きまして、③、老朽管の更新計画についてお答えをいたします。老朽管の更新につきましては、令和2年度に策定した重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画に基づき進めさせていただいております。こちらの計画は、令和元年度に策定した滑川町水道事業基本計画との整合性を図りながら、令和3年度から令和16年度までの14年間を計画期間とし、令和3年度は設計期間とし積算業務を、令和4年度からは管路の布設替え工事を行っております。事業費は、計画時で重要給水施設配水管路耐震化事業に8億9,552万1,000円を、老朽管更新事業に10億5,878万1,000円の合計19億5,430万2,000円を見込んでおりますが、計画策定時より作業員賃金や建設資材、原材料費及び燃料費等の高騰が続いている状況から、今後の事業費の増加が懸念されているところです。事業の財源といたしましては、重要給水施設配水管路耐震化事業には国庫補助金として事業費の4分の1が交付されますが、残りの事業費の4分の3と老朽管更新事業の財源は起債及び自己財源によるものとなっておりますので、今後はより一層の安定した水道事業経営に努めてまいります。

なお、この更新計画により、重要給水施設配水管路については管路総延長2万5,542メートルに対し、令和元年度の耐震管延長9,124メートルが令和16年度には1万8,497メートル、耐震管率にして35.7%から72.3%へ更新される予定でございます。また、老朽管の更新につきましても、経年管路、いわゆる布設後の経過年数が40年から60年の管路の割合が、令和元年度で49%であったものが、令和16年度には21.5%に更新される見込みとなっております。しかしながら、本更新計画実施後も一部に老朽管路が残存してしまいます。これらの管路は、当初財政のバランスを考慮した結果、やむを得ず更新を先送りしている管路でございますが、令和16年度の時点で布設から60年を超える硬質塩化ビニール管などが多く含まれるため、次期更新計画策定時には最優先で更新を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、原議員さんからのご質問、町内の再生資源ヤードの状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご案内のとおり、本年2月に再生資源物屋外保管施設の設置状況等についての照会が県環境部産業廃棄物指導課よりございました。これは、県内や近隣の自治体で再生資源物、いわゆる使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチック、その他これらに類する材質を原材料とするもので、分解や圧縮、破碎の処理がなされたものも含まれております。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物及び有害使用済機器に該当するものは除いたものでございます。これに係る条例が制定されている状況を鑑み、県

内において当該施設の設置状況等の把握をするための調査でございました。

最初に、町内のスクラップヤードの数でございりますが、環境課で把握しておりますヤードにつきましては4か所でございます。内訳は、福田地内に所在する金属スクラップのヤードが1か所、水房地内に所在する金属スクラップのヤード1か所、同じく水房地区に所在する非金属スクラップヤード1か所、土塩地区に所在しますプラスチック、これについてはペットボトルヤードが1か所でございます。

続いて、これらヤードの苦情の実績の状況でございりますが、令和3年5月に福田地区に所在します金属スクラップヤードにおいて油の流出事故がございました。この事故の対応につきましては、オイルブロックシートやオイルフェンスの設置、下流への拡散を防止いたしました。あわせて、東松山環境管理事務所に通報し、同日東松山環境管理事務所とヤードの管理者に対し、再発防止やオイルトラップの設置について指導をいたしました。

最後に、今後の対応方針でございりますが、油流出などの事故や近隣住民からの苦情に対し、東松山環境管理事務所と連携をしながら対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） たくさんの項目にいろいろとご丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。見解を述べつつ、要望を述べさせていただきたいと思っております。

まず、大地震への備えについてなのですが、地震が発生した場合はまずは自分が家や家具等に押し潰されない、死なないことが一番大事だと思います。幸いにも町内の多くの建築物は、建築基準法の新耐震基準に合致しているというふうにお答えの中で言えるかなと思ったのですが、一般住宅の耐震化率は82%ということで、まだ18%の56年以前の建築物があるということだと思います。また、あと数年前の議会の中で、菅間議員が熊本地震の後を受けて一般質問されている答弁を見ますと、熊本の地震では56年以降の新耐震基準を満たしていても、平成12年5月に改正されるまでの間の建物については大きな被害が、それ以降に比べるとあったというようなことでのことを捉えた質問がなされています。そのときの回答で、この新耐震であっても平成12年5月までの間の建築されたものが町内に1,492棟あるというふうにお答えいただいております。そうすると、その18%プラス、この建物を合わせると、結構多くの建築物が大きな地震があった場合にはなかなか危険性があるのではないのかなと思われると思っております。

今回町のほうでも防災計画のほうが見直されて、新しい計画がしっかりとまとめられているのですが、その被害想定を見ますと、30年以内に70%以上の確率で発生すると言われている首都圏直下型の地震の2つの震源想定の中でいうと、想定する町内の最大震度は5弱、ほかのもっと大きな被害が想定されている地震については6強とかということであると1%を切るような発生確率というような計画が記されております。ただし、これとは別に従来の計画で東海沖地震に備えてという

記載であったのが、東南海地震という形でアップグレードされて、それに対してはしっかりと備えておかなければいけないというふうな書かれ方がされているようですけれども、これらの地震の中で首都圏直下型の地震だと計画では最大震度が5弱までが認められる。全半壊はゼロという想定がされています。本当にゼロであればいいのですけれども、今の56年以前の建築物が18%、さらに熊本地震等での被害の状況でいうとちょっと耐震性に疑問がつくものが約1,500棟あるという話です。

実際に地震が起きると、この前の熊本の地震でもそうだったと思うのですけれども、本震の後に大きな余震が度々発生するというのが現状であるかと思います。100年前の関東大震災におきましては、マグニチュード7.9の本震の後、直後から翌日にかけてマグニチュード7を超える余震が5回も発生している。先日のNHKのちょうど震災の日を記念した番組の中でそういう報道があったのですけれども、また平成28年の熊本の地震では、本震の後、当初本震と言われていた震度7の地震の後にさらに大きい地震が発生し、震度6弱以上を記録した地震が合計7回発生しているというようなことです。そうすると、耐震性を持った住宅であれば大丈夫なのでしょうけれども、少し弱いものであれば1回の大きな揺れには大丈夫ですけれども、2回目以上においては建物が倒壊する危険性もあるのではないかなというふうに思います。被害想定で全半壊がゼロというのは、あまりにも楽観的ではないのかなというふうに思います。

また、2018年、平成30年9月に発生しました北海道胆振東部地震におきましては、北海道全域が停電するというブラックアウトが発生しております。実際に首都圏直下型、あるいは東南海沖地震が発生した場合には、滑川町よりも南側、首都圏、大都市が大きな被害を被ることが想定されています。そうしますと、実際国あるいは県の補助、助けが滑川町まで到達するというのは、なかなかハード面においてもソフト面においても難しくなってしまうと思います。その辺を踏まえた上で、町のほうは地震に備える必要があるのではないかなと思います。

大雨による被害、備えというのが今着目されているのですけれども、大雨、洪水というのは地震みたいにある日突然来るのではなくて、少なくとも短くても数時間前には発生が予想されるので、それなりの備えができると思うのですけれども、地震については本当にいつ来ても大丈夫のように備えておかないと対応できないものだと思います。

町がどこまでできるかという話でいいますと、行政報告のほうにもこれで見ると書いてありますけれども、町の職員のほうは正職員が131名です、4年4月1日現在。それと、再任用職員が5名と会計年度任用職員が89名、これらを加えても225名しかいない。地震が発生したりした場合に、このうち何名が地震対応できるか。本人が被災している可能性もあります。そうすると、町でできることなんてたかが知れたことになってしまうと思います。実際にどう対応したらいいかという、やっぱり住民個人個人がしっかりと備えること。そして、自主防災組織が名ばかりの自主防災組織でなくて、先ほどのご答弁いただいた中にもありましたように、避難所運営は自主防災組織が長期的にはやっていかざるを得ないと思います。具体的に何をやったらいいのかというのが自主防災組織

で分からないというのが現状かと思いますので、実際に町からは、町ではここまでしかできないのだということをしかりと発信していただくこと。そして、住民がどこまで備えて、自主防災組織がそれに対してどこまで備えておくかということ発信した上で、住民なり自主防災組織がしっかりとそれに備えた活動ができるように助言、あるいは資料提供等していただきたいと思います。

東松山市のホームページ、私、元東松山市の職員でしたので、一応この自主防災組織への補助制度ですとか、自主防災組織の在り方、資機材の購入、修繕とが、どういうふうに備えていったらいいかというのは具体的に住民、あるいは自主防災組織の人間がホームページを見れば分かるように情報提供がされています。ぜひ町でもそのような情報提供のほうをしていただきたいと思います。あるいは、避難所運営マニュアル等もしっかりと整備されていて、自主防災組織等にも配布されていて、それにのっとった避難所運営ができるようにはなっています。

実際に台風19号で東松山市は大きな被害があつて、避難所を開設したわけですけれども、運営してみると大きな問題がありました。東松山市のホームページでは、台風19号の検証報告も載っています。これで避難所を運営していく中でもどんな課題があつた、どういうふうに改善していったらいいかというのが具体的に載っています。こういうものを参考にさせていただきながら、自主防災組織がどういうふうに備えていったらいいのか、しっかりと情報提供していただきたいなというふうに思います。実際に災害が発生した場合にはどうなるのか、本当に何をしなければいけないのか、総合的な考え方は素晴らしいと思うのですけれども、そのような形で町がどこまでできて、住民が何をしていったらいいのかというのがしっかりと伝えてもらえるように、町としてはぜひとも防災の専任職員を配置していただいて、しっかりと備えていただきたいと思います。第1の項目については以上を要望して、この項を終わりたいと思います。

2点目の上水道の管渠の老朽化対応なのですけれども、町では比較的古い管渠もそれほど多くはないということで、それなりに計画的に老朽管の更新が始まったということで一安心したところがございます。先ほどの大地震への備えにも関わることで、しっかりと計画的に老朽管の更新と耐震化の推進を進めていただきたいと思います。要望でございます。

続きまして、3点目の町内の再生資源ヤードの状況に関してですけれども、町内4か所あつて、1か所では苦情の実績があつたということなのですけれども、質問の中でも申し上げましたとおり、スクラップヤード等、住民からは目隠し状態で何も分からない不安な状況ですので、今後とも県等ともしっかりと連携して、適切に指導、監視を行っていただきたいと思います。

4点目の道路標示についてなのですけれども、強制力を持つものと指導のものと分かれるということなのですけれども、いずれにしても安全に関わります、公安がするほうの停止線はなかなか難しい部分もあるかもしれないのですけれども、指導停止線とかにつきましては補修を優先に行っていただきたいと思います。特に歩道の手前の、車道の前ではなくて、歩道の手前にある指導停止線をしっかりと表示していただきたいと思います。歩道が危ないですので、よろしく願いいたし

ます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時5分といたします。

休 憩 （午後 1時52分）

再 開 （午後 2時05分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位8番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 議席番号6番、西宮俊明。議長のお許しを得て、質問をさせていただきます。

5点にわたって質問をさせていただきます。まず、1点目、带状疱疹についての町民アンケート調査の実施について。滑川町ホームページやライン公式アカウントを活用して、アンケート調査を実施することは可能でしょうか。可能であれば、実施していただくことを提案いたします。6月議会で带状疱疹ワクチン接種の公費助成について質問をさせていただきました。その際、かなりの予算が必要となり、そう簡単ではないということは私も承知をしております。そういう中で、带状疱疹についての意識の啓発になり、公費助成についての検討する参考となると考えて、提案をさせていただきます。

アンケート調査の概要、これはあくまで一つの実施例ということで自治体を実施しているものを参考に見つけたものなのですけれども、簡単な2択や3択、带状疱疹という病気にワクチンがあることを知っているか、本当にこれは知っているか知っていないか。带状疱疹予防ワクチンの接種を希望するか、これは希望する、希望しない、分からない。3番に関しても同じく、公費による助成があれば接種を希望するか、これも3択というような形になります。これもあくまで概要というふうに記載してありますけれども、実施例と捉えていただいて、滑川町にふさわしい内容のアンケートになりましたら健康づくり課で検討して、実施を検討していただければと思っております。

2点目です。夏季休業中の小学生、中学生、高校生への学習や生活への支援について。滑川町の子どもたちに効果のある施策の検討をお願いできますか。これは、特に7月に入って、夏季休業に入ってから保護者の方々から、夏休みの子どもたちの生活習慣を心配する声を多数聞きました。この暑さの中、外出を避けたほうがよい酷暑の中で、室内でゲームなどをして1日が過ぎていくような日々を送らざるを得ない子どもたちもいたのではないかと思います。こういうことを踏まえて、

子どもたちの家庭学習の習慣化や学習意欲の向上を図る取組を実施できないでしょうか。これは、昨日教育長の様々な町の教育の取組を聞かせていただきまして、本当に滑川町は教育委員会が素晴らしい活動、取組をしているというふうに改めて理解をいたしました。ということ踏まえた上で、なおかつこのようなことができないか、検討をお願いできればということです。

次の実施例に関しましても、これもこのようなことをやっている自治体があるということで、各小中学校におけるサマースクール、各学校の1教室を使い、学習指導補助員などが子どもたちの自主サポートをする。これは学校が行うのではなくて、あくまで町として行う、市、町として行うということになります。

2点目で、夏季休業中の学習室の開放、これも実施例としては土、日も含めて午前9時から午後8時まで、全て開放している例もありました。小学生は5時まで、中学生が7時まで、高校生は8時まで、そういう段階を踏んで行っている、そういう事例がありました。先ほどの話ですけれども、教育長の話がありましたように、本当に滑川町では部活動も熱心に取り組んでいる生徒、それから学童保育も先ほど午前中話題になりましたけれども、私も夏休み期間中に見学をさせていただきました。本当に熱心に指導されていて、とても充実した子どもたちが生活を送っているなという感想を持ちました。しかし、そうはいつでも少なからず学童保育を利用していない子どもたちもいるのではないかと思います。そのような点で、何か滑川町に合った、そういう施策の検討をお願いできないかということが2点目の質問になります。

3点目です。小中学校体育館へのエアコンの設置について。教育活動を行う観点でも、また町の災害避難所に指定されていることから、体育館にエアコンを設置することは必須であると思われ、検討をお願いできますか。同じく夏休みに滑川中学校を見学させていただきました。本当に校内全部を見せていただきまして、感謝しております。体育館も見せていただきました。体育館での部活動では、熱中症予防には最大の配慮をしながら行っていましたが、いかんせんこの暑さの中で十分な活動はできない状況だと思われました。また、災害時に現今の夏の暑さの中では、体育館に避難できる状況ではないと思います。また、逆に真冬の体育館に避難された方が、寒くてられない、車の中で暖房をつけて過ごされた様子を報道でも目の当たりにしています。

国の学校施設環境改善交付金等を活用することは可能でしょうか。本当にエアコン設置に使える補助金はありますか。市町村総合交付金は活用できますか。県からの補助を受けることは可能でしょうかというふうに通告を出させていただきまして、その後私もいろいろ個人的にも調べたのですが、なかなか県からの補助はなさそうだと、私の個人の調べた範囲では。そういう中で1つ、この通告を書いた後でしたので、緊急防災・減災事業、これが総務省の資料にありました。これが令和7年度までの限定、緊急ということですから、今の本当に予想不能な災害ということで、緊急防災・減災事業、令和7年度までの事業、こちらを活用して体育館にエアコンを設置している事例が少なからずあるということが分かりまして、本当に恐縮だったのですが、昨日総務政策課

長には、実はこういうのを見つけたのですということはお話はさせていただいています。これが最終的にエアコン設置の事業、断熱工事も含めて国が7割補助し、自治体が3割の補助という、このような非常にすばらしい制度ではないかなと私は思っております。そのようなものもありました。総合的に見ていただければと思っております。

4点目です。議会のペーパーレス化について。議会のペーパーレス化を推進することは可能でしょうか。現在議会、紙ベースの資料を使って非常に分かりやすいですが、費用がかかり、準備にも多くの労力がかかっていると思われまます。段階的にペーパーレス化を図ることは可能でしょうか。これ国会の資料で、講堂で見たものなのですけれども、国会としても紙ベースからペーパーレス化に変えることにより、毎年2億6,000万円以上の費用が削減されました。これは当然タブレット等が必要となり、多大な予算が必要になってくると思われまます、ただトータルで見た場合には相当な費用の削減になるのではないかと考えています。

参考で書かせていただきましたけれども、私は本当に驚いたのですけれども、滑川中学校を見学させていただいて、職員会議がほぼ完全にペーパーレス化で、先生方1人1台のパソコンがあって、そこへ全部資料がフォルダーに入って、職員会議を行うという話を聞きまして、正直驚きました。私は、高校の現場にいたのですけれども、果たして今高校の現場でそんなことが行われている高校がどれほどあるかというふうに思っております。さらに驚いたのですけれども、生徒総会をペーパーレス化で行っていることを知りました。これも生徒が1人1台のタブレットを持っていますので、そこで各教室で資料説明があって、そして体育館に行きますと大型スクリーン、これも見せていただきましたけれども、大型スクリーンに資料を映して、つまり紙を一切使わないで行っているということで、これも本当に町の教育委員会の取組のおかげだということで校長先生も大変に感謝をされていました。このようなことがあり、これも一遍ではいかないと思われまますけれども、何か足がかりをつけてやっていければと思っております。

最後、5点目ですけれども、日本農業遺産「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」について、町民が学ぶ機会の拡充について。歴史遺産でもある谷津沼農業システムについて、学ぶ機会はどのようなものがありますか。町民自身が学び、自ら情報発信したくなるような施策の検討、実施をお願いいたします。これは本当に私たちのすばらしい遺産であり、私も東京の友人に、私の本当に限られた知識で、滑川町はこういうため池があってとお話ししたら、いや、すごいのだねと本当に驚いて、感動していました。そういうことを町民がまず学んでいき、そして情報発信ができていくといいなということの趣旨の質問であります。

そして、これも例なのですけれども、兵庫県丹波篠山市の例ということで、これ今私も手元に持っているのですけれども、漫画の冊子なのです。「丹波篠山農業遺産物語」、38ページでこれを作成して、全戸配布をして、農業遺産の歴史を分かりやすく、そして現在の状況、また未来への発信ということを書かれています。これも決して漫画を作ってくださいという趣旨ではなく、一つの参考

として、産業振興課長にお願いしたときも、産業振興課長はこれを知られていましたけれども、何かそういうような機会が、様々な機会がありながら町民がまず学んでいければと思っております。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、带状疱疹についての町民アンケート調査の実施についてのうち、町ホームページ、ラインを活用したアンケート調査の実施についてと質問事項3、小中学校体育館へのエアコンの設置についてのうち、災害避難所へのエアコン設置についてを篠崎総務政策課長に、質問事項1、带状疱疹についての町民アンケート調査の実施についてのうち、アンケート調査の概要についてを武井健康づくり課長に、質問事項2、夏季休業中の小学生、中学生、高校生への学習や生活への支援についてと質問事項3、小中学校体育館へのエアコンの設置についてのうち、交付金、補助金の活用についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項4、議会のペーパーレス化についてを岩附議会事務局長に、質問事項5、日本農業遺産「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」について町民が学ぶ機会の拡充についてを服部産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、1、带状疱疹についての町民アンケート調査の実施についてでございますが、町ホームページや滑川町公式ラインを利用してアンケート調査を行うことは可能でございます。

次に、3、小中学校体育館へのエアコンの設置についてのうち、災害避難所へのエアコン設置についてでございますが、学校体育館が指定避難所となっており、災害時には重要な施設であり、その環境整備が必要なことも認識しております。しかしながら、現状では防災面からの国や県の有効な補助金は難しく、長期にわたる避難が必要となった場合には、常設ではなく、仮設での対応を考えているため、災害対策の観点からの学校体育館へのエアコンの設置は考えておりません。教育施設のため、教育部局と必要性も併せて協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、西宮議員のご質問のうち1番の带状疱疹についての町民アンケートの実施についてに関して答弁させていただきます。

先ほどの総務政策課長の同じ質問での答弁では、実施は可能ということでございました。ただ、実施やアンケートの内容などにつきましては、予防接種事業を所管する健康づくり課の私のほうから答弁させていただきます。西宮議員のご質問の中にもあったとおり、さきの6月の定例議会では西宮議員、また内田議員のお二人から带状疱疹ワクチンの公費助成についてのご質問をいただきま

して、その際带状疱疹ワクチン接種は国の援助を得られない任意接種のため、公的助成をした場合の費用は全て町の単独負担での接種となることから、直ちに実施することは難しいという旨の答弁をさせていただきました。また、県内、比企郡内では、既に助成を実施している市町村もあることから、調査検討は継続する旨も答弁させていただいたかと思えます。

今回のご質問にある西宮議員ご提案のアンケートにつきましては、住民の皆様の一定程度実施に向けた検討の参考になるものと思われまます。また、带状疱疹という病気そのものやワクチンについての認知度を高める効果も期待できます。ただし、町としては带状疱疹ワクチン予防接種の公費助成については、現在具体的な実施の検討には至っておりません。引き続き国や県内、近隣市町村の情報収集を行っている段階でございます。今後接種に向けた具体的な検討が必要になった場合には、接種率、また財源確保の参考とするため、より詳細な情報収集が必要になるかと思われまます、その際には必要な情報を得るためアンケートを実施する可能性もございませす。この場ですぐ実施するというお約束はできませんが、実施する場合には西宮議員が例として挙げていただいた質問なども参考にさせていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁させていただきます。

大きな質問の2番、夏季休業中の小中高校生への学習生活への支援について答弁をさせていただきます。まず、夏季休業でございませす、こちらは学校教育法施行令第29条、学期及び休業日の指定に基づき、滑川町立小中学校の夏季休業については滑川町立小中学校学校管理規則第3条に定められております。夏季休業を設定する理由の一つは、心身の休養とともに、通常の学校生活では経験できない生活や活動の実施、自主自立の生活態度を形成するといった目的などもございませす。つまり夏季休業、すなわち夏休みは児童生徒がふだんの学校生活、授業等から離れ、学校では経験できない多様な経験を活動をする、また自らが主体となって考え、行動するよい機会でもありませす。一方、夏休みは生活リズムが不規則となったり、行動範囲が広がって非行や不慮の事故、事件に巻き込まれるなどのリスクもありませす。学校では、先ほどのリスクに留意しながら、健康管理、交通事故やトラブル防止、計画的な学習など、望ましい夏休みの過ごし方について、発達の段階に応じた夏休み前に指導を行ってございませす。

ただし、夏休み中の児童生徒は、家庭、地域が中心の生活に変わります。そこで、夏休みにしかできない経験や体験、家庭での生活習慣を身につけ、有意義な夏休みとなるように一緒に夏休み中の計画を立てたり、規則正しい生活リズムの形成や自主的な生活習慣の形成が図れるよう、1日の生活の計画を立てたり、地域の社会教育活動への参加を促したり、家族間の心の交流を図る工夫を

するなどがあります。いずれにいたしましても、発達段階に応じて自分で目標を決めて計画に沿って課題を進める力が必要となります。この力についても、学期ごとの目標を立て、計画的に達成するための取組を学校において行っております。

また、町でも夏休み中の生活習慣の向上や学習習慣の定着を図るための施策を講じています。家庭学習の習慣化を図るため、ターナちゃんノートを作成し、小学1年生から6年生の全員に配布をしています。これには、家庭学習を進めるための取組時間の目安、学習の決まり、取組事例などを掲載しており、各校にて児童へ説明して取り組んでおります。発達年齢に応じた取組を行うことで、学習意欲の向上にもつなげています。これには、家庭との連携、協力が不可欠であり、保護者会などの機会を通じてお願いをしております。

また、中学生の学習機会の確保として、夏休み期間中の補習学習を各学年3日間ほど実施をしています。また、計画的な部活動の実施により、生活習慣、生活リズムを整える、自立した生活を送るといった一助にもなっています。学習場所としましては、学校開放はしておりませんが、町立図書館の2階読書室が40席ほど一般開放されておりますので、開館時間内であればいつでも自由に使用ができます。また、教育委員会生涯学習担当では、夏休み公民館教室、親子ナイトハイク、ボランティア育成講座、文化財保護担当ではエコミュージアムでザリガニ釣り、図書館では読書感想文教室、ポップづくり、一日図書館員等を企画しており、ふだんの生活では経験できない体験の機会や学びの機会を提供させていただいております。

小中学校においても、水泳指導と兼ねて補習学習を行っていた時期もありましたが、暑さが厳しくなり、登下校の安全確保が困難になってきた頃から、補習学習については先ほどお話ししたとおり、中学校のみとなりました。これらの取組やイベント等の機会も活用いただきながら、家庭を中心に有意義な夏休みを過ごしていただきたいと考えます。

また、西宮議員ご提案のサマースクールは、夏休みに行われる子ども向けのプログラムのことと推察いたします。開催団体によってプログラムについては様々になるかと思えます。本町においてサマースクールを実施する際には、スクールの企画、運営に係る課題、例えば実施主体や実施内容をどうするか、参加者の把握、学校等実施会場の施設管理、学習指導補助員の人材確保、賃金等の予算措置、実施会場までの往復を含めた子どもたちの安全確保などが考えられます。また、学校開放による学習室の場合も、教室等使用時の子どもたちの安全確保、教室の施錠など施設管理、空調等の設備管理などに改めて教職員を配置する必要が生じるなど課題がございます。夏休みである夏季休業日の在り方を改めて見直し、子どもたちが主体的で実践的な力を育めるようにしていくため、学校でできる方策を改めて考えていきます。いずれにいたしましても、夏休みは日常に非日常をプラスしていきながら、子どもを育める期間としていきたいと考えています。

続いて、大きな質問の3番、小中学校体育館へのエアコン設置について答弁をさせていただきます。小中学校の体育館については、西宮議員のおっしゃるとおり、教育的観点、防災、減災の観点

の両面から機能強化を考えた場合、空調設備が設置されていることが望ましいと考えます。初めに、空調設置を考える場合、体育館の構造や機密性、空間の広さ等を考慮して効果を確保する必要があります。そのためには高機能で高い出力の空調設備が必須となり、大きなコストがかかります。

そこで、財源確保策の一つとして、補助金の活用が第一に考えられます。西宮議員のご指摘のとおり、文部科学省による学校施設環境改善交付金を活用することが可能です。しかも、体育館への空調設置の新設については、令和5年度から令和7年度の3年間のみ、補助率が通常の3分の1から2分の1にかさ上げされており、期間限定ではありますが、より有利な条件で活用することが可能です。ただし、この補助金の活用には、施設の劣化状況を客観的に把握する必要があること、また初年度に建築計画を提出し、次年度に交付申請書を提出と、申請手続に2年間を要するため、早期の事業着手が困難なこと、さらに補助条件として当該施設、すなわち体育館に断熱性があることが要件となっております。当町の小中学校の体育館には断熱性を確保した設備、装備はございません。したがって、当該事業を補助対象とするためには、事前調査を行い、その結果から必要な断熱性確保工事を同時に施工する必要があります。ここにも大きなコストがかかります。

工事費についてはあくまでも概算ではございますが、空調設置に係る費用、これが500平米から800平米規模、大体小学校の体育館規模になりますが、こちらで大体2,500万円から3,000万円、それから1,000平米から2,000平米規模の体育館、これが中学校、高校ぐらいの体育館になりますが、これが3,000万円から5,000万円程度、断熱性確保工事でございますが、これは施工範囲や施工方法によって大きく変わります。床のみになるのか、壁のみになるのか、天井のみになるのか、またそれぞれの組合せといったところでかなりパターンがいろいろありますが、文部科学省が示した設計事例を見ますと2,000万円から7,500万円とかなり大きな幅がございます。これに先ほどお話しした事前調査の費用、設計費用がかかりますので、いずれにしても空調設置工事全体では多額の費用が必要となってきます。

次に、町内の小中学校の体育館の状況ですが、宮前小学校は建築後52年が経過、福田小学校が42年、月の輪小学校だけは比較的新しく13年でございますが、滑川中学校は52年経過と、月の輪小学校を除く3校については経年劣化が進んでいる状況でございます。令和3年3月に作成した滑川町公共施設個別施設計画における劣化状況評価結果においても、この3校については屋根、外壁などの躯体や仕上げ、設備など、総体的に評価は低く、建物の健全度は低くなっており、長寿命化改修、大規模改修の必要性が明記されております。このような状況から、既存施設に空調設備を設置するということは、耐用年数や長寿命化のための改修費用などを勘案し、検討する必要があると考えています。本議会の補正予算に上程させていただいております4校1園長寿命化改修基礎調査業務委託により、各施設の耐力度を確認した上で既存施設の長寿命化設備を充実させるべきか、近い将来の建て替えを見込むのかといった方向性について、町の財政状況や町全体の施設整備計画との整合性、費用対効果等を総合的に考慮し、判断して、その結果に基づき今後対応していきたいと考

えています。

なお、ご質問にあります他の補助金でございますが、文部科学省によるものは該当がないと思われ、また県補助金も該当がありません。また、質問にありました市町村総合助成制度、これは県の助成制度でございますが、これにはふるさと創造資金の補助金制度とふるさと創造貸付金の貸付金制度、この2種類がございます。このうち補助金制度につきましては、対象事業とはならず、貸付金制度については貸付対象となる可能性がございます。ただし、この貸付けについては交付税措置もなく、また近年の貸付金利も財政融資資金や市中銀行等よりも高い金利であるため、活用については財政担当の判断となりますが、近隣の動向などを考慮した上での慎重な対応になるかと思いません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、岩附議会議務局長、答弁願います。

〔議会議務局長 岩附利昭登壇〕

○議会議務局長（岩附利昭） 議会議務局長、西宮議員のご質問の4、議会のペーパーレス化についてに答弁させていただきます。

議会のペーパーレス化につきましては、議会改革を推進する中においてICT化の必要性が高まることにより、埼玉県議会をはじめ県内幾つかの市町村においても取組が始まっております。今回のご質問をお受けしたことに伴い、比企管内の町村議会のペーパーレス化の取組状況につきまして調査をさせていただきました。調査の結果ですが、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村では現在のところ計画はないようでございます。唯一川島町が令和6年度に議会へのタブレットの導入へ向けて現在準備を進めているところでございます。タブレットを導入してペーパーレス化の範囲につきましては、まだこれからの検討と思えます。

また、議会だけでなく、役場庁内でのICT化の推進につきましての取組につきましてもご質問をさせてもらったところ、川島町と吉見町、東秩父村では一部の会議でタブレットを使用した庁内会議を実施しているということです。西宮議員がおっしゃるとおり、ペーパーレス化により紙資源の削減と費用負担の削減が見込まれるわけですが、それだけでなく、資料をデジタル化することにより書類保管のためのスペースの削減、また職員の事務負担の軽減が期待されるところでございます。

ご質問の議会のペーパーレス化を推進することは可能でしょうかにつきましては、これからの取組によって可能であると考えております。議会改革を推進する上で議会のICT化の必要性は高まっていると考えております。今後議会におけるペーパーレス化については、所管する委員会において検討を進めるものと考えております。また、ペーパーレス化の進め方によっては、議会のICT化を推進する先進町村への視察等も一つの方法と考えます。事務局といたしましては、議会だけのペーパーレス化にとらわれず、最大限の効果が得られるよう、役場庁内全体の取組として一緒に検

討していただければと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、西宮議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項5、日本農業遺産「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」の町民が学ぶ機会の拡充について答弁させていただきます。比企丘陵農業遺産推進協議会では、日本農業遺産推進に関する協議を全9回にて行っております。さらにワーキンググループとして農業部門、広報部門、観光部門に分け、今後の推進方法等について部門ごとでも現在検討中でございます。西宮議員が例としてお示しされた兵庫県の丹波篠山地域は、令和2年度に日本農業遺産に認定された地域であり、地域PR冊子として作成されているのは認識しております。

国内の各認定地域では、それぞれの地域が工夫しながら地域のPR展開を図っております。そうした中、比企丘陵農業遺産認定協議会内でも地域内外へのPR活動を検討しております。ホームページの更新作業による地域PR活動や各自治体独自のチラシ作成など、様々な方法により日本農業遺産認定地域として、地域内住民の方々や国内へも向け、認知度を上げていきたいと考えております。議員のお示しされた冊子作成も具体案としてよいものであり、協議会内で検討させていただきたいと思っております。

現在協議会で開催を考えている事業案がございます。詳細内容までは確定しておりませんが、この機会にご報告のほうをさせていただきたいと思っております。比企丘陵農業遺産認定地域内の方々に向けた講演会を本年11月に予定しております。今後講演会の詳細内容が決まりましたら、比企丘陵農業遺産認定地域内の各自治体住民への広報等、周知活動とともに、町議員の方々や認定に向けて協力していただいた方々への講演会開催案内を考えておりますので、ご協力のほうよろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） いずれの質問におきましても、丁寧な答弁を大変にありがとうございます。

帯状疱疹に関しましては、6月の議会でも申し上げさせていただきましたように、私自身が発症した経験があり、また身近に、中には本当に重篤な後遺症に苦しんでいる方もいらっしゃいますので、とにかく少しでも啓発活動になればということで、ワクチン接種まで至らなくても、健康づくり課のほうで啓発になるような施策を何か少しでも進むことがあればやっていただければと思っております。

2点目の夏季休業中の小中高校生への学習の支援についてですけれども、これは本当に私自身が

大変不勉強で、調べれば分かることなのですけれども、私も図書館も見学させていただいたのですけれども、図書館の2階の学習室で勉強ができる。もし今お分かりでしたら、どの程度の利用がされていて、時間が何時から何時までということ、そういうことが教えていただければと思います。まず、単純な質問ですけれども、お願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

町立図書館2階の学習室でございますが、読書室とっていますが、こちらのほうで学習活動は可能でございます。時間については、開館時間がそのまま使用時間となりますので、月曜日が図書館は休館日になっておりますが、それ以外は開館しております。その開館時間内であれば自由に使えますので、席の数は先ほどお話ししたとおり40席ほどとなっておりますので、ご活用いただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 私が、小中学生の保護者の方から悲痛な叫びみたいな形で本当に毎日朝からゲームをやっているというふうな、そこでそういうようなお話ができればよかったのですけれども、活用状況というのはどの程度か、これもお分かりになりましたらば。また、せっかくそういうものがあるのであれば本当に広く広報して、そこに行けば勉強できるというようなことがもっと広く知られていけばいいなと思いましたので、もしお分かりになればということをお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今この場では、活用状況のほう分かりませんが、学習室利用の際には記録を取っておりますので、後ほど確認をして、お答えをしたいというふうに思います。また、図書館の学習室、こういった形で開放されていますよということを小中学校を通してまた周知していきたいなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） どうもありがとうございます。私自身もぜひ利用してみたいと思っております。

それから、あと滑川中学校の補習に関しては、私も校長先生からお聞きしまして本当に学校の先

生方が熱心に、部活動指導を終えた後に学年ごとに午後やっているというような、そういうケースが多いということもお聞きしています。そういう中で、何か町として学校の応援になること、先ほどの説明で様々な取組があるとしていることも認識をいたしました。その上でさらに今後も充実した夏休みが過ごせるような何かできることを、これはここで回答してくださいということではなく、また検討をお願いできればと思っております。

学童保育の中で見せていただいたところで、無料学習室の公開、こういうこともすばらしいなと思ったのですが、様々なところで町を挙げて小中高生への応援ができればと思っております。中学校の先生方、それだけ熱心にやっている。それを何か応援できることが町としてあればということをも検討していただければと思っております。

続いて、エアコンに関しまして、本当に多大な予算がかかるということは重々分かりましたので、ただ何か可能性が追求できないかということで、今後も国の緊急防災・減災事業であるとか、そういうようなものを検討していただきながら、可能性を追求していただければと思っております。

それから、議会のペーパーレス化について、これも丁寧なご答弁、本当にありがとうございます。これも本当にとっかかりとして、私自身も当然議員で、また議会運営委員会の一員でありますので、しっかりと研修をして、進めていけるように尽力をしていきたいと思っております。

それから、日本農業遺産を学ぶ機会ということで、こちら産業振興課長から様々な取組、具体的な取組もお話いただきました。また、そのような取組が様々な連続して行っていけるといいと思いますので、私もこの質問をするに当たって産業振興課長にいろいろ教えていただいたのですが、その話も非常に興味深い話をいろいろお聞かせいただいて、そういうことが少しでも町民の皆さんが知っていき、情報発信をしていき、そして本当に日本農業遺産から世界農業遺産認定への弾みをつける、そのような取組が今後行っていければいいと思っております。

以上で私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、西宮俊明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後3時とします。

休 憩 （午後 2時51分）

再 開 （午後 3時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位9番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 議席番号5番、阿部弘明です。質問よろしくお願ひいたします。

まず初めに、町の戦争の歴史を後世に伝えるためにということで質問させていただきます。最近岸田政権による軍事費の倍増、敵地攻撃能力保有などが報じられ、多くの国民は日本がまた戦争への道を踏み出すのではと心配し、特に戦争体験者は新しい戦前にしてはいけない、あの悲劇を繰り返してはならないとの思いを強くしております。敗戦当時、小学校6年生の方は89歳です。先日89歳の方のお話を聞きました。ふだんはベッドで生活していらっしゃいますが、私たちとの話をするので、わざわざ車椅子で対応してくださいました。記憶は鮮明で、話もはっきりしていらっしゃいました。

敗戦間際の3年間で4人の親族が亡くなった悲劇を語ってくれました。1人は、陸軍病院での戦病死、その看護で祖母も看護疲れで亡くなる。もう一人の叔父は、インパール作戦の生き残り。心身ともにぼろぼろで帰ってきた。帰ってからは廃人同然で、ベッドから起き上がれない。物置の病室から出ることなく死んでしまった。その孫たちの死を聞いた祖父母は、俺だけ生きていてもしょうがないと嘆き、それ以来物を食べなくなり、最後は衰弱して死んでしまった。戦争は3年間で家族4人の命、おじさん2人、ひいおじいさん、おばさんを失った。7人家族が3人になった。毎月のように仏壇に白木の位牌が並ぶのを見て毎日泣いていたといいます。その他、戦争間際、唐子の飛行場に土地を取られたことなど、1時間半余り話されました。

先日、町の平和学習講演会で大澤謙司氏から、松山飛行場についてのお話を聞きました。大澤先生は、最後に松山飛行場はこのままでは幻の飛行場から、忘れられた飛行場になってしまう。戦争遺跡を残すことは、平和を考える上で重要なこと。今からでも遅くはない。せめて案内板を立てるなど、何か手を打ってほしいと強く思うと述べられました。

町は、インターネットを利用しての町の戦争の記録の保全を考えていると答弁してきました。しかし、当事者の年齢を考えると急がなければなりません。また、戦争遺跡の保存も今からでも遅くない。今なら間に合うと思います。町が戦争の歴史を後世に伝える施策についてお伺いしたいと思います。

2番目として、老老介護、独り住まいの高齢者対策についてお伺いします。高齢者の老老介護の問題は深刻です。認知症が進み、ほとんど自分のことができない介護度4のお父さんの面倒を要支援のお母さんが1人で見ている。毎晩お父さんは、こんなところにはいられない、早く荷物をまとめて家に帰ろうと言う。お父さんと一緒に近所を一回りして帰ってくるという毎日だそうです。お母さんからも、病院通いで、最近暑いこともあり、具合が悪い。もう共倒れだよとの声も上がります。クーラーがあるけれども、電気代が心配で扇風機で我慢。お母さんは、私がいれば頼りにしてくれる。おじいさんのために少しでも頑張っていくと話しますが、少し動くと横になる。デイサービス、リハビリを週3回利用し、ショートステイの検討も始めたそうです。

しかし、心配なのは費用のことです。2人して10万円にも満たない年金収入だけで介護の費用、2人の医療費を払うと、生活はぎりぎりです。これ以上の支出はできない。このようなお年寄りの

独り暮らしや老老介護など、高齢者問題は深刻です。町は、その実態をどう考えておりますか、その対策についてお伺いします。

3番目は、コミュニティセンターの建て替え計画に住民の声を聞いてという質問です。6月の議会の補正予算でコミュニティセンター施設整備基本計画策定業務委託料が計上され、可決成立しました。令和3年3月に改定された滑川町公共施設個別施設計画で、これまでの対症的に行われてきた施設保全の在り方を見直し、点検、診断に基づく計画的な予防保全に切り替え、公共施設の長寿命化を図る。また、コミュニティセンターについては老朽化が進んでいるため、大地震で倒壊の危険が考えられる。避難所に指定されており、災害時の対応に課題がある。複合施設の建設に伴い、機能移転を検討していますが、財政運営上、複合施設建設の見込みが立たない。計画的な修繕、改修等による長寿命化の検討をしております。

直近5年の実施計画として、令和7年までに特に老朽化が激しい10施設について、全体で10億9,900万円かけて長寿命化改修を行う。そのうちコミュニティセンターについては、令和7年に3億6,379万円をかけて行う計画が示されています。さらに令和4年3月に改定された滑川町公共施設等総合管理計画では、公共施設（建物）の修繕、更新について、今後40年間で既存施設を単純更新した場合に必要なコスト7億円と、個別施設計画に基づき長寿命化対策を行った場合のコスト5億7,000万円を比較すると、長寿命化対策を行った場合の更新費用のほうが約1億3,000万円削減できるとしています。さらに複合施設建設については、全庁的な観点から十分な検討を行い、本町の将来を見据えた公共施設の再編、有効活用を進め、その際多様化する町民のニーズを的確に捉えながら、サービスの利用圏域や交通アクセス、町民の利便性や町づくりとして最適な配置について検討を図るほか、町全体が生涯学習の場としての視点から文化振興を併せた生涯学習の拠点となる施設の整備を検討しております。

しかし、同時に可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国、県及び民間施設の利用、近隣自治体との連携を視野に入れ、時代に即した機能的な地域拠点施設、複合施設の建設について検討し、機能強化を図りながら施設総量の縮減を目指しますとしています。これら計画は、町全体41か所の公共施設を2056年までの40年間の将来にわたってどう維持管理するか、そのための財政的な裏づけを含めて検討されたものと思います。これらの長期計画は、町の施策策定において上位にあるものと考えられますが、今回のコミュニティセンター建て替え計画との整合性についてお伺いいたします。

4点目は、市野川以南の町づくりビジョンについてお伺いします。月輪地区の方から、この辺にはトイレがない。散歩していても長い距離は不安だという声があります。かつて町内のポケットパークを整備した都市整備計画事業（旧町づくり交付金）を活用し、子どももお年寄りも安心して散歩や外出を楽しめ、活力ある町づくり計画が必要なのではないのでしょうか。トイレだけではありません。町づくり全体の課題として捉えることが必要だと思います。

町は、市野川以南、市街化区域のグランドデザインを持ち、地域の歴史、文化、自然環境等の特性を生かした個性あふれる町づくりをどう実現していくか、具体化が求められていると思います。町のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願ひます。

質問事項1、町の戦争の歴史を後世に伝えるためにと、質問事項3、コミュニティセンターの建て替え計画に住民の声を聞いてについてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、老老介護、独り住まいの高齢者対策はについてを篠崎高齢介護課長に、質問事項4、市野川以南の町づくりビジョンはについてを稲村建設課長にそれぞれ答弁願ひます。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、1、町の戦争の歴史を後世に伝えるためにでございますが、終戦から78年がたち、歳月の流れとともに悲惨な戦争の記憶が風化し、平和意識の低下が懸念される中、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えていくことは極めて重要であると考えております。そして、戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の体験談を話すことができる人が少なくなっているため、戦争体験を語り継ぐ人の育成も課題となってきております。

本町では、終戦78年を迎えるに当たり、平和啓発事業の一環として教育委員会と共催で、「戦争と平和を考える2023」パネル展を8月3日から8月20日までの期間で町コミュニティセンター1階ラウンジロビーにて開催いたしました。埼玉県平和資料館から借用した戦争資料の展示が主なものですが、戦時中の毒ガス訓練の様子や熊谷空襲の復興の様子などの写真パネルのほか、実物資料展示として寄せ書き日の丸や防空頭巾などの展示、戦時中の体験談のビデオ上映など、貴重な資料の展示を行ったところです。また、8月17日に平和を見詰めるピースバスツアーを開催いたしました。視察先として、茨城県阿見町にある予科練平和記念館、埼玉県桶川市にある桶川飛行学校平和記念館を訪れました。予科練平和記念館は、予科練の歴史を次の世代に確かに伝え、命の尊さや平和の大切さを考える施設として、平成22年に開館した施設です。また、埼玉県桶川市にある桶川飛行学校平和記念館は、熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の建物を活用し、平和を発信し、平和を尊重する社会の実現のための施設として、令和2年に開館した施設です。それぞれの施設では、館内職員のご説明をいただきながら見学をしました。当日は14名の参加で、小学生3名や高校生1名の参加もあり、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを考える一助となったことと思います。また、広報紙では、令和3年8月に特集を組み、松山飛行場の紹介や戦争の記憶を語り、戦争体験を伝える一環として、戦争体験談を紙面上にて掲載し、町民の方へ平和啓発を行ってまいりました。

さて、ご質問の戦争の歴史を後世に伝える施策についてですが、戦争遺跡は建物や兵器、資料や戦争証言など、かつての戦争の時代を物語る遺跡であり、これを後世に伝えることで歴史の生きた

教材になり得るものです。このようなことから、戦争の歴史を風化させないためにも、戦跡の保存は極めて重要であると考えております。全国的に戦跡である戦争遺跡が土地開発などによって消滅するスピードが早まってきております。歴史の証人である戦争遺跡を失えば、平和の価値や未来への指針も分からなくなる危機感があると感じております。

滑川町内に残る戦跡は多くありませんが、以前広報紙でご紹介したこれらの戦跡の保存については、民有地や道路敷にあるものです。保存には極力努めてまいります。今残されている戦争に関連する貴重な戦跡や史跡等を多くの人に伝えていくことで、改めて戦争の悲惨さ、平和の尊さを実感していただくことが重要であると考えております。今後も折を見まして、戦争遺跡や資料を広報紙や展示等で引き続き継続し、町民の方へ啓発してまいります。

また、松山飛行場の関係ですが、松山開拓都会館、都地内脇に都開拓記念碑が建てられております。碑文に、軍用の唐子飛行場があったこと、戦後の開拓の歴史はこの地に飛行場があった歴史の記録として残っているのみです。今後も平和啓発事業としての戦争パネル展やピースバスツアーを引き続き実施していくとともに、広報紙等を活用し、戦争、平和に関する特集を組み、積極的に啓発してまいります。また、平和首長会議の加盟市町村と連携した核兵器の廃絶と世界平和の実現に向けた様々な事業展開や平和関係団体の運動に対して賛同、協力してまいります。戦争の悲惨さと平和の尊さを若い世代に語り継ぎ、悲惨な戦争の記憶を風化させない施策を継続的に展開し、平和で町民が安心して暮らせる町づくり、環境づくりにより一層努めてまいりたいと存じます。恒久平和の実現と「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいるタウン滑川」を将来都市像とし、全ての人々が安心して暮らせる町づくりを進めてまいります。

次に、3、コミュニティセンターの建て替え計画に住民の声を聞いてでございますが、コミュニティセンター建て替えに関連した施策として、第5次滑川町総合振興計画後期基本計画では、第2章、豊かな心と文化を育む町づくりの中で、文化振興と生涯学習の拠点となる新たな地域拠点施設、複合施設の建設を推進することを掲げております。また、第5章、町民との協働による自立可能な町づくりの中で、効率的な公共施設の管理運営の推進を掲げております。両事業とも重点プロジェクトとして位置づけられております。

効率的な公共施設の管理運営の推進のため、令和3年3月に滑川町公共施設個別施設計画を策定し、令和4年3月に滑川町公共施設等総合管理計画を改定しております。公共施設等総合管理計画では、全ての公共施設を対象とし、中長期的な視点から公共施設等の利活用の促進や統廃合、長寿命化等の施策を計画的に行うことを目的とし、平成29年度から令和38年度までの40年間にわたる施設の管理に関する基本方針を定めております。公共施設個別施設計画では、総合管理計画の基本方針を踏まえ、点検、診断に基づく40年の長寿命化計画を具体的に定めております。コミュニティセンターについて、総合管理計画では旧耐震基準で建設され、老朽化が進んでいるため、大地震で倒壊の危険性が考えられ、現在の地域防災計画では指定避難所にはなっておりませんが、災害時の

対応に課題があることが指摘されております。今後の方針としては、利用状況や町民との協議による地域意向、人口動向を踏まえつつ、複合施設建設の検討状況を見据えながら、計画的な修繕、改修による長寿命化について検討していくこととしております。

また、個別施設計画では、財政運営上、複合施設建設の見込みが立たない状況の中で、40年間の長寿命化を想定し、5億4,361万円をかけて修繕工事を行い、延命化した上で、6億3,954万円で建て替える見通しを立てております。一方、複合施設建設の検討状況についてですが、これまで総合振興計画の重点施策に位置づけ、検討を進めてまいりました。直近ですと、平成27年度に複合施設検討委員会から複合施設の基本的な在り方、姿を提言いただきました。提言書には、町民が町民目線で工夫しながら使いこなせる施設とし、コミュニティセンター、体育館、図書館、町民ホールによる複合エリアの形成を図ることとされております。しかし、概算事業費が30億円超と算定されており、非常に大きな財政負担となってしまうため、実現に向けて踏み出せない状況です。

文化振興と生涯学習の拠点整備は、これで総合振興計画で掲げてきましたが、実現できておりません。新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活が大きく制限されましたが、現在はアフターコロナ、ウィズコロナとして、文化活動や地域活動が再開されて、徐々にですが、コミュニティセンターの利用者もコロナ禍前に戻りつつあります。財政状況を勘案しつつ、住まいるタウン滑川、ピカッと輝く町の実現のため、コミュニティーセンターを複合施設から切り離し、文化振興と生涯学習の拠点として整備を進めていきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問のうち質問事項2、老老介護、独り住まいの高齢者対策について答弁をさせていただきます。

老老介護とは、介護を要する65歳以上の高齢者を65歳以上の高齢者が介護している状態であり、また老老介護と似たような言葉に認知介護があり、これは認知症の方を認知症の人がケアをしている状態となります。少子高齢化や核家族化が進み、家庭における介護の担い手不足が深刻となり、滑川町においても老老介護の世帯は増加していると考えております。

ご質問にありました老老介護のご夫婦につきましては、今年の春頃に阿部議員から地域包括支援センターにご相談をいただき、担当の介護支援専門員と連絡を取り、私も一緒に訪問をし、現状を把握してまいりました。このケースについては、既に担当の介護支援専門員が世帯の経済状況を把握し、また他県に住んでいる子どもや本人の兄弟と連絡を取りながら、本人、家族の意向を確認し、様々なサービスを提案する中、無理のないサービスの導入を行ってまいりました。介護支援専門員からは、経済的な支援としての生活保護制度についての説明もしていただきましたが、本人、家族の希望がない状況でありました。生活保護を受給している方の介護保険料利用料自己負担分は、

介護扶助として支給されますので、本人の自己負担分は軽減されます。

老老介護の対策としては、このケースのように、まずは担当の介護支援専門員や、施設入所であれば施設の相談員に早めに相談することが重要であります。施設であれば、今よりも安く利用できる施設の紹介などもあります。在宅介護を家族だけで行うことは非常に大きな負担になりますので、日帰りでケアを受けることができるデイサービスやデイケア、短期間の施設入所が可能なショートステイなど、介護保険サービスを上手に活用し、介護者の負担軽減として介護者が休める時間を確保する必要があります。介護保険制度までつながっていない方は、積極的に地域包括支援センターへご相談ください。地域包括支援センターには、社会福祉士や主任介護支援専門員、保健師などの専門職がおり、高齢者の皆様の身近な相談窓口として、地域で暮らす高齢者が安心していつまでも住み慣れた地域で生活ができるように、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援をしております。

対策の2つ目としては、経済的な負担軽減制度の活用です。町独自のサービスとして、介護保険利用者負担額軽減制度があります。介護保険を利用している方の経済的な負担を軽減するため、申請に基づき利用者負担額の一部を支給する制度です。対象者は、65歳以上の第1号被保険者では、介護保険料の第1段階、第2段階、第3段階の方となり、40から64歳の第2号被保険者では町民税非課税世帯の方となります。介護保険利用料の領収書を添えての申請によりまして、利用者負担額の30%を支給します。対象となる方には、通知でお知らせをしております。

また、施設を利用した場合、所得に応じて居住費と食費の負担が軽減される制度があります。このほか高額介護サービス費として、同じ月に利用した介護サービスの利用者自己負担が高額になった場合、所得に応じた限度額を超えた分が後から支給されます。また、介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減制度として、所得に応じた限度額を超えた分が払い戻しされる制度もございます。様々な経済的負担軽減の制度がありますので、ご相談をいただければと思います。

次に、健康寿命を延ばすことにより、介護が必要となる期間を短くすることも対策の一つと考えます。まずは、自分の生活はできるだけ自分で行うことを目標に、元気なときから介護予防に取り組むことが大切です。地域包括支援センターでは、介護予防として様々な教室を開催しております。町民一人一人が日常生活において継続的に介護予防に取り組める環境が必要でありますので、地域包括支援センターのみではなく、健康づくり課、社会福祉協議会、教育委員会などをはじめとして、様々な機関や関係部署とも連携を図りながら、健康づくり、介護予防、認知症予防についての意識啓発や取組の維持、拡大を図っております。一人一人が予防に向き合い、健康寿命を延ばすことが大切です。年齢や心身の状態にかかわらず、全ての高齢者を対象とした健康づくりに向けた取組を継続的に実施しておりますので、町民の皆様には積極的にご利用いただきたいと考えます。

次に、各個人が健康づくりに取り組むことに加えて、家族や地域住民の高齢者に対する理解や支え合いの力といった環境を整えることも対策の一つとして重要となります。また、在宅介護におい

では、本人だけでなく家族介護者への支援も大切であると考えます。介護保険は、本人のためだけでなく、家族の介護負担軽減という目的があります。地域包括支援センターでは、家族介護支援事業として家族介護教室を実施し、高齢者の介護で悩む家族や今後介護をする可能性のある方に介護保険制度やサービスの利用方法、在宅介護の方法などを学んでいただき、介護力を身につけられるよう支援しています。また、教室に参加することで、介護に対して不安や悩みを持つ仲間同士の交流を図り、介護家族の孤立を防止する目的もあります。

町としては、老老介護は避けられない問題と捉え、今後も老老介護となった場合の身体的、精神的、経済的な負担の軽減につながる支援に力を入れ、個々のケースに合った丁寧な対応をさせていただきます。決して1人で不安や困り事を抱え込むことのないように、地域全体で高齢者を支えていく仕組みづくり、また高齢者自身、地域のサロンや通いの場などを活用して、自らが社会とのつながりを持ち続けることが必要と考えております。高齢者が安心して暮らせる環境をつくることは、将来高齢者になる働き世代、若者世代にとっても大切なことであると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、阿部議員の質問事項4、市野川以南の町づくりビジョンについて答弁いたします。

行政にとりまして、町づくりのグランドデザインは、総合振興計画と基本計画になります。質問の市野川以南の市街化区域は、第5次滑川町総合振興計画では暮らしやすい快適な町づくりとし、基本計画では都市的、自然的土地利用の推進として、市街化区域内では既存の住宅地において良好な居住環境の維持を図りながら、利便性と質の高い住宅地の形成を推進すると位置づけております。今後も引き続きこの総合振興計画基本計画に基づき、住宅系土地利用の推進を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございました。

時間もあれなのですが、ちょっとコミセンのことでもう一度お聞きしたいのですが、私が質問したのはこの長期計画との整合性なのです。整合性がどうなっているのかということをお聞きしたかったのですが、どうなっているのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

滑川町個別施設計画との整合性でございますけれども、今般のコミセンの建設につきましては、

老朽化が著しいため設備や仕様が古いということで、多様化するニーズに応えられない。そんな状況でございます。また、昭和54年に旧耐震基準で建設されておりまして、老朽化が進んでいるため、大地震の倒壊の危険性が考えられると。こうしたことから、町民の文化活動、地域活動の拡大、災害時の安全確保のために、コミュニティセンターの建て替えを考えているということでございますので、整合性につきましてはなくなるというようなことだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 中長期計画に基づく施策をやるというのが基本方針だと思うのです。それと整合性のないようなことをやろうとしているということなのだと思うので、もしやるのであれば、もう一度長期計画を見直すということになるのだろうかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁いたします。

今おっしゃった物事を変えるときに、常に中長期計画を変えるという話になりますと、首長が替わるたびに計画を変えなくてはなのです。まして総振ができて、まだ後期計画もある中で、それを一々全部変えていたら、そこにかかる予算が莫大なものになります。また、労力もたくさんになります。

話を元に戻しますと、私も選挙に出るときに、この計画について無理があるかどうかということとは十分自分で検討させていただきました。職員の中には、この長期計画に基づいて物事を進めているわけですが、それはその時々予算に基づいて与えられたものの計画を立てろと言われてれば、仕方ないことだと思うのです。あの段階で、それではコミセンの計画を立てますといたら、どこにそのお金があるのですかと言われて、計画が成り立たないということになるのです。ですから、私は昨年の選挙をやる中で、現在の町の財政状況等を職員に聞きながら、またその1年後、2年後どんなふうになるかと考えながら、これはコミセンだけ切り離せばできるのではないかということで、私は公約として掲げたのです。

4つの計画を立てたと思うのですけれども、それは全ての町の計画の中に全部入っていたかというのと、それはまた別問題だと思うのです。やはり計画の中の行間を読みながら計画を立てていくのが首長の務めだし、私は去年それを訴えて選挙を闘ってきたのです。そこをちゃんと理解していただかないと、これから町の計画は何もできないことになると思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 今のお話を聞いていると、何のための長期計画をつくってきたのかなというふうに思います。非常に残念なご答弁だと思います。

とにかく長期計画の中で財政面の問題についても十分考慮した計画、そしてコミセンについては令和7年度に大規模改修をやって、最終的に80年もたせるというような計画になっているのです。それで何でいけないのかということを実に疑問に思っています。そういったような非常に残念だなというふうに思いますけれども。

あと、ちょっと質問を変えさせていただきます。高齢者の問題なのですけれども、非常にこの間、高齢者への負担というのが重くのしかかかっていて、ご存じでしょうけれども、75歳以上の医療費が2割負担になる方も増えたりして、非常に大変な状況があるというふうに思うのです。ある医療機関の調査でも、本当に医療負担、そして介護負担が大変で、もう明日の暮らしが成り立たないというような話さえ出てきているのです。先日、埼玉新聞のコラム欄にこういうのがありました。編集局に電話してきたということで、埼玉新聞です。77歳の男性、妻と2人暮らしで要介護5ということだそうです。歩行困難ということで、医療、介護に係る費用もどんどん増え、このままでは生活ができないと苦しい事情を役所に相談したけれども、そういうことは政治家に言ってほしいというふうに言われたと。少子化対策も大切だけれども、高齢者の声も親身になってくれる社会であってほしいというような話だった。そのコラムの方は、本当に新聞という役割の中でそれに応えていきたいというふうにおっしゃっていましたが、本当にそういったような社会実現、どうやったら実現できるのかということを考えなければいけない時期になっているのだなと思いますけれども、課長さんの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

確かに高齢者の経済的負担はどんどん増える一方だと思えます。今介護保険の割合負担も1割の方から2割、3割まで増えています。3割の方ですと、所得が多いので3割なのですが、もし私自身が3割だとしたら、介護保険制度を利用できないと思えます。そのような状況の中、私たち自治体としては負担軽減制度ということで負担を軽減することがまず一つ大事だと考えます。また、大本であります介護保険料、今第9期の介護保険料策定に入っております。現在滑川町の第8期は基準額5,000円で、前回の第7期よりも300円安く、5,300円から5,000円に下げることができました。今回も介護予防等で介護を使う時間が短くなり、健康寿命を延ばすことによって介護保険料を、また第9期も5,000円で維持していきたいと考えております。そのためには、町民の皆様の介護予防、認知症予防、健康づくり等ご理解いただき、協力いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 本当にそういうふうを考えていただけるとありがたいなと思うのですけれども、一方で今デジタルトランスフォーメーションだとかとあって、どんどん、どんどんデジタル

化を進めると、マイナンバーカードの普及だとかというふうに言っていますけれども、高齢者にとってはこのカードを取得するというのは非常に大変だ。特に介護をされているような、介護を受けているような方については非常に大変なのだというふうに思うのですけれども、その辺の実態については分かりますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

高齢者の実態としては把握はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ぜひ高齢者の、以前町民保険のほうにお聞きしましたけれども、本当に少ない率の取得なので、高齢者の65歳以上だったと思いますけれども。違ったかな。75歳か。ちょっと忘れましたが、本当に2割に満たないような取得率というようなことをお聞きしたいことがあります。

そういったように、要するに非常に取り残される方々、要するに高齢者もそうですし、障害、介護、そういったような様々な、とにかく医療や介護が必要な方々にとって、そういったような手が届かないところにあるということだと思います。コロナのワクチンの予約のときもありました。とにかくあれも電話ではなかなかつながらないから、ネットでのあれをしてくれというような話をし、とにかく高齢者はできないから、みんな子どもたちとか孫に頼んでやってもらおうとかいうようなことになってきているわけなのです。本当にそういうようなデジタル難民という言葉がありますけれども、そういったようなのが今どんどん広がってしまうような社会になりかねないのではないかなというふうに思うのです。その辺はこの町は決してそういうふうにはならないだろうというふうに思うのですけれども、ぜひそういったような取り残される方々がつくられてしまうというような今の国全体の流れですから、それにあらがうような姿勢をぜひ示していただきたいなというふうに思います。

あと、最後になりますけれども、市野川以南のビジョンなのですけれども、総合計画はそういうふうになっているのですけれども、町の皆さんの声の中で例えば、要するにこちらの市野川以南にはこういったものが欲しいとか、ああいったものがないだとかいうような声を聞く。聞くというか、そういったような声があれば、ではどう検討していこうとかいうような体制にはなっているのですか。要するにそういったようなビジョンを改めてつくっていかうということになれば、そういったようなことを考えなくてはいけないというふうに思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

町づくりにおきまして、総合振興計画を策定するときには、町民に住民のアンケートを取っております。また、建設課の細かい要望等につきましても年1回、区長さんを通じて行政区から要望等を上げていただいております。それ以外にも、細かな事業の要望等については、その都度区長さんを通じて建設課のほうに上げていただいて、それを事業化しているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） どうもありがとうございました。

私の質問はこれで終わります。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、阿部弘明議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日7日は午前10時に開会し、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣言

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会とします。大変ご苦労さまでした。

（午後 3時51分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第238回滑川町議会定例会

令和5年9月7日（木曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

- 1 一般質問
- 2 認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
- 3 認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 4 総括質疑

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員		
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員		
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員		
8番	小澤	実	議員	9番	赤沼正副	議員	
10番	原	徹	議員	11番	谷嶋	稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員		
14番	井上	章	議員	15番	吉野正浩	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大塚	信一
副町	長	小柳	博司
教育	長	馬場	敏男
総務政策課	長	篠崎	仁志
税務課	長	島田	昌徳
会計管理者兼 会計課	長	高坂	克美
町民保険課	長	會澤	孝之
福祉課	長	木村	晴彦
高齢介護課	長	篠崎	美幸
健康づくり課	長	武井	宏見
環境課	長	関口	正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局	長	服部	進也
建設課	長	稲村	茂之
教育委員会事務局	長	澄川	淳
上下水道課	長	宮島	栄一
代表監査委員		吉野	正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局	長	岩附	利昭
書記		田島	百華

録 音 神 田 等

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願ひいたします。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第238回滑川町議会定例会第3日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎答弁の補足

○議長（吉野正浩議員） ここで、昨日、9月6日の西宮俊明議員の一般質問に対する答弁について澄川教育委員会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

澄川教育委員会事務局長、発言願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、昨日の西宮議員の再質問の図書館の読書室の利用状況、こちらについて答弁をさせていただきます。

図書館の読書室2階の利用状況でございますが、夏休み中、7月の21日から8月の31日まで利用状況のほうを確認させていただきました。7月が延べ人数で73人、8月が延べ人数で178人、合計251人でございます。夏休み中ほぼ毎日利用がありまして、1日の平均は1日約8人が平均人数となっております。

以上、報告させていただきます。

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位10番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず1、指定避難所及び指定緊急避難所について。2019年10月12日、この地域に台風19号が通過し、東松山市では大きな被害がありました。その後作成された滑川町洪水ハザードマップには新たに見直された浸水想定地域が示され、指定避難所6か所・指定緊急避難場所15か所、合計17か所が避難場所に指定されています。

まず①、滑川町に記録されている水害と地震の災害被害について、水害と地震それぞれの件数・発生年・被害内容を教えてください。

②、避難所に指定されている各17か所については、想定している収容可能人数を教えてください。

③、滑川町を市野川以北A、市野川以南かつ月輪以西B、市野川以南の羽尾・みなみ野・都Cと分けた場合の住民数とその地域の避難所への収容可能人数を教えてください。

2、町の公共施設計画について伺います。コミュニティセンター施設整備について伺います。前回令和5年6月議会の滑川町一般会計補正予算において「コミュニティセンター施設整備基本計画策定業務委託料1,210万円」が予算計上され、そこで初めてコミュニティセンターの建て替えが計画されていることを知りました。これは、町の施設整備に係る大きな事業決定であり、場所・規模・機能等について町民の意見を集め、議会で審議をしながら進めるべき事案です。施設整備に当たっては、利用者数の地域的な分布は重要な検討事項と考えます。住民の交流や災害時の避難場所として捉えると「歩いて行ける」ことが必要であり重要です。日常的な徒歩圏内を歩いて25分以内で行けるおおよそ1.5キロメートル（道路距離）と考えます。その場合について伺います。

①、現在のコミュニティセンターから道路距離で1.5キロメートル以内に住所を有する町民の人数を教えてください。

②、現在の旧南部小学校予定地（現フジミ工研株式会社借地）から道路距離で1.5キロメートル以内に住所を有する町民の人数を教えてください。

③、現在のコミュニティセンターから道路距離で1.5キロメートル以内の新築着工数を教えてください。

④、現在の旧南部小学校予定地（フジミ工研株式会社借地）から道路距離で1.5キロメートル以内の新築着工数を教えてください。

⑤、令和3年3月に「滑川町公共施設個別施設計画」が発行され、そこでコミュニティセンターは80年使用のための長寿命化改修を行い、2051年から2060年に改築する見通しと「今後の実施計画」において結論づけられています。補正予算において示された計画とこの計画書との整合性を伺います。

⑥、仮に現在のコミュニティセンター付近に同機能施設を新築する場合、市野川以南かつ都以東の地域に公共施設の新設計画はあるのでしょうか。

⑦、公共施設の一極集中を避け、リスクを分散させる視点から立地を検討するか否かを教えてください。

3、第3の居場所・子ども家庭総合支援拠点の設立。滑川町役場東側に子ども家庭総合拠点を新築する計画についてお聞きします。

①、どのような方を利用対象とした施設なのか教えてください。

②、上記①でお答えいただいた方の地域的な居住分布を把握していますか。

③、滑川町を市野川以北A、市野川以南かつ月輪以西B、市野川以南の羽尾南の都Cの3地域に分けた場合、それぞれの地域の子どもの人口を教えてください。その際、ゼロ、5歳児・6から12歳児・13から15歳児・16から18歳の年齢別で教えてください。

④、施設利用の利便性・利用率が、施設と利用者居宅との距離に影響を与えることを検討したか否かを問います。

すみません、訂正がありまして、先ほど読んだ③のところ、「ゼロ、5歳児から5、12歳児」とあるのですけれども、5歳児がかぶってしまっているのです、「6から12歳児」というふうに訂正をさせていただきます。

質問は以上になります。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、指定避難所及び指定緊急避難所についてのうち、①、災害被害記録についてと、②、避難所の収容可能人数についてと、③、3区域ごとの避難所収容可能人数についてと、質問事項2、町の公共施設計画についてのうち、⑤、コミュニティセンター建設計画についてと、⑥、公共施設の新設計画についてと、⑦、公共施設の立地の検討についてを篠崎総務政策課長に、質問事項1、指定避難所及び指定緊急避難所についてのうち、③、3区域ごとの住民数についてと、質問事項②、町の公共施設計画についてのうち、①、コミュニティセンターから徒歩圏内の住民数についてと、②、旧南部小学校予定地から徒歩圏内の住民数についてと、質問事項3、第3の居場所・子ども家庭総合支援拠点の設立についてのうち、③、3区域ごとの年齢別人口についてを會澤町民保険課長に、質問事項2、町の公共施設計画についてのうち、③、コミュニティセンターから徒歩圏内の新築着工数についてと、④、旧南部小学校予定地から徒歩圏内の新築着工数についてを島田税務課長に、質問事項3、第3の居場所・子ども・家庭総合支援拠点の設立についてのうち、①、施設利用対象者についてと、②、施設利用対象者の居住分布の把握についてと、④、施設利用の利便性・利用率の検討についてを木村福祉課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、1、指定避難所及び指定緊急避難所のうち、①、滑川町に記録されている水害と地震の災害被害について、水害と地震それぞれの件数・発生年・被害内容でございますが、昭和30年以降の水害につきまして、町で把握している被害につきましては11件でございます。昭和34年、台風15号

により、家屋倒壊等住家に多大の被害が出る。昭和41年、台風26号により農作物等に多大の被害が発生、昭和57年、台風15号により住家一部破損31戸、住家床下浸水7戸、道路被害27か所、昭和57年、台風18号により住家一部破損1戸、住家床上浸水30戸、住家床下浸水63戸、道路被害78か所、ため池の決壊3か所、平成11年8月、大雨により住家床上浸水1戸、住家床下浸水11戸、市野川の氾濫、道路冠水など大きな被害、平成20年4月、大雨により道路冠水2か所、非住宅床下浸水2か所、平成23年、台風6号により非住家3棟床下浸水、道路冠水6か所、平成27年9月、大雨により避難者2名、道路冠水15件、のり面土砂崩れ3件、通行止め2か所、平成29年、台風9号により避難者5名、土砂崩れ2か所、道路の冠水6か所、宅地内の冠水4か所、通行止め5か所、令和元年、台風19号により避難者71名、土砂崩れ5か所、道路の冠水11か所、宅地内の冠水5か所、通行止め11か所、令和4年7月、豪雨により避難者7名、土砂崩れ2か所、道路の冠水11か所、宅地内の冠水4か所、通行止め4路線、車両水没、普通車2台、トラック1台、下水オーバーフロー3か所、倒木1か所、陥没1か所。

続いて、地震の被害につきまして、町の被害として記録に残っているものは1件となります。平成23年3月の東北地方太平洋沖地震により震度4を観測、住宅被害一部破損56棟、非住宅32棟、ブロック塀1か所、墓石倒壊16件。

次に、②、避難所に指定されている各17か所について、想定している収容可能人数でございますが、ハザードマップに掲載されております指定緊急避難場所につきましては、災害などで危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急的に避難する施設、または場所を位置づけるものであることから、収容人数の設定はされておられません。一方、6か所の指定避難所につきましては、災害発生後その危険性がなくなるまでの間、一時的にも住民を滞在させる施設として位置づけられているものとなりますので、それぞれに収容人数を設定しており、福田小学校体育館500人、宮前小学校体育館500人、月の輪小学校体育館500人、滑川中学校体育館500人、文化スポーツセンター100人、滑川総合高校体育館800人と設定しております。

次に、③、滑川町をA、市野川以北、B、市野川以南かつ月輪以西、C、市野川以南の羽尾・みなみ野・都に分けた場合、その地域の避難所への収容可能人数でございますが、町では自主防災会の区域ごとに指定避難所を指定させていただいております。市野川以北の自主防災会の区域及び羽一、羽二の自主防災会の区域は、指定避難所が福田小学校体育館、宮前小学校体育館、滑川中学校体育館となり、収容可能人数は合わせて1,500人となります。市野川以南かつ月輪以西の区域の指定避難場所は、指定避難所は月の輪小学校体育館及び滑川総合高校体育館となり、またみなみ野、十三塚と都の区域の指定避難所は文化スポーツセンター及び滑川総合高校体育館となっていることから、滑川総合高校体育館は、それぞれの区域の避難者を受け入れることとなるため、滑川総合高校体育館の受入れ可能人数の2分の1ずつをそれぞれの区域に割り振れば、市野川以南かつ月輪以西の区域で1,000人、みなみ野、十三塚と都の区域で500人となります。

続いて、2、町の公共施設計画のうち、⑤、滑川町コミュニティセンター施設整備基本計画と、滑川町公共施設個別施設計画との整合性についてでございますが、昨日の阿部議員の答弁と重複いたしますが、答弁させていただきます。効率的な公共施設の管理運営の推進のため、令和3年3月に滑川町公共施設個別施設計画を策定し、令和4年3月に滑川町公共施設等総合管理計画を改定しております。公共施設等総合管理計画では、全ての公共施設を対象とし、中長期的な視点から公共施設等の利活用の促進や統廃合、長寿命化等の施策を計画的に行うことを目的とし、平成29年度から令和38年度までの40年にわたる施設の管理に関する基本方針を定めております。公共施設個別施設計画では、総合管理計画の基本方針を踏まえ、点検、診断に基づく40年の長寿命化計画を具体的に定めております。コミュニティセンターについて、総合管理計画では旧耐震基準で建設され老朽化が進んでいるため、大地震での倒壊の危険性が考えられ、現在の地域防災計画では指定避難所にはなっておりませんが、災害時の対応に課題があることが指摘されております。今後の方針としては、利用状況や町民との協議による地域移行、人口動向を踏まえつつ複合施設建設の検討状況を見据えながら計画的な修繕、改修等による長寿命化について検討していくこととしております。また、個別施設計画では、財政運営上、複合施設建設の見込みが立たない状況の中で40年間の長寿命化を想定し、5億4,361万円をかけて修繕工事を行い延命化した上で、6億3,954万円建て替える見通しを立てております。総合管理計画同様、現在のコミュニティセンターは老朽化が著しく、設備や使用が古いため、町民の文化活動、地域活動の拡大、災害時の安全確保のため建て替えを検討するものであるため、整合性はなくなるものと考えます。

一方、複合施設建設の検討状況についてですが、これまで総合振興計画の重点施策に位置づけ検討を進めてまいりました。直近ですと平成27年度に複合施設建設委員会から複合施設の基本的な在り方、姿を提言いただきました。提言書には町民が町民目線で工夫しながら使いこなせる施設とし、コミュニティセンター、体育館、図書館、町民ホールによる複合エリアの形成を図ることとされております。しかし、概算事業費が30億円超と算定されており、非常に大きな財政負担となってしまうため、実現に向けて踏み出せない状況でございます。文化振興と生涯学習の拠点整備はこれまで総合振興計画で掲げてきましたが、実現できておりません。新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活が大きく制限されましたが、現在はアフターコロナ、ウィズコロナとして文化活動や地域活動が再開されて、徐々にですが、コミュニティセンターの利用者もコロナ禍前に戻りつつあります。財政状況を勘案しつつ、「住みいるタウン滑川、ピカッと輝く町」の実現のため、コミュニティセンターを複合施設から切り離し、文化振興と生涯学習の拠点として整備を進めていきたいと考えます。

次に、⑥、仮に現在のコミュニティセンター付近に同機能施設を新築する場合、市野川以南かつ都以東の地域における公共施設の新設計画はあるかについてでございますが、町の南部にも施設があったほうが利便性が高いと考えられます。しかし、町の財政状況を考えますと、2か所整備する

ことは現実的ではありません。どの地域の方でも使いやすいことを優先すると町の中央1か所に整備することが適当と考えます。また、現時点において市野川以南かつ都以東の地域に公共施設の新設計画はございません。

最後に、⑦、公共施設の分散化についてでございますが、公共施設の集中化と分散化は、それぞれにメリット、デメリットがございます。公共施設が集まっていると施設間の移動が少なく、複数の行政サービスが受けられる一方、災害時に一度に被災してしまうリスクもございます。逆に、公共施設が分散していると災害時の被災リスクも分散されますが、施設間の移動が負担となるケースが懸念されます。コミュニティセンターの建て替え事業は、現在の施設と同等規模のものを役場周辺に建設することを想定しております。役場周辺にはコミュニティセンターをはじめ総合体育館、総合グラウンド、図書館、エコミュージアムセンター、保健センター、商工会館と様々な施設が集まっております。そして、子ども家庭総合支援拠点、子ども第3の居場所施設が整備される予定です。子育て支援、文化振興、生涯学習のネットワークを形成し、町民に対し効果的かつ効率的に行政サービスを提供できるよう整備を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

最初に、質問事項1の③、A、滑川町を市野川以北、B、市野川以南かつ月輪以西、C、市野川以南の羽尾・みなみ野・都に分けた場合の住民数についてお答えいたします。町民保険課で住民の集計を出すときの最少単位が小字ごとになります。ご質問の地域については、羽尾地内の2地区が市野川を南北にまたいでおりまして、今回のご質問で要求されている趣旨に影響しないものと考え、この地区は単純に2分の1に案分してそれぞれ集計させていただきましたので、ご了解願います。では、集計結果ですが、Aの市野川以北は5,498人、B、市野川以南かつ月輪以西は1万218人、C、市野川以南の羽尾・みなみ野・都は4,035人となりました。

次に、質問事項2の①、現在のコミュニティセンターから道路距離で1.5キロメートル以内に住所を有する町民の人口と、②、現在の旧南部小学校予定地から道路距離で1.5キロ以内に住所を有する町民の人口についてお答えします。こちらの集計方法ですが、町民保険課では道路距離で集計することは難しいため、直線距離で半径1.5キロメートル以内に全域含まれる小字を地図上から拾い出して集計させていただきました。歩いて25分以内で行けるおおよその距離を想定されているということですので、おおむね質問の趣旨に沿っているものと事前にご了解もいただき、集計させていただきました。では、集計結果ですが、①、現在のコミュニティセンターから道路距離で1.5キロメートル以内に住所を有する町民の人口については1,173人、②、現在の旧南部小学校予定地から道路距離で1.5キロ以内に住所を有する町民の人口は4,860人となりました。

次に、質問事項3の③、A、滑川町を市野川以北、B、市野川以南かつ月輪以西、C、市野川以南の羽尾・みなみ野・都の地域に分けた場合の各地域の年齢別の人口についてお答えいたします。集計方法については、ご質問の1の③で集計した人口を年齢別に集計し直したものとなっております。では、集計結果ですが、Aの市野川以北は、ゼロから5歳児は179.5人、6から12歳児は329.5人、13から15歳児は156.5人、16から18歳は149人、B、市野川以南かつ月輪以西は、ゼロから5歳児は731人、6から12歳児は923人、13から15歳児は348人、16から18歳は389人、C、市野川以南の羽尾・みなみ野・都は、ゼロから5歳児は206.5人、6から12歳児は236.5人、13から15歳児は105.5人、16から18歳は116人となりました。なお、小数点は案分集計によるものです。また、人口の数値については、いずれも4月末日現在の人口から集計をさせていただきました。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、上野議員のご質問、質問事項2、町の公共施設計画のうち、③、現在のコミュニティセンターから道路距離で1.5キロメートル以内の新築着工数と、④、旧南部小学校予定地から道路距離で1.5キロメートル以内の新築着工数につきまして答弁をさせていただきます。

なお、ご質問は道路距離で1.5キロメートルでございますが、税務課におきましては道路距離からの把握は困難なため、半径1.2キロメートル圏内での令和3年及び令和4年中の新築居宅数を答弁させていただきますので、ご了承願います。

コミュニティセンターから半径1.2キロメートル圏内の新築居宅数は、令和3年中は6棟で、令和4年中は7棟でございます。旧南部小学校予定地から半径1.2キロメートル圏内の新築居宅数は、令和3年中は24棟で、令和4年中は44棟でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員のご質問のうち、質問事項3、第3の居場所・子ども家庭総合支援拠点の設立について答弁申し上げます。

質問の①、どのような方を利用対象とした施設なのかにつきましては、子ども家庭総合支援拠点と子ども第3の居場所の両方についてご説明を申し上げます。初めに、子ども家庭総合支援拠点における利用対象者につきましては、子どもたちが地域で健やかに成長するため、育児やしつけ、子育てに対する不安や悩みだけではなく、家庭内における虐待、家庭内暴力、不登校などの問題における様々な相談を町内全域の方を対象として電話や来庁相談などで応じます。相談を受けることにより様々な育児負担の軽減方法などを一緒に考えることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応

及び重症化や再発の防止を図ります。

次に、子ども第3の居場所における利用対象者につきましては、町内に住所を有する小学1年生から中学3年生までの児童生徒を様々な事情から養育環境に課題を抱える家庭の子供たちで、事業の利用を希望する保護者からの申込みがあり、その必要が認められた場合に利用できることとなります。子どもたちが安心して過ごすことができる、学校でもなく家庭でもなく塾でもない居場所で子どもに対する学習支援や保護者に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行うことで様々な事情を有する子どもと保護者に対し包括的な支援を行い、地域全体で子どもや家庭を支援する環境を提供させていただきます。

続きまして、質問の②、利用対象者の方の地域的な住居分布についてでございますが、子ども家庭総合支援拠点及び子ども第3の居場所の利用対象者が町内全域となっておりますので、居住分布は検証しておりませんが、利用の対象として想定をされます独り親家庭世帯及び就学援助対象人数につきましては把握をしてございます。

次に、④の施設利用の利便性・利用率が施設と利用者居宅との距離に影響を与えることを検討したか否かにつきましては、子ども家庭総合支援拠点は現在福祉課内で開設をされ、相談対応を実施しているところでございますが、そのほとんどが電話による問合せ相談となっており、その後必要に応じて訪問あるいは役場に来庁いただき、詳細な相談を受けたり関係機関による支援の検討を行っております。したがって、施設利用の利便性、利用率が施設と利用者居宅との距離には大きな影響がないと考えておるところでございます。一方、子どもの第3の居場所につきましては、先ほど申し上げましたとおり、施設の利用を希望する保護者から申込みがあり、その必要が認められた場合に利用できる登録制となっておりますので、利用者があらかじめ把握できます。現在考えているのが、施設の運用の中で、その居宅あるいは通学をしている学校への車による送迎を予定しております。したがって、子ども第3の居場所における施設利用の利便性、利用率が施設と利用者居宅との距離には大きな影響がないと考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 再質問いたします。

まず、指定避難所及び指定緊急避難所についてです。今まで記録されている水害や地震の被害状況というのを述べていただいたのですけれども、昭和57年の台風被害というのが一番大きいのかなというふうに思います。何件も列挙していただいたのですけれども、滑川町においては、地震よりも圧倒的に水害、台風による被害が多いということが現状であるのかなというふうに思います。そう考えた場合、避難所というものを考えるときに、川で避難経路が遮断されるということは確実に考慮に入れなければいけない状態です。幾ら地震、耐震の立派な施設を造ったとしても、川で寸断されていては市野川以南の住人というのはそこまでたどり着くことはできません。今答弁で、も

うここで進めるというふうになっている、役場周辺に施設を集中するというところは、川で避難経路が遮断されるというところを全く考慮していないのではないかなというふうに感じています。

このお話をしている、大塚町長の公約であるからということが多く出てくるのですけれども、公約だから町の施策としていいということは全くありません。町長選挙の投票率55%です。そして、大塚町長の得票率というのはたった3割です。町民の3割の分の支持しか受けていないのに、これは公約だからといって施策として進める。そして、2,000万円もかけた個別施設計画というものに違反していると言いながら補正予算だけで通していくというのは、私は町のやり方として正しいやり方だとは思いません。なので、公約だから、そして町の中心に建てる、それが町の方針なのだ、それだけでこの答弁を終わらせるというのはやめていただきたいなというふうに思います。そして、公約だからといって投票した人であっても、その公約を100%支持しているということでは全くありません。投票行動を促す選挙に行きましょうというメッセージでも、全て賛成できる候補者を待っていたらずっと投票できません。よりよい、少しでもましな候補者へ入れるということを考えて投票していきましょうというような投票活動のメッセージも多く流れています。なので、そこは謙虚に受け止めてこのような大きい施策は決めていくべきだというふうに思います。なので、今後の答弁についても、町の中心に建てる、公約だからというところで答弁を終わらせていただかないようにお願いします。

そこを前置きしておきまして、避難所についてですが、市野川以南、市野川以北というものをもっと強く意識して避難所についても考えていただきたい。それから、耐震ということですずっとお話をされているのですけれども、確かに耐震は大事かもしれないのですけれども、それ以前の問題として、今お伺いしている市野川以南の羽尾・みなみ野・都というのは、場所すらないのです。そのところを強く認識していただきたいなというふうに思います。

そして、人口についても、今言っていたとおり、もう圧倒的につきのわ駅周辺、森林公園駅周辺の人口というのが多いです。そして、子ども人口についてもその人口が多い。そして、避難所として指定されているところはつきのわ寄りのところが多くて、森林公園駅周辺というのもあまりありません。そして、これからの人口動態等を推計するために新築着工をするというのを調べていただきましたが、コミセンから1.2キロのところは6件、今フジミ工研に貸しているところは24件、令和3年で大体4倍、令和4年に至っては大体6倍です。これだけの人口差がありながらも役場の周りに一極に集中していく、そのやり方に関しては、強い疑問を呈します。

では、ここで伺います。川で避難路が恐らく寸断されるであろう、それでもそして月輪を中心として避難所が設定されていますが、月輪の住民多いです。近場の者が行ってとても収容できる、羽尾・みなみ野が収容できる人数ではないと考えますし、それに距離が長いということは、道路の陥没、水没等も推測されるので、なかなか行くことができないかと思います。なので、羽尾・みなみ野・都というところの住人が避難計画で取り残されている状態であると思うのですけれども、その

取り残しているという自覚はありますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

上野議員がおっしゃるとおり、確かに川で寸断されれば羽尾・みなみ野・都地区の住民の方々、取り残されると思います。これにつきましては、先日、谷嶋議員の質問にも答えさせていただきましたが、森林ホテルに避難所として要請をお願いいたしますので、森林ホテルのほうに施設の提供を受け、避難所として活用できるということと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 森林ホテルがいざ台風等の大きな災害となったときに、どれくらいの受入れ態勢を取ってくれるかというのは分かりません。従業員の確保も必要でしょうし、それから例えば泥だらけの足で入ってじゅうたんに汚れがつく、そのようなところをどこまで許容してもらえるのかというの分かりません。民間の施設だけをもってここにあるからというのは、行政としてあまりに無責任だと思います。では、この地域、市野川以南の地域を取り残しているという認識はありということ承ります。

それから、第3の居場所・子ども家庭総合支援拠点についても役場の隣に建てるということで、もう既に話を進めていらっしゃるということなのですけれども、そして車での送迎を想定するから場所というところは関係ないということでした。でも、それは全く違うかなというふうに思います。以前、文教委員の視察でかわみんハウスというところに行ったのですけれども、そこは施設としては大変充実していたのですが、周りにもう既に人口減少、少子化ということで、子どもがいまません。そこで、児童館のようなものがあつたのですけれども、利用者はほぼおりませんでした。私はその施設を見て、子どもがいないところに子ども向けの施設を造るというのは何と悲しいことなのだろう。そこのところの印象を強く受けて帰ってきました。今、この時点では役場の周りに建てて親御さんの力、まだありますし、共働きというのもこれから40年先、50年先と比べるとまだ少ないかもしれません。なので、ここ10年ぐらいは送迎を前提としても成り立つかもしれません。でも、この前も障害者福祉計画というものに参加させてもらって、オーナーの方から話を聞いたのですけれども、スタッフがいないから50人受入れの施設を40人にした。利用規模はあるけれども、看護師が集められないので、なかなかサービス提供の充実が追いつかない。このような話が今時点でもあります。これが50年後になったときに日本の人口は減少します。滑川町も遅かれ早かれ人口減少はあります。その中で、恐らく共働き家庭が増え、つまり親御さんの送迎というものに頼ることはできなくなり、そしてサービス提供者も確実に少なくなります。そうなったときに、送迎を前提とする施設を造ってしまったらそこでスタッフが取られてしまいます。送迎は結構スタッフ取られるの

です。そのようなコストをあらかじめ織り込み済みで場所を造ってしまうというのは、この先何年も運営していかなければいけない方々にとって大きな負担をかける結果になると思います。そして、50年後、40年後、人口減少になったときに、この地域も人が減ります。そうなったとき、あの施設が駅の周りにあればもっと使えたのに、あそこにだけたくさん施設があつて、空室率というか利用率が物すごい低い。そんな状況が生まれるのではないかなということに危惧しています。だから、ここで長期的に考えてほしいのです。滑川町は、ほかの市町村と比べて使われていない施設、あまりないので、転用ということも難しいかなと思います。でも、滑川町で使われていない唯一の施設、松寿荘があります。あれがもしもっと利便性の高いところにあつたとしたら使われるのではないかなと思います。それと同じことがあと40年後、50年後、ここに役場周りということで一極集中させて造ってしまったときの結果として、私たちが思うのです。今の若者世代が思うのです。そのとき、誰が造つたのだ、そんなふうに使われたいような施設を今きちんと考えて造ってほしい、そう思ってこの2つの施設計画には強い疑問、そして修正と一度立ち止まることをお願いして質問しています。

こども家庭庁が令和5年3月に作った資料があります。それが子どもの居場所について提言しているものなのですが、その中の項目として、「気軽に行ける、子どもが一人でも行けること」という文言があります。場所を造って送迎できるからいいということではなくて、居場所というのは、子どもが気軽に行けて一人でできる、行きたい気分になったときにいつでも行ける、そういう要素を持っていることが絶対的に必要なのです。それなのに今の答弁では、送迎を前提とするから立地は関係ない、そのようにおっしゃっていました。全体的な流れとして、サービス提供、役所の効率性というところだけを考えていて、サービスを受ける人、住民がどう思うか、これからどう使っていくかという視点が抜け落ちているように思います。

ここでもう一度伺います。このコミュニティセンターの隣接地への新設、そして第3の居場所及び子ども家庭総合支援拠点を役場の隣接地に造っていく、両方を今年補正予算で上げて造っていく、このやり方をこのまま続けるのでしょうか。それとも、一度立ち止まり住民の意見を聞き、もう一度委員会なり議員にかけたり、そういうこともしながら計画を止めて考え直してやり直す、そういう気持ちはあるのでしょうか、大塚町長に伺います。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野葉月議員の質問に答弁いたします。

全てのことについてまとめて答弁いたしますので、時間切れになると思いますけれども、言いっ放しになることをご了承ください。

冒頭、私に対して町民の半分の投票率、また6割の支持しかいない、やっていることが強引過ぎると、そういった意見がございましたけれども、非常にそれは失礼な言い方であつて、私はそれな

りの考えを持ってここに立っているわけです。では、議員さんはどれだけの支持を得たのですかと逆に言いたくなるころなのです。昨日の阿部議員さんのお言葉に対しても、時間のない中で阿部さんに対しては失礼だったかもしれませんが、自分の感情をあらわに答弁した。そういったものを見ていた議員さんが、「もう少し冷静にやれよ」とご助言をいただきました。ゆうべもしっかり反省させていただきました。また、計画が整合性がないことについては、時点修正をしているのだということで、そういったアドバイスをいただいた議員さんもおりました。今日、ゆうべもかけて、何とか冷静に物事を答えようとして私なりの答弁書も考えてきましたけれども、先ほどの上野議員さんの冒頭の発言をいただいて、少しまた冷静さを欠いているところがありますけれども、今一生懸命水を飲みながら、気を静めながらここに立っておりますので、ご容赦願いたいと思います。少し長くなるかと思いますが、よろしくお願いします。

まず、建設計画との整合性についてなのですが、施設計画の整合性だけ問われれば、これはあってないと言われても仕方ない。しかし、どんどん、どんどん時代が変化しています。たかだか1年、2年かもしれませんが、この3年間のコロナもあったように、どんどん変化しています。そういった中で、計画を着手したときの時点での町の状況、それから予算、その後の見込み、そして先ほど言った今回のコロナの影響、いろいろありました。そして、町長も替わりました。コミュニティセンターをはじめ大きな4つの公約を訴えて、町民の信託を受けてここに立ち、私は計画を変えていくと。それを執行部と相談して、執行部が中で調整会議を何度も開きながら、私が考えていることを実行に移すということで、執行部の案として提案をしているわけで、私個人の案を提案しているわけではございません。そこのところをしっかりと見極めていただきたいなと思います。

また、昨日、そういったことをやりたいのであれば計画を全て見直せと、そういった意見もいただきました。しかし、先ほど言ったとおり、一々それを全て計画変更していたのでは、時間もなし労力もかかる、予算もかかる。そういったことで、先ほど言ったとおり、ある議員さんから言われたとおり時点修正、またこの場で皆さんに提案することが計画変更につながっていくというご理解でお願いしたいと思います。

議員さんの皆さんからの直面する問題、将来的な問題、いろんなことを提案いただきます。なるほどなと思います。でも、それが町の計画にないからといって私たちはそれでいいのでしょうか。やはりその都度その都度議員さんの意見を聞きながら、何度も言いますが、時点修正をしながら計画に反映していくというのが町執行部の役目だと考えております。ですから、物事の大小、それから予算の大小、いろいろあると思いますが、その辺についてはよろしくご理解をいただきたいと思います。これはちょっと笑い話になってしまうのですが、よく昔から言われることが、チャンスの女神は前髪しかないといいますが、私の頭を見て言っているのではないのです。前髪しかないのです。前から向かってくるのです。前髪をつかまなかったら行き過ぎてしまうので

す。そうしたらチャンスはもうつかめないと。これは大体のプロスポーツの選手が皆さん言います。それとやはり似ているところがあるのかなと思います。今がチャンスなのですよというふうに考えております。

それから、市野川以南のコミュニティセンターとの同機能公共施設の建設について、これについても総務課長が答弁したとおりです。今の私たちの考え、それから財政規模を考えて、同等の施設を南部に造る考えは現在ございません。ただ、今後のいろいろな構想の中で、今各地区集会所が手狭になったり、また古くなったり、直したいという意見もありながら、やはり今までどおりの地元負担をいただきながら集会施設を直していく方法だとなかなかその地域の住民理解が得られません。ですから、そこに何か特化したものをつけて、やはり公共施設として整備しながら、地元負担はなるべくいただかない、そういった形で集会施設も幾つもあるものをコンパクト化したり、そういった工夫をしながらやっていければなという構想は持っています。それは、副町長とも2人で、まだ具体策はありませんけれども、そういった将来が来るだろうということです。そういったものを兼ねて防災機能を備えたものだとか、そういったものを考えていきたいなということを考えていますけれども、これが私が任期中に皆さんにこういった計画をとということで訴えられればいいですけども、そこまでのことより、今やろうとしていることがたくさんありますので、なかなか難しいかなと思います。

それから、分散化についてですけども、これも類似団体を考えてみても、滑川町の職員は非常に少ないのです。その中でいろんなことを運営するためには、やはりどうしても中央に集中してしまう。分散化するとそれだけの職員が必要になってまいります。ですから、今もその方策を取りながら進んできたことであって、これが先ほど言われたとおり、もうちょっと公共施設が外にできてくるようになれば職員採用等も考えていかなければならない、そういったこともありますけれども、今の段階ではやはりこのままいくのが町の財政を見ても妥当なのかなというふうに考えているところです。

それから、第3の居場所づくりについてもお話がありました。この内容についても木村課長が答えたとおりでございます。私も異存がありません。ただ、これは私も町長選挙を戦うとき、まさしく去年の今頃です。あちこちでさんざん言っていましたけれども、社協の施設があまりにもひど過ぎると。福祉の拠点である社協があれでいいのかということで、私は町長になったら必ず施設を造って社協に貸し出して福祉の拠点にするのだということを訴えてきたのです。それで役場に入ってきたときに、実はこういった状況になっているのだということを福祉課長に聞きました。それでは、その社協施設とそれから総合支援拠点整備、本来が令和4年中にやらなければいけなかったことができなかったから令和5年にやりますということで県のほうにも許可を得て今やっている。その職員は行く場所がないですから、当座役場の中にいるわけです。ですから、その職員たちと一緒に社協の施設を合同で造って、福祉センター化したらどうかということを進めてきたのです。その中で、

ただ予算ありませんから、最初私は福祉センターを数千万円で造ると考えていたのですけれども、そうなるにつれてもっと大きな金が必要になってくる。それではということで、近隣自治体にそういったものを支援してくれる団体があるか、もしくは補助金があるかということを知りました。職員も探しました。そこでたどり着いたのがBG財団だったのです。BG財団がその私たちの考え方を採択してくれて、施設整備のための年間5,000万円の予算をつけてくれて、それから先の3年間について、年間1,500万円の運営実施もつけてくれる。トータル1億円ですよ。これを場所がどうだとか何かと今やっている時間はないのです。今年と来年で採択期間が終わってしまうのです。それをよその自治体からも言われました。「滑川町さんよかったね」と。そういったことなのです。ですから、今首を振られましたけれども、私はそういったことを含めてBGの財団の人も視察に来たときに、こういった形でこういった場所に造ってこういうふうにやりたいのだと話をしました。「じゃ、3年後、滑川町さんはどうするんですか」と。いや、それはもともと必要なことであるから、それが町独自の予算になっても同じように継続していきますということを約束させていただきました。今それが採択されて物事が進んで、この秋の予算の中にも出てまいります。またそこでもしご異論があるのであれば発言していただきまして、私のほうもまたそれに対して答弁していきたいという考えであります。

いずれにしても、聞いている中で上野議員が疑問に思ったことについては、私なりの答弁とさせていただきます。時間がなくなって申し訳ないのですけれども、そういったことでよろしく願います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

休 憩 （午前11時02分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 井 上 章 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位11番、議席番号14番、井上章議員、ご質問願います。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 議席番号14番、井上章でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

質問事項1、滑川町の観光について質問をいたします。我が滑川町には北部地区に大きな国営武蔵丘陵森林公園が観光地としてあります。滑川住民にも恩恵をもたらせてくれているかといえそ

うでもなく、小さな町には観光スポットが少ないことが多いです。滑川町もこれからは森林公園だけでなく、町の歴史や文化を生かした観光スポットを開発したらどうでしょうか。

そこで、具体例として、①、伊古展望塔、二宮山付近の開発。相当な制限があると思いますが、例えば伊古の里管理組合と協議し、土地をお借りして町営のキャンプ場を建設し、現在営業している釣堀やレストランに協力していただきキャンプ場を総合的に運営する。展望塔についても、キャンプに来た人に日の出見学ツアーなどを進める企画はどうか。

②、三門館跡付近の開発。和泉に観光看板が設置され、比企遠宗館跡伝承地、三門館跡付近の開発について、「鎌倉殿の13人」で脚光を浴びた比企尼館跡は、大部分が民地であることから開発は難しいと思いますが、さすがに観光看板だけでは物足りない気がします。付近には阿弥陀如来座像を所有する泉福寺もあり、谷津田米とともに観光地としてアピールし、開発したらどうか。

③、以上2つの例を挙げましたが、あくまで例であり、様々な問題が伴い、現実には実現は難しいと思います。ですが、我が滑川町は、森林公園以外の観光対策が他市町村より遅れているのではないかと。人口も増え、ますます発展すると思われる滑川町をもっと魅力的な町になるよう、そして滑川町に大勢の観光客が訪れるよう、町として宿泊施設の整備や飲食店の誘致、滑川町の観光バスツアーなどこれらの施策を進めてみたらどうか。経済の活性化にもつながると思いますので、活力のある町になるよう今後の町の観光について、①から③全体を通して町の考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、質問事項2、下福田地内にあるグラウンドについて質問をいたします。この質問は、何回も繰り返されていると思いますが、あえてお聞きしたいと思います。下福田地内にあるグラウンドといいましても空き地ではありますが、私の認識ではサッカーグラウンド予定地と聞いていました。実際には農村公園建設予定地で、土地の有効的な利用を図る圃場整備事業によって取得された町の土地だと思います。農村公園には自然を満喫できる広場や遊具、スポーツ施設、地域住民の憩いの場や交流の場として利用されることが多く、地域住民のニーズを把握し、地域に根づいた公園になるように配慮することが重要だとあります。ですが、予算を含め様々な事情で、今は道路工事の残土置きぐらいいで放置状態、草刈りをはじめ相当な年間経費がかかっていると思われます。そして、付近のお住まいの皆さんは、冬の北風、グラウンドの土ぼこりに悩まされております。最終的にここに何を造る考えなのか、当面建設予定がないのであれば、町の土地を大手企業に貸し出す考えはあるのか。圃場整備で取得した土地にはいろいろな制限がついていると思いますが、この土地に対してのまた問合せ等、企業などからは来ているのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、質問の事項3、滑川町の遊具つき公園について質問をいたします。滑川町福田地区には有料の大きな森林公園がありますが、町全体を見ると低学年の子どもや幼児を安心して遊ばせる公園が少ないように思われます。確かに公園の遊具は高価で、設置やメンテナンスにも費用がかかる。ですが、子どもが遊ぶ場所は、子どもの成長や発達に欠かせない。遊具で遊ばせたかったら森林公

園に行けばよいのではと。子どもは入場無料で町から年間パスポートの半分の補助が出るよ、そんなことを言う人もおりますが、小さなお子さんがいる方のお話を聞くと、やはり駐車料金も含め子供を連れてベビーカーを押して駐車場から園内の遊具のあるところまで歩くのがネックで、少し敷居が高いのかと思います。やはり気軽に車で乗りつけ、低学年の子どもや幼児が安全に遊べる公園を望んでいるようです。そこでお聞きします。

- ①、滑川町管理の公園は町全体で幾つあるのか。
- ②、遊具付きの公園の管理は町のどの課が行うのか。
- ③、鉄棒や滑り台がある集会所もありますが、遊具の管理は区で全て行うのか。
- ④、福田地区と宮前地区の遊具付き公園の比率は、集会所の遊具も含め教えてください。
- ⑤、近隣公園、年間パスポートの補助利用者数は何人ぐらいいるのか。

質問は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁を願います。

質問事項1、滑川町の観光についてと、質問事項2、下福田地区にあるグラウンドについてと、質問事項3、滑川町遊具付き公園についてのうち、⑤、森林公園、年間パスポートの補助利用者についてを服部産業振興課長に、質問事項3、滑川町遊具付き公園についてのうち、①、町管理の遊具付き公園の数についてと、②、公園を管理する担当課についてと、③、公園遊具の管理の所在についてと、④、福田地区と宮前地区の遊具付き公園の比率についてを木村福祉課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、滑川町の観光についてを答弁させていただきます。井上議員の提言にあるような町が積極的に観光客を迎え入れる観光事業施策の展開は少なかったのではないかと感じております。町主導による商工会等と連携して行うイベントのほかは、国営武蔵丘陵森林公園を含めた町観光資源の広報活動、町のタウンガイドによる町紹介事業といった活動割合が多かった事業展開をしてきたとも感じております。大塚町長もコロナ禍によって元気のなくなっていた滑川町を少しでも活力ある町にしたいとの思いから、春のイベントとして役場周辺の桜をライトアップし、第1回滑川さくらまつりを開催いたしました。活力ある滑川町にしたいという行動の第一歩がこの滑川さくらまつりです。活力のある町になるよう町の観光についてをという全体的な観点では、井上議員の提言にある民間事業者を含めた積極的な観光事業の展開と推進については、検討を要する課題であると認識しております。町には様々な観光資源があります。観光事業の推進には民間活力への支援施策や町主導による観光の活性化等様々な推進方法があり、今後も観光の活性化に向け町観光協

会や商工会等の関係各所と検討推進を続けていきたいと考えております。

また、積極的な推進方法を行うといった点では、令和8年からの次期総合振興計画での検討も考えられます。今後も様々な観光活動について検討し、観光行政を進めていきたいと考えております。

次に、質問事項2、下福田地内にあるグラウンドについてを答弁させていただきます。農村公園用地の用途については、当初貸出し予定団体として考えていたFC滑川が借用しないということが決定して以降、現在なかなかよい使い道がない状況となっております。駐車場予定地の部分を公共工事等で使用しているという状況がこのような状況となっております。このため、除草作業を複数回実施する経費として年間約80万円程度の経費を要しております。また、用地の貸出しや問合せ等についてはございません。このため、防災関連のドローン操縦訓練場所や公共事業に関連した用途とした使用実績のみとなっております。井上議員の提言にあるように、企業への貸出しや公園化、多目的広場等といった使用方法について、関係各課と引き続き検討をしていきたいと考えております。さらに、次期総合振興計画での検討も視野に入れ、様々な角度で検討を図っていきたいと考えております。

最後に、質問事項3の森林公園、年間パスポートの補助利用者についてを答弁させていただきます。コロナ禍前の実績も考え、平成30年度から令和4年度までの5年間について述べさせていただきます。それぞれ年間累計人数と累計金額、割合となりますので、ご承知おきください。なお、中学生以下は無料、高校生以上が大人料金、65歳以上がシルバー料金となりますので、よろしく願いいたします。

では、平成30年度からご説明のほうをさせていただきます。平成30年度、大人217名、補助額48万8,250円で67%の割合になります。シルバーのほうになります。108名、補助額11万3,400円で33%、総計で325名、総補助額60万1,650円です。令和元年度に移ります。大人218名、補助額49万500円で65%、シルバー115名、補助額12万750円で35%、総計333名、補助総額61万1,250円となっており、前年対比の補助額で約102%となっております。令和2年度に移ります。大人182名、補助額40万9,500円で65%、シルバー99名、補助額10万3,950円で35%、総計281名、補助額51万3,450円で前年対比補助額で84%、令和3年度、大人237名、補助額53万3,250円で68%、シルバー113名、補助額11万8,650円で32%、総計350名、補助額65万1,900円、対前年度補助額で約127%、令和4年度になります。大人216名、補助額48万6,000円で65%、シルバー117名、補助額12万2,850円で35%、総計333名、補助額60万8,850円、前年度補助額として対比で約93%となっており、過去5年間を平均すると大人214名、補助額48万1,500円、シルバー110名、補助額11万5,920円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、井上議員の質問のうち質問事項3、滑川町遊具つき公園につい

て答弁申し上げます。

初めに、①、町管理の遊具つき公園の数、さらに②、管理は町のどの課で行っているかにつきましては、初めに福祉課所管の老人と子どものふれあい広場につきましては、町内で15か所ございます。また、建設課所管の市街化の公園につきましては12か所、さらに教育委員会事務局所管の総合運動公園西側の公園1か所、合計28か所となっております。

続いて、③の集会所にある遊具の管理につきましては、福祉課、建設課、教育委員会事務局で所管している公園、全てそれぞれの課、局で管理しており、毎年定期点検を実施し、点検の結果、修繕が必要な場合は、予算の範囲内において補修を実施しておるところでございます。なお、遊具以外の公園の管理につきましては、地元の行政区にお願いをしているところでございます。

続きまして、④の福田地区と宮前地区の遊具つき公園の比率でございますが、福田地区の遊具つき公園のうち、ふれあい公園が上福田地区2か所、山田地区1か所、土塩地区1か所、和泉地区1か所、合計5か所と総合運動公園の1か所で合計6か所となります。また、宮前地区の遊具つき公園でふれあい公園につきましては、伊古地区で1か所、水房地区で1か所、月輪地区で3か所、羽尾一区で1か所、羽尾二区で2か所、羽尾三区1か所、都1か所の合計10か所となっております。これに建設課所管の市街化の公園12を加えますと22か所となります。割合で申し上げますと、総数28か所に対しまして、福田地区6か所で21.4%、宮前地区22か所で78.6%となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） 再質問をさせていただきます。丁寧な答弁ありがとうございました。

観光について再質問を行います。昨日の瀬上議員さんの里山整備と重なるところがあると思いますが、お許しをいただきたいと思います。伊古の展望塔ですが、利用する人が増えない一番の問題は、やはり駐車場の問題かと思えます。高齢者の足腰の弱い人は、急勾配を登り、なおかつ展望塔の階段を上がらなければなりません。車椅子の方などは現状では非常に難しいと思えます。駐車場問題が足かせになっているのは間違いないと思えます。道路改良を行い、頂上付近に駐車場を造ることはできないでしょうか。伊古の表通りに入る旧道を拡張し、南側から一方通行にして事故防止を図る。いずれ観光整備をすることを考えれば駐車場は必要不可欠だと思いますが、町の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんの再質問に答弁させていただきます。

二ノ宮山山頂の展望塔脇には伊古神社の屋舎もあります。過去にはバイクによる山頂への夜間侵入、不法侵入等がございました。さらに、展望塔も常時開放していた時期に関しては、夜に上がった

て騒いだりといったこともございました。そういったことが私は聞いてございます。そうした中から、地元要望もありまして、展望塔周りのところが時間による閉鎖というふうになったとも聞いてございます。展望塔周りの整備に関しては瀬上議員さんのときにもちょっとご回答させていただきましたが、伊古の里管理組合とも協議しながら進めていきたいとも考えております。考えられる整備内容としまして、遊歩道整備や雑木の除去、下草刈り等による里山整備を想定されるのではないかなと現在考えております。また、中身に関しては、管理組合と今後協議によってまた変わるかもしれないと思いますが、ご了解いただきたいと思います。

観光資源であります展望塔を生かすための駐車場整備や道路整備については、地元の皆さんのご意見や関係各課との協議を重ねる中で進めることが重要と考えておりますので、その旨、ご理解のほうをいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） ありがとうございます。ふるさと創生事業でつくった展望塔の活用は、町の活性化につながる有効な手段だと思われまます。町の景色を一望できる場所として観光客や地域住民の憩いの場として宝の持ち腐れにならないように、ぜひ展望塔やその周辺を整備し、観光客向けのパンフレットやSNSなどで発信し、より多くの人に展望塔の存在を知ってもらうことがまずは大事なことではないかと思います。

以上要望し、観光については終わらせていただきます。

次に、下福田地内にある空き地、グラウンドについて要望いたします。ぜひこのグラウンドについては、第6次総合振興計画の基本構想に盛り込んでいただきましたら議会審議できると聞いておりますので、要望をさせていただきます。

次に、遊具つき公園について再質問をさせていただきます。福田地区、宮前地区に問わず、本格的な遊具つき公園を望む声は少なからず、区長さんなどを通して町に届いているのか、要望があるのかお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、井上議員の再質問に答弁申し上げます。

新たな公園の新設については、主に市野川以南の地区で声が上がっていることもございました。ただし、用地の確保ですとかその公園の管理等いろいろ課題がございますので、今のところ老人と子どものふれあい広場については、各集会所にほぼ1か所ということで、遊具の点検は行政、公園の管理については各行政区でお願いしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） ありがとうございます。福田地区の皆さんにいろいろとお話を聞くと、やはり本格的な遊具つき公園を望んでいる人が多いようにも思われます。滑川町でもある程度の遊具つき公園や集会所、ゲートボール場、ふれあい広場含め滑り台やシーソーがあり、どれも中途半端な規模かなと思います。本格的な遊具つきの公園であれば、福田地区でも宮前地区でも町に1つあればよいのではないかと思います。もちろん災害避難場所も兼ねますから、遊具つき公園は地域コミュニティーの場や子どもたちの遊び場として様々な役割を果たします。そのため、地域の特性や住民のニーズを踏まえて、遊具つき公園を設置する必要があるかどうか、住民アンケートも含め検討することが重要だと思われまます。子どもが多く集まり過ぎると子どもの声の騒音問題も出てきますので、公園の設置場所などは規模を含め相当検討する必要があるかと思われまます。ぜひ滑川町にも本格的な遊具つき公園ができますように、私の考えですが、下福田グラウンドの空き地にできればいいことを要望し、私の一般質問の全てを終了させていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、井上章議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時38分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎認定第1号、認定第2号の説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、認定第1号及び日程第3、認定第2号を一括議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についての説明を会計管理者、高坂会計課長に求めます。

〔会計管理者兼会計課長 高坂克美登壇〕

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） 会計管理者、会計課長、認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について説明を申し上げます。

それでは、お手元の令和4年度滑川町歳入歳出決算書に基づき概要の説明を申し上げます。

初めに、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。令和4年度滑川町一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入より款別に収入済額を中心に説明申し上げます。

まず、歳入の根幹をなす款1の町税ですが、収入済額32億7,714万2,153円で、一般会計における

歳入全体の40.2%（前年36.8%）を占めております。前年度と比較しますと2億12万5,960円の増額、率にして6.5%のプラスとなりました。不納欠損額につきましては、691万8,427円でございます。

続きまして、款2の地方譲与税、収入済額9,669万8,000円。

款3利子割交付金、収入済額99万8,000円。

款4配当割交付金、収入済額1,449万5,000円。

款5株式等譲渡所得割交付金、収入済額1,132万5,000円。

款6法人事業税交付金、収入済額5,300万円。

款7地方消費税交付金、収入済額4億9,872万6,000円。

款8ゴルフ場利用税交付金、収入済額9,459万505円。

款9環境性能割交付金、収入済額1,680万5,655円。

款10地方特例交付金、収入済額4,230万4,000円。前年度に比べ4,668万7,000円少なく、52.5%のマイナスとなりました。

款11地方交付税、収入済額7億7,196万1,000円で、前年度に比べ2,227万9,000円多く、3.0%のプラスとなりました。

款12交通安全対策特別交付金、268万5,000円でした。

続きまして、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。款13分担金及び負担金、収入済額5,757万8,115円。

款14使用料及び手数料、収入済額4,571万5,730円。

款15国庫支出金、収入済額15億6,341万5,520円。前年度に比べ2億5,299万4,166円少なく13.9%のマイナスとなりました。

款16県支出金、収入済額6億293万2,632円。

款17財産収入、収入済額2,476万9,385円。

款18寄附金、収入済額1,102万2,848円。前年度に比べ709万7,348円多く180.8%のプラスとなりました。

款19繰入金、収入済額4,600万1,200円。介護保険特別会計及び森林環境基金からの繰入れによるものでございます。前年度に比べ751万1,400円多く19.5%のプラスとなりました。

款20繰越金、収入済額5億8,520万139円で、前年度に比べ1億9,814万2,979円多く51.2%のプラスとなりました。

款21諸収入、収入済額6,772万8,458円。

款22町債、収入済額2億7,105万2,000円。

以上、一般会計の歳入合計は、収入済額81億5,614万6,340円で、前年度に比べ2億403万3,805円少なく2.4%のマイナスとなりました。

続きまして、5 ページ、6 ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1 議会費、支出済額8,479万3,226円。

款2 総務費、支出済額6億9,749万4,512円。前年度に比べ1,478万1,150円、率にして2.2%の増額となりました。

款3 民生費、支出済額30億4,168万3,207円。前年度に比べ944万2,828円少なく、率にして0.3%の減額となりました。

款4 衛生費、支出済額7億9,125万2,427円。前年度に比べ1億2,378万374円多く、率にして18.5%の増額となりました。

款5 労働費、支出済額15万9,000円。

款6 農林水産業費、支出済額2億2,653万829円。前年度に比べ5,460万6,348円少なく、率にして19.4%の減額となりました。

款7 商工費、支出済額5,529万9,360円。前年度に比べ633万665円多く、率にして12.9%の増額となりました。

款8 土木費、支出済額4億6,280万3,095円。前年度に比べ3,518万442円少なく、率にして7.1%の減額となりました。

続きまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。款9 消防費、支出済額3億6,166万595円。前年度に比べ3,501万9,405円、率にして10.7%の増額となりました。

款10 教育費、支出済額9億842万1,234円。前年度に比べマイナス4,195万2,204円、率にして4.4%の減額となりました。

款11 災害復旧費、支出済額12万892円でございます。

款12 公債費、支出済額6億376万4,505円。これは、地方債の元金償還金とその利子でございます。前年度に比べ231万2,065円多く、率にして0.4%の増額となりました。

款13 諸支出金、支出済額3億8,221万2,134円。前年度に比べ2億99万5,216円少なく、率にして34.5%の減額となりました。財政調整基金などへの積立てによるものでございます。

款14 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額76億1,619万4,836円。前年度に比べマイナス1億5,878万5,170円、率にして2.0%の減額となりました。執行率につきましては、前年度より2.0ポイント上がり96.6%でございます。

歳入歳出差引残額5億3,995万1,504円。

令和5年9月5日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、133ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度に繰り越すべき財源の計として690万5,000円でございます。

5、実質収支額5億3,304万7,000円でございます。

以上で一般会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

最初に、滑川町国民健康保険特別会計です。135ページ、136ページをお開きいただきたいと思います。令和4年度滑川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

款1の国民健康保険税ですが、収入済額3億3,201万5,329円。前年度に比べ602万7,182円のマイナスとなりました。収入全体の21.0%を占めております。不納欠損につきましては654万6,504円でした。

款4使用料及び手数料と款5国庫支出金の収入済額はございません。

款6県支出金、収入済額11億503万2,489円。前年度に比べマイナス1億883万3,673円となりました。収入全体の70.0%を占めております。

款10繰入金、収入済額8,148万980円。

款11繰越金、収入済額5,601万8,842円。

款12諸収入、収入済額461万7,915円。

歳入合計は、収入済額15億7,916万5,555円。前年度に比べマイナス1億3,015万1,129円、率にして7.6%の減となりました。

続きまして、137ページ、138ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1総務費、支出済額613万7,925円。

款2保険給付費、支出済額10億6,752万9,288円。

款3国民健康保険事業費納付金、支出済額4億4,494万9,904円。

款4共同事業拠出金、支出済額28円。

款6保健事業費、支出済額1,677万9,862円。

款7基金積立金、支出済額はございません。

款9諸支出金、支出済額1,858万3,758円。

款10予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額15億5,398万765円、前年度に比べ9,931万7,077円、率にして6.0%の減となりました。

歳入歳出差引残額2,518万4,790円。

令和5年9月5日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、157ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額2,518万5,000円。

以上で国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、159ページ、160ページをお願いいたします。令和4年度滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款1保険料、収入済額2億7,688万6,006円、歳入全体の23.1%を占めております。不納欠損額については38万6,100円ございました。

款3使用料及び手数料、収入済額はございません。

款4国庫支出金、収入済額1億7,536万7,871円。

款5支払基金交付金、収入済額2億5,634万1,000円。

款6県支出金、収入済額1億4,128万5,737円。

款7財産収入と款8寄附金の収入済額はございません。

款9繰入金、収入済額1億7,052万5,000円。

款10繰越金、収入済額1億7,581万3,414円。

款12諸収入、収入済額6万1,538円。

歳入合計は、収入済額11億9,628万566円。前年度に比べ1,213万9,976円、率にして1.0%の減となりました。

続きまして、161ページ、162ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1総務費、支出済額1,007万5,553円。

款2保険給付費、支出済額9億2,567万9,197円。

款5地域支援事業費、支出済額2,728万3,597円。

款6基金積立金、支出済額4,673万4,000円。

款8諸支出金、支出済額5,154万2,036円。

款9予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額10億6,131万4,383円。前年度に比べ、2,870万7,255円、率にして2.8%の増となりました。

歳入歳出差引残額1億3,496万6,183円。

令和5年9月5日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、181ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額1億3,496万6,000円。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、183、184ページをお願いいたします。令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款1 後期高齢者医療保険料、収入済額1億5,795万8,300円。歳入全体の77.2%を占めております。不納欠損額につきましては28万500円でございます。

款2 使用料及び手数料及び款3 寄附金の収入済額はございません。

款4 繰入金、収入済額3,226万456円。

款5 繰越金、収入済額1,291万4,139円。

款6 諸収入、収入済額140万903円。

歳入合計は、収入済額2億453万3,798円。前年度に比べ1,952万7,373円、率にして10.6%の増でございます。

続きまして、185ページ、186ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1 総務費、支出済額208万776円。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億8,859万1,856円。

款3 諸支出金、支出済額41万3,700円。

款4 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額1億9,108万6,332円。前年度に比べ1,899万4,046円、率にして11.0%の増でございます。

歳入歳出差引残額1,344万7,466円。

令和5年9月5日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、193ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額1,344万7,000円。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、195ページ、196ページをお願いいたします。令和4年度滑川町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款1 分担金及び負担金、収入済額642万6,170円。不納欠損額につきましては6万4,280円でございます。

款2 使用料及び手数料、収入済額1億7,160万6,706円。不納欠損額につきましては98万7,219円でございます。

款4 財産収入、収入済額は114円。

款5 繰入金、収入済額1億4,310万973円。

款6 繰越金、収入済額4,206万1,215円。

款7 諸収入、収入済額1万741円。

款8 町債、収入済額3,010万円。

歳入合計は、収入済額 3 億9,330万5,919円。前年度に比べ863万7,659円、率にして2.2%の増となりました。

続きまして、197ページ、198ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款 1 総務費、支出済額 1 億4,370万7,296円。

款 2 事業費、支出済額2,122万7,079円。

款 3 公債費、支出済額 1 億5,398万9,127円。

款 4 諸支出金、支出済額1,500万114円。

款 5 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額 3 億3,392万3,616円。前年度に比べマイナス868万3,429円、率にして2.5%の減となりました。

歳入歳出差引残額5,938万2,303円。

なお、この残額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、滑川町下水道事業会計へ引き継いだ。

令和 5 年 9 月 5 日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、209ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。

5、実質収支額5,938万2,000円。

以上で、下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、211ページ、212ページをお願いいたします。令和 4 年度滑川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款 1 の分担金及び負担金、収入済額70万円。

款 2 使用料及び手数料、収入済額1,368万629円。

款 4 繰入金、収入済額7,925万円。

款 5 繰越金、収入済額1,050万6,552円。

款 6 諸収入、収入済額はございません。

歳入合計は、収入済額 1 億413万7,181円。前年度に比べ544万8,317円、率にして5.5%の増となりました。

続きまして、213ページ、214ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款 1 施設費、支出済額4,244万756円。

款 2 農業集落排水事業費、支出済額743万3,060円。

款 3 公債費、支出済額4,069万8,178円。

款4 諸支出金、款5 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額9,057万1,994円。前年度に比べ238万9,682円、率にして2.7%の増となりました。

歳入歳出差引残額1,356万5,187円。

なお、この残額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、滑川町下水道事業会計へ引き継いだ。

令和5年9月5日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、225ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額1,356万5,000円。

以上で、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、227ページ、228ページを御覧いただきたいと思います。令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。款1 分担金及び負担金、収入済額68万2,200円。

款2 使用料及び手数料、収入済額763万2,016円。

款3 国庫支出金、収入済額318万7,000円。

款4 県支出金、収入済額209万4,000円。

款5 繰入金、収入済額1,190万円。

款6 繰越金、収入済額448万2,735円。

款7 諸収入、収入済額はございません。

款8 町債、収入済額150万円。

歳入合計は、収入済額3,147万7,951円。前年度に比べ1,027万3,570円で、率にして24.6%の減となりました。

続きまして、229ページ、230ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1 総務費、支出済額47万4,160円。

款2 施設管理費、支出済額1,680万7,904円。

款3 施設整備費、支出済額813万1,400円。

款4 公債費、支出済額276万4,556円。

款6 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額2,817万8,020円。前年度に比べ909万766円で、率にして24.4%の減となりました。

歳入歳出差引残額329万9,931円。

なお、この残額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、滑川町下水道事業会計へ引き継いだ。

令和5年9月5日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、239ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額330万円。

以上で、浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、241ページ、242ページをお願いいたします。財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

1、公有財産、(1)土地及び建物、この表は、縦軸が行政財産と普通財産、横軸が土地と建物という区分になっております。土地に増減がございました。この増減については、議員各位にお配りしてございます令和4年度滑川町行政報告書の14ページに掲載してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、243ページ、244ページをお願いいたします。(2)山林から(6)有価証券までにつきましては、増減はございません。

次に、(7)出資による権利、ここは区分欄に10件記載してありますが、埼玉県伝統工芸協会出捐金について5,000円の減となりました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け解散となったため、基本財産の全額を清算事業の費用に充当したことによるものです。

次に、(8)不動産の信託の受益権につきましては、該当事項はございませんでした。

続きまして、245ページ、246ページをお願いいたします。2、物品です。ここには、町の備品のうち、50万円以上の物品が掲載してございます。決算年度中増減高の欄を御覧ください。リヤカー屋台が1台減、選挙機器が1台増、ロールプリンターが3台減となりました。

続きまして、247ページ、248ページをお願いいたします。3、債権、これにつきましては、該当する事項はございません。

続いて、4、基金です。現在滑川町には、(1)から(18)までの基金がございまして、それぞれの表の中央にございまして決算年度中増減高の欄を御覧いただきたいと思っております。

(1)財政調整基金、3億7,000万5,010円とありますが、これは、一般会計からの積立金と定期預金の利子でございます。

(2)減債基金、120円とありますが、定期預金の利子でございます。

(3)公共施設整備基金、1万1,200円とありますが、定期預金の利子でございます。

(4)、(5)、(6)の基金については、増減はありません。

(7)土地開発基金、表の一番下の現金につきまして、2,253万9,804円とありますが、これは、土地の買戻しに伴う基金への償還と定期預金の利子によるものです。

(8) 奨学基金ですが、増の101万円は、今まで貸し付けた奨学資金の返済額で、減の50万円は新たに貸し付けた奨学資金でございます。

(9)、(10)、(11)、(12)の基金については、増減はありません。

(13) 介護保険給付費準備基金、4,673万4,000円とありますが、これは介護保険特別会計からの積立金でございます。

(14) 下水道事業基金、マイナス1,000万859円とありますが、これは下水道事業基金条例の廃止によるものでございます。

(15) まちづくり応援基金として、880万円を計上しておりますが、これは、一般会計からの積立てによるもので、滑川町を応援しようとする方からの寄附金が財源となっております。

(16) 農業集落排水事業基金として、マイナス705万円とありますが、これは、農業集落排水事業基金条例の廃止によるものです。

(17)の基金については、増減はありません。

(18) 森林環境基金については、239万9,800円とありますが、一般会計からの積立てが339万2,000円で、繰入れが99万2,200円でございます。

以上をもちまして、令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきまして、説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉野正浩議員) 認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての説明を宮島上下水道課長に求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長(宮島栄一) 上下水道課長、認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について、説明いたします。

お手元の決算書の表紙をおめくりいただき、裏側の目次を御覧ください。こちらの決算書は決算書類をはじめ、決算審査意見書までの6種類の関係書類を1冊にまとめたものでございます。取りまとめ方については、例年と同様であり変更点となった点はございません。

それでは、令和4年度の決算内容について、決算書類より概要を説明いたします。

最初に1ページを御覧ください。令和4年度滑川町水道事業決算報告書から款別に説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入について、第1款事業収益は、予算額合計3億8,011万6,000円に対し、決算額は3億8,360万2,852円となりました。予算額に比べ348万6,852円の増額、執行率は100.92%でした。

続いて、支出について説明いたします。第1款事業費は、予算額合計3億7,338万7,000円に対し、決算額は3億3,909万7,867円、不用額は3,428万9,133円となり執行率は90.82%でした。

続きまして2ページを御覧ください。(2) 資本的収入及び支出の収入について説明いたします。

第1款資本的収入は、予算額合計1億6,664万3,000円に対し、決算額は1億7,060万4,111円となりました。予算額に比べ396万1,111円の増額、執行率は102.38%でした。

続いて、支出について説明いたします。第1款資本的支出は、予算額合計2億2,991万4,000円に対し、決算額は2億2,387万7,772円、不用額は603万6,228円となり執行率は97.37%でした。

第1項建設改良費の主な内容は、令和元年度策定、滑川町水道事業基本計画及び令和2年度策定、重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画に基づき配水管の布設替え工事及び舗装の本復旧工事を行いました。実施した内容につきましては、建設工事の概況として15ページに詳細を記載してありますので、後ほどご確認をお願いします。

また、第2項企業債及び他会計償還金の詳細につきましても26ページに企業債償還状況書として記載してありますので、後ほどご確認をお願いします。

なお、このページ下の欄外で説明させていただいております資本的収入額の資本的支出額に対する不足分5,327万3,661円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額1,238万9,992円及び過年度損益勘定留保資金4,088万3,669円にて補填をさせていただきました。

続きまして3ページを御覧ください。令和4年度滑川町水道事業損益計算書について説明いたします。この損益計算書は、経営成績を明らかにするため、期間中に得た収益と、これに対応する費用を記載して、純損益とその発生由来を表したものです。ここでは概要について説明させていただきますので、詳細な内容につきましては、後ほど21ページ以降に記載いたしました収益的費用明細書を御覧いただき、ご確認をお願いします。なお、この損益計算書は税抜きの金額表記となっておりますのでよろしくをお願いします。

まず、1、営業収益、(1)給水収益ですが、2億8,699万3,290円でした。こちらは1年間利用していただいた水道料金収入です。

(3)その他の営業収益は、加入金、量水器取付料等が主なもので1,573万6,312円で、営業収益合計は、3億272万9,602円でした。

続いて、2、営業費用について説明します。

(1)原水及び浄水費は埼玉県水の受水費、配水場の維持管理費などが主なもので1億5,243万3,137円でした。

(2)配水及び給水費は配水管及び給水管の維持管理費委託料などが主なもので2,481万5,868円でした。

(4)業務費は水道メーター検針及び料金徴収などに係る経費で1,750万8,689円でした。

(5)総係費は人件費及び事務に必要な経常経費が主なもので4,814万2,174円でした。

(6)減価償却費、固定資産に対する令和4年度の減価償却費で7,021万7,300円でした。

以上、営業費用の合計は3億1,311万7,168円となり、営業収益合計額から差引きしますと、営業利益は、マイナス1,038万7,566円となります。

次に、3、営業外収益について説明いたします。

(1) 受取利息及び配当金は主に定期預金等の利息で4,034円でした。

(2) 他会計補助金はコロナによる基本料金減免を実施したことによる一般会計からの補助金で3,678万6,728円でした。

(3) 長期前受金戻入は、当年度以前に交付された補助金等により取得した、償却資産の減価償却見合い分を収益化したもので84万4,800円でした。

(5) 雑収益は施設使用料及び下水道料金徴収事務委託料などで862万8,245円でした。

以上、合わせて営業外収益は4,626万3,807円でした。

続いて、4ページを御覧ください。4、営業外費用について説明いたします。

(1) 支払利息は起債に対する支払利息で330万4,204円でした。

(2) 雑支出45万9,910円と合わせて営業外費用合計は376万4,114円でした。

1の営業収益と3の営業外収益の収益合計から、2の営業費用と4の営業外費用の費用合計額を差し引いたものが当年度の経常利益であり、右列、上から2行目の3,211万2,127円となります。

次に、5、特別損失、(1) 過年度損益修正損の32万7,145円を先ほどの経常利益から差し引きますと、3,178万4,982円となり、これが当年度の純利益となります。

この純利益に次の行の、前年度繰越利益剰余金2億887万8,906円を加えたものが、次の行の当年度未処分利益剰余金2億4,066万3,888円となります。

続きまして、令和4年度滑川町水道事業剰余金計算書について説明いたします。この剰余金計算書は、年度中に剰余金がどのように増減したかを表したものとなっております。

まず、利益剰余金の部について説明いたします。Ⅰ、減災積立金ですが、4、当年度末残高の、2億8,032万3,000円となります。

続いて、Ⅱ、建設改良積立金は、5、当年度末残高の4億1,939万8,850円となり、減債積立金と建設改良積立金の積立金合計は、6億9,972万1,850円となります。

続きまして、5ページを御覧ください。Ⅲ、未処分利益剰余金について、1、前年度未処分利益剰余金は、前年度末、令和4年3月31日現在で、2億2,887万8,906円でした。

ここから、2、前年度利益剰余金処分額、(1) 減債積立金1,000万円と(2) 建設改良積立金1,000万円、合計2,000万円を差引きしますと、繰越利益剰余金年度末残高が2億887万8,906円となります。この金額に、3、当年度純利益3,178万4,982円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は、2億4,066万3,888円となり、損益報告書で報告させていただいた当年度未処分利益剰余金と同額であることが確認できます。

続いて、資本剰余金の部について説明いたします。まず、Ⅰ、その他の資本剰余金です。1、前年度末残高14億8,291万2,009円に、3、当年度発生額の3,751万7,602円を加えた額が、5、当年度末残高15億2,042万9,611円となり、この額がその下の二重下線、翌年度繰越資金剰余金となります。

次に、6ページをお開きください。令和4年度滑川町水道事業剰余金処分計算書（案）について説明いたします。剰余金処分については、地方公営企業法第32条で議会の議決を経て行うことと定められており、決算の認定と併せて処分内容の承認をお諮りしているものです。

まず、1、当年度未処分利益剰余金は、2億4,066万3,888円です。この額は、先ほど4ページ、及び5ページの剰余金計算書で算出について説明した額となります。

そして、2、利益剰余金処分額として当年度純利益3,178万4,982円から1,000万円を減債積立金として積立てさせていただきます。これは、企業債の償還に充てるために積み立てるものです。その他に、2,000万円を建設改良積立金に積立てさせていただきます。例年、1,000万円を減債積立金に充て、残額から1,000万円を単位に建設改良積立金に充てていきましたが、今後計画的な老朽管布設替え及び耐震化を行っていくために、当年度は建設改良積立金に2,000万円の処分案を計上いたしました。よって、減災積立金、建設改良積立金の処分額の合計額は、3,000万円となりますが、これを1、当年度未処分利益剰余金から差し引いたものが、3、翌年度繰越利益剰余金の2億1,066万3,888円となります。

以上、剰余金処分案について、併せてご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、7ページを御覧ください。令和4年度滑川町水道事業貸借対照表について説明いたします。この貸借対照表は、水道事業の財政状態を明らかにするため、年度末における水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本をそれぞれに表したものとなっております。

まず、資産の部からご説明いたします。1、固定資産ですが、(1)有形固定資産は、イからトまで各項目の合計額で7ページの一番下の行、21億181万1,307円でした。

続いて8ページを御覧ください。(2)無形固定資産、(3)投資はありませんので、前ページの(1)の合計額がそのまま固定資産合計、21億181万1,307円となります。

続いて、2、流動資産は、(1)現金預金から(5)その他流動資金までの合計11億1,832万2,376円となり、1、固定資産と2、流動資産の合計が資産合計として、一番下の二重下線32億2,013万3,683円となります。

続いて、9ページ、負債の部ですが、3、固定負債は、(1)企業債のみ該当となり、固定負債合計額が1億5,029万2,382円となります。これは過去の設備投資の際に借り入れた政府資金、金融公庫資金の償還途中の元本の残金です。

4、流動負債のうち該当のあるものとして、年度内償還分の(2)企業債のほか、(5)未払金、(6)前受金、(7)賞与引当金、(10)その他流動負債を合計して、流動負債合計が9,045万9,126円となります。

次に、10ページを御覧ください。5、繰延収益は、(1)長期前受金8,755万1,583円と(2)収益化累計額マイナス2,454万3,600円で、繰延収益合計は6,300万7,983円となりました。

前ページの固定負債合計と流動負債合計及び本ページの繰延収益合計を合わせますと、負債合計

3億375万9,491円となります。

次に、資本の部ですが、6、資本金は、(1)自己資本金のみであり資本金合計で4億5,555万8,843円となります。

7、剰余金については、(1)資本剰余金が15億2,042万9,611円、(2)利益剰余金(積立金等)のイからハは、先ほど4ページから6ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書で説明した金額となります。この合計が利益剰余金合計として9億4,038万5,738円となり、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合計した額が剰余金合計24億6,081万5,349円となります。この剰余金合計と資本金合計を合わせた額が資本合計額29億1,637万4,192円となり、さらに、この資本合計と負債合計3億375万9,491円を合わせた最終的な負債資本合計は、32億2,013万3,683円となります。この負債資本合計と、先ほど8ページで説明した資産合計額が同額となり、資産合計と負債、資本の合計の双方の金額が一致していることで、貸借対照表となっていることがご確認いただけます。

続きまして、11ページ、滑川町水道事業会計キャッシュフロー計算書を御覧ください。内容は、水道事業会計における現金及び現金同等物の増減を表したものです。簡単に説明いたしますと、左側にローマ数字で3つに分けた項目、営業活動、投資活動、財務活動、それぞれによるキャッシュフローを集計し、現金等の増減を記載しております。その合計が下から3行目の現金及び現金同等物増加額として記載されており、令和4年度は、期間中に3,925万2,000円増加したことが分かります。これにより、一番下の行、現金及び現金同等物の令和4年度期末残高が10億3,993万3,000円となったことがご確認いただけます。

以降のページは、決算附属書類等となります。詳細な説明は割愛させていただきますが、12ページから26ページにわたり令和4年度における水道事業の実績報告書等をつづってございます。例年どおりに滑川町水道事業の状況や事業内容が記載されておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

また、27ページからは、本議会に先立ちまして監査を実施していただきました監査委員の意見書となっております。

以上雑駁ではございますが、令和4年度水道事業会計の剰余金処分及び決算に関する説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(吉野正浩議員) 暫時休憩します。

休 憩 (午後 1時56分)

再 開 (午後 2時05分)

○議長(吉野正浩議員) 再開いたします。

認定第1号及び認定第2号の説明が終わりました。

ここで、本件につきましては、監査委員による決算審査がなされておりますので、その結果につ

いて吉野正和代表監査委員より報告をお願いします。

〔代表監査委員 吉野正和登壇〕

○代表監査委員（吉野正和） 監査委員の吉野正和でございます。議長の指名を受けましたので、決算審査結果を報告させていただきます。

それでは、令和4年度滑川町一般会計・特別会計決算審査意見書の冊子を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。滑監委第26号、令和5年8月18日、滑川町長、大塚信一様。滑川町監査委員、吉野正和、同じく北堀一廣。

令和4年度決算審査結果について、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度滑川町一般会計歳入歳出決算について審査した結果、別記のとおり意見書を提出します。

なお、この後の6つの特別会計と水道事業会計及び令和4年度決算に基づく財政健全化審査並びに経営健全化審査意見書の報告につきましては、この部分の朗読は、割愛させていただきますと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、2ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。（1）審査の期間は、令和5年7月13日から14日、18日、19日、20日及び8月2日、3日の7日間行いました。（2）審査の場所は、滑川町役場でございます。（3）審査の対象は、令和4年度滑川町一般会計歳入歳出決算。（4）審査の方法でございますが、審査に当たりましては、決算計数に誤りはないか。予算の執行が関係法令及び予算決議の趣旨に沿って効率的かつ経済的に行われたか。また、収支事務、財産の取得管理は適正に処理されたか等を主眼に置き、課局長、担当者の出席を求めて慎重に行いました。

2、審査の結果でございます。令和4年度は、新型コロナ対策関連予算の歳入、歳出がともに前年度を下回る結果となり、前年度と比較し、歳入では2.4%の減、歳出では2.0%の減となりました。実質収支は、引き続き黒字を維持しており、実質収支比率も11.1%を示しており、収支の状況はおおむね良好と言えるものと考えます。

3ページをお開きいただき、ページの下段を御覧いただきたいと存じます。令和4年度一般会計歳入決算は、予算現額78億8,668万7,000円に対し、収入済額は81億5,614万6,340円で、伸長率は103.4%、2億6,945万9,340円の収入増でありました。また、調定額82億3,922万9,407円に対し、収入済額は99.0%であり、不納欠損額691万8,427円、収入未済額7,616万4,640円でありました。

続きまして4ページをお開きいただき、ページの下段を御覧いただきたいと存じます。令和4年度一般会計歳出決算は、予算現額78億8,668万7,000円に対し、支出済額は76億1,619万4,836円、翌年度繰越額4,397万2,000円、不用額2億2,652万164円となりました。また、予算現額に対する執行率は96.6%（前年度94.6%）で、予備費充当については1,826万9,000円となりました。

続きまして5ページを御覧いただきたいと存じます。（4）財政の構造、①、歳入の構成でござ

います。自主財源と依存財源の構成割合は、自主財源50.5%に対し、依存財源49.5%ということで、自主財源の割合が依存財源の割合を上回っております。これは、コロナ関連の交付金事業が減少し、その反面町税や繰越金等の自主財源の増額により自主財源の割合が上がったものと考えられます。

続きまして6ページをお開きいただきたいと存じます。③、財政構造の弾力性を示す財政比率の年度別推移でございます。(ア) 財政力指数でございますが、令和4年度は0.84で、前年度より0.03減少しました。(イ) 経常収支比率でございますが、令和4年度は87.3%で、前年度より8.1%増加しました。(ウ)、実質収支比率でございますが、令和4年度は11.1%で、前年度より0.5%減少しました。(エ)、公債費比率でございますが、令和4年度は6.4%で、前年度と同数でございます。

3、意見に移らせていただきます。(1) 審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

(2) 予算の執行については、会計区分、年度区分、予算科目等について正確に執行されていたが、歳入では、予算に対して収入済額が少なく歳入欠陥が生じて歳出に影響が出る危険性を感じたところが見受けられました。また、歳出の予備費充当は、前年度より増額になっており、公共施設等の緊急修繕なども多く見受けられ、依然として多くありました。予備費充当は緊急性を要し予算の増額が必要と考える場合はやむを得ないが、それ以外の予算措置については、補正予算へ計上し議会の議決を経るのが適正なものと考えます。さらに、歳出予算の不用額が依然として多かつたため、減額補正予算措置を行い、極力不用額を抑えるよう適切な予算管理に努めていただきたいと存じます。

次に、歳入を前年度と比較すると、町税、繰越金、地方消費税交付金等が増え、町債、国庫支出金、地方特例交付金等が減り、全体では金額にして2億403万3,000円の減額、割合にして2.4%の減となりました。

町税を見ますと、町民税、固定資産税及び軽自動車税は増額となっている一方で、町たばこ税が減額となり、全体で32億7,714万2,000円の収入済額となっております。前年度と比較しますと2億12万6,000円の増収となりました。主な要因は、コロナ禍からの業績回復による法人町民税の増収でありました。

収納率は、97.65%で、前年度対比0.03%上がっております。収納率の向上対策につきましては、差押え、電話催告、文書催告等を実施しております。また、納税者の利便性を図るためコンビニ納付を実施しており、利用者が大変増えているとのことであります。収納努力につきましては、口座振替制度の利用推進、さらに徴収金等収納対策委員会を開催し、関係課局との連携を図って、いろいろな手法に取り組んでおりますが、不納欠損額が増えておりますので、今後も収納体制の充実を図っていただき、また、税負担の公平性からも、なお一層の収納率向上の努力をお願いしたいと存じます。

次に、歳出全体を見ますと、執行率は96.6%で前年度対比2.0%増加しております。予備費の充当は1,826万9,000円で、前年度対比640万2,000円の増額となっております。不用額は2億2,652万円で前年度対比1億1,945万9,000円減額となっております。

本町の財政状況は、相変わらず厳しい状況下にあります。町は将来を担う子どもたちのために、子育て環境の整備等に力を注いでおります。また、滑川町健康づくり行動宣言「みんなが健康で長寿の町」をスローガンに掲げ、各種健康づくり事業に取り組んでおり、さらには、子育て支援や町民の健康増進と福祉の向上のための財政投資を行っております。このような中ではありますが、引き続き予算の見積りには、十分積算根拠を吟味し、財政の有効活用に努めていただきたいと存じます。

(3) 工事関係事務につきましては、建設課2件、教育委員会2件、福祉課1件及び産業振興課1件の工事審査を実施しました。関係書類の処理及び工事施工につきましては、おおむね良好に処理されておりました。建設関係に対する行政需要は相変わらず多く、町発注工事は、住民の関心も高いことから、工事の適切な執行はもとより、工事期間及び完成検査等についても、引き続き慎重に対処されるよう努めていただきたいと存じます。また、工事請負契約について、予算残額による変更契約が見受けられたので、適正な工事価格の積算に努めていただきたいと存じます。

(4) 財産管理につきましては、台帳等の整備状況審査を実施したところ、適正に処理されておりました。今後も引き続き適正な管理、有効活用に努めていただきたいと存じます。

(5) 備品管理につきましては、台帳の整備及び備品が活用されているかどうかを重点に、令和4年度購入備品の審査を実施しました。備品管理台帳の整備は、おおむね適正に行われておりました。備品の保管については、今後も適切な場所に保管されるよう徹底していただきたいと存じます。また、備品購入に当たっては、必要数、価格等を十分精査して購入するとともに有効活用に努められ、備品管理は、定期的な物品点検を行い、紛失等がないよう管理を徹底し、大切に使用していただきたいと存じます。

次に、8ページをお開きいただき、4、結びにを御覧いただきたいと存じます。一般会計の財政構造を示す各種の数値を見ますと、実質収支比率は、前年度の11.6%から11.1%に下がってはいるものの、実質収支は今年度も黒字を維持しております。また、経常収支比率は、前年度の79.2%から87.3%に上がっています。経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するものであることから、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費の抑制に十分留意していただきたいと存じます。

このような財政状況の中で、町民ニーズの多様化に対応する施策を実現するため、様々な事業に取り組んでいる状況ではありますが、その事業の財源確保のため町債を活用しております。町債は、長期間の借金であり、公債費の継続的増大を伴うものであることから、極力抑制に努めていただきたいと存じます。

今後も行政要望に伴う事務事業や教育環境整備等に関わる財政負担等、財政を取り巻く状況は依

然として厳しさが続くものと思われます。したがって、予算の執行に当たっては、事務の効率化、事業の必要性を徹底検証していただきたいと存じます。そして、受益者負担等の自主財源の確保や一部の事務事業の見直しを含めた事業効率を十分検討の上、引き続き経費の削減に取り組んでいただきたいと存じます。また、経常収支比率は、ここ数年高い水準で推移し財政的余裕が乏しくなっているため、財政の健全化になお一層の努力をしていただきたいと存じます。

なお、予算の管理執行に当たり歳入欠陥、不用額が見受けられるため、適切な予算の管理執行に努めていただきたいと存じます。さらに、歳入欠陥は、歳出予算に大きな影響を及ぼすため、適切な予算管理に努めていただきたいと存じます。

以上で、一般会計を終わります。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年度滑川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和4年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。

(1) 審査の期日は、令和5年7月14日でございます。(4) 審査の方法等につきましては、一般会計に準拠して実施しております。

2、審査の結果でございます。(1) 財政の推移は前年度と比較すると歳入、歳出ともに前年度を下回っております。この傾向はあまりよいとは言えません。(2) 財政収支の状況ですが、歳入総額で15億7,916万6,000円、歳出総額15億5,398万1,000円で、差引き2,518万5,000円となりました。

11ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町国民健康保険特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず適正なものと認めたものの、予算に対して収入済額が少なく歳入欠陥が生じて歳出に影響が出る危険性を感じたところが見受けられました。令和4年度国民健康保険特別会計の財政収支を見ますと、歳入総額15億7,916万6,000円に対し、歳出総額15億5,398万1,000円で、収支差引き2,518万5,000円の黒字となっておりますが、一般会計からの8,148万1,000円の繰入金が含まれており、財政的には依然として非常に厳しい状況であります。

このような中で、自主財源の確保の面からも、被保険者に対して税負担の原則について十分な理解が得られるよう、引き続き国保納税相談を行い、現年分の収納率向上を図っていただきたいと存じます。また、国保全体の収納率は依然として低く、前年対比1.08%低下しております。職員相互が協力し、時効完成前に未収金の解消に向け、より一層の努力をしていただきたいと存じます。

さらに、歳出の抑制という点から、診療報酬明細書の調査点検事務及び第三者行為求償事務の充実や特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上に努め、被保険者に対する健康管理の推進及び医療保険に関する意識を深める啓発活動を積極的に進めていただきたいと存じます。

以上で、国民健康保険特別会計を終わります。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年度滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和4年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1)

審査の期日は、令和5年7月14日でございます。(4) 審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。

2、審査の結果でございます。(1) 財政の推移は、前年度と比較すると歳入は前年度を下回り、歳出は前年度を上回っております。(2) 財政収支の状況ですが、歳入総額11億9,628万円、歳出総額10億6,131万4,000円、差引き1億3,496万6,000円となっております。

14ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町介護保険特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めました。歳入の中心をなす保険料については、歳入総額の23.2%を占め、その他国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等により運営されております。介護保険料の現年収納率は99.5%と高い数値となっております。歳出につきましては、保険給付費が全体の87.2%を占めております。社会全体で支える介護保険制度が創設されてから23年目が経過する中で、各種サービスの充実が図られています。今後、高齢者の増加に伴い介護給付費の増加が見込まれることから、介護予防事業等の積極的な取組を強化していただきたいと存じます。

このような中、町の介護認定率は令和4年度末現在で13.0%となっており、全国平均、埼玉県平均から見ても低く、介護予防事業等が一定の成果を上げていると考えられます。なお、介護保険料基準額は、低い数値を維持しており、今後も被保険者の負担軽減の観点から維持に努力していただきたいと存じます。また、保険料の収納率につきましては、高い数値を維持しておりますが、保険料負担の公平性の観点から収納率向上に努力していただきたいと存じます。

以上で、介護保険特別会計を終わります。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和4年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1) 審査の期日は、令和5年7月14日でございます。(4) 審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。

2、審査の結果でございます。(1) 財政の推移は、歳入歳出ともに前年度を上回っております。(2) 財政収支の状況ですが、歳入総額で2億453万4,000円、歳出総額1億9,108万7,000円で、差引き1,344万7,000円となりました。

17ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町後期高齢者医療特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めました。後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の費用負担の公平性をなくすことや、世代間を通じた負担が明確で公平な制度として創設されてから15年が経過しました。制度は安定的に運営されておりますが、歳出の抑制という点から、第三者行為求償事務の充実や長寿健康診査及び特定保健指導の受診率向上に

努め、被保険者に対する保健事業の推進を積極的に進め、関係機関と連携を密にし、適正で円滑な運営と被保険者の医療サービスの向上に努めていただきたいと存じます。

以上で、後期高齢者医療特別会計を終わります。

続きまして、19ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年度滑川町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和4年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。

(1) 審査の期日は、令和5年7月18日でございます。(4) 審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。

2、審査の結果でございます。(1) 財政の推移は、歳入は前年を上回り、歳出は前年を下回っております。(2) 財政収支の状況ですが、歳入総額で3億9,330万6,000円、歳出総額3億3,392万4,000円で、差引き5,938万2,000円となりました。

20ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町下水道事業特別会計決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものとして認めました。なお、令和5年度からは、地方公営企業法の適用に伴い、会計処理が下水道事業会計へ移行することになります。今後も引き続き適正な事業の推進、財源の有効活用を図っていただきたいと存じます。

以上で、下水道事業特別会計を終わります。

続きまして、22ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和4年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1) 審査の期日ですが、令和5年7月18日でございます。(4) 審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。

2、審査の結果でございます。(1) 財政の推移は歳入歳出それぞれ前年を上回っております。(2) 財政収支の状況ですが、歳入総額で1億413万7,000円、歳出総額9,057万2,000円で、差引き1,356万5,000円となりました。

23ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町農業集落排水事業特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものとして認めました。なお、令和5年度からは、地方公営企業法の適用に伴い、会計処理が下水道事業会計へ移行することになります。今後の事業推進につきましては、財源の有効活用を図るとともに、現場管理、施設管理等にも十分注意し、消耗機材等の定期点検を徹底し、突発的 사고を誘発しないよう努めていただきたいと存じます。

以上で、農業集落排水事業特別会計を終わります。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和4年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。

(1) 審査の期日ですが、令和5年7月18日でございます。(4) 審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。

2、審査の結果でございます。(1) 財政の推移は、歳入歳出それぞれ前年を下回っております。(2) 財政収支の状況ですが、歳入総額で3,147万8,000円、歳出総額2,817万8,000円で、差引き330万円となりました。

26ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町浄化槽事業特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず適正なものと認めました。なお、令和5年度からは、地方公営企業法の適用に伴い、会計処理が下水道事業会計へ移行することになります。今後の事業推進につきましては、財源の有効活用を図るとともに、現場管理、施設管理等にも十分注意し、消耗機材等に対しては定期点検を徹底し、突発的な事故を誘発しないよう努めていただきたいと存じます。

以上で、浄化槽事業特別会計を終わります。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年度各基金の運用状況の審査結果を報告させていただきます。令和4年度基金運用状況審査意見書、1、審査の対象でございます。

(1) 滑川町土地開発基金、(2) 滑川町奨学資金貸付基金、(3) 滑川町賛田春吉教育支援基金、(4) 滑川町国民健康保険高額療養費資金貸付基金、(5) 滑川町国民健康保険出産費資金貸付基金について審査を行いました。

2、審査の時期は、令和5年7月14日でございます。

3、審査の場所は、滑川町役場でございます。

4、審査の方法につきましては、運用状況計数は正確であるが、運用は設置の目的に沿って円滑かつ効率的に行われたか、また所定の手続に従ってなされているか等に主眼を置いて関係諸帳簿、証拠書類を点検、照合するとともに、資料の提出を求めて、関係者の説明を聞き、慎重に審査を行いました。

29ページの下段を御覧いただきたいと存じます。6、意見に移らせていただきます。審査の結果、各基金の運用状況調書の計数は正確であり、運用は設置の目的に沿い正規の手続に従って行われたものと認めました。なお、近年の急激な社会状況、経済状況の変化を直視し、各基金の設置された時代背景を再考し、見直し等も含めた議論と、これらの基金の目的に沿った運用及び円滑な執行に努めていただきたいと存じます。

以上で、各基金の運用状況の審査報告を終わります。

続きまして、水道事業関係の審査報告に移らせていただきます。令和4年度水道事業会計決算書の冊子を御覧いただきたいと存じます。決算書の28ページをお開きいただきたいと存じます。令和4年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1) 審査の期日は、令和5年6月23日で

ございます。(2) 審査の場所は、滑川町役場でございます。(3) 審査の対象は、令和4年度滑川町水道事業会計決算でございます。(4) 審査の方法等ですが、決算審査に当たりましては、審査に付された決算書並びに附属財務諸表が地方公営企業関係法令の規定に準拠して作成されているか否かを、当該年度中、毎月執行してきた例月出納検査の結果を参照勘案しつつ、前述の諸表に係る諸帳簿、証拠書類を抽出照合し審査を進め、いわゆる決算諸表の適法性、妥当性と本事業年度末の財政状態並びに期間の経営成績を適正に表示しているか否かを主眼に置いて審査を行いました。

2、経営状況及び31ページの3、財政状況につきましては、先ほど上下水道課長から説明がございましたので、御覧いただきたいと存じます。

続きまして、33ページをお開きいただきたいと存じます。4、審査の結果及び意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町水道事業会計決算書及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、帳簿、証書類を照合した結果、計数に誤りはなく、水道事業の経営成績及び財政状況を正確に表示しており適正なものとして認めました。また、現金預金についても確実に保管されており管理、整理につきましては、良好に処理されておりました。資金の運用については、ペイオフ解禁以来、安全性の確保の観点から普通預金を主体としております。そんな中、利息収入の向上を目指す目的で、普通預金の一部を定期預金に振り替えて運用してきた経過が見られました。現在は、低金利の中で利息収入が望めませんが、今後も定期的に金融機関の決算書や財務資料等を基に、公金の安全性を確保した上で、できる限り効率性を考えた運用を行う必要があると考えます。また、地元金融機関に対しては、地域経済への影響も考慮し、預金移行などは慎重に取り扱う必要があります。引き続き資金の安全性の確保に留意していただきたいと存じます。

当年度純利益については、前年度と比較して15.3%の増収が見られました。一時的に見られた新築等による給水戸数の急激な増加傾向は収まり、年間総配水量は0.5%減少しています。一方で、年間総有効水量は0.3%増加しております。

有収率につきましては、93.9%で前年度比0.1%の増となりました。本年度においては、県内平均値を上回り、高い有収率を維持しているものと認められます。本年度から継続して実施される管路の老朽化対策などによる配水管等の更新計画と併せて適切な維持管理の継続により有収率の増加に向けて努力していただきたいと存じます。

支出につきましては、前年度まで借入れがなかったため、企業債償還金は年々減少していますが、本年度から借入れが新たに発生することにより投資、維持管理といった経常経費の費用削減や効率化について随時見直し健全財政の維持を図っていただきたいと存じます。

給水人口の増加傾向に対する施設の運用及び整備は、良好な状況で、継続的な対応をされていると認められます。今後も遺漏なく安全な運用を図っていただきたいと存じます。

また、本年度は、滑川町水道事業基本計画及び重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画に基づく工事を行いました。今後は、更新計画に沿って事業を推進し、安全で持続可能な水道事業

の維持を図っていただきたいと存じます。なお、計画の実施に当たっては最少の経費で最大の効果を上げられるよう事業を進めていただきたいと存じます。

水道料金の未納額については、令和4年度は、未納額が347万8,000円と令和3年度と比較し117万4,000円減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として経済支援を目的に実施された基本料金減免事業が大きな要因であると思われます。一方で、依然として未納者は存在しており、引き続き未納率を下げるべく収納体制を維持していただきたいと存じます。また、スマホ決済導入など新たな収納方法の導入が実施されましたが、引き続きニーズに合った収納方法の検討を行い、利用者の利便性や収納スピードの向上について工夫し滞納者、未納者の減少を図っていただきたいと存じます。

なお、過年度分の未納金についても収納努力をしていると存じますが、大口滞納者なども存続していますので、今後も収納率向上対策として、関係各所との連携を図りながら納付相談や誓約書の提出、さらには給水停止などを効果的に活用し、根気強く収納に努めていただきたいと存じます。

以上で水道事業会計を終わります。

それでは、最後になりますが、令和4年度決算に基づく財政健全化審査並びに経営健全化審査意見書の冊子を御覧いただきたいと存じます。2枚おめくりいただきたいと存じます。令和4年度決算に基づく滑川町財政健全化審査意見書でございます。

最初に、1、審査の概要でございます。これは、町長から提出された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでございます。

次に、2、審査の時期は、令和5年7月19日でございます。

次に、3、審査の結果、(1)総合意見でございます。審査に付された下表の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次に、(2)個別意見でございます。①、実質赤字比率と②、連結実質赤字比率は、両方とも赤字額が発生していないということでございます。③、実質公債費比率7.7%、④、将来負担比率7.6%でございます。両比率とも早期健全化基準と比較すると、これを下回っているという状況でございます。

したがって、4、是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないということでございます。

2枚おめくりいただきたいと存じます。続きまして、令和4年度決算に基づく滑川町公営企業会計経営健全化審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

最初に、1、審査の概要でございます。町長から提出されました資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでござ

います。

次に、2、審査の時期は、令和5年7月19日でございます。

次に、3、審査の結果、(1)総合意見でございます。審査に付された下表の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次に、(2)個別意見でございます。水道企業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽事業特別会計、いずれの会計も実質的な資金不足は生じておらず、よって資金不足比率も発生していないということでございます。

したがって、4、是正改善を要する事項でございますが、特に指摘すべき事項はないということでございます。

大変長くなりましたが、以上をもちまして決算審査の意見とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 吉野代表監査委員におかれましては、認定第1号及び認定第2号の決算報告、大変ありがとうございました。

◎総括質疑

○議長（吉野正浩議員） 総括質疑を行います。

総括質疑は、認定第1号及び認定第2号の決算の認定議案に対する総括的な質疑とします。

これより総括質疑に入ります。質疑時間は、質問者1人につき原則一括質問、一括答弁とし、答弁を含み30分以内とします。

なお、再質問はできるだけ避けてください。

それでは、総括質疑はありますか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。総括質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

私の総括質疑は、この間、町が将来像を示した中長期計画についての具体化、そしてそれとの関連で日本農業遺産登録について質問させていただきたいというふうに思います。2023年1月に比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムが日本農業遺産として認定されました。比企丘陵地域の谷津地形を生かし、多数のため池を築き、谷津田での稲作、畑作を営んでいます。遺産登録に当たっては、①、ため池と谷津田は河川からの引水がなく、天水のみ水源とした水利システムであること、②、そのための貴重な生態系が維持されていること、③、沼下と呼ばれる伝統的な水利組合組織がきめ細かな水管理を運営していることなど、地理的な水源確保の困難性を克服した水供給システムとして全国的にも特筆すべきものとして評価をされたところです。町は、この遺産登録を受

け、今後この評価に応えられるような里山やため池、谷津田を守り、水利組合などの存続維持が求められております。

それらの施策についてお伺いしたいというふうに思います。農林水産省の世界農業遺産認定に関する実施要綱によりますと、①、認定地域は5年間の保全計画に基づいて当該地域の農林水産業システム維持保全等に関わる活動を行うこと、②として、認定地域は保全計画に基づく活動状況及び成果について自己評価を行い報告をすること、③、報告及び活動状況等の評価については、保全計画の最終年度、またはその前年度に行うものとしております。さらに、4点目として、評価の結果、維持保全の状況が十分でないと判断した場合は、当該地域に対して改善措置を求めることができる。⑤として、承認または認定の取消しということで、日本農業遺産の認定を受けた地域において下記のいずれかに該当する事案を把握した場合には、事実関係を確認した上で日本農業遺産の認定を取り消すことができるとし、申請内容としております。その中身については、申請内容と著しい相違が認められる。また、改善措置を求めたにもかかわらず改善が認められないなどであります。つまり、保全計画の最終年度まではその前年度に活動状況報告評価が行われるということになります。評価に耐えられるようにしないと日本農業遺産が5年後に登録を返上するという前代未聞のことが起こりかねないということでもあります。そのため、今からでもその準備を行わなければならないというふうに思います。滑川町長が会長を務める比企丘陵農業遺産推進協議会の活動の現在の活動や今後の方向性についてお伺いしたいというふうに思います。それには滑川町の強いイニシアチブが求められていると思います。この協議会全体を引っ張るような施策はあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、町の中長期計画についてお伺いしたいと思います。第1に、第5次総合振興計画の土地利用構想であります。そこには自然環境との調和、共生に配慮した土地利用として、農地や丘陵地などが広がる豊かな自然環境の保全創出を図るとともに、環境負荷の少ない効果的な効率的な自然環境との調和、共生に配慮した土地利用を推進するとあります。農業経営土地利用としては、農業生産環境と調和した緑豊かな田園環境の形成を図るとして、農地の利用の最適化の推進の項については、これまで本町の基幹産業として重要な役割を担ってきた農業については、ため池や水路、谷津田など先人たちが築いた農業生産基盤を大切に守り活用しながら比企地域における優良農業地帯として発展をしてきた。しかし、農業従事者の減少によって経営耕作地の減少、耕作放棄地の増加など非常に厳しさを増していると。しかし、今後も持続的に発展させるためのうち、多面的な機能を保全しつつ農業生産基盤の整備、生産体制の確立に努めて、効率的な農地利用を検討していく必要があるということで、遊休農地の面積の減少、担い手への集積面積など拡大目標も決めて進めていこうとしております。

第2に、第4次滑川町国土利用計画に次の文言があります。農用地では「緑の空間、防災空間、保水及び洪水調整のための空間などとして多面的な機能を有しております。また、未利用地の活用

や観光農園、貸農園の整備などを進め、地域の特性に即した計画的な保全・活用を図る」というふうにしています。森林の項では、「木材生産という経済的な機能のほか、自然環境の保全、水源のかん養、保健休養等多面的な機能を果たしていることから、これらの機能を十分発揮されるよう、その保全・活用を積極的に図る」というふうにしています。さらに、「特に、できる限り自然環境に影響を及ぼさないよう留意しつつ、教育・文化活動や保健休養の場として森林の活用を図る。なお、地域の活性化に資する産業用地などの森林の転換については、自然環境の保全、災害の防止に配慮しつつ、慎重かつ計画的に行う」というふうにしています。さらに、「特に、国営武蔵丘陵森林公園周辺部の地域については、緑地保全区域として良好な緑地の保全に努めてまいります」というふうにしております。

次が、もう一つ、第3に滑川町森林整備計画というのがあります。ここには森林保全の基本方針と方策ということで、「伝統的機能として谷津沼の保全と谷津田で作った伝統的な米作り農法を行っている周辺森林であって、伝統継承に適した設備されている森林であり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持形成に配慮した森林整備を推進、伝統的農法を継承する観点から谷津沼保全と併せた森林整備を行う」というふうにしています。さらに、森林整備を通じた地域振興に必要な事項としてこういうふう述べております。「谷津田で作られる伝統的な稲作農法を守っていく機運や合意形成が進んでいるということから、周辺森林においては諸機能の保全に配慮しつつ、昔ながらの景観が失われないよう配慮する」というふうこの中長期計画3つの項目について述べさせていただきました。まさにこの中長期計画が示す計画の具体化こそが日本農業遺産としての価値を高め、5年後の評価を高め、世界農業遺産を目指す足がかりになるのではないだろうかというふうに思います。これらの計画が示している目標の現在の状況と今後の施策についてお伺いしたいと思います。

町民の宝である自然や景観、これが日本農業遺産として認められたことを町民の誇りにするためにも町民向けに宝の価値を知らせ、町民参加の農業遺産の維持保全、継承発展へ向けた町ぐるみの運動にしていくことが求められるのではないのでしょうか。町のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 答弁を求めます。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の総括質疑に答弁させていただきます。

比企丘陵農業遺産推進協議会が行った農業遺産申請では、阿部議員の総括質疑内にある、①、天水のみを水源とした水利システムであること、②、天水のみを水源とした水利システムによって生態系が維持されていること、③、この水利システムには沼下によって必要な水管理が行われていることといった諸要件のほか、現地調査によっても評価され、日本農業遺産認定地域となりました。

この認定には関係各所や農家の方々等、農業以外にも申請に関連した様々な皆様のご協力により、3回目の申請で当地域の農業システムが認められ、得られた結果であると感じております。また、第1期の地域保全計画として5年間の活動が始まりました。令和9年にはこの地域保全計画に対するモニタリング調査が世界農業遺産等専門家会議の委員の方々により実施されます。農業遺産では地域で続けられてきた農業を中心とした人々の暮らしが将来に向けて存続していくことが求められています。幸いにして環境のバロメーターであるヒメビシが町の沼で今年になり確認されました。ヒメビシは、ため池の水質悪化により生息域が少なくなっており、全国及び埼玉県の絶滅危惧種に指定されている植物です。地域の人々の暮らしが続けられる中、様々な取組が行われ、環境改善への足がかりとなっています。このようなことから、当地域の天水を利用した谷津沼農業システムといった農業を続けられることが肝要と考えております。丘陵地形により河川からの引水が行えない当地域では、この不便さを巧みに利用した農業を行うため、農業の基盤としてため池を造り、農地が開発されてきました。米作り以外の農地利用は、丘陵の高低差や農地の大小によっても変化しています。共通する米作り以外は自治体ごとに地域に合った農作物が生産されています。この地域に合った農業から多品種、少量、自家消費型の農業形態が生まれ、消費できない農作物は物々交換や農産物直売所での販売が行われていることも認定に寄与しております。現在、比企丘陵農業遺産推進協議会ではワーキンググループをつくり、日本農業遺産の推進に向けた協議を行っています。

阿部議員のご質問にある各種計画は日本農業遺産認定前に策定されたものもあつたり、町独自の計画であつたりと、認定地域全体として不明瞭な箇所や記述となっている部分もございます。日本農業遺産認定を機に変わる部分、変わらない部分もあると認識しておりますが、現在比企丘陵農業遺産推進協議会内及びそのワーキンググループで独自に農業遺産における農業、広報、観光、PR活動について協議を行っているところです。今後この検討結果や町の進むべき課題も踏まえ、考えられる計画や構想としていくのが今後の課題との認識をしています。緑豊かな町、農業振興は、滑川村の時代から現在まで一貫して掲げてきた将来像でございます。古くから地域で守られ続けてきた農業が日本農業遺産として認定されたことは、これまでの町づくりに対する評価であるとともに、今後の町づくりの強力な追い風となると考えております。

現在、第5次総合振興計画基本構想にて「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいるタウン滑川」を掲げ、地域特性に応じた秩序ある土地利用の推進、自然環境との調和、共生に配慮した土地利用の推進、都市と自然が調和した土地利用の推進を基本方針とし、土地利用構想を定めております。構想の中で、さらに農業生産環境と調和した緑豊かな田園環境の形成を図る農業経営土地利用と緑豊かな潤いのある空間を形成する自然系土地利用を位置づけております。また、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第5次滑川町総合振興計画後期基本計画の中で「住まいるタウン滑川」を実現するための事務事業を定め、毎年度進行管理をしています。

農業振興に関連した分野について、令和3年度の進捗状況を説明いたします。第4章、特性を生

かした活力ある産業の町づくりの安定的な農業経営の支援では、遊休農地の活用、担い手の育成、有害鳥獣被害の防止等を掲げております。滑川らしさを特徴にした農業の振興では、谷津田米のブランド化推進、谷津の里、伊古の里の支援等を掲げております。観光の振興と地域間交流では、森林公園との連携や谷津の里、伊古の里を拠点とする交流等を掲げております。後期計画初年度ではございますが、いずれの事業も計画どおりに進んでいる、または、どちらかといえば計画どおりに進んでいるという評価がなされております。来年度からは第6次総合振興計画の検討が始まります。阿部議員のご指摘のとおり、日本農業遺産の登録によりこれまでの緑豊かな町づくりに新たな視点が加わるものと考えております。農業関係団体はもとより、議員の皆様、町民の皆様、様々な立場の方からご意見を伺いながら、緑豊かな滑川町、農業盛んな滑川町をより一層進めていきたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、総括質疑に関する答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 質問についてなのですけれども、今答えていただきましたけれども、第4次国土利用計画と滑川町森林整備計画についての答弁がなかったように思うのですけれども、それについてはどのようなお考えなのか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

滑川町国土利用計画につきましては、阿部議員の質問のとおり、ここに書いてあることが大変重要と考えております。この書いてあるとおりを基に、また国土利用計画を作成する際には、引き続き十分に検討しながらやっていきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） よろしいですね。

○5番（阿部弘明議員） ちょっと一言言って終わりますから。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 総合計画のほかにこういったような中長期計画を持っているわけなので、これに基づく評価、そして進捗状況、こういったことについても、ぜひ町の一つのこれからの指針として評価しながら具体化を進めていただきたいというふうに思います。そういうことを一つ一つやっぱり積み上げていながら、この町の緑やまた自然環境、景観などを守る、そういったようなことにつながっていく、それが日本農業遺産を守って、さらに発展させていくことにつながっていくのだろうというふうに思いますので、やっぱりそういったような視点もぜひ持っていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

私のこれで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして、総括質疑を終結します。

◎決算審査特別委員会設置、委員会付託

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について及び認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてにつきましては、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び認定第2号については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長並びに議会選出の監査委員を除く12人全ての議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、議長並びに議会選出の監査委員を除く12人全ての議員とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

◎次会日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 明日8日は休会となりますが、午前10時から全員協議会を開きまして、終了後、文教厚生常任委員会を開催します。

◎散会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時10分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第238回滑川町議会定例会

令和5年9月12日（火曜日）

議 事 日 程 （第4号）

開議の宣告

- 1 議案第46号 滑川町立図書館の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第47号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第48号 滑川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第49号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第50号 滑川町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第51号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第52号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定について
- 8 議案第53号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 9 議案第54号 令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 10 議案第55号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 11 議案第56号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
- 12 議案第57号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
- 13 議案第58号 町道路線の廃止について
- 14 議案第59号 町道路線の認定について
- 15 認定第 1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 16 認定第 2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 17 請願第 2号 国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願書（文教厚生常任委員会審査報告）
- 18 請願第 3号 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める件に関

する請願書（文教厚生常任委員会審査報告）

19 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

20 発議第 4号 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める意見書
（案）の提出について

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会 教務局次長	権田尚司
上下水道課長	宮島栄一
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
--------	------

書
録

記
音

田
吉

島
野

百
和

華
弘

○議会議務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席ください。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、大変ご多用のところ第238回滑川町議会定例会第7日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、決算審査特別委員会審査報告をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎決算審査特別委員会報告

○議長（吉野正浩議員） ここで、一昨日の11日の決算審査特別委員会について、松本幾雄議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

松本幾雄議員、お願いします。

〔決算審査特別委員長 松本幾雄議員登壇〕

○決算審査特別委員長（松本幾雄議員） 皆さん、おはようございます。決算審査特別委員会委員長の審査報告（認定第1号）、議席番号1番です。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和5年9月12日、滑川町議会議長、吉野正浩様、決算審査特別委員会委員長、松本幾雄。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件につきまして、次のとおり審査結果を報告します。

昨日、9月11日に開催しました決算審査特別委員会では、最初に第238回滑川町議会定例会において、本会議に付託された認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてから審査しました。

本定例会第3日目の9月7日に会計管理者の高坂会計課長から説明を受け、令和4年度滑川町一般会計決算から特別会計、令和4年度滑川町国民健康保険特別会計決算、令和4年度滑川町介護保険特別会計決算、令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算、令和4年度滑川町下水道事業特別会計決算、令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計決算、令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計決算までの7会計を委員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、全ての会計決算を原案どおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありま

すので、ここで審査の状況、経過について述べることは省略させていただきます。後刻、議会議事録によりご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

決算審査特別委員会の審査報告といたします。

決算審査特別委員会委員長、審査報告（認定第2号）、議席番号1番、松本幾雄です。

決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和5年9月12日、滑川町議会議長、吉野正浩様、決算審査特別委員会委員長、松本幾雄。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告いたします。

審査は9月11日、認定第1号の審査に続き、第238回滑川町議会定例会において本委員会に付託された認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを審査しました。

本定例会第3日目の9月7日、宮島上下水道課長より説明を受けたため、直ちに審査に入り、委員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、認定第2号を原案のとおり認定することが決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただきます。後刻、議会議事録によりご承知くださいますようお願い申し上げます。

決算審査特別委員会の審査報告といたします。

以上でございます。

◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、議案第46号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

権田教育委員会事務局次長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、議案第46号 滑川町立図書館の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

提案理由でございますが、滑川町立図書館に配置する職員並びに図書館協議会における委員の定義及び会議の開催について、実情に合わせた形での見直しを行いたく、条例の一部を改正する条例を上程するものです。

初めに、図書館に配置する町職員についてですが、実際に配置している役職等と整合性を図るた

めに改正しております。現在、副館長並びに司書補については配置しておらず、また担当職員についても配置される職員により職名は変わりますので、そのことに対応できるよう変更させていただいております。

次に、図書館協議会の委員の定義についてですが、上位法で図書館法第16条及び図書館法施行規則第12条に、図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準が明記されていますので、これに準じる形に変更させていただいております。また、当該協議会における定例会の開催回数、臨時会の開催方法についても変更させていただきました。その他、分限の整理も行っております。

これらの改正を行いたく、滑川町立図書館の設置及び管理条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

なお、施行期日は、公布の日より施行といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は答弁を含み30分とします。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするのかは質問者に委ねます。

質問ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明。質問よろしくお願いたします。

なぜこういう改定が行われるのか、ちょっとよく分からないのですけれども、これまでまず最初にこの協議会の役割というのはどういう役割なのでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 教育長。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

図書館運営協議会につきましては、公立の図書館でございますので、図書館の運営が円滑に適正に行われているかを協議するために協議会を置かせていただき、その中で適正かどうかといういろんなご意見をいただくためにこの協議会を設けさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） この改定案になると、これまで設置していた、学校の推薦だとか社会教育団体の選出だとか社会教育委員、公民館運営委員、知識経験者、こういった人たちがいなくなると

ということなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が阿部議員の質問にご回答させていただきます。答弁させていただきます。

これについては、いなくなるのではなくて、現行で実際に配置としてこの条例を変えさせていただきますので、現在配置している職員と合致していないので、合うように条例を変えさせていただくという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 要するに今までのこうやって指定してきた人たちではなく、こういった改定案にある学校教育及びその関係者だとか家庭教育の活動だとか学識経験の中から任命をすることなのですよ。ですから、こういった要するに今まで現状としてこれが今合っていないということなのですか。この具体的な代表者だとかというようなことがなっていないということなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

先ほどの次長が合っていないと言うのは職員の話であって、図書館運営協議会につきましては、今までの条例ですとかなり人が絞られてしまうと。これからの公立図書館の立場を考えたときに、いわゆる社会教育、家庭教育、学校教育等から広く委員を募れるように改定をさせていただいたというのが趣旨がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 広くという意味で、ちょっとまだよく分からないのですけれども、そういったようなこういった枠に縛られないような選出の仕方をしようということなのですか。

それと、併せてちょっと職員のことについてもお聞きしたいのですが、これまで館長、副館長という、こういうふうになっているのですけれども、これについては、今の現状、合っていないというような感じなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が阿部議員の質問に答弁いたします。

おっしゃるとおりでございます。ただいまの職員については現状と合っておりませんので、それを変えるという形の条例の改正になります。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ちょっと教えてほしいのですが、図書館の職員の構成というか、職員数と非正規職員数、会計年度任用職員になるとは思いますけれども、などの構成割合を何人と何人いるというのは分かりますか。

○議長（吉野正浩議員） 権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が阿部議員の質問に答弁させていただきます。

現在は館長1名、職員2名、会計年度任用職員3名になっております。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 司書の方は正規になっていらっしゃるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が阿部議員の質問に答弁いたします。

司書のほうは職員1名となっております。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 図書館の役割がこれからこういったようなことでどう変わっていくのかというようなことが見て取れるのですが、しかしその役割の重要性というか、町で1つの図書館というのは非常に大事な存在だというふうに思いますし、今いわゆる電子図書館の活用などもこれから進められるというようなことで、非常に専門的な役割を果たさなければいけないというふうに思っています。そういう中でこういったような体制も変更せざるを得ないのかなというふうにも思いますが、ぜひ本当に開かれた、そして専門性の高い職員による運営なども行っていただきたいというふうに思います。ぜひよろしく申し上げます。

私の質問を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

上野議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

第6条のほうです。図書館協議会についてですが、変更前については（1）から（5）というところで、役職、選出されるべき方の所属等が具体的に出ているのですが、改正後のほうは文章で列挙するような形に変わっています。学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者というところで、従前の（1）から（5）のところと、恐らく引き継ぐ部分もあるかと思うのですが、文章の形に変わっています。滑川町は複数のこのような協議会や委員会を持っているかと思うのですが、条例によって書き方がばらばらで、このように文章で書かれているものと具体的に役が書かれているものと、今混在している状態なのかなというふうに思っています。見るものとしては、改定前のほうが委員会の構成が具体的にイメージしやすくいいと思っているのですが、この改定というのは、あくまで図書館協議会に限ったものであるのでしょうか。それとも、滑川全体の協議会や委員会の構成委員の書き方として、どちらの方向で整備していこうかとか、そういう話はある中でのものなののでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が上野議員の質問に答弁させていただきます。

第6条、こちらについては、図書館の設置の条例に限るものでございます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。町が持つ条例、文章でありますので、ある程度方針に沿って統一していくというのが書き方としては望ましいのかなというふうに思います。以前、事務局長にはそのような話を、たしか役職等の位置づけが変わるところで、このような委員の条例の改定が複数出てきたときにお話したような記憶があるのですが、全体のこととして総務課長にお伺いしたいのですが、このような委員会の条例の文を、今は教育委員会から出た図書館協議会についてでしたが、各課まとめて書き方をそろえていきましようであるとか整えていきましようであるとか、そのような方向性や方針というのは町としてお持ちなののでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

書き方等については、条例等の法制執務等で決まっているものでございます。それによって各課局で条例のほうを参考にして作っていくということになっています。今回の図書館のこの条例につきましても、今次長の権田が言ったように、現状の条例に合わせたもので作っていくということで答弁されておりましたので、そのとおりとさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。見るものにとってはある程度書式が統一されていて、漠然と例えば10人、15人という委員もあると思います。そういうものがどういう方で構成される委員になっているのか、そしてそれが構成メンバーによってどういうところから情報を得て作っていかのかなというのも見えてくるものもありますので、あまりただ人数が書いてあったり文章で書いてあるよりは、今回の協議会であれば従前のようなある程度具体的にイメージできるような書き方というほうが望ましいのかなというふうに私は思っております。なので、書式の統一というところも整えていくということも、一つチェック項目として条例改定の際に全体で見ていくということがあっていいのかなというふうに思います。こちらは要望です。

教育委員会事務局のほうに質問を移すのですが、この図書館協議会の書き方の改定によって、現実のところ、メンバーというのは変わるのでしょうか。書き方の問題だけでメンバーは実質的には変わらないということなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 次長、答弁するときは必ず手を挙げてください。

権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が上野議員の質問に答弁いたします。

こちらについては、委員のほうは以前と変わらない形になっております。

以上です。答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。先ほど答弁でいただいたように、図書館もだんだんと本を置くだけ、置くだけというか本がたくさんある場所というものから、様々な社会教育を行っていく拠点というふうに役割が変化してっていくものかなというふうに思います。その中でのこのような変更というところだと思っておりますけれども、なるべく多くの方の意見を聞くような協議会、またなるべく皆さんが動きやすいような職員配置を取っていただいた上で、町民が利用しやすい魅力ある図書館を造っていただくようお願いしていきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 滑川町立図書館の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、議案第47号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第47号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

なお、本条例案からこの後提案いたします議案第50号までの改正案につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法、その他の関係法律について所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、提出議案を申し上げます。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

本条例につきましては、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、児童福祉法その他の福祉に関する法律において、現在は厚生労働省等の所管となっている事項が内閣府に移管されたことにより改正をするものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。1ページ目の改正前の第25条本文中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

附則といたしまして、本条例につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用といたします。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

質問というか説明をお願いしたいのですが、家庭的保育事業が厚生労働大臣から内閣総理大臣に所管が移ったということがこの改正の理由になるということなのですが、保育関係の所轄の官庁というのは厚生労働省で厚生労働大臣でした。そして、今こども園等が増えておりますが、それは厚労省とそれから文科省というところに子どもの福祉が分かれていたので、行く行くはそこを一緒にしていこうというところがあってこども園というものが出てきたかと思います。そして、さらにここで内閣総理大臣というのが出てきてしまうと、子どもに関するところが、結局統合していこうという話だったのが、分かっているのか統合されているのかというのがちょっと見えにくい状態になっていると思うのですが、これがこども家庭庁ができることでの移行的な措置なのかもしれないのですが、このようなところがある中で、町の福祉課の業務に実際に関わってくる変更事項のようなものはあるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁申し上げます。

上野議員のご指摘のとおり、こども家庭庁の所掌事務が今回の法律の改正によって変更となります。大きく分けて分担管理事務、これは自らこども家庭庁が実施する事務でございます。もう一つが、内閣の補助事務といたしまして、内閣の重要施策に対する事務でございます。分担管理事務、自らこども家庭庁が所掌する事務について、子どもの子育ての関係が全て網羅されているところがございますので、子ども・子育て関係については、こども家庭庁で所掌する事務に移りつつあるというふうに考えておるところでございます。それに伴いまして、町の子ども施策に対する変更については、上部の所掌が変わるのみで、町の子育て施策については、大きな変更はないと考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。恐らく幼保無償化のときもそうだったように思うのですが、こども家庭庁が発足し、業務分担というようなものも明確でない中で国の事業が走り出しているのかなというふうに感じるころもあります。その中で、業務変更等が急に福祉課のほうに、町のほうにも下ろされてきて、ただでさえ福祉課1つの中で、恐らく大きな市だったら複数の課でまたがるような仕事、福祉課1つ、職員も少ない中でやっておられる中で、このような変更事項が年度途中で複数入ってくるというのは業務上も大変なのかなというふうに推測はするのですけ

れども、かといって福祉課の、先に事業者なり住民等がいらっしゃるわけで、そのところは説明をある程度しっかりしながら進めて、大変ではあるとは思いますが、進めていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 起立全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第48号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第48号 滑川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、滑川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらにつきましても、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法第72条から76条までが削られ、第77条から87条までが5条ずつ繰り上がり、子ども・子育て支援法77条を引用する箇所を改正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表1ページを御覧いただきたいと思っております。改正前の第1条、子ども

・子育て支援法「第77条第1項」を「第72条第1項」に、改正前の第2条の第1項第1号中の「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用といたします。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 滑川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、議案第49号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第49号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらにつきましても、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、こども家庭庁長官は、こども家庭庁が所管する法律に基づき、内閣総理大臣からその権限の一部に

ついて委任を受け、その権限に属する事務を処理することとされました。これにより子ども・子育て支援法第19条第2項に規定されていた内閣府令を定める場合などに、「厚生労働大臣に協議しなければならない」とする規定が削られております。そのため、引用している法第19条に係る文言について整備をするものでございます。「子ども・子育て支援法第19条第2項」が削られ、変更の第1項は、法第19条を引用する箇所及び学校教育法第25条に「第2項」及び「第3項」が追加されるため、現行の「第25条」は「第2条第1項」となり、学校教育法第25条を引用している箇所を改正するものでございます。

また、改正に合わせて条文の促音部分を文言修正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表1ページをお開き願います。本文内に引用しております子ども・子育て支援法第19条の第2項が削られた改正により、法令との整合性を図るため「第1項」の文字を削除し、それに伴う文言の整備をいたしました。修正箇所につきましては、第4条から新旧対照表の16ページの第52条までの該当各条文に関し、改正をするものでございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。第15条、特定教育・保育の取扱方針第3号中、学校教育法第25条については、幼稚園の教育課程、その他の教育内容に関する事項を定める際の配慮事項等について項が新設されたことに伴い「第1項」を加え、法令との整合性を図るものでございます。

附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用といたします。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第50号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第50号 滑川町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、滑川町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

こちらにつきましても、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により「子ども・子育て支援法第19条第2項」が削られ、現行の「第19条第1項」は「第19条」となり、子ども・子育て支援法第19条を引用する箇所を改正するものでございます。

また、改正に合わせて条文の促音部分の文言修正をするものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表1ページ御覧いただきたいと思っております。改正前の条例第3条の保育の必要性の基準のうち、「法第19条第1項第2号又は第3号」を「法第19条第2号又は第3号」に附則における経過措置の「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」へ改めるものでございます。

さらに、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用といたします。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 滑川町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、議案第51号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第51号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、放課後児童健全育成事業者に対し、新たな義務及び努力義務を課すこと等に伴い、滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、子どものバスの送迎について、安全徹底及び感染症蔓延時などの業務の継続について、厚生労働省で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、本条例を改正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表1ページを御覧願います。第6条の2、安全計画の策定等についてでございますが、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全確保を図るため、事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、訓練、その他安全に関する事項についての安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じなければならないとするものでございます。

また、作成した安全計画について職員に周知するとともに、研修、訓練を定期的実施し、保護者への周知や連携、定期的な計画の見直し、変更について規定するものでございます。

次に、第6条の3、自動車を運行する場合の所在の確認についてでございますが、利用者の事業所外での活動などのための移動に際し自動車を運行する場合は、乗車及び降車の際の点呼、その他利用者の所在の確認について規定をするものでございます。

第12条の2、業務継続計画の策定についてですが、放課後健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするものでございます。

また、作成した業務継続計画について職員に周知するとともに、定期的な研修、訓練の実施、計画の見直し、変更について規定をするものでございます。

第13条、衛生管理等についてでございますが、感染症、食中毒の発生の蔓延防止のため、職員に対し研修、訓練を定期的実施する旨の文言の改正がなされたものでございます。

続いて、附則におきまして、第4項に安全計画の策定等に係る経過措置でございますが、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第6条の2の規定の適用については、努力義務とするものでございます。

なお、本条例は、施行期日を公布の日とし、令和5年4月1日からの適用といたします。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は午前11時10分とします。

休 憩 （午前10時57分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第7、議案第52号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第52号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定について説明申し上げます。

説明につきましては少々お時間をいただきたいと存じます。それでは、1ページをお開きください。

議案第52号 令和5年度の滑川町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度滑川町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億5,584万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,743万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年9月5日提出

滑川町長 大塚 信一

少し飛びますが、5ページを御覧ください。第2表、継続費補正でございます。こちらは、今回の補正予算において計上させていただきました（仮称）滑川町福祉センター整備事業における設計監理委託料について、令和5年度及び6年度の2か年において実施したいため、継続費を追加設定するものでございます。総額は1,852万円、そのうち令和5年度分については1,502万円、令和6年度分については350万円でございます。

次に、6ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為補正は、追加を1件お願いしたいものでございます。内容は、宮前小学校校務用パソコン機器等賃貸借事業でございまして、期間は令和6年度から令和12年度、限度額は賃貸借契約により決定した額でございます。

次に、7ページを御覧ください。第4表、地方債補正でございます。地方債補正につきましては、変更を4件お願いしたいものでございます。地方道路等整備事業債及び公共施設等適正管理推進事業債の2件については、歳出予算の増額計上に伴い起債額を増額したいため、限度額をそれぞれ地

方道路等整備事業債は3,470万円から6,080万円に、公共施設等適正管理推進事業債については2,250万円から6,220万円に変更させていただきたいものでございます。また、宮前小学校施設整備事業債については、宮前小学校校舎増築事業に伴う国庫負担金の増額見込みに伴いまして起債額を減額したいため、限度額を1億4,720万円から1億4,450万円に変更し、その下、臨時財政対策債については、発行可能額の確定によりまして、限度額を9,400万円から5,292万4,000円へ変更したいものでございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。10ページを御覧ください。款11地方交付税でございますが、普通交付税の交付額が7億220万円と確定したため、9,420万円を増額補正させていただくものでございます。

次に、款15国庫支出金でございます。主なものとしては、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金においては、歳出予算の増額計上に伴い、子どものための教育・保育給付交付金に7,711万3,000円の増額のほか、目10教育費国庫負担金に宮前小学校校舎増築事業に伴う国庫負担金額の確定により、公立学校施設整備費国庫負担金に475万4,000円を増額しております。

次に、12ページを御覧ください。款19繰入金でございます。項1特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金でございますが、介護保険特別会計繰入金に2,886万5,000円の増額でございます。介護保険特別会計における令和4年度の精算分として一般会計へ返還するものでございます。

その下になりますが、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、物価高騰対策事業として水道料基本料金減免事業を本補正予算に計上したことに伴い、その財源を財政調整基金から取り崩すことにより実施したいため、財政調整基金繰入金を事業費と同額の4,116万円を計上しております。

次に、款20繰越金でございますが、前年度からの繰越金の確定により4億3,304万7,000円を増額させていただくものでございます。

次に、款21諸収入でございますが、項6雑入、目1雑入に、新規科目となりますが、B&G子ども第三の居場所開設助成金に1,500万円を計上しております。本補正予算の歳出予算の財源として、(仮称)滑川町福祉センター整備事業に係るB&G財団からの事業助成費でございます。

次に、13ページを御覧ください。款22町債でございますが、目1町債、目6土木債については、事業費の増額に伴い、地方道路等整備事業債は2,610万円、公共施設等適正管理推進事業債は3,970万円の増額、目8教育債については、宮前小学校校舎増築事業に伴う国庫負担金の増額により起債額を270万円減額するものでございます。

また、目11臨時財政対策債については、今年度の発行可能額が5,292万4,000円と確定したことによりまして、現計予算額との差額である4,107万6,000円を減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。初めに、14ページ下段の目6企画費でございますが、15ページ上段、節7報償費にふるさと納税に係る寄附者への返礼品代として今後の不足が想定され

るため113万1,000円を増額し、節14工事請負費については、町内集会所の空調室外機の盗難防止対策のため、その工事費を110万円計上させていただきました。

次に、15ページ下段を御覧ください。項2徴税費、目1税務総務費でございます。16ページ、節18負担金補助及び交付金の徴税返還金460万円、また節22償還金利子及び割引料の徴税還付金300万円については、関連がございますので、一括してご説明申し上げますが、固定資産税における家屋の評価計算誤りが判明したことにより過年度の税額修正が生じるため、過誤納金の返還金及び還付金の予算計上でございます。地方税法の規定により5年以内の過誤納金については、徴税還付金として地方税法で返還されない、できない過誤納金については、民法上の規定に基づき20年まで遡及できることとされていることから、それ以前については徴税返還金としてそれぞれ計上しております。

次に、項3戸籍住民基本台帳費でございます。目1戸籍住民基本台帳費でございますが、節12委託料に電算機保守等委託料211万2,000円を計上し、戸籍情報及び戸籍付票システムの標準化、共通化に係る作業委託料として計上するもので、財源については全額国庫補助金としてデジタル基盤改革支援補助金を見込んでおります。

次に、17ページを御覧ください。項4選挙費でございます。目7県議会議員選挙費及び目10町議会議員選挙費については、支出額の確定により不用額を減額するものでございます。

目7県議会議員選挙費については合計486万7,000円、目10町議会議員選挙費については合計804万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、19ページを御覧ください。款3民生費についてご説明いたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、節12委託料に保育所保育実施委託料1億7,437万6,000円を計上させていただきました。今年度の支出状況から今後の不足額を補正するものでございます。

その下になりますが、節18負担金補助及び交付金でございますが、地域子育て支援拠点事業費補助金に129万8,000円を計上しております。事業内容に大きな変更はございませんが、補助金算定における基準額の変更に伴い今回増額補正となっております。また、保育士宿舍借上支援事業補助金に117万円を計上し、保育士の就職促進及び離職防止を図るため、保育士の宿舍借上料の一部を補助するものでございまして、新たに2名に利用が見込まれるため不足額を補正するものでございます。

次に、20ページを御覧ください。節22償還金利子及び割引料でございますが、合計628万円を計上させていただきました。内容については、令和4年度の事業実績額の確定に伴いまして補助金の超過交付が生じていたことから、令和4年度分の補助金返還に係るものでございます。

次に、目2児童福祉施設費でございます。継続費補正でも申し上げましたが、新規として節12委託料に、(仮称)滑川町福祉センター設計・施工監理委託料を1,500万円計上させていただきました。本事業については、歳入予算としてB&G子ども第三の居場所開設助成金を1,500万円見込んでお

ります。こちらの予算については継続費を設定し、令和5年度及び令和6年度の2か年度の計画で実施させていただきたいと考えております。また、本事業に伴う建設工事費については、本補正予算での計上はありませんが、今後今年度中の補正予算において工事費を計上させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、21ページを御覧ください。中段の項8後期高齢者医療費でございます。目1後期高齢者医療費、節18負担金補助及び交付金でございますが、後期高齢者医療広域連合市町村負担金（過年度分）に1,095万4,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合への令和4年度分の町負担金について追加納付が必要となったため、増額補正するものでございます。

次に、22ページを御覧ください。款4衛生費についてご説明申し上げます。項1保健衛生費、目2予防費のうち、節12委託料に高齢者インフルエンザ予防接種委託料といたしまして1,612万8,000円を計上させていただき、65歳以上のインフルエンザワクチン接種費の一部を公費負担とするものでございます。

また、その下になります。節17備品購入費に母子保健事業備品156万6,000円を計上しております。3歳児健康診査時に使用するための屈折検査機器の購入費でございます。購入に当たっては国庫補助金の母子保健衛生費国庫補助金の歳入を見込んでおります。

また、節18負担金補助及び交付金でございますが、妊娠出産子育て支援交付金に765万円を計上いたしました。本交付金事業については、国の令和4年度補正予算による事業として令和4年度から開始されており、出産応援給付金として妊娠届提出時に5万円、子育て応援交付金として出生時に5万円、計10万円の支給をするものでございます。予算につきましては、令和4年度中に予算の繰越明許をいただき、令和5年9月分までを確保させていただいておりますが、今回の補正予算については、令和5年10月から令和6年3月までの事業費を新たに計上するため増額するものでございます。

なお、補助金につきましては、国庫補助金及び県補助金として妊娠出産子育て支援交付金事業補助金を見込んでおり、補助率については、国庫補助金は事業費の3分の2、県補助金は6分の1となっております。

次に、最下段の目4水道事業費でございます。節18負担金補助及び交付金に水道料金減免事業補助金4,116万円を計上させていただきました。今般の物価高騰対策の一環として、町民皆様の経済的負担軽減を目的に水道事業会計へ補助金を支出することで水道料金基本料金の減免事業に取り組みたいものでございます。事業内容については、水道使用者のうち水道料金が発生している方について、令和5年9月検針分から半年間の水道料金の基本料金の減免を行いたいと考えております。また、本事業の実施に伴う財源につきましては、財政調整基金の一部を取り崩しまして事業の実施をさせていただきたいと考えております。

次に、24ページを御覧ください。款8土木費についてご説明申し上げます。項2道路橋梁費、目

1 道路橋梁総務費でございますが、25ページ、節12委託料、道路台帳補正等委託料に800万円を計上いたしました。

その下の目2道路維持費になりますが、節11役務費のうち町道補修作業員手数料には1,783万9,000円を計上し、主に町道の維持補修等を行うための作業員手数料でございます。

次に、節14工事請負費でございますが、交通安全施設維持工事に837万円を計上し、町内全域の区画線補修のための工事費となっております。また、公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事に4,420万円を計上いたしまして、町道の舗装修繕工事を行うものでございます。本事業に伴う財源については、公共施設等適正管理推進事業債として3,970万円の起債の発行を予定しております。

次に、目3道路新設改良費でございますが、節14工事請負費、町内全域側溝整備工事に396万円を計上したほか、町道4026号線（和泉船川）道路改良工事に2,900万円を新たに計上させていただきました。

なお、町道4026号線道路改良工事については、地方道路等整備事業債として2,610万円の起債発行を予定しております。

次に、26ページを御覧ください。項5都市計画費、目6公園費でございますが、節14工事請負費に公園等補修工事636万円を計上しております。工事内容については、3つの工事がございますが、月の輪地内のげんき公園におけるフェンスの設置工事、みなみ野地内の並木公園における水飲み場設置工事、月輪球場の散水設備の補修工事でございます。

次に、27ページを御覧ください。款10教育費についてご説明申し上げます。項1教育総務費、目3教育振興費でございますが、節12委託料に四校一園長寿命化改修基礎調査業務委託料に新たに1,914万円計上しております。業務内容については、町内教育施設の長寿命化改修事業を計画的に執行するため、建物の老朽度調査や現行法令との適合状況等を確認し、各校単位において今後の施設整備における事業計画を策定するための委託料でございます。

次に、下段を御覧ください。項2小学校費、目1学校管理費ですが、28ページ、節10需用費に合計769万8,000円を計上させていただきました。消耗品費、燃料費、光熱水費等、今年度不足が想定される予算科目の増額補正や建物の修繕料等をそれぞれ計上しております。主なものとしては、中段にあります。福田小学校の修繕料（維持補修分）として340万7,000円を計上し、エレベーター耐震対策改修工事等を実施するものでございます。

また、最下段の月の輪小学校の修繕料（維持補修分）でございますが、154万円を計上しております。校舎ウッドデッキの修繕工事費でございます。

次に、節13使用料及び賃借料でございますが、債務負担行為でも設定させていただきましたが、宮前小学校の校務用パソコン機器の借上料として264万円を計上したほか、その他各小学校のバス借上料について、今後の不足額を補正させていただきました。

次に、節17備品購入費でございますが、主なものとして、宮前小学校における学校管理備品とし

て360万1,000円を計上し、主に折り畳みパイプ椅子200脚等を購入するための予算となっております。

次に、29ページを御覧ください。項3中学校費でございますが、中学校費についても小学校費と同様に、今年度の使用見込額のうち不足する分についての補正が主なものとなっております。

目1学校管理費ですが、節10需用費に消耗品費、燃料費を計上させていただいたほか、修繕料も計上しております。内容については、上段の修繕料173万3,000円については、吹奏楽の楽器修繕料が主なものでございます。

また、その下の修繕料（維持補修分）につきましては、消防設備の修繕、本校舎エレベーターのバッテリー交換修繕等でございます。

次に、節17備品購入費でございますが、学校管理備品等として101万5,000円を計上しております。内容については、中学校のプールサイドについて、老朽化によりプールサイドのシートが剥がれていることから、生徒のけが等の防止のためプールサイドマットを購入するものでございます。

次に、30ページを御覧ください。中段の項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、節12委託料の園児バス運転業務等委託料は157万円の減額でございます。契約額が確定したことにより予算額と請負額の差額を減額しております。また、節14工事請負費でございますが、滑川幼稚園2階トイレ改修工事を190万3,000円計上し、2階トイレにおける和式トイレを洋式化トイレに改修するための工事費でございます。

次に、31ページを御覧ください。項5社会教育費でございます。目2文化財保護費でございますが、節14工事請負費にLED照明器具等更新工事として410万円を計上し、エコミュージアムセンター内の照明をLED化に改修するための工事費でございます。

次に、目4図書館費でございますが、修繕料（維持補修分）として143万5,000円を計上し、図書館内の照明器具のLED化改修費や消防設備の修繕料となっております。

次に、32ページを御覧ください。目6保健体育費でございますが、目3学校給食費につきまして、消耗品費に240万1,000円を計上させていただきました。こちらは、給食用の食器の購入費でございます。来年度宮前小及び滑川中でクラス数の増加が見込まれることから、不足する給食用品を追加で購入したいほか、破損している用品の入替えも行うための予算計上でございます。

次に、款12公債費についてご説明申し上げます。項1公債費、目1元金については、地方債元金償還金に1,217万7,000円の増額、目2利子については、地方債利子に18万9,000円の増額でございます。今年度の元金及び利子の支払額の確定により、不足額が生じることから補正するものでございます。

次に、33ページを御覧ください。款13諸支出金についてご説明申し上げます。項2基金費でございますが、目3公共施設整備基金につきましては、公共施設整備基金積立金に2億4,000万円を計上し、今後の公共施設整備のための財源確保のため基金積立てを行いたいものでございます。

また、その下の目8まちづくり応援基金費でございますが、まちづくり応援基金積立金（前年度分）として104万3,000円を計上しております。こちらについては、令和4年度中のふるさと納税受入額のうち令和5年1月寄附分までは令和4年度中に基金積立てを行いました。受入額の確定により、令和5年2月及び3月分の寄附額について基金積立てを行いたいものでございます。

また、款14予備費でございますが、本年度における緊急時の対応に備え886万5,000円を増額させていただきます。

以上で一般会計補正予算（第3号）の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中西議員、質問願います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

19ページになりますが、19ページのところで下の表です。12番の委託料1億7,400万円強ですが、かなり高額なわけですけれども、これは国からの指示によって改修等をするものなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、中西議員の質問に答弁申し上げます。

保育所保育実施委託料についてのご質問かと思えます。こちらにつきましては各種施設、例えば認定こども園あるいは認定保育所等の教育認定、さらには保育認定、こちらについては町内の認定保育所あるいは私立の保育所、町外、町内、それぞれにご利用されている方の保育認定の今年度の支出状況から執行する金額の見込額を算出しましたところ、当初の要求額の分、不足が生じるということでございますので、今回補正を申し上げる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 不足分ということなのですけれども、かなり大きな金額なわけですけれども、これを予測するのはかなり難しいことなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、中西議員のご質問に答弁申し上げます。

当初予算で要求させていただいた金額を、さらに児童数の増加あるいは新たな子どもに対する支援事業等を追加した場合については、金額が大幅に増えるということで毎年補正予算で対応させて

いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。それでは、20ページのほうに移らせていただきまして、B&G子ども第三の居場所の関係で質問させていただきたいのですけれども、この子どもの第三の居場所については、これは学校でも家でもない子どもの居場所ということで、家庭の事情等があつて、なかなか学校にも残っていただけないとか家にも帰れないとかあつて、そういう子たちのための居場所になるわけですが、そういう性格から考えますと、子どもが歩いて行かれるようなところがないとなかなか利用はできないのではないかなというふうに考えます。今建設する予定の場所が町の役場のすぐ近くだということですので、なかなかそこに歩いて行ける子どもというのは少ないので、そんなところ、場所的にどうなのかなというふうに思います。ちなみに、この辺ですと嵐山でももう既に設置されているわけですが、嵐山の場合は嵐山の駅からも歩いて何分もかからないところにありますということなのですが、嵐山の利用状況がどうなっているか等、近辺の設置されている施設の利用状況等は確認されたのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、中西議員の質問に答弁申し上げます。

子ども第三の居場所と今回福祉センターの中には子ども家庭総合支援拠点の整備を予定しております。役場周辺のエリアを選定したことにつきましては、全員協議会でも申しましたとおり、役場内の各部署、例えば福祉課ですとか健康づくり課、教育委員会事務局等との素早い連携が取れると、子どもとともに子ども家庭総合支援拠点におきましては、役場に隣接することにより住民基本台帳の情報の連携が容易に構築できること等が挙げられるというふうに申し上げましたとおりでございます。

さらに、第5次滑川町総合振興計画基本構想の土地利用構想といたしまして、滑川町役場庁舎や体育館、運動公園、エコミュージアムセンターが集積する地区を交流触れ合い拠点エリアと位置づけております。交流触れ合い拠点エリアにつきましては、町の地理的中心となるとともに、町全体から町民が気軽に集い、活発な交流ができるよう求心力のある拠点機能の強化を推進することとなっていることから、今回のエリアを候補地として計画を進めている次第でございます。

なお、ご指摘の近隣市町村の導入状況におきましては、嵐山町については既にB&G財団の事業を実施済みでございます。建設も終わり運営の3年間も既に経過しており、財源については独自の財源で運営をされているところでございます。利用状況につきましては、申し訳ありませんが、ちょっと確認をしておりますが、既に助成期間が終了して実施をしているようでございます。

なお、近隣の吉見町についても昨年度利用の申出をして、今回、旧図書館を改築しながら内示を

受けて滑川町と並行しながら事業を実施していると聞いておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。設置場所については、その町の役場の近くにといいことで、いろいろな利便性、利便性というよりも連携がしやすいですとか、いろいろその利用を教えてくださいましたけれども、それはあまり大きな利点ではないと思っていまして、それは国のほうでもデジタル化についていろいろと予算のほうもついていると思うのですけれども、そういうのはどんどん連携ができるようにデジタル化で対応しなさいということになっていると思うので、それらを使っていけばその連携というのは、場所が離れていてもそんなに大変な話ではないというふうに考えます。それよりも第三の居場所ということですので、その子どもたちがちゃんと、親御さんも含めて使えるような施設にならないといけないわけですから、そちらのほうがよく重要で、重視すべき事柄であるというふうに考えます。

それと、この事業については25年までは余裕で続くものです。なので、どうしても今年度予算づけをして進めなければいけないというものではないと思うのです。いろいろとその設置場所についても、ちゃんとどうやったら使えるのか、使ってもらえるのかということの検討をする必要があると思いますので、ここで急ぐ必要はなくて、それらに多分時間を費やせたとしても、大塚町長の公約の話もちょっと出ましたけれども、そういうのを考えても十分に合うわけです。例えば資料を全員協議会用に頂きましたけれども、その建設に関わる月日、1年ちょっとぐらいでできる規模のようですので、これが来年度、再来年度になったとしても十分に合うのではないかとこのように考えます。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、中西議員の質問に答弁申し上げます。

まず、利用対象者につきましては、全員協議会でも申しましたとおり、まず利用の申込みを保護者の方からいただく手続となっております。それを受けまして、利用対象者に適しているかどうかの審査をさせていただき利用者の決定をしておりますので、利用者が把握できる形式となっております。そちらの方の通うご都合もあると思いますので、ご自分で来られる場合についてはご自分で。あと、距離等の問題で通えるのが困難である場合については、今回運営をするに当たって送迎を考えております。把握している利用者の家を巡回しながら送迎して施設に送る方法を取っております。

それから、B&G財団の事業については、今年度2023年度の実施募集要項によりますと、募集する居場所数については25か所というふうに要項で示されております。なお、2024年度の要項が新しく出来上がったわけですが、こちらについては15か所と示されておりました。その中にあり

ます助成についてのQ&Aがございまして、「今回申請が間に合わないのですが、同様の公募はありますか」という問いに対しまして、「公募はあります。居場所については2024年度まで拠点数の拡大を予定しているため、毎年本募集に類似した募集を行っていく予定です」ということで、24年度までは拡大を予定しているというふうに示されておるので、その先は不確定ということでもありますし、募集する居場所数も減ってきているという中で、今回滑川町が2023年度に手を挙げさせていただき、事業を整備する予定となっておりまして、それには現在福祉課内に子ども家庭総合支援拠点開設いたしまして、保健師1名、支援員が1名ということでいろんな相談を受けておるところでございますが、相当の数の電話連絡が入っております。虐待あるいはDVの関係も連絡が入ってくるわけですが、今一番多いのが夫婦げんかによる虐待、面前で夫婦げんかをされる場合についても虐待に相当するというので、夫婦げんかの虐待が多く報告をされております。少しでも早くそういった体制を整備して、子どもの安全安心のために拠点づくり、(仮称)の福祉センターの建設を設置して子どもを支援していこうということで、今年度事業を早急に進めていくところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長(吉野正浩議員) 中西議員、質問願います。

○12番(中西文寿議員) ありがとうございます。第三の子どもの居場所ということに限定したときに、場所はどうなのかというのは、やはりもうちょっと議論する必要があるのかなというふうに思うわけですが、今回建設しようとしている建物、福祉センター、この中にはほかにも機能があるわけですが、例えばほかの機能をコミセンの今建設を予定しているコミセンの中に入れて、第三の居場所はちょっと別にするということのお考えはないのでしょうか。

○議長(吉野正浩議員) 木村福祉課長、答弁願います。

[福祉課長 木村晴彦登壇]

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、中西議員の質問に答弁申し上げます。

今回福祉課で所管している整備事業につきましては、もともと先ほども申しましたとおり、福祉課内に開設しております子ども家庭総合支援拠点、これを新たに整備をしなければならないというふうに準備をしておったわけですが、そういった案件も多いことから、まずは令和5年度から開設をして各種の相談受付開始を前倒しで実施をしてきました。それで、子ども家庭総合支援拠点の整備に伴って、先ほどお話があった町長の公約にあります社会福祉協議会の整備というのも福祉課が所管して建設をし、社協に貸し出すという流れを把握しておりましたので、建設を予定したいなと思っておったところに子ども第三の居場所事業ということで、いろんな支援があるということですので、その3つの機能を今回B&Gの財源を利用して予定したいというふうに進めておるところでございます。

コミュニティセンターの建設については、現在進めているわけでございますけれども、恐らく竣

工については何年か先となってしまうこともあるので、できるだけ早く子どもの支援のために整備を考えて今回計画をさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。第三の居場所については、ちょっと議論しようとするとも時間も足りなくなってくるので、この辺にさせていただきたいと思います。

次に、22ページになりますが、22ページのところで高齢者のインフルエンザ予防接種委託料ということで計上されているわけですが、このインフルエンザ予防接種の委託料が補正予算の時期になるのはどうしてなのでしょう。何かあらかじめ分かっている項目なのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、中西議員のご質問に答弁させていただきます。

高齢者インフルエンザワクチンの予防接種につきましては、毎年10月の20日から1月31日までという日程で実施させていただいております。これは定期接種B類という形で、一定の負担金を打たれる方からいただくという形、今年度も1,500円を予定しておりますが、で実施させていただくものでございます。この補正予算への計上なのですが、毎年6月から7月にかけてインフルエンザワクチンが決定されます。また、価格についてもその時点について決定されるということで、町としましては、価格がある程度決まった時点で予算を計上させていただくという形を取らせていただいております。また、今年度はインフルエンザの流行が懸念されるということで、今まで昨年55%程度、接種率です。その前の年が60%程度という形で接種率を見込んでいたわけですが、今回の予算につきましては、接種率70%の見込みで計上させていただいております。毎年その年によって流行の予測という見込みが国から出るものですから、それに沿って改めて計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ワクチンの件は何となく分かりました。

次に、25ページなのですが、25ページの表の一番下の合計のところでもちょっとご質問したいのですが、土木費の合計としてみたときに、もともとの予算額に比べて補正額が結構大きいと思いますということで、これはどうしようもないことなのでしょう。例えば道路の補修とかということ言うと、よく3月になると道路の工事が多いですと。どうしてかということ、予算を全部使い切らないといけなからだといいことをよく言うわけですが、私はそういうものだと思っていて、それはそれなりに合理性のある話で、もともと幾らぐらい使うのかということがあって、そ

それは前年度に比べてどのぐらい伸びるのか、同じぐらいにするのかとか、そういう考えがあってそういう予算取りというのをするわけなので、合理的な話だと思うのですが、それがその予算とはまた別に、途中で補正でぼおんと加算していくという考え方はどうなのかなというふうに思いますので、この辺についてちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、中西議員の質問に答弁させていただきます。

ご指摘いただいたこの9月補正での土木費が当初補正前よりもかなり増えているというお話だと思いますが、今回増えているところにつきましては、修繕の部分での費用が多く増えております。この修繕につきましては、当初予算でありますと前年の秋口から当初予算を組んでまいります。そして、その中で人件費また材料費、什器等が上がってくるということがありまして、なかなかその金額が読めないというところがございます。建設課としては、現在半年程度で一度当初予算のほうを計上させていただいて、そしてその後の社会経済状況を見ながら、この9月に残りの分を補正させていただいているのが今のやり方となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。よく分かりました。私も地元でいろいろと要望を受けるわけですが、それを町に言わなくてはいけないということで来て、例えば「防犯灯を交換したい」ということで言うと、「それは建設課さんです」と言われますと。ほかのでも大抵建設課さんになってしまうので、そういう要望については早く対応してほしいというのがもちろん地元の人たちの希望でもありますし、当然私そのようにお願いしていくわけなので、途中で増えていくというのも、今のお話を聞いて致し方ない話なのかなというふうには思いました。なるべく予算と変わらないように事前にできればいいのですけれども、状況としては分かりました。

続けて、その下のページの公園費についても同じように聞こうかと思ったのですが、ご説明の中で地元の並木公園の水飲み場の話もありましたように、年度の初めに各地区から出てきた要望についても迅速に対応していただいているのだなというのがこれで分かりましたので、この途中で増えるという理由についてもよく分かりました。

私からの質問は以上でございます。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 他に質問ございますか。

それでは、申し訳ないのですが、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午後 零時03分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

ほかに質問ありますでしょうか。

上野議員、質問をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、22ページなのですが、先ほども質問があった高齢者インフルエンザ予防接種委託料1,612万円、例年このような金額が補正予算で出てくるのですが、恐らく年度当初から予定されていた項目かと思えます。先ほど昨年が55%の接種率で予算計上、そしてその前年が60%、今年70%で予算計上するために、毎年度変更があるために補正予算計上ということだったので、やはりもともとインフルエンザ予防接種を初めからしないかもしれないし、するかもしれない、その程度の不確定さであれば当初予算に入れないということも、緊急的に今年度やるということであればここで入ってくるのも分かるのですが、本来であれば、やはり当初予算に項目として入れておいて、例えば50%、60%で入れておいて、ここで細かい金額を補正するというのが本来の姿であると思うのですが、その点についていかが思われますか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

ご指摘についてごもっともだと思います。来年度につきましては財政当局と協議して当初予算にのせられるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

同じくなのですが、19ページ、保育所保育実施委託料というところで1億7,000万円の補正が入っております。利用者の変動等ということであったのですが、これほどの、1億7,000万円も当初見込みから外れるほどの変動というのは実際のところないのかなというふうに思えます。確かに年度途中での利用者の変更というのはあるかと思うのですが、育休復帰の方ですとか、そういうところであればもう初めから見込めるものですし、あと毎年毎年年度途中の変更ということに関しても予測を立てるべきだと思うのです。恐らく保育の定員とかを考えるに当たってもそういう予測というのは恐らくされていると思います。そのような予測も織り込んだ上で当初予算にやはり立てていくべきだと思うのですが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁申し上げます。

先ほどと重複する部分もあるかと思いますが、まず子どものための教育・保育支援交付金という

のが国庫の負担金でございます。さらに県の負担金もでございます。その内訳で教育認定の部分、それと保育所運営費部分がそれぞれございますが、今回当初予算において保育所運営費部分について、当初において多少減額の計上に変更があった部分、さらに私立保育園の部分で保育認定でも減額があった部分を今回9月でその分の補正を申し上げたということで、答弁とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 町の予算が79億円、それに対して1億7,000万円の補正というのは、もしこれほど大きな額の見込みが予算で立てられないのであれば、それは行政の財政の把握状況としてどうなのかなというふうに私は思います。予算のあるべき姿、目標とするところとしては、当初予算と決算書の額があまり乖離しないというところがやはり理想であるのかなと思います。そして、このような今申し上げたようなワクチン接種であるとか保育に関する運営費、そして福祉に関する運営費というものは、ほぼ固定費であると思っておりますので、例えば災害が発生して急にお金が必要になったであるとか、突発的なことが起こったから必要になったお金というよりは、むしろ固定費であると思っております。予算の考え方として、まず予算、税収等いろいろな収入の上での予算があり、そして固定費があり、それを抜いた上でその金額の中で何が可能かということを考えていく。そして、そのところでももちろん施設計画のような長期計画も立て、そしてもちろん長期計画にかけても走り出して決めるのではなく総額を決め、そして当初予算の中で全ての項目を洗い出し、優先順位をつけ、そして当初予算を立てるとというのが理想であるかなと思うのですけれども、滑川町はそのところをどのように考えているのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

確かに上野議員がおっしゃるとおり、固定的なもの、あるいは経常的なものは当初予算で組むべきものだと思います。ただ、今回先ほど福祉課長も申し上げたとおりそういった事情である、あるいは武井課長が言ったとおり高齢者インフルエンザの接種割合等も含めた多額な、どちらかという多額な補正予算が今回計上になっております。議員がご指摘いただいたものにつきましては、来年度令和6年度の当初予算の計上、見積り、それから査定のときに対しまして今まで以上に各担当課局長にお話を申し上げて、適正な補正予算が組めるよう指導していきたいというふうに思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。ぜひ当初予算になるべく見込額、固定費含め全額を入れられるように、そして補正はあくまで調整金額で済むようにしていただき、そして長期計画

等は、やはり優先順位の考慮の上ですごく大事なことだと思いますので、補正に入れ込んでいてそれが済んでしまうと、行政にとって優先順位をつけていく。やらなければいけない、やりたいたいということはたくさんある中で、限られた予算と限られたマンパワーの中で優先順位をつけていくというのはすごく大事なところだと思うのです。補正予算であまりにも大きなことを補正で入れていってしまうと、当初予算のところでも全部並べたところで優先順位をつけるという、その原則が崩れてしまうのではないかなというふうに危惧します。なので、なるべく今お答えいただいたとおり当初予算に入れ込んでいき、当初予算と最後の決算書というところのずれがあまりない、そのところが財政の見込みとしても、もちろん普通の民間企業であればそのところをなるべく差がなくつくっていくのか利益のためにもよい立て方というふうにもなるのは当然のところなので、あまり差がないようなものを目指していただきたいと思います。

次の質問に移ります。12ページなのですけれども、まず歳入のところではB&G子ども第三の居場所開設助成金1,500万円、そして20ページ歳出のところでは滑川町福祉センター設計・施工監理委託料1,500万円、こちらはB&Gの助成金が原資になっているというところなのです。今までいろいろお答えいただいた中でも、この助成金があるというところが今期滑川町の福祉センター整備事業のために欠かせないというスケジュール感をつくる要素になっていると思うのですけれども、まず大原則としてお聞きしたいのですけれども、このような助成金と、それから議会の決定事項、どちらが優位にあるとお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁申し上げます。

まず、スケジュール的な確認をさせていただきますと、今回令和4年度末に手を挙げさせていただきまして、令和5年度に事業実施をしたいという申入れをさせていただきました。今年度予算の確保の前に、助成申請の前の内示を受けるための計画書の素案みたいなものを作成させてB&Gに提出させていただきました。それを受けて、内示を受けて今回初めて議会の議決を求める補正予算を計上させていただいたということで、優先順位といいますか最終決定のお諮りを申し上げるのは議会での議決と考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。それを聞いて安心したのですけれども、このように助成金の申請をして助成決定が下りているとはいえ、あくまでそれは準備段階ということで、これが確定したからこの事業が確定していく、これが確定したからこの事業をどうしても進めなければならないというところではなく、あくまでこの議会で決定していくというところ、そして助成金というよりも議会として住民の意見というものを聞いていくところを優先とするという立場をお

持ちということで理解いたします。

滑川町福祉センター整備事業についてなのですが、エリア構成として社会福祉協議会、そして子ども家庭総合支援拠点、そして子ども第三の居場所、施設という3つのところ、そしてそれらの共有スペースとして相談室等があるというふうな3つのエリア構成になっています。そして、私もそう思っているのですが、子どもの第三の居場所施設というのは、子どもが歩いて行ける場所であることが重要、そして利用者についても、送迎があるからということなのですが、この募集要項等を読みましても、学童との併設をするということもかなり書かれておまして、何で学童と併設するかというところは、要保護児童や虐待の対象になっている子どもだけが囲い込まれず、多くの子が普通の良好な家庭環境の子ども、そして経済的に難しい、そして家庭的に難しいという子どもを全て含めたところで囲い込まずに育てていく、そういうところも大事な要素になっているので、独立させず学童と一緒にいくというような方向性も示されているのかなと思います。送迎してしまうと、お話の感じからして、その対象児童だけを送迎するという流れなのかなというふうに思います。そうすると、そういう対象者というのは一般の利用者から見て分かっちゃいますよね。そこのところは、やはりもう少し検討すべきところかなというふうに思います。

そして、子ども家庭総合支援拠点、世の中の流れで必要な施設だと思います。ただ、比較的高い機密性の高い個人情報を扱う場所になってくるかなと思います。先ほどもおっしゃっていた虐待通報や、それからDV等は、福祉関係者でさえもあまり広げていけないような機密性の高い情報になる。そのために恐らくシステムを役場から持ってこなければいけないので、だから立地として役場のそばが適当、そういう根拠にもなっているのかなというふうに思います。

では、どうして子ども家庭総合支援拠点と子ども第三の居場所施設を一緒にする必要があったのかなという疑問がここで生じるわけでありまして。もしもこの場所を切り離して考えることができれば、立地についてそれぞれの利便性を考えて、もっと自由に検討ができるのではないかなと思います。子ども家庭総合支援拠点について、虐待通報も増えているし、需要も高いというふうなお話がさっきあったのですが、夫婦げんか目撃、これ確かに虐待の通報件数として多いのですが、通報は多いけれどもこれが虐待につながるかというと、そうでもないということを以前文教委員会で視察に行った際に児童相談所や、それから児童養護施設の方から聞いております。夫婦げんか目撃、夫婦げんかになると警察が呼ばれます。それでそのそばにお子さんがいれば夫婦げんか目撃として虐待通報しなければならない決まりに今はなっています。なので、虐待通報として夫婦げんか目撃がカウントされていき、それは虐待通報の中ではかなり多いウエートを占めていきます。ただし、これが虐待につながる率というのはとても低いのです。虐待に実際につながっていくのは、これは養護施設の方が言っていた表現なのですが、母子家庭に入り込んだ男性がやはり虐待につながっていく。なので、通報は多い、だからそれが虐待につながるというのではなくて、通報の性質によって、やはりどれが比較的深刻なのか、どれが比較的決まりに従った結果、起きて

きた通報なのかというところも知っておくべきだと思うのです。

今、ご答弁にあった中で、その辺のことご存じの上でこの計画を進めているのかなというのがすごく疑問に思ったのですけれども、そのような短所から考えるにしても、ちょっとこの議論、もう少し深めて考えるべきなのではないかなというのを強く思います。例えば子ども第三の居場所施設をこの助成金目的で造りたいのであれば、社会福祉協議会が子ども第三の居場所施設を運営することも可能なのです。ご存じですか。B & G財団が自治体宛ての助成金は出すのですけれども、自治体以外であれば本当にすっかり同じ、施設費について5,000万円、運営費について月120万円という額も変わらない助成金を日本財団のほうが自治体以外の法人に対しては出しています。例えば社会福祉協議会をつくりたいのであれば、そういう組合せということも可能なわけです。そもそも社会福祉協議会が現在子どもに関することをやっているかといいますと、印象ですと、現在滑川町の社会福祉協議会は、どちらかという高齢者や障害者の方への施策が多いのかなというふうに思います。なので、ここで子どもとセットにしていくということが流れとしてあまり最適な組合せではないのかなというふうに思うのです。そして、この子ども家庭総合支援拠点というのを入れ込んでしまうことで立地に関する縛りが強くなっていくというふうに思います。それで、まずそもそもなぜこのエリア構成で3つのところを一緒にしようという計画か立ち上がったのか、そのところの理由と経緯を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁申し上げます。

先ほどご指摘の、まず子ども家庭総合支援拠点と第三の居場所を切り離して考えてみてはどうかというお話がございました。事業の進め方として、以前も申しましたとおり、まず子ども家庭総合支援拠点、こちらの整備が喫緊の課題ということで令和4年度から動き始めております。庁内の調整会議から始まり、委員会も立ち上げながら進めておったところがございます。ただし、財源については未定のまま進んでおったわけですが、それと社協の事務所の新設、この整備計画が話があります。その2つの事業を進めていこうとしたところ、その子ども第三の居場所、これは新しく設置されましたこども家庭庁が一番推し進めている事業でもあります。滑川町でもぜひこの居場所づくりは取り組みたいということで、B & Gの提案を受けながら、その財源のお話も伺い、今回のその3つのエリア、それと共有部分ということで、1つの屋根の中に3つの機能を持ったものを整備するという話で、スケールメリットも生じるということとお互いの連携も取れる。まして、あと役場の近くで建設をすれば各部署との連携も綿密に取れるということで、今回その選定をさせていただいたところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。同時期に同じ、これそれぞれが必要だという、そここのところは分かる。でも、同時期にこの辺りが必要ですねというところで、ただ取りまとめたという議論の浅さというのは否めないのかなというふうにお聞きしていただいています。そして、一貫して感じるのが、サービス提供者、運営者だけの論理で事が動いていて、では誰が使えるのか、どう使いたいのかというところが、利用者の利便性、効率性というところが抜け落ちていると思います。ぜひともサービス提供者、役場側の理論だけではなく、では来てもらわないと、利用してもらわないとやはりいい場所にはならないと思いますので、そここのところをもう一度考えていただきたいと強く思います。

それから、やはり子ども家庭総合支援拠点の個人情報扱う機密性の高さというのはもっと考慮すべきだというところは、ちょっともう一度申し上げておきます。例えばDVを受けているご家庭、母子で逃げてきているようなところであれば、役場の中でもほかの自治体等でも、気をつけていてもどうしても父親に対して情報が住所が漏れてしまうというような事件は度々報道もされているかと思えます。子ども第三の居場所は、夕食提供も前提にされたりしておりますので、開所時間というのは7時半、8時、遅くなってくるのかなと思います。②の総合支援拠点のほうは役場の方と同じだと思いますので、5時、5時15分ぐらいの開所時間になってくるのかなと思います。そうすると、1つの施設が開放されている中で、機密性を持った部署のほうは早く閉まり、そしてほかの方が来る場所のほうが遅くまで開いている。そういうようなところでの情報管理というのは、役場の中に置いておくよりもハードルが上がるのかなというふうに思います。もちろん施錠してしまえばいいとは、確かにそうなのですけども、このような子どものための比較的居やすい場所をつくるという施設のコンセプトの中で、がちがちに施錠して閉めておかなければならない場所というのが1つ入り込む、それは施設の運営方法や雰囲気づくり方としてどうなのかなというところも、もう一度しっかりと考えていただきたいと思います。これが強い要望として申し上げます。

次の質問に移ります。27ページなのですけども、四校一園長寿命化改修基礎調査業務委託料で1,914万円というのが上がっております。四校一園長寿命化改修ということなのですけども、滑川町公共施設個別施設計画のところ、宮前小、福小、滑川幼稚園のところの調査というのは行っていて、ほかの施設が目視である中で、この3校についてはコア採取による、かなりほかの施設よりも調査度の深い調査を行っています。そして、コミセンの建て替えのところでもご答弁にあつたのですけれども、公共施設個別施設計画との整合性は考えていないというような形で町の施策を進めるような方針の中で、でもこの個別施設計画2,000万円、1,979万8,000円もかかっているのです。そのようなものをお金をかけて制作しておきながら、そしてそれとの整合性は取らないような施策を発展させておきながら、そしてさらに補正でこのような長寿命化をまたうたい、そこで1,900万円も計上している、その目的と効率性というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が上野議員の質問に答弁させていただきます。

こちらの事業については、主に学校施設16施設ございしますが、その中の約半数が40年を超えており、こちらを改修または建て替えが必要になると考えます。こちらの老朽化や現行法令に適合しているか、または合致しているか調査を行い、改修または建て替えの順序を決めるための指標と考えております。また、これを計画することで国の補助も申請していきたいと考えております。

以上です。答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。学校の整備というのは重要なところだと思います。

宮前小学校については水泳指導が民間委託という形で始まり、その継続も検討課題ではあるのですが、従来裏山に建てるというところで計画された金額、体育館とプールの一体化のもの2億円、3億円というところがそのまま計画中止という宣言もされていないのかなというふうに思っているのですが、滑川幼稚園の利用者がかなり激減している中で、滑川幼稚園の園舎拡張の必要性というのは現在ない。そして、一部を既にもう学童として利用するような形になっている。なので、宮小の体育館とプールを果たして裏山に持っていく必要があるのかというところは、議論というか整理をして、そしてもしそれがもう中止になっているのであればはっきり中止として、そして水泳授業のプールコストのところの比較検討のためにも、現状の場所に再建築というふうになればコストもかなり下がってきますので、その辺の数字ははっきり出した上で施設整備の議論も進めていくべきだと思います。そうではないとコスト比較ができないので、ここのところでちょっと対象施設は違うかもしれないのですが、一緒に小学校、プール、体育館を含めどのように運営していくかというのを従来計画も含めて一度整理をして、計画として出していくべきだと思います。その点について、一度整理をして出してほしいという、出していく計画というのはお持ちでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が上野議員の質問に答弁させていただきます。

先ほどおっしゃっていた計画についても、この委託料、四校一園の長寿化事業の業務委託も交ぜ計画的に進めていきたいと考えます。

以上です。答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、一番後ろの40ページのところで……

○議長（吉野正浩議員） 何ページですか。

○5番（阿部弘明議員） 40ページ。スクールバスの運行事業ということで計上されていますけれども、債務負担行為に関する調書ということで、この5年契約ということでこういうふうな形になっているのだというふうに思いますけれども、5年契約だけれども、要するにこの前のちょっと説明をお聞きしたところ、これから増減があった場合についてもこの金額で対応するというか、増については対応できるけれども、減の場合はどうなのかよく分からないのですけれども、そういったような考え方なわけですか。

○議長（吉野正浩議員） 権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が阿部議員の質問に答弁いたします。

こちらのスクールバスの運行についての契約ですが、特定旅客という形の契約内容も含まれております。これについては、以前局長のほうからお話があったと思いますが、台数及び日数が大幅に変わらない限りこの金額でいくという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） まだかなり多くの方が徒歩での通学をされているわけですが、その方たちがみんなこのスクールバスを利用すると、そうなった場合についての契約というのはどうなるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が阿部議員の質問に答弁させていただきます。

台数については、まず森林公園で考えますと大型の場合、台数としてはピストンでやれば台数は増えないので、なるべく台数の増えないような形で対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） お聞きしたいのは、そういったような変更が、要するに台数などについての変更があった場合については、契約がどうなるのかということをお聞きしたかったのです。

○議長（吉野正浩議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

この契約につきましては、いわゆる台数、日数が変わらない限りはこの金額でいく。例えば来年度子ども的人数が増えて増便しなくてはいけないといったときに、例えばそれをピストンで輸送するのか台数を増やすかによってこれ契約が変わってきます。当然早い時間からピストンでやればそれだけ時間がかかるわけですので、遅く来る子どもたちが遅く出てぎりぎりに学校に着く。それが望ましいかも含めて、人数によってバスの台数を増やすという決定をする場合にはもう一度契約はし直しますので、額が変わるかと思えます。ただ、今の運行の旅客の契約については、バスの台数、日数が変わらない限りは契約金額が変わらないというように承っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。次は27ページなのですけれども、先ほども質問ありましたけれども、四校一園長寿命化改修ということで、この町は今年カーボンニュートラルということ宣言されたと思うのですけれども、今、特に公共施設については、この暑い夏ということでもあり、冷房というか空調の電気代が非常に大変な状況だということ、多くのところでそろそろ断熱工事というか、そういったことも含めてやらないといけないのかなというところで、そういうところもどんどん増えているようなのですけれども、その辺の計画はあるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 権田教育委員会事務局次長、答弁願います。

〔教育委員会事務局次長 権田尚司登壇〕

○教育委員会事務局次長（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が阿部議員の質問に答弁させていただきます。

今のところ断熱改修という形の計画はございません。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 今LED化などを進めていらっしゃるわけだけれども、本当にこの断熱で相当の電気代というか節約できるということで、皆さん各ご家庭でも検討されているところが多いというふうに思いますけれども、そこは本当にこれからでも計画、検討していただきたいなというふうに思います。

次に、20ページなのですけれども、先ほどから出ておりますふれあい広場、仮称として滑川町福祉センターの問題です。これに1,500万円の委託、設計・施工監理委託料が出されているわけなのですが、この計画について、私の記憶が悪いのか分かりませんが、最近になって出たような気がするのですけれども、改めてこの経緯を教えてくださいませんか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁申し上げます。

こちらの福祉センター整備事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、もともとは子ども家庭総合支援拠点の整備を準備して計画を進めてまいったところでございますけれども、財源が確保できる、B&G財団の子ども第三の居場所づくりも併せて実施できれば経費の負担が軽減されるということで、進めていこうということでいろいろなヒアリングをさせていただいて、今年の5月に現地を見ていただきました。これが初めてB&Gが滑川に来たときの話でございます。それで、実施に向けていろいろな書類を作成しながら1次審査が6月に通過をして、7月には内示をいただいで進めていくという流れをさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 当初予算にない計画がこうやって補正予算でまた出てくるということなのですけれども、この考え方、先ほどもちょっと質問がありましたけれども、この前もコミセンの問題で、コミセンの場合は町長公約だからということで、当初予算なくても補正で出てきたという説明がありました。今回は、当初予算ないのだけれども、補正で出てきたということについて、要するに緊急性なのか特別事情が変わったのか何か情勢変化があったのか、補正というのはそもそもそういうことで作るわけです。当初予算になかったけれども、災害が起きたり様々な国の方針が変わったりとか法律が変わったりとか、そういったような場合に補正を組むということ、あり得るのだけれども、全く何にもないものが途中で補正で出てくるということについて、その補正の考え方がやっぱりちょっとおかしいのではないかなというふうに思います。もう一度ちょっとその考え方について説明してください。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁をしたいと思います。

当初予算、補正予算の組み方について今疑問があるということでありましたけれども、これにつきましてはいろんなパターン、考え方が起きてくるのだと思います。私も職員時代、当初予算に組めなくて、秋口になって一般会計の繰越し等が出てからそれを予算化しようということも実際事実上あります。今回の3パターン、保育料の形、それからインフルエンザワクチン、その一つと、それからコミュニティセンターが6月に出てきた。それから、第三の居場所がこの9月補正予算で出てきたと。3つのパターンがあるわけですが、確かにコミュニティセンターにつきましては、私が選挙公約を強く職員に訴えたことは事実あります。ちょうどもう1年になりますけれども、今年の今頃、町内を回りながらコミュニティセンターを造るのだということを言ってきたこともあり

ましたから、町長就任以来すぐに職員のほうにはこれを考えてほしいということで指示をしました。その中で私がそういった言った関係もあるのでしょうかけれども、職員が逆算をしていって、どうやってやったらこれが町長が公約を実現することになるのかということも考えたと思います。逆算していくと、やはりコミュニティセンターの実施設計料等を考えると、やはり当初予算にはまだ全然組めなかったのですけれども、それが6月から9月になるかということところだったのですけれども、庁内会議を開く中で、ここなら段取りよくいけばいけるのではないかということで、これがぎりぎりの線として6月の補正予算ということで上げさせてもらったわけです。そのときも6月の補正では阿部議員さん等にもなかなか理解は得られなかったのですけれども、それはそれで仕方ないのだと思います。

それから、今回の第三の居場所づくりの関係で補正予算が上がっているわけですが、これにつきましては、課長が先ほど説明したとおり、そもそもが子ども総合支援拠点をつくらなければならなかったと。ただし、妥当な施設がない。それは私も実際知りませんでした。役場に10月4日に来てから自分の計画を話す中で、実はその拠点づくりをしなければならないのだということを初めて課長に聞いたわけです。それならば自分の思っている社会福祉協議会と一緒にできないかということで提案して物が進んでいったのです。それでそこを進めていく中で、一般質問のときにも言いましたけれども、各自治体を調査したり、また先輩の首長さんに聞いた中でここにたどり着いたのです。B&Gに。これも何も今年やらなくても来年あるではないかという意見もありました、実際。上野議員さんからもありました。ただし、今年やらなくて来年できる保証がないから今年手を挙げたのです。そういうことで、逆算していくとこの9月に上げるしかなかったということでご理解をしていただければと思います。

それから、もう一点です。やはり私たちは仕事をする中で、少しでも補助金をもらいながら、町の予算を使わず済むことを考えながら仕事をしていくことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 大塚町長の選挙公報に3つの緊急課題というのが載っていました。1つ目がスクールバスの導入、2つ目がコミュニティセンターの建設、3つ目が福祉センターの建設、この3つなのです。1、2はこの前の補正でもこの間のあれで出ていますけれども、今回この福祉センター建設ということで出されてきた。私は、この福祉センター建設というのは決して間違いではないし、本当に取り組むべき重要な課題だというふうに思います。特にこの社協、今のコミセンのああいうところに押し込められて、非常にスペース的にも苦勞されているのだろうなというふうに思いますので、それは早急に解決しなければならない課題だというふうに思います。

もう一つ、社協の課題としては、やはり本当にこの町民の福祉にどう貢献するかということで今取り組まれているのは、高齢者、介護の様々な事業をやられているし、そういったようなことを中

心にしながら、ボランティアなどの皆さんと一緒に事業を進めているというふうに思うのです。そういうような、ここに町長の公報にもありますけれども、本当に超高齢者社会を見据えて福祉活動拠点として新設をするということを書かれているわけです。この超高齢化社会を見据えたこの福祉センターということになれば、今の構想とはちょっと違ってくるのではないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

あくまでも3つの複合施設になってしまいましたけれども、社協はあくまでも福祉の拠点として活動していくということなのです。建物を単独で造るよりそのほうが有意義だろうと。それが私たち執行部の考えとして提案しているので、子育て支援とか総合支援拠点ありますけれども、あくまでも社協は社協としてそこで福祉の拠点としてやっているわけです。そういったことをご理解いただければと思います。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 社協の活動をされていらっしゃる皆さん、本当に今のままでは大変だというふうには思っていると思うけれども、これからの活動をどのように発展させていくか。特に社協の大きな課題としては、自主財源をどうやってつくっていくかということもあるのです。そのための活動として、介護の認定だとかいろいろ高齢者に関わるようなことをいろいろ事業としてやっていらっしゃるのだろうというふうに思うのですけれども、そういったことを踏まえて、この社協の皆さんの声も聞きながらこういった計画になっているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

今、社協の声という、現場の声という話がありました。私も2年と2か月社会福祉協議会の事務局長として仕事をさせていただきました。役場の中で見た社協と社協の職場で見る社協というのは全然違うのです。やはり社協も、先ほど自主財源とおっしゃいましたけれども、やはり会員数を増やすのが難しい。今この自治会の加入者が少ない中でどんどん、どんどん社協の会員が減っています。でも、要求は増えています。ですから、そこはしっかり役場が補填しながらやっていかなければいけないと思っています。自分であるそこに勤務しているときに社協の中の事務所を改造しようとしたのです。はっきり言えばコミセンの上の会議室、全部借りてでもやりたいと。そういったことで町長とも話はしました。前任の町長と。ただ、それはあまり現実的ではないということで、いざ私は社協をどこかに単独でつくるのがいいというのをそこで思ったわけです。それから、いかにして社協を充実させるかということで、吉田町長、前町長との約束で、職員を2年続けて採用し

ていきながら、要するに臨時的な職員が悪いわけではないですけれども、やはりこれからの社協をしっかりと担うためには正規職員を雇わなければ駄目だということで、これも前町長と約束で、私が辞めるときにも採用試験はさせていただきます。今年も採用試験をします。そういったことで、臨時的職員ではなくて正規の職員を採用する中で、そしてちゃんとした館を持ちながら福祉の拠点づくりをしたいということで、私は選挙にも出たし、それを実現したいということで今進めているところです。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 私がお聞きしたのは、新しいこの福祉センターを造るということについて、社協の意見をどのように今日お聞きになっているのかということです。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁申し上げます。

今回設計費、設計委託料として計上させた積算をつくる前の前段階として、関係する部署に覚書をして、どんな仕様が必要なのかというヒアリングをさせていただきました。現在の社協の職員の人数、それとコミセンでの広さ、いろいろな什器がありますので、机とかキャビネットの数とか調査をさせていただき、ある程度余裕を持った広さで設計をしたいということで、子ども家庭総合支援拠点の事務所、社協の事務局、それと第三の居場所の面積をトータルして今回積算をさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 私は、この社協をどうするのかということは、もっとやっぱり時間をかけていろんな方の声も聞きながらやるべきだというふうに、この第三の居場所との抱き合わせでやるために、とにかくくっつけると。こんなやり方で本当に社協にとっていいのかなというふうに思います。そういった取りあえず何か造ってしまうみたいな感じがしてしょうがないのです。この場所が、先ほどの質問もあったけれども、どこにするのかとか、どういう規模でどういうふうにして、これからの在り方から考えればどういう施設が必要なのかというようなことも考える必要があるのだらうと思うのです。そういったようなことを飛ばしているというしか思えないのです。そういったようなことをちょっと思っております。

あと、25ページ、よろしいですか。

○議長（吉野正浩議員） はい。

○5番（阿部弘明議員） 25ページですけれども、ちょっと定峰トンネルという、ちょっとよく分からないのですけれども、この負担金というのが出ているのですが、これはどういうふうな構想でど

ういうお金なのでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

予算書に掲載させていただきました定峰峠トンネル開削促進期成同盟会負担金でございますが、こちらにつきましては、従前からあった期成同盟会でございます。ただ、この同盟会には滑川町は加入しておりませんでした。しかし、今年秩父市よりこのトンネルが開通することにより嵐山小川インターチェンジ、そして東松山インターチェンジまでつながるということで、ぜひに滑川町、そしてお隣の東松山市も加入をしていただきたいという要望がございました。それにつきまして大塚町長、また東松山の森田市長と検討をして、東松山市そして滑川町ともに今年の4月14日に加入をいたしました。当初この同盟会の負担金は8,000円でございますが、滑川町は今まで道路に関する期成同盟会にどこも加入しておりませんでした。その関係で、滑川町は道路整備促進期成同盟会埼玉県協議会という中の会員となって7,000円負担しておりました。そこで、この定峰のほうに入る関係で埼玉県のほうを抜ける、そしてその埼玉県に当初予算を組んでいた7,000円に、今回のこの1,000円を上乗せさせていただいて8,000円の負担金とさせていただくということで、今回補正予算を上げさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、12ページの介護保険特別会計繰入れなのですけれども、決算審査のときに、私もこの答弁よく分からなかったのですけれども、要するに町から繰り出しして、繰り出しというか予算を一般会計から出して、それを特別会計からまた戻すみたいなことになっているのだけれども、こういうこと、この介護保険、今回これだけなのですけれども、意味をちょっと教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

介護保険特別会計繰入金2万8,860万5,000円についてですが、これについては、阿部議員さんのおっしゃるとおり令和4年度に一般会計から介護保険特別会計にいただいたお金で、令和4年度の決算による町への返還金になります。介護保険利用料に関しましては、町民の皆さんが安心して介護保険サービスを利用していただけられるように、不足することがないように予算をつけております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部さん、もう時間です。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。それでは、時間になりましたので、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。本補正予算について反対の立場から討論をしたいというふうに思います。

まず、この反対の理由は、質問でも行いましたけれども、ふれあい広場等整備委託料、福祉センター設計等の委託料について計上されているという理由であります。まず1点目が、補正予算にこういったものを組み込むということに理解が得られないと。私は理解できないということでありま。そもそも当初予算であるべきものを、補正とは年度途中で災害などが発生したり法改正などが行われたというような場合に対して対応するために、この当初予算を増額したり減額するというための予算であります。ですから、この全く新規のものについては、当初予算には全くないものが補正で出てくるということについては、理解できないというふうに思っているわけであります。

もう一つ理由としては、現在の社協の施設をこの施設の中に入れるという構想ですが、現在のこのコミセンの中に押し込められている状況については、改善されなければならないというふうに思います。本当に倉庫や相談スペースなどを十分取れないというような状況が続いています。また、ボランティアや様々な活動などのセンターとして今後考えていかなければならない施設だというふうに思います。特に高齢化社会の中でその役割というのは非常に重要だというふうに思います。そして、そのためどのような役割が求められ、どのような施設が必要なのか、それを改めて検討が必要なのではないかというふうに思うわけでありま。先ほどの質問も行いましたけれども、その十分な検討を行ったというような経緯は見られません。さらに、新しく造るということの場合については、場所などの検討も改めて必要なのではないかというふうにも思うわけです。先ほども言いましたが、大塚町長の選挙時の公報で、新しい福祉センター建設ということについて公約をされています。そこでも超高齢化社会を見据えた福祉施策の拠点として建設をすると。社会福祉協議会と連携をして事業を展開していくというふうなことを述べております。この公約を重視することであれば、今の計画との整合性は取られるのかなと。そこも非常に心配なところでありま。そういったような意味で、私はこの計画については大いに疑問を持つところでありま。

もう一つ、社協の課題として、民間組織である社協ですから、多くの組織で自主財源の確保をどうするかというようなことが課題になっているというふうに思います。そのため、介護事業や包括センター、また介護の認定などの事業を行いながら、そういった事業で財源を生み出すというよう

な努力をやってきているというふうに思います。今回の第三の居場所の必要性も理解をしますけれども、社協との連携がどうこれから図られるか非常に大きな疑問を持つものであります。この計画については、改めてもう一度検討し直して、この第三の居場所と別個に、この社協についてどうするかというようなことについて関係者からよく広く意見を聞きながらやり直すべきではないかというふうに思います。

そういうことで、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言を願います。

瀬上議員、よろしく願います。

〔3番 瀬上邦久議員登壇〕

○3番（瀬上邦久議員） 3番、瀬上邦久です。結論から申し上げまして私は賛成です。当初であろうと職員の皆さんが財源の本当に確保に真剣に取り組んでいただいで、町のために一生懸命努力をしているということが、私は聞いていてうかがえるというふうに思います。自主財源のない町でございますので、できるときに、町長も先ほど話をしておりましたが、やはりできるときに、来年度になったらできないかもしれないのです。ですから、できるときにやっていくというのが私はいいのではないかなというふうに思っております。

大したことは申し上げられませんが、私は今回の補正予算については賛成でございます。よろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第52号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は2時20分とします。

休 憩 （午後 2時10分）

再 開 （午後 2時20分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第8、議案第53号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第53号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお願いいたします。令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度滑川町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,526万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,124万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

滑川町長 大塚 信一

今回の補正ですが、歳入では、令和4年度決算の確定に伴う繰越金の増額補正及び個人番号カード、健康保険証一体化に関する周知広報チラシ作成経費に対する国庫補助金を計上し、歳出では、諸支出金において一般被保険者保険税還付金及び一般被保険者還付加算金をそれぞれ増額補正するものでございます。

詳細につきまして6ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款5国庫支出金、項1国庫補助金、目2社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございしますが、7万7,000円を増額補正して、計7万7,000円とするものでございます。こちらは、国の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として受け入れる金額であります。具体的には、いわゆるマイナ保険証利用者を増やすため、本年度の被保険者証一斉更新時に新しい被保険者証と同封し発送したパンフレットの制作費となります。補助額は国の10分の10補助となります。

次に、款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございしますが、1,518万5,000円を増額補正して、計2,518万5,000円とするものでございます。こちらは、令和4年度決算による繰越金でございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。歳出についてご説明申し上げます。初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございしますが、先ほどご説明したパンフレット作成費用に国庫補助金がついたため財源を組み替えたもので、予算額に変更はございません。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金のうち、目1一般被保険者保険税還付金に補正額200万円、目3一般被保険者還付加算金に3万円を増額補正します。こちらは、国保を遡及して資格喪失した方への保険税還付金及び加算金が当初の予算見込みを上回ったため、不足分を増額させていただきます。

最後に、款10予備費でございますが、1,323万2,000円を増額し、計1,961万6,000円とします。こちらは、令和4年度繰越金から今回の歳出補正分を差引きいたしました額でございます。

以上で説明を終わりとさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第9、議案第54号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第54号 令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について説明申し上げます。

1ページをお開きください。令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,512万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,512万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

滑川町長 大塚 信一

今回の補正は、主に令和4年度決算に伴います国、県、町への負担金の返還分及びこれに伴います歳入歳出額の補正を行うものになっております。

詳細につきまして、6ページをお開きください。歳入の項目について説明を申し上げます。款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金になりますが、4,512万1,000円を増額し、1億3,496万6,000円でございます。令和4年度決算による繰越金でございます。

続きまして、7ページをお開きください。歳出の項目について説明を申し上げます。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費になりますが、目1居宅介護サービス給付費として290万円、目9居宅介護サービス計画給付費として302万円、計592万円を増額し、11億9,070万8,000円でございます。介護保険サービス利用者の増加に伴う補正になります。

次に、項3その他諸費、目1審査支払手数料になりますが、2万円を増額し、63万円でございます。介護保険介護報酬審査支払手数料の件数増加に伴う補正になります。

続いて、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金になりますが、247万円を増額し、3,130万円でございます。令和4年度決算により返還するための補正になります。返還金の内訳としては、国庫支出金返還金64万円、調整交付金国庫支出金返還金2万円、支払基金交付金返還金48万円、介護給付費負担金県支出金返還金133万円となっております。

次に、項3繰出金、目1他会計繰出金になります。2,886万5,000円を増額し、3,025万円でございます。令和4年度決算による町へ返還するための補正になります。

最後に、款9予備費、項1予備費、目1予備費になります。784万6,000円を増額し、2,159万6,000円でございます。同じく令和4年度決算によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第10、議案第55号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第55号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いします。

令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度滑川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ744万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,650万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

滑川町長 大塚 信一

今回の補正については、令和4年度決算に伴うもののみとなります。歳入では繰越金の増額、歳出においては予備費の増額を行っております。

詳細について6ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、補正額744万7,000円を増額いたしまして、計1,344万7,000円とするものでございます。令和4年度決算による繰越金となります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。7ページを御覧いただきたいと存じます。款4予備費、項1予備費、目1予備費でございますが、補正額744万7,000円を増額いたしまして、計877万6,000円とするものでございます。こちらは、令和4年度決算による繰越金の増額に併せて予備費の増額を行いました。

以上で説明を終わりたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第11、議案第56号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第56号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定について説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和5年度滑川町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和5年度滑川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収

入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

収入、第1款事業収益、3億8,386万8,000円、66万円、3億8,452万8,000円。

第1項営業収益、3億7,430万7,000円、マイナス4,050万円、3億3,380万7,000円。

第2項営業外収益、956万1,000円、4,116万円、5,072万1,000円。

支出、第1款事業費、3億6,787万4,000円、386万5,000円、3億7,173万9,000円。

第1項営業費用、3億5,470万5,000円、362万4,000円、3億5,832万9,000円。

第2項営業外費用、1,086万9,000円、24万1,000円、1,111万円。

第3条 令和5年度滑川町水道事業会計（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出に対し不足する額8,961万円は、当年度消費税資本的収支調整額2,858万3,000円、建設改良積立金6,102万7,000円で補填するものとする。）

次のページを御覧ください。以下、同じく科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げをさせていただきます。資本的収入の補正はありませんので、支出について説明をさせていただきます。

第1款資本的支出、3億1,577万5,000円、1,287万8,000円、3億2,865万3,000円。

第1項建設改良費、2億7,981万3,000円、1,287万8,000円、2億9,269万1,000円。

第4条、予算第7条に定める（1）職員給与費を「3,728万5,000円」に改める。

令和5年9月5日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正額の内容について、予算書の13、14ページに記載の令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書により説明をさせていただきます。13ページを御覧ください。収益的収入については、水道料金の基本料金の減免を9月検針分から来年2月検針分までの6か月分を対象に実施するため補正を行うものです。

なお、水道料金請求につきましては2か月に1度となっているため、福田地区、宮前地区それぞれ3回ずつの減免となっております。

款1事業収益、項1営業収益、目1給水収益に、今回実施する減免予定額を減収分とし、4,050万円の減額を計上いたしました。

項2営業外収益、目2他会計補助金は4,116万円の増額を計上いたしました。給水収益として減収した分及びシステム改修等に係る経費について一般会計より補助金として受け入れるものでございます。

続きまして、収益的支出について説明いたします。款1事業費でございますが、総額で386万5,000円の増額を計上いたしました。内容につきましては、今回の基本料金の減免事業に係る費用

として、項1 営業費用のうち、目3 事務費、節8 委託料に料金を一括再計算するためのシステム改修費用として66万円を計上しました。

また、コンビニ納付データ代行受信委託料として53万9,000円を計上いたしました。こちらは、コンビニ納付データ回線をISDN回線から、よりセキュリティーの高いアンサーデータポート回線に切り替えるための導入費用などとなっております。

続きまして、目4 総係費、節3 手当に、令和5年4月からの人事異動による扶養手当に25万8,000円を計上いたしました。

また、節19 負担金に、税務課が実施いたします航空写真撮影業務委託料に対する上下水道課負担分として216万7,000円を計上いたしました。こちらは税務課が3年に1度行う航空写真撮影業務に委託料の3分の1を負担金として支出をしているものでございます。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思います。項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は、節1 企業債及び他会計借入金利息に24万1,000円を計上しました。こちらは起債の償還額が確定したことによるもので、財務省資金運用部からの借入れ利息として50万1,000円の増額、公営企業金融公庫からの借入れ利息として26万円の減額となっております。

続きまして、資本的支出より款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 配水設備拡張費、節2 工事請負費に1,287万8,000円を計上させていただきました。こちらは、令和4年度に実施した管路伏せ替え工事に対する舗装の本復旧工事費への増額補正となっております。当初予算積算時に対しまして施工延長及び面積の増加、また近年の原材料費や人件費の高騰により増額をさせていただくものとなっております。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。質問よろしくお願いいたします。

まず、3ページの水道料金基本料金減免相当額ということでなっているわけですが、この減免のこの金額の出し方というか、基本料金が要するに幾らで、掛ける世帯数というか、その辺の計算方法を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、阿部議員の質問にお答えいたします。

減免料金の算出につきましては、今大体水道の契約をしていただいている件数が8,400件ほどご

ございます。それに基本料金を掛けて算出した額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 基本料金の金額掛ける月数ということになると思うのですが、それを、要するに1件当たりどれだけの減免になるのかなということをお聞きしたいのです。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

1件当たりの件数は、大体基本的に基本料金のみので減免ですので、契約している口径ですとか家庭用料金やその他営業料金とかで変わってくるのですが、一般家庭ですと1回当たり基本料金が減免されるということで、その6か月分で、徴収自体は3回の徴収で減免をされます。超過料金分につきましては、基本料のみので減免になりますので、超過料金分になりましたら請求されるという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 大体4億円ですよね。大体。

〔「いや、4,000万です」と言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 4億円ではなかったっけ。幾らだっけ。4,000万円か。4,000万円だ、ごめんなさい。4,000万円割る8,400で大体出てくるということよろしいですか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、ただいまの阿部議員の質問にご答弁させていただきます。

大体8,400件で割ると、いろいろな基本料金がありますので、平均にはなりますけれども、大体の基本料金は一般家庭の方が多いので、大体8,400件で割戻しされていけば大まかな金額は出ると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。大体3,500円掛ける6ということよろしいのですね。6か月分。ありがとうございます。本当に今、物価高騰、燃料費高騰、電気代も高騰で大変な状況の中でのこういった支援策というのは本当にありがたいというふうに思います。改めてお礼申し上げたいというふうに思います。

あと、最後のページ、14ページの重要給水施設配水管路耐震化舗装本復旧工事というところの

1,287万円、これについてはどういうところになるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、ただいまの阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

お問合せがあった工事請負費につきましては、令和4年度に耐震管路の伏せ替えを行ったわけですが、ございますけれども、そちらの本復旧に係る工事費のほうで施工の延長が増加したり面積の増加、または材料費の高騰や人件費の高騰などによりまして予算のほうがちよっと厳しいものになりましたので、全ての舗装対応するために増額とさせていただくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。どうもありがとうございました。私の質問はこれで終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第12、議案第57号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第57号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定について説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度滑川町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和5年度滑川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

収入、第1款公共下水道事業収益、3億5,938万円、5,938万2,000円、4億1,876万2,000円。

第2項営業外収益、1億6,382万円、5,938万2,000円、2億2,320万2,000円。

第2款農業集落排水事業収益、1億2,385万8,000円、1,356万5,000円、1億3,742万3,000円。

第2項営業外収益、1億705万8,000円、1,356万5,000円、1億2,062万3,000円。

第3款浄化槽事業収益、3,147万9,000円、329万9,000円、3,477万8,000円。

第2項営業外収益、2,019万5,000円、329万9,000円、2,349万4,000円。

次のページを御覧ください。支出につきましても収入と同様に読み上げをさせていただきます。

支出、第1款、公共下水道事業費用3億5,638万1,000円、5,938万2,000円、4億1,576万3,000円。

第1項営業費用、3億2,430万4,000円、310万円、3億2,740万4,000円。

第4項予備費、500万円、5,628万2,000円、6,128万2,000円。

第2款農業集落排水事業費用、1億2,384万6,000円、1,356万5,000円、1億3,741万1,000円。

第4項予備費、400万円、1,356万5,000円、1,756万5,000円。

第3款浄化槽事業費用、2,948万3,000円、329万9,000円、3,278万2,000円。

第4項予備費、100万円、329万9,000円、429万9,000円。

令和5年9月5日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正額の内容につきまして、予算書の8ページ、9ページに記載の令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）事項別明細書により説明をさせていただきます。まず、8ページを御覧ください。収益収入については、各事業の特別会計により収支差引き残金を下水道会計に引き継ぐためのものがございます。

款1公共下水道事業収益、項2営業外収益、目6雑収益に公共下水道事業特別会計より5,938万2,000円を、款2農業集落排水事業収益、項2営業相当収益、目5雑収益に農業集落排水事業特別会計より1,356万5,000円を、款3浄化槽事業収益、項2営業外収益、目5雑収益に浄化槽事業特別会計より329万9,000円をそれぞれ引き継ぎ、増額補正として計上させていただきました。

続きまして、9ページ、収益的支出について説明をいたします。第1款公共下水道事業費用です

が、総額で1,938万2,000円の増額を計上させていただきました。そのうち項1 営業費用、目1 管渠費、節3 委託料に310万円を計上させていただきました。こちらは、流域下水道への流入水の水質調査や下水道管渠の点検に関わる委託料となっております。残る5,628万2,000円につきましては、今後増加するであろう機器の補修や電気料高騰等維持管理費の増加に対し、速やかに対処するために予備費へ計上させていただきました。

第2 款農業集落排水事業費用及び第3 款浄化槽事業費用につきましても各事業、特別会計より引き継いだ金額を公共下水道事業同様、維持管理費の増加が懸念されることから全額を予備費に計上することとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第13、議案第58号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第58号 町道路線の廃止についてご説明いたします。

提案理由でございますが、町道の一部払下げ計画に伴い既存の町道路線を廃止するため、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回の廃止をお願いする町道1267号線は、建築計画による接道要件を確保するために一部払下げを行うためのものでございます。

当該の路線につきましては、別紙の路線網図等を添付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第14、議案第59号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第59号 町道路線の認定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、町道の一部払下げ計画に伴い町道路線を認定するために、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回認定をお願いする町道1267号線は、先ほどの議案第58号で廃止の議決をいただいた道路の延長、幅員と終点を変更して認定をお願いするも

のでございます。

詳細につきましては、別紙の路線網図等を添付させていただきました。ご参照いただければと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第15、認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを議題とします。

本案について、決算審査特別委員会委員長より審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、松本幾雄委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 松本幾雄議員登壇〕

○決算審査特別委員長（松本幾雄議員） 議席番号1番、松本幾雄です。議長の命により、認定第1号の決算審査特別委員会審査報告を行います。

議会の冒頭、委員会の開会内容につきましては詳細を述べさせていただきました。お手元の決算審査特別委員会審査報告書の朗読をもちまして報告といたします。

令和5年9月12日、滑川町議会議長、吉野正浩様。決算審査特別委員会委員長、松本幾雄。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

議案番号、認定第1号、件名は令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてであります。審査結果、認定であります。賛成全員です。

以上で審査委員長の報告といたします。よろしくお願ひします。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第16、認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案について決算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、松本幾雄委員長、報告を演壇にてお願ひします。

〔決算審査特別委員長 松本幾雄議員登壇〕

○決算審査特別委員長（松本幾雄議員） 議席番号1番、松本幾雄です。議長の命により、認定第2号、決算審査特別委員会審査報告を行います。

お手元の決算審査特別委員会審査報告書の朗読をもちまして報告といたします。

令和5年9月12日、滑川町議会議長、吉野正浩様。決算審査特別委員会委員長、松本幾雄。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

議案番号、認定第2号、件名、令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてであります。審査結果は認定であります。賛成全員です。

よって、委員長報告といたします。よろしくお願ひします。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は3時20分にします。

休 憩 （午後 3時12分）

再 開 （午後 3時20分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第17、請願第2号 国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

請願第2号について、文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会、小澤実委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔文教厚生常任委員長 小澤 実議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（小澤 実議員） 請願第2号、文教厚生委員会委員長報告。8番、文教厚生常任委員会委員長の小澤実です。議長の命により請願審査報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会に付託された請願第2号 国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願書の件について、会議規則第94条第1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告します。

9月8日午後2時40分より、役場議場において文教厚生常任委員会を開きました。

出席者は、文教厚生常任委員7名のほかに、議長及び紹介議員の阿部弘明議員、説明員として會

澤町民保険課長の出席をいただき、慎重に審査をいたしました。

委員から、現在の保険証に代わる資格確認書はマイナ保険証を持たない人に交付され、1年の有効期限を5年以上有効とし、現在の不具合は、マイナンバーカードを2024年、令和6年秋までに総点検し、また滑川町においては不具合もなくマイナンバーカードの申請は通常にできて、国の方針には逆らえず、国民サービスであり、メリットがあるとの意見が出されました。

このような状況を踏まえ、文教厚生常任委員会に付託された請願第2号 国へ「改正ナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願書の審査の結果、不採択すべきものと決定いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより請願第2号に対する討論に入ります。討論ありますか。

阿部議員、反対の意見ですか。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。今の委員長報告不採択ということについて反対意見を述べさせていただきます。

請願書が言っておりますように、政府が2024年秋の現行の保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化するということにしたことから、現在様々な混乱が生じております。別人の情報が間違っただけでひもづけされた例は7,000件も見つかって、政府は人為的ミスなどと言い逃れをしています。しかし、もし間違った診療情報が保険証に入り、それを基に医師が診察や投薬を行うことになったら生命に関わる大問題になってしまいます。直ちにマイナ保険証の使用を停止をし、検証をすべきだというふうに思います。しかし、政府はこのようなことをお構いなしでこの保険証廃止を強行しようとしております。なぜか。今年の6月に経済同友会の新浪代表は、保険証の廃止、マイナ保険証一本化について、ミスが起きると後戻りしてしまうと。遅くなって取り戻せないと。来年の秋という納期を守ってもらうというふうに政府にくぎを刺しました。この時点で支持率低迷していた岸田首相は、廃止の延期とささやかれていましたけれども、ねじを巻かれたのか、来年の秋の廃止を言明するに至りました。さきの当町での議会で町の個人情報保護条例が廃止され、国の法律に一本化されました。ここには個人情報の保護というよりも、個人情報の利活用が重視をされています。財界はマイナンバーカードを全国民に持たせ、個人情報を活用して新たなビジネスチャンスを狙っています。日本はデジタル化に遅れを取っているということで、一気に挽回しようというのでしょうか、それと引換えに国民の個人情報を利用しようというのは、もうけのためなら個人の固有の権利である個

人情報も理解の材料にしようという、まさに最悪の新自由主義と言わざるを得ません。

現在、ヨーロッパ諸国や米国でどのような個人情報を扱っているのでしょうか。例えばドイツでは1983年、個人を識別する共通番号は違憲だという判決が出て、行政分野ごとの異なる個人番号に変えられました。また、フランスでは国民の反対の中で、これも行政分野ごとの番号カードとなっている。イギリスでは2回、IDカードが取り沙汰されましたけれども、これは廃止に追い込まれています。アメリカでも社会保障カード、これはICカードとしてではなくて発行は紙と。そして、氏名と番号のみというようなカードになっているそうです。カナダでは個人情報漏えいが問題になって、2014年、プラスチックの社会保障番号カードは廃止をされるというような世界の流れであります。まさに日本だけがこの個人情報を利活用して、それをもうけにつなげるような流れをつくっているというふうに言えるというふうに思います。

また、マイナ保険証に一本化することでマイナンバーカードの所持は事実上強制化されてしまいます。これまで任意とされてきたカードは強制化され、ほぼ全員が所持しなければならなくなります。これまで多額の税金を使ってポイント付与などを言って普及を図ってきましたけれども、最後はこの伝家の宝刀を抜いて保険証を人質にしてカードを持たせるといったようなやり方になってきています。保険証は保険者が被保険者を証明するためのものです。それによって保険者負担、被保険者負担が明らかになり、それが判明しなければ全額自己負担になるという制度です。被保険者は保険料を払い、その健康保険を運営する主体になっているというふうに思います。

ところが、今医療機関では本人確認が証明できない、自己負担額が間違っているなど多くのミスが発生をしております。この事態は国民皆保険制度という全ての国民がひとしく医療を受ける権利を侵害するものになります。さらに重大なことが起きております。障害者や高齢者がマイナ保険制度から除外されかねないという問題です。さきの文教厚生委員会でも話題になりましたけれども、年寄りと一緒に医者に行ってマイナ保険証を提示しても暗証番号が分からないと。また、介護施設ではお年寄りのマイナカードを扱ったりできない。ましてや暗証番号を記録することもできない。また、障害者は顔認証のための写真撮影時に車椅子のヘッドレストが写る、これでは使えないと。視力障害者は眼球の黒目が写らないとして顔認証ができないというふうな形で排除がされております。今政府は、慌てて保険証に代わる資格証明書なるものを検討していると言いますけれども、そんなものに手間暇、予算をかけるくらいなら、これまでの保険証を存続させればいいだけの話ではないかというふうに思います。

個人情報保護を投げ捨てて世界の流れに逆行する、そして国民の医療を受ける権利や、そして権利を奪い、マイナ保険証一本化、現行の保険証廃止には私は反対するべきであるというふうに思います。

請願について賛成をし、委員会の議決に対しては反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 次に、委員長報告に賛成者の意見を求めます。

井上議員、発言願います。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 14番、井上章です。請願第2号、改正マイナンバー法見直しについて、不採択についての賛成意見を申し上げます。

まず、マイナンバーカードと健康保険証をひもづけるマイナカードの誤登録が多く見つかったとテレビ等で報道されておりますが、ですが、国の対応策である資格確認書について、マイナ保険証を保有していない全ての人に保険者が職権で交付し、マイナ保険証を保有後もその利用登録を解除すれば取得可能になるとあります。資格確認書を現行保険証とサイズや材質も同じものとして、事務負担を軽減する計画もあります。

また、資格確認書の有効期限を1年から5年以内に延長する猶予措置を取り、原則廃止する時期も、2024年秋から延期するかどうかは今年の秋までの総点検の結果などを踏まえ最終判断する。国においてはこのような対策が講じられております。ですから、現時点では国の進めるマイナンバー法を支持するしかないのではと思います。

以上で不採択の賛成意見といたします。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより請願第2号 国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。請願第2号を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第18、請願第3号 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める件に関する請願書を議題とします。

請願第3号については、文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会、小澤実委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔文教厚生常任委員長 小澤 実議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（小澤 実議員） 請願第3号、文教厚生常任委員会委員長審査報告。8番、文教厚生委員長の小澤実です。議長の命により請願審査報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会に付託された請願第3号 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める件に関する請願書の件について、会議規則第94条第1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告します。

9月8日午後3時から、滑川町議場において審査を行いました。

出席者は、文教厚生常任委員7名のほか、議長及び紹介議員の阿部弘明議員、説明員として関口環境課長の出席をいただき、慎重に審査を行いました。

委員から、町内には崖に太陽光を張りつけてある場所や草刈りができないところも多く、町の条例では保護区を線引きするのは個人の財産でもあり難しい。そのほかに保護区域を求めると土地所有者の侵害に当たるのではないかと意見もございました。

また、委員全員の意見では、農業遺産の認定を受け、里山やため池の景観を損なうのは絶対によくないとの意見でありました。

請願の要旨で、「保護区域」を削除して「建設の規制強化を検討すること」に修正すればという意見が委員からあり、紹介議員の阿部弘明議員と請願者に承諾をいただき、改正を求める意見書案の修正を依頼し、昨日それが提出されました。

このような状況を踏まえ、文教厚生常任委員会に付託された請願第3号 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める件に関する請願書を審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより請願第3号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより請願第3号 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める件に関する請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。この請願は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時40分）

再 開 （午後 3時41分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま小澤実議員ほか6名から、議員提出議案発議第4号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第1、発議第4号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

提出者の小澤実議員に提出議案の説明を求めます。

小澤実議員、登壇願います。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員）

発議第4号

令和5年9月12日

滑川町議会議長 吉 野 正 浩 様

提出者	滑川町議会議員	小澤 実
賛成者	同 上	井上 章
賛成者	同 上	上野葉月
賛成者	同 上	西宮俊明

賛成者	同 上	谷嶋 稔
賛成者	同 上	中西文寿
賛成者	同 上	松本幾雄

「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める
意見書（案）

（意見の要旨）

災害の発生する恐れのある区域、良好な景観・環境が保たれている区域、日本農業遺産に認定された、ため池・里山の自然環境の保全に必要な区域、周辺地域に著しい影響を及ぼす恐れのある区域への建設の規制を強化すること。

（意見の理由）

滑川町は多くの自然が残されており、首都圏のオアシスとして多くの方が移住しております。

令和4年度には「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」が日本農業遺産に認定されました。これは雨水のみを水源とするため池の水を使った栄養価の高い谷津田米や多品目の野菜が作られており、ため池やその周辺にはミヤコタナゴや多様な動植物などが生息しており、貴重な生態系の維持が評価されたものです。

ところがこのような自然に恵まれた丘陵地帯に太陽光発電設備が設置され続けており豊かな自然が壊されています。一度壊された自然をもとに戻すには長い年月を要します。しかも、その建設を許可しないという判断をとることができる法的根拠は滑川町は有していません。「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の基本理念・第2条「町の生活環境、ため池を含む里山景観その他自然環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民等の意向も踏まえて、その保全及び活力が図られなければならない」とあるにもかかわらず太陽光発電設備の設置を止めることができず、実質、事業者からの届け出があれば町はこれを拒否できないのが現状であります。

太陽光発電設備の設置については森林の伐採や除草剤の散布などその自然環境・周辺の生態系にも及ぼす影響が多大にあることを考えられ今回、日本農業遺産にも認定された「谷津沼農業システム」の存続にもかかわる問題であります。気候変動の危機が叫ばれている中、再生可能エネルギーの普及が大事と考えていますが森林や田畑などの自然を壊さないで住宅や工場、学校の屋根などに設置することを求めます。

ため池を含む豊かな里山の景観や自然環境こそ滑川町の特色であり、魅力であります。100年先の未来に残していくべき町の固有の財産であり、町は子どもたちに引き継いでいく責務があります。

したがって、地方自治法第125条の規定により「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める意見書を提出します。

令和5年9月12日

埼玉県比企郡滑川町議会

滑川町長 様。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結とします。

これより発議第4号 「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」の改正を求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書の送付は議長に一任することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 日程第19、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（吉野正浩議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算並びに水道事業会計決算の認定をはじめ、全16案件を慎重審議賜り、原案どおり可決承認をいただきまして深く感謝を申し上げます。審議の際に議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって適切に対応をまいります。

まだまだ残暑が厳しい日々が続きますが、稲穂もたわわに実り、虫の音とともに着実に秋の足音が感じられてきました。秋は実りの季節であり、文化、スポーツの季節でもあります。町では町民スポーツ祭をはじめ滑川まつりなど多くの行事を計画しております。

また、来年は町制施行40周年の節目を迎える年となります。町では町制施行40周年記念行事検討委員会を設置し、40周年を祝うための準備を進めております。議員の皆様にもご意見をいただければ幸いです。

終わりになりますが、町民の皆様が共に触れ合い、笑顔あふれる明るく元気な町を目指し、全力で町政を推進してまいります。議員各位にも健康には十分留意され、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（吉野正浩議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。
これをもちまして、第238回滑川町議会定例会を閉会とします。

（午後 3時53分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月12日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員